資料№１

千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書等

一般社団法人千葉県タクシー協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

千葉県労働組合連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

自治労連千葉県本部　女性部役員一同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

ちば合同労働組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

郵政産業労働者ユニオン浦安支部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会・・・・13

千葉県内地区労・ユニオン交流会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

千葉県弁護士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

時給 1,700 円以上･地域間格差解消の要請(6,484 筆)・・・・・・・・・・・・19
（取扱：千葉県労働組合連合会）

千タ協発第４５号
令和８年７月８日

千葉地方最低賃金審議会
会長　村 上　典 子 様

一般社団法人千葉県タクシー協会
会長 [redacted]

最低賃金の改正決定に係る意見について

令和 8 年 7 月 2 日付け千葉労働局一般公示第 29 号「最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍における事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済等や、さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、タクシー事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

タクシー事業は、公共交通機関として、地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担っていますが、コロナ禍の影響は大きく、輸送人員等については、徐々に回復基調にあるとはいえ、未だ 9 割程度しか回復しておらず、今後においても予断を許さない状況であり、コロナ禍以降 18 社がタクシー事業の廃止を余儀なくされている状況です。

特に、千葉県内の法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が 2/3 を占めており、従業員数 300 人以下の企業が約 96%となっており、事業者のほとんどが中小零細企業ですが、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の６割

以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

2026年7月21日

千葉地方最低賃金審議会委員　各位

千葉県労働組合
議長 [redacted]

2026年度千葉地方最低賃金額改定の調査審議にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様に心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

2025年最低賃金改定で千葉県は1,140円（前年比64円増）と過去最高になりました。中央最低賃金審議会答申の目安を1円引き上げ、東京都との格差も縮まりました。今回の過去最高の引き上げは、あまりにも低い最低賃金の改善を求める労働者の声と運動によって導き出されたものです。しかし、これでも不十分です。最低賃金近傍の労働者の生活改善が実感できる水準となっていません。私たちの求める「いますぐ1,700円以上」にも、政府の掲げていた「2020年代に1,500円」の水準（年＋7.5%）にも届いていません。改定後も最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「節約のために朝食を抜いている」「病院にいけない。栄養はサプリで我慢している」「携帯電話は夫婦で1台にした」など、深刻な実態が寄せられています。

千葉県の場合、格差が縮まったとはいえ隣接している東京都と最賃が時間額で86円格差がありますし、全国では時間額203円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。日本では企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」であるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

現在の施策パッケージ案は、生産性向上や効率化支援が中心となっています。その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（=人員削減）を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,700円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすくて行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

また、2025年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法第14条2項）が原則ですが、2025年

の改定では10月発効は20都道府県（昨年46都道府県）にとどまり、11月発効13府県（昨年1県）、12月8県、翌年1月4県、翌年3月2県となっています。

発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない格差を労働者に新たに強いました。全地域で発効後は地域間格差が212円から203円へ9円縮小しましたが、発効時期の違いによって最大275円まで拡大する期間が生じました。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の4月時点の春闘賃上げ状況や物価の情況を基に検討されており、本来なら4月に遡って支払われてしかるべきもので、10月発効でも半年近い遅れです。それを翌年まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を著しく損なうものです。先送り理由は使用者側の「準備期間」とされるのみで、合理的根拠は十分に示されていません。答申によっては理由の記載自体がないものも見られます。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものであり、直ちに法に基づいた是正が必要です。千葉県におきましては昨年10月3日発効でしたが、遅くとも10月1日に発効することが必要です。

今年の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

記

1．地域別最低賃金については時間額1,700円以上へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額1,700円以上とすることができない場合でも、来年には時間額1,700円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。

2．都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めていただきたい。

3．最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めていただきたい。

① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。

② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。

③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。

④ 生活保護を時間換算するにあたって、月150時間で計算すること。

⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。

4．千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。

5．最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めていただきたい。

6．改定最低賃金の発効日は遅くとも10月1日とし、発効日の先送りや地域差が生じないよう、必要な運用上の対応を図ること。

以　上

2026年7月21日

千葉地方最低賃金審議会委員　各位

自治労連千葉[redacted]
女性部役[redacted]
〒260-0854　千葉市中央区長洲[redacted]
TEL043-227-9393　FAX043-22[redacted]

最低賃金いますぐ1700円以上の大幅引き上げ・全国一律最低賃金制度の確立と
貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

2026年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見

1. 女性の貧困の改善のためにも、最低賃金はいますぐ1700円以上の大幅な引き上げを行うこと。
2. 男女賃金格差をはじめ、あらゆる賃金差別を是正し、均等待遇の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、地域間格差の是正と全国一律最低賃金制度の確立を行うこと。
3. 公務職場においても最低賃金の引き上げを
4. 最低賃金の発効日は同日にすること。

意見理由

＜女性の貧困の改善のために＞

OECD（経済協力開発機構）の統計によれば、2021年の日本の相対的貧困率は15.7%で、加盟38カ国中7位という結果だった。これは、G7（主要7カ国）のなかでは最も高い水準となっており深刻である。

2022年12月26日に、厚生労働省（子ども家庭局家庭福祉課・母子家庭等自立支援室）が公表した「令和3年度（2021年）全国ひとり親世帯等調査結果」によれば、母子家庭の平均就労年収は236万円（父子家庭は496万円）となっており、厳しい経済状況にある。

母子家庭の母親の就労形態は、正規の職員・従業員が48.8%、派遣社員が3.6%、パート・アルバイト等が38.8%であり、非正規雇用が全体の4割を占める。養育費を受け取っていないひとり親世帯は、全体の56.9%と半数を超えており、給与収入が少ないことが及ぼす影響は大きい。また、生活のためにトリプルワークを行わなければならない母親もおり、安心して子育てをできる状況にない。一人で働いても余裕をもって子育てできる充分な収入を保障できる最低賃金に大幅に引き上げることが必要だ。

2025年の女性自殺者数は、6,012人（前年比507人減）となったが、「経済・生活問題」674件を占めている。暮らしをささえ、未来を見通せるようにするためにも、最低賃金はいますぐ1700円以上に大幅に引き上げるべきである。

厚労省が2025年7月に発表した国民生活基礎調査による平均所得金額は536万・所得の中央値は410万円、中央値の半分とされる貧困線は205万円となるが、千葉県の2025年の最低賃金1,140円で年1700時間働いたとしても、193万8,000円では到底足りない。一番高い東京でも208万4,200円である。最低賃金は今すぐ全国一律1700円への引き上げを行うべきだ。

＜男女賃金格差をはじめとする差別解消と、均等待遇実現のために＞

2025年の日本のジェンダーギャップ指数は、世界148か国中118位だった。前年の118位から順位は変わらず、調査対象国（148か国）の拡大にもかかわらず依然として下位である。特に政治と経済分野での男女格差が順位に大きく影響しており、経済分野の遅れの原因は女性の管理職比率や男女賃金格差にある。

全労連女性部の実態調査では、差別について、仕事の内容や待遇面で、男性に比べ不当に差別されていると回答したのが、「正規」で1,313人（22.7%）【前回22.3%】、「非正規・非常勤（無期）」201人（24%）、「非正規・非常勤（有期）」255人（24.9%）で【前回「非正規」で24.2%】、仕事の世界での差別が減っていない。差別の内容上位3つは、前回調査とほぼ同じとは言え、看過できない。「正規」は、「昇進・昇格」、「能力を正当に評価しない」、「結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある」の順で、「非正規・非常勤（無期）」は、「賃金」、「能力を正当に評価しない」、「昇進・昇格」の順、「非正規・非常勤（有期）」は、「能力を正当に評価しない」、「賃金」、「昇進・昇格」の順だった。

職場での女性の採用や昇進・昇格・登用についてのポジティブアクションについて、「ある」の回答が9.9%【前回10.9%】で、職場における意識的な男女格差是正のとりくみが進んでいないことがわかる。女性活躍推進法改正により、2026年4月1日から、「男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表」することが、101人以上の企業に義務付けられたが、公表の義務化に伴い、ポジティブアクションの拡大と加速が求められているが、格差解消のためにも、最低賃金は全国一律・今すぐ1700円以上に引き上げるべきだ。

＜公務職場においても最低賃金の引き上げを＞

国家公務職場における期間業務職員及び地方自治体職場における会計年度任用職員、いわゆる非正規公務員の給与は、最低賃金法が適用除外であるが、「給与決定には最低賃金を含めた地域の実情等を踏まえること」とされており、多くの非正規公務員が最低賃金近傍の給与で働いている。また、昇給制度がないため、長期間、低水準の給与に据え置かれている実態がある。そして、非正規公務員の多くは、民間企業と同様、女性であり、公務職場における男女の賃金差異や女性の貧困の要因にもなっている。こういった状況を改善するためにも、最低賃金の大幅な引き上げは必要である。

＜最低賃金の発効日は同日にすること＞

最低賃金の発効日は、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）が原則だが、2025 年の改定では、10 月発効は 20 都道府県（昨年 46 都道府県）にとどまり、11 月発効が 13 府県（昨年 1 県）、12 月 8 県、来年 1 月 4 県、2026 年 3 月 2 県となった。そのため、発効日の先送りは、近隣地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることになる。また、改定額の発効日が数ヶ月遅れると、その期間中、労働者は本来の適正額より低い賃金で働くことになり、不公平感が生まれる。地方から都市部への人材流出がさらに加速する原因となることからも、 従来通り、最低賃金の発行は同日に行うこと。

以上

千葉地方最低賃金審議会
会長　村上典子　殿

最低賃金の大幅引き上げの答申を求めます

２０２６年7月２２日
ちば合同労働組合
千葉市中央区要町２－８　ＤＣ会館内
電話０４３－２２５－２２０７

最低賃金制度は、賃金の下限を定め、労働者の生活を最低限保障するための重要な社会的仕組みです。しかしながら、その水準は国際的に見てなお低い状態が続いており、ワーキングプア問題の深刻化や、近年の急激な物価上昇のもとで、最低賃金制度が果たすべき役割はこれまで以上に重大なものとなっています。

昨年度、最低賃金は全国平均で１１２１円へと引き上げられ、上昇率も６％台となりました。しかし、「２０年代に１５００円」という目標を実現するためには、年率７％を超える継続的な引き上げが必要とされており、現状のペースでは到達が困難です。とりわけ物価高騰が続き、実質賃金が低下している状況においては、より踏み込んだ引き上げが求められています。

昨年、千葉県の最低賃金は時給１１４０円へと引き上げられました。この水準で月１６０時間働いた場合、月額は約１８万２千円となりますが、家賃や食料品、光熱費など生活必需費の上昇が続いており、安定した生活を営むには依然として不十分な水準です。特に単身世帯や子育て世帯にとっては、生活の余裕を確保することが難しい状況が続いています。

また、最低賃金近傍で働く労働者の実態は依然として厳しく、短時間労働者の時給水準では政府目標の１５００円にさえ達していない職業が約４３％にのぼるとされています。とりわけ、生産工程従事者、サービス職業従事者、保育士、介護職員、看護助手、販売店員など、社会を支える重要な仕事に従事する多くの労働者が低賃金に置かれています。

さらに、男女間の賃金格差の問題も深刻です。非正規雇用の比率が高い女性労働者は、最低賃金近傍で働く割合が高く、最低賃金の水準そのものが生活水準を大きく左右しています。このため、最低賃金の引き上げは、男女間の賃金格差の是正や、女性の生活基盤の安定にとっても極めて重要な意味を持っています。

国際的に見れば、最低賃金は生活保障と再分配の中核的制度として位置づけられており、その水準は日本より高い水準で設定されています。欧州諸国では、一般労働者賃金の中央値の６０％程度を目安とする考え方が広く共有されており、最低賃金を社会全体の賃金構造の中で引き上げていく政策が進められています。また、米国においても「時給１５ドル」を求める運動を背景に各州・都市で大幅な引き上げが実現してきました。韓国などにおいても、短期間での大幅引き上げを通じて賃金水準の底上げが図られてきました。こうした動向を踏まえれば、日本においてもより積極的かつ計画的な引き上げが求められています。

一方で、政府の財政運営を見ると、近年は軍事費の大幅な増額が進められており、その規模はかつてない水準に達しています。こうした政策のあり方に対しては、労働行政や社会保障、生活支援といった分野への十分な配分がなされているのかが厳しく問われるべきです。労働者の生活を直接支える最低賃金の引き上げは、本来、最優先で取り組まれるべき課題の一つであり、政策の重点配分のあり方については再検討が求められます。

以上を踏まえ、当組合は、すべての労働者が安心して生活できる十分な賃金を確保するためには、最低賃金制度がその責任を果たすべく、大幅な引き上げに向けて主導的な役割を果たすべきであると考えます。時給２０００円、さらにはそれ以上の水準を展望することも、決して非現実的な議論ではありません。そのうえで、当面の過渡的な課題として、以下の点について対応を求めます。

第一に、最低賃金はフルタイムで働くことにより自立した生活が可能となる水準を目指すべきです。一日８時間、週４０時間の労働によって、安定した生活が営める水準への引き上げが必要です。

第二に、物価上昇による生活への影響を踏まえ、昨年度を上回る引き上げを実施し、「２０年代に１５００円」達成に向けた現実的な道筋を明確にすることが求められます。

第三に、日本の最低賃金が国際的に低い水準にとどまっている現状を踏まえ、中長期的には中央値の６０％程度を目安とした水準への引き上げを検討すべきです。

第四に、地域間格差の是正に取り組む必要があります。現行の都道府県別制度は格差を固定化する側面があり、地域経済にも影響を及ぼしています。将来的には全国一律最低賃金制度の実現も含め、見直しが求められます。

第五に、最低賃金近傍で働く労働者が増加している現状を踏まえ、最低賃金の引き上げが広く賃上げにつながるような環境整備が必要です。

すべての労働者が安心して生活できる賃金水準を実現するためには、最低賃金の大幅な引き上げが不可欠です。最低賃金制度がその本来の役割を果たし、社会全体の賃金水準の底上げにつながるよう、積極的な判断がなされることを強く求めます。

以上

2026年7月22日

千葉県地方賃金審議会委員　各位

郵政産業労働者ユニオン浦安支部

支部長 [redacted]

意　見　書

第１　意見の趣旨

１　最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法の定める３要素を考慮しても「絶対的貧困かつ相対的貧困」に陥らない最低基準を追求するべきです

２　最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮するべきです

３　長時間労働と低賃金の実態を考慮するべきです

４　三要素の決定に当たって資料の精査を求めます

５　東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律１５００円への改正を求めます

第２　意見の理由

１　はじめに

私たち郵政産業労働者ユニオン浦安支部(千葉県浦安市東野1-6-1浦安郵便局内)は、千葉県のうち主に都県境付近の事業所を中心に組織している労働組合の支部組織です。

憲法では、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活の保障し(25条１項)、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める(同２項)ところで、賃金、就業時間など勤労条件に関する基準を法律で定めます(27条2項)。

そこで労働基準法があり、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない(１条)ものとして、1947年制定当初は労働時間の前の旧第28条から旧第31条までで最低賃金を定められることについて及び方法も規定していました。その後、1959年に労働基準法から独立し、現在は、賃金の最低基準に関しては最低賃金法の定めるところ(28条)としています。

最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的(１条)とし、地域別最低賃金をあまねく全国で決定(９条１項)します。現在の地域別最低賃金の決定方法は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮(同２項)し、生活保護に係る施策との整合性に配慮する(同３項)とされています。

憲法上の要請と同時にヴェルサイユ条約(1920年1月10日『官報』号外)に批准し、国際秩序の観点の上から今日の最低賃金や労働時間の法制化が求められてきた経過があります。　ヴェルサイユ条約当時の産業構造転換は日本でも例外ではなく、我が国でも農業生産額を工業生産額が上回り米価高騰や住宅難などへの対応が模索された時期でもありました。1947年3月6日には、河合厚生大臣の説明で「戦前わが国の労働条件が、他の文明国に劣っていたことは、国際的に顕著」とし、「国際的に是認されておる基本的な労働条件を保障し、もって労働者の心からなる協力を期待しする」と労働基準法が制定されています。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実効計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)及び「ジョブ型人事指針」(令和6年8月28日)も出されており、家計の補助的労働者か否かを問わず、全ての労働者に最低賃金は非常に重要であるということも踏まえたところで、労働組合として意見します。

同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約(大正9年条約第1号) (1920年1月10日『官報』号外)	国際労働機関憲章(昭和27年条約第１号) (1952年1月16日『官報』)
第十三編　労働　第一款　労働機関 国際連盟ハ世界平和の確立を目的トシ而シテ世界平和ハ社会正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ヘキモノナルニ因リ 多数ノ人民ニ対スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ労働状態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムヘキニ因リ彼ノ労働時間ノ制定殊ニ一日又ハ一週ノ最長労働時間ノ限定、労働供給調整、失業ノ防止、相応ノ生活ヲ支フルニ足ル賃銀ノ制定、労働障害及疾病ニ対スル労働者ノ保護、児童年少者及婦人ノ保護、老年及廃疾に対スル施設、自国外ニ於テ使用セラルル労働者ノ利益ノ保護、結社ノ自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記労働状態改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ一国ニ於人道的労働条件ヲ採用セサルトキハ他ノ諸国ノ之カ改善ヲ企画スルモノニ対シ障礙ト為ルヘキニ因リ 茲ニ締約国ハ正義人道ヲ旨トシ世界恒久ノ平和ヲ確保スルノ冀望ヲ以テ左ノ諸条ヲ協定ス	国際労働機関憲章　全文 世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、 そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、一日及び一週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、 また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、 締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する。

２　絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準の必要性(意見の趣旨１)

最低賃金法９条２項では「通常の事業の支払い能力」では通常とそうでない事業の違いは何であるのか。支払い能力の数値的な算定は困難ではないかという問題もありますが、憲法25条１項の要請があります。そもそも地域別最低賃金決定の３要素を考慮し、これら総合的に勘案して生活保護に係る施策との整合性に配慮したとしても、導かれる金額としては、すべての国民が絶対的貧困及び相対的貧困に陥らない基準を追求すべきです。

３　最低賃金の決定は、世帯全体の家計も考慮するべき(意見の趣旨２)

また2024年10月、８年ぶりに国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）が報告審議を行い、総括所見では、賃金や雇用について、同一価値労働同一賃金原則（男女同一賃金）の不十分さ、コース別雇用管理で低賃金の事務職・パートタイム・低賃金労働に女性が集中していることによる賃金格差が大きく、それが年金給付にも影響を及ぼしていることを指摘しました。いわゆる３ちゃん農業と社宅制度と仕送りで融通していた時代から賃金制度が対応できていない問題について議論が必要です。

４　長時間労働と低賃金に考慮し、相対的貧困に陥らない水準を(意見の趣旨３)

郵政産業については、1998年11月以降の地域区分局非常勤化と1999年「女子保護」規定撤廃(夜業解禁)の中で、男女問わず深夜労働が低賃金の非正規労働者が中心となって、Wワークで働く労働者も少なからずいます。

近年「賃金中央値」が下がっていますが、産業によっては正社員の所定労働時間が７時間労働制となる一方、低賃金労働者の方がWワークで長時間労働がある実態があることから、長時間労働と低賃金の実態を考慮し、絶対的貧困と相対的貧困の両方から検討を求めます。

５　資料の精査について(意見の趣旨４)

昨年の意見書の通り、「人事院標準生計費」については、2024年６月５日の衆議院厚生労働委員会において宮本徹議員が質問し、２０２４年４月の標準生計費（単身世帯）が一番低い愛媛県（７万７０６０円）が、一番高い三重県（１７万１００円）の半分以下で年ごとにばらつきがあるなど、そのデータには疑問があります。

生計費を把握するには、全労連や連合が行っている生計費調査を参考にすべきであり、３要素の決定について資料の精査を求めます。

６　賃金相場について

郵政の時給制契約社員の賃金は、①最低賃金、②正社員の調整手当支給区分が甲地以上か否か(国家公務員の調整手当支給区分とも異なり、東京圏では東京都・神奈川県に甲地以上が著しく偏る)がベースとなっています。

以上の点を踏まえ、東京都と千葉県の最低賃金を是正し、全国一律１５００円への改正を求めます。(意見の趣旨５)

以　上

最低賃金に関する要望

2026年4月16日
日本商工会議所
東京商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

わが国が成長型経済へ本格的に移行するためには、企業が成長の果実を賃金や投資へ循環させていくことが重要であり、雇用の約7割（三大都市圏を除くと約9割）を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、円安の進行や中東をはじめとする国際情勢の不安定化によるコストの増大など経営への影響も懸念される。

こうした中、最低賃金は近年大幅な引上げが続き、中小企業・小規模事業者の支払能力などの経営実態を踏まえると、極めて厳しい水準にある。とりわけ地方において、引上げの影響や負担感が大きい。物価と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

特に昨年は、地域間競争への過度な意識などから、地方最低賃金審議会（以下、地賃）において、中央最低賃金審議会が示した目安への大幅な上乗せが相次ぎ、各地から、根拠を欠くとの声が上がった。改めて、法の趣旨を踏まえた、中央・地方での法定三要素（賃金・生計費・支払能力）に基づく熟議の徹底が求められる。

こうした認識のもと、2026年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1．中小企業・小規模事業者の経営実態を踏まえた政府方針への見直しを

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、**現在の政府目標「2020年代に全国加重平均1,500円」は、中小企業・小規模事業者の経営実態から著しく乖離**している。今後、**中小企業・小規模事業者団体も含む労使の代表が意見を述べる機会を設け、企業の支払い能力等の実態を十分踏まえた水準に見直すべき**である。

また、**最低賃金は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含めて全ての企業に強制力をもって適用される**ものであり、**賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではない**。

２．法定三要素に基づく審議会での議論の徹底、過度な地域間競争の抑制を

昨年の地賃審議では、近年顕著になっている近隣県との競争意識に加え、知事からの引上げ要請、目安を上回る引上げを前提とした国・自治体の支援策の提示などもあり、**各地で中央が示した目安への大幅な上乗せが相次ぎ、地域の実態と乖離した引上げが行われた**。こうした状況は、**法定三要素に基づく審議の原則を歪めていると言わざるを得ず、強く懸念**する。

中小企業・小規模事業者の実態を踏まえない引上げは、設備投資の抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の減退を招くことも懸念される。また、**同一都道府県内における地域の経済格差や経営基盤の脆弱な小規模事業者の実態にも十分留意**する必要がある。改めて、**中央・地方の審議会において、三要素のデータに基づく熟議を徹底すべき**である。

政府においては、各地労働局を通じて、**地賃の審議において参照すべき地域別の統計データの例示・提供を一層進めるとともに、近年の大幅な引上げや近隣県との額差が、地域経済や雇用に与える影響、また、企業規模や業種に応じた影響等について必要な調査・分析を実施されたい**。

３．企業の準備期間等を踏まえた合理的な発効日の設定を

昨年は、中央から地方の審議会に対し、発効日についても十分な議論を行うよう要請した結果、多くの地域で指定日発効が適用された。**発効日が１月以降となった地域では、他の地域と比較して、給与規程の改正や賃上げ原資確保などの準備期間が確保できた**と評価する企業の声が多く寄せられている。

他方で、都道府県間で**発効日に最大で６ヶ月程度の差異**が生じたことや、一部の地域では**発効日が金額引上げの交渉材料**として用いられたことなどから、**中央で発効日に関する一定の方針を示すべき等の声**も上がる。

こうした声も踏まえ、**企業の十分な準備期間の確保、「年収の壁」を意識した就業調整の抑制等を行う観点から、発効日については少なくとも１月以降**を基本としつつ、地賃において、引上げ額の審議とは切り離して、決定時期と**地域の実情を十分に踏まえ、適切な発効日を設定すべき**である。

加えて、「年収の壁」問題については、支援策の改善・拡充を進めつつ、社会保障の全体的な改革を通じて問題の解消を図るとともに、その根底にある**第３号被保険者制度の将来的な解消について、早急に国民の合意を得る努力が必要**である。

４．産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する**特定最低賃金**については、都道府県ごとに適用されるものが現在 223 件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2025 年度においては、地域別最低賃金額を下回るにもかかわらず改定されなかったものが 111 件あり、うち 78 件は３年以上にわたり

見直しがなされていない。**形骸化した特定最低賃金については関係労使の協議により廃止に向けた検討を行っていく**べきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、**現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討**することも一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、**特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべき**である。

5．中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が７～８割と高いことに加え、労務費を含むコスト増加分の価格転嫁が十分に進まず、中東をはじめ国際情勢の不安定化によるコスト増大など経営への影響も懸念される。自発的かつ持続的な賃上げに向けて、**生産性向上などの自己変革による付加価値の増大**に加え、**価格転嫁の一層の推進**により、**賃上げ原資を確保していく必要**がある。

政府には、「業務改善助成金」、「ものづくり補助金」、「省力化投資補助金」等の助成金・補助金に加え、「賃上げ促進税制」による持続的な賃上げ環境の整備のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」などあらゆる政策を総動員して、**生産性向上を伴う賃上げの取組を後押しする支援策の維持・拡充**を図られたい。とりわけ、**人手不足が顕著に厳しいエッセンシャル産業については重点的な支援を実施されたい**。

また、**「パートナーシップ構築宣言」**や、本年１月に施行された**「中小企業受託取引適正化法（取適法）」の実効性確保**に加え、同法の適用対象外となる取引に対して必要な措置、**中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善**など、**価格転嫁の推進**に粘り強く取り組み、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備に取り組まれたい。

以上

2026年4月26日

千葉労働局
局長　小山　英夫　殿

千葉県内地区労・ユニオン交流会

市原地区労働組合協議会、習志野地区労働組合協議会
八千代地区労働組合協議会、君津・木更津地区労働組合センター
労働組合千葉県なのはなユニオン、ユニオン市原
ユニオン木更津、千葉スクラムユニオン、JAL被解雇者労働組合

代表　市原地区労議長 [redacted]

最低賃金の改正に関する意見交換の要請

昨年、地方最低賃金が改正され、全国加重平均で1121円になりました。しかし、この金額では、週40時間フルタイムで働いたとしても、年収は230万円を少し超える金額で、ワーキングプアを抜け出せません。時給が1700円になれば、年収で350万円を超えます。しかし、これだけでは結婚・出産・子育て・教育を考えると不安が解消できません。抜本的な賃金体系の見直しを含めて賃金の在り方を再検討すべきであり、地方だけでは解決することが出来得ない内容であれば中央機関への具申等を求める次第です。

日本の最低賃金は金額が低すぎます。欧米の最低賃金は、多くの国で2000円を超えており、第10位のカナダでさえ、2088円です(2026年3月現在、アフィニティ留学による)。日本における最高額である東京の1226円と比較すれば、その違いは歴然としています。

日本の賃金水準はバブル経済が崩壊した1990年代から低迷が続いており、欧米諸国との差が大きく広がりました。日本政府も賃上げの必要性を訴えていますが、中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃金は、労働市場の動向ではなく、最低賃金の引上げによって上がっているのが実態です。物価高騰の中で、最低賃金の大幅引き上げは、最も有効、かつ必要な経済政策です。最低賃金近傍で働く労働者の家計は火の車です。直ちに大胆な最低賃金の改定が必要なのは論を待ちません。

一方、最低賃金の大幅引き上げは中小企業・小規模事業者にとって大きな打撃となることも承知しています。現在厚生労働省や中小企業庁で実施している中小企業・小規模事業者への支援事業の大幅な改善を同時に求めるものです。

全国一律最低賃金制度の実現も重要です。8都府県が中央最低賃金審議会の目安と同額の引き上げを答申した一方で、39道府県は目安を上回る引き上げとしました。最低賃金の地域間格差による労働者の流出に対する地方の危機感が如実に現れたものと言えます。今こそ、最低賃金の全国一律制度の検討をすべきです。

また、発効日については、昨年度は徳島県（11月1日）を除く都道府県は10月中でしたが、今年度は10月1日～3月31日までバラツキが見られ、6県が2026年の発効となっています。これではせっかくの引き上げも効果が減衰されてしまいます。

中央最低賃金審議会、及び多くの地方最低賃金審議会では、肝心の金額審議を行う専門委員会等が一部公開にとどまっています。すべての最低賃金審議会の議論を、完全公開とすべきです。

これらを踏まえ、以下のことについて意見交換したいと考えました。よろしくお願いいたします。

1．最低賃金の時間額を直ちに1700円とすること。
2．全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
3．すべての最低賃金審議会を完全公開とすること。
4．中小企業・小規模事業者への支援事業を大幅に改善すること。

こちらからは各組合・ユニオンから最大2名、計10名程度の参加を希望します。なるべく早い日程を、遅くとも5月末までのご提示をお願いいたします。

継続的な最低賃金大幅引上げ及び実効的中小企業等支援を求める会長声明

１．厚生労働省が２０２６年２月９日に発表した「毎月勤労統計調査２０２５年分結果速報」によると、２０２５年の現金給与総額は前年比２．３％増となったものの、消費者物価指数を反映した実質賃金指数は、持家の帰属家賃を除く総合で前年比１．３％減、総合で前年比０．８％減となった。消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合で前年比３．７％、総合で前年比３．２％上昇しており、名目賃金の上昇が物価上昇に追いついていない状況がなお続いている。

また、千葉市消費者物価指数（注：千葉県下における消費者物価指数の参考数値として千葉県が公表している数値）の推移をみると、２０２５年平均の総合指数は前年比３．０％上昇、生鮮食品を除く総合指数は前年比２．９％上昇している。

２０２６年３月時点でも、総合指数は前年同月比１．６％上昇、生鮮食品を除く総合指数は前年同月比１．９％上昇しており、物価上昇による生活への影響は引き続き無視できない高水準にある。加えて、ホルムズ海峡を巡る国際情勢の影響により、生活用品等の値上がりも予想されるところであり、労働者の生活を守り、地域経済を下支えするためには、最低賃金の更なる引上げが必要である。

２．　２０２５年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で１０５５円から１１２１円へ、金額にして６６円、割合にして６．３％の引上げとなった。

千葉県最低賃金についても、２０２５年１０月３日に、従前の１０７６円から６４円引き上げられ、時間額１１４０円となった。千葉県における引上げ率は約５．９％であり、２０２５年の千葉市消費者物価指数の上昇率を上回っている。

このような最低賃金の引上げは、物価高に苦しむ労働者の助けとなるものであり、評価できるものである。他方、わが国において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、最低賃金について、２０２０年代に全国平均１５００円という目標に向かって努力を継続する旨を示している。この目標を現実に達成するためには、本年度、少なくとも９５円程度の最低賃金の引上げが必要であると考えられる。政府は、自らが掲げた目標を現実のものとするために、今年度も十分な最低賃金の引上げを行うべきである。

また、現在もなお最低賃金額には深刻な地域間格差があることは、重大な問題である。政府は、従前の地域間格差の問題を直視し、全国一律最低賃金制の導入も視野に入れつつ、積極的に地域毎の経済格差の是正に努めるべきである。もっとも、最低賃金の地域間格差の是正を進めるに当たっては、千葉県のように既に比較的高い最低賃金水準にある地域の引上げが鈍化することのないよう留意すべきである。地域間格差の解消は、低水準地域の大幅な底上げによって実現されるべきであり、物価・生活費・労働市場の実情を踏まえた高水準地域の継続的な引上げを妨げるものであってはならない。

３．　最低賃金の引上げに際しては、これと併せて、賃金を引き上げる企業、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する実効的な支援が不可欠である。

厚生労働省及び中小企業庁は、２０２６年４月版の「最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」において、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、賃上げに取り組む事業者向け融資制度、価格転嫁・取引適正化

に関する支援などを掲げている。

最低賃金の引上げを持続可能なものとするためには、これらの制度を単に用意するにとどまらず、申請手続の簡素化、助成率・助成上限額の拡充、価格転嫁を実現するための取引適正化の徹底、社会保険料等の事業主負担に対する支援などを一体的に進める必要がある。

特に、賃金引上げが労働者の生活改善に直結するためには、助成金による一時的支援にとどまらず、中小企業が継続的に賃上げ原資を確保できる環境整備が重要である。国は、価格転嫁の実効性確保、生産性向上支援、資金繰り支援、社会保険料負担の軽減等を含む総合的な施策を講ずるべきである。

とりわけ、医療・介護・障害福祉・保育など、公定価格又はこれに準ずる制度的価格により運営され、利用者・消費者への自由な価格転嫁が困難な事業分野においては、最低賃金の引上げや物価上昇に対応した報酬・価格の改定と適正化が不可欠である。これらの分野では、人件費の増加を事業者の自助努力のみによって吸収することには限界があり、十分な財政措置を伴わない最低賃金引上げは、事業継続を困難にし、ひいては地域における医療・介護等のサービス提供体制を損なうおそれがある。

したがって、国は、最低賃金の引上げを進めるに当たり、一般的な中小企業支援に加えて、公定価格に依存する事業分野については、賃上げ原資を確保できるよう、報酬体系・価格設定の見直し及び必要な財政支援を一体的に講ずるべきである。

4．　以上から、当会は、政府に対し、２０２６年度においても最低賃金の更なる大幅引上げを求めるとともに、その引上げを持続可能なものとするため、実効性ある中小企業等支援策を策定・実施することを求める。

令和８年（２０２６年）６月３０日

千葉県弁護士会会長 [redacted]

千葉県の最低賃金を直ちに
時給1700円以上に引き上げるとともに、
地域間格差の解消を求める要請書

6.484 筆

7 月 21 日

取扱団体　千葉県労働組合連合会

千葉県の最低賃金をただちに時給1700円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長　様
厚生労働大臣　様
中央最低賃金審議会会長　様

■ 要請趣旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは８時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給1140円であり、法定労働時間で換算すると年収は200万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収200万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給1700円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が解消されず、時給で195円にも及んでおり、千葉県においても東京都との差は86円となっています。労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

物価高騰の影響で売り上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

■ 要請項目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給1700円以上に引き上げること。

2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

氏　　名	住　　所
[redacted]	

＊この署名用紙は、関係行政機関への要請以外の目的に個人情報が利用されることは一切ありません

資料№２

令和８年７月 28 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎　殿

中央最低賃金審議会
会長　藤村　博之

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和８年６月 26 日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

１　令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

２　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

４　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

５　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

６　また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7　価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

8　また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

9　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10　地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

11　「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

12　また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

13　また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙1

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和８年７月 28 日

１　令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

２（１）目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。

ア　労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウエイト 8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.1％で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和６年 10 月から令和

７年６月までの平均 3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（１万分比）を指す)。

昨年度の目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「１か月に１回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト 1,215）の指標については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 1.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト 2,626）について見ると、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間は平均 4.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト 5,121）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.2%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間９回以上 15 回未満)、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1 か月に 1 回程度購入」する品目（ウエイト 1,136）については、令和７年 10 月から令和８年６月までの期間で見た場合は平均 2.3%で、前年同期の令和６年 10 月から令和７年６月までの平均 6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和７年は勤労者世帯で 26.3%となっており、令和６年の 26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では 27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和８年５月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ　賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第７回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、３年連続５%を上回っている。また中小でも 4.69%（昨年 4.65%）で３年連続４%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については 6.18%（昨年 5.81%、一昨年5.74%）となり、６%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第１回集計）では、大手企業で 5.46%（昨年 5.38%）で３年連続５%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも 4.20%（昨年 4.35%）で３年連続４%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で２年連続４%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第４表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第４表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第４表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ　通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和５年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和７年は７～10%程度で推移、令和８年の第１四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和４年度は 2.2%増加、令和５年度は 4.7%増加、令和６年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和６年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和４年度で 1.4 ポイント低下、令和５年度で 2.4 ポイント低下、令和６年度で 0.9 ポイント低下し、令和６年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和６年度は資本金 1,000 万円以上で 61.4%、資本金 1,000 万円未満で 81.5%となっているが、資本金 1,000 万円未満においても令和５年度と比べると 1.5 ポイント上昇しているが、令和４年度から 3.1 ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和８年６月（速報値）で 7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で 22.8%、「化学製品」で 14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和８年４月～６月は、－18.7 となっており、４期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和６年度では製造業で 7.00 ポイントの差、非製造業で 4.21 ポイントの差だったのに対し、令和７年度では製造業で 6.84 ポイントの差、非製造業で 4.65 ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和８年３月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和７年９月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約３ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約１ポイント増加し、９割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約１割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち７割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約１ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は 8 割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、１～３割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は 16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和７年９月調査において初めて５割に到達し、引き続き５割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約５ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和２年から令

和４年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和４年から４年連続で増加し、直近の令和７年では 10,300 件となっている。一方、令和８年１～６月の物価高（インフレ）倒産については、556 件（前年同期 449 件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ　各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針 2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年６月までで平均 2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第４表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第４表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第４表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第１条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9％（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第４表①②における賃金上昇率は、ＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっており、第４表③では、Ｃランク、Ｂランク、Ａランクの順に高くなっている。また、第４表①②③における、ＡランクとＢランク、ＡランクとＣランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてＢ・Ｃランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Ａランクと比較し、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Ａランク54円（4.5％）、Ｂランク56円（5.2％）、Ｃランク56円（5.4％）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4％から84.3％となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ　政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第９条第２項の３要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ　地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和７年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

こうした令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和５年全員協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

別添

参考資料

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

（単位：%）

	ウエイト（１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～2026年６月平均	2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月		
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
１か月に１回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

注１　「頻繁に購入」、「１か月に１回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「１か月に１回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

注２　「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。 なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

注３　「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。

注４　平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「１か月に１回程度購入する品目」

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「１か月に１回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「１か月に１回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
ブロッコリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）Ａ	
だいこん	すし（弁当）Ｂ	
かぼちゃ	弁当Ａ	
なす	弁当Ｂ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

エンゲル係数の推移

○ エンゲル係数の推移をみると、近年上昇傾向であり、特に世帯収入が第一・十分位階級の世帯においては、更に高い値で推移している。

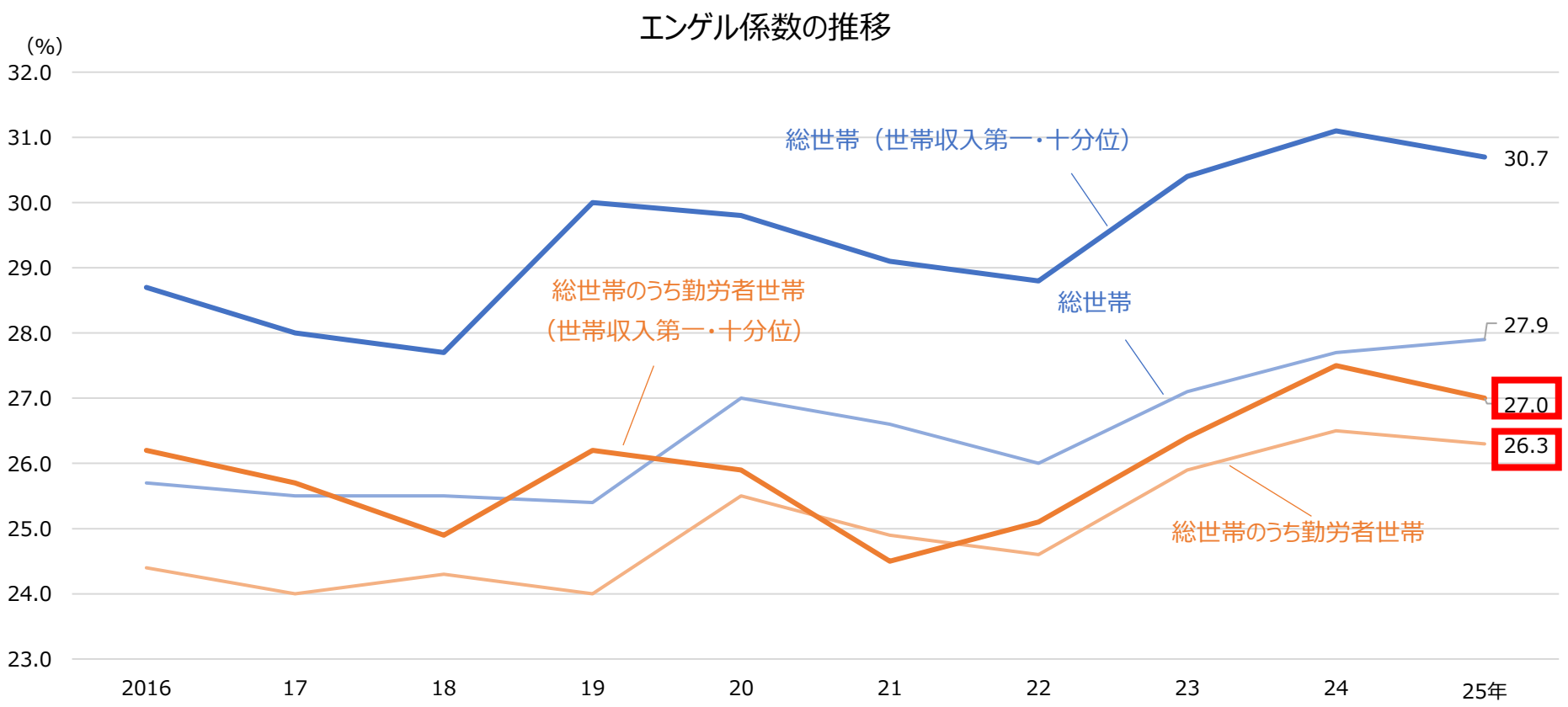

出所：家計調査（総務省）

※エンゲル係数とは、消費支出に占める食料費の割合のことである。

※第一・十分位階級とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で十等分して十のグループを作った場合の最も収入の低い階級のことである。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、１年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が61.4%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計10.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計28.2%となっている。
○　時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計54.8%となっている。

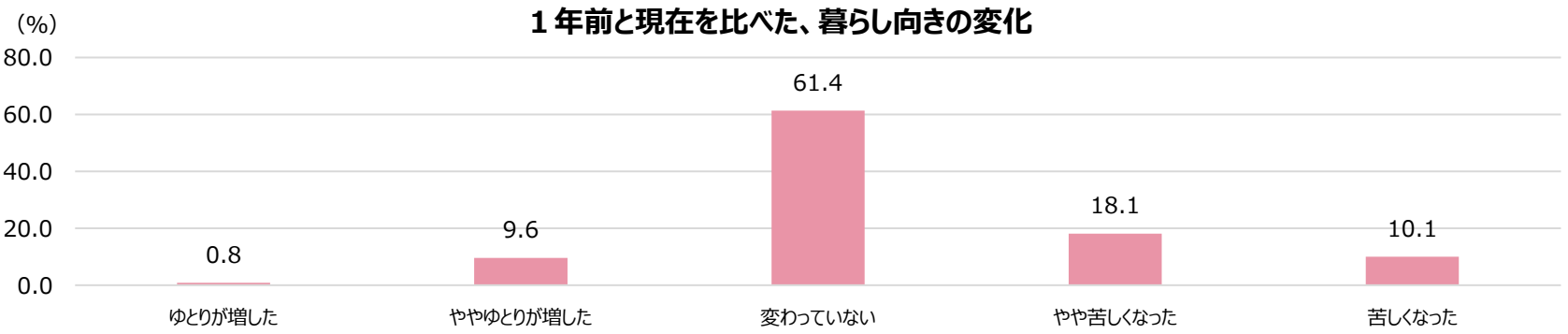

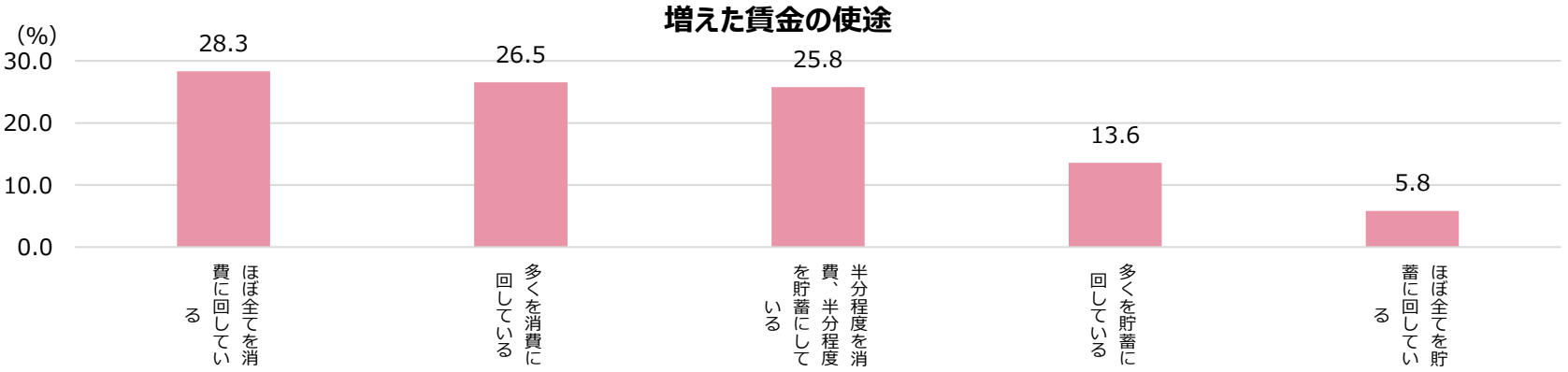

（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。
過去１年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（復元後1,683人）のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（復元後1,351人）について集計。
増えた賃金の使途については、そのうち１年前と現在を比べて１ヶ月の賃金が増えた者（復元後837人）について集計。
※　図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今月の指標（１）　中東情勢の影響（取引段階別の価格、ナフサ等の代替輸入量、消費者マインド）

- ◆ 激変緩和措置等の政策効果がなければ、５月の消費者物価は３％近い上昇率になったと試算される（１図）。一方、石油製品の取引価格は、川上から川中・川下製品に転嫁されていく段階とみられ、今後一定期間、物価上昇圧力は続く見込み（２図）。
- ◆ 量の面では、石油関連製品の中東以外からの輸入量が増加しており、代替調達の進展が貿易統計からも確認できる（３図）。消費者マインドは、４月を底に持ち直しの兆しが出ており、特に、週次データでは米イラン合意後の改善が顕著（４図）。

１図　政策効果による消費者物価抑制（試算）

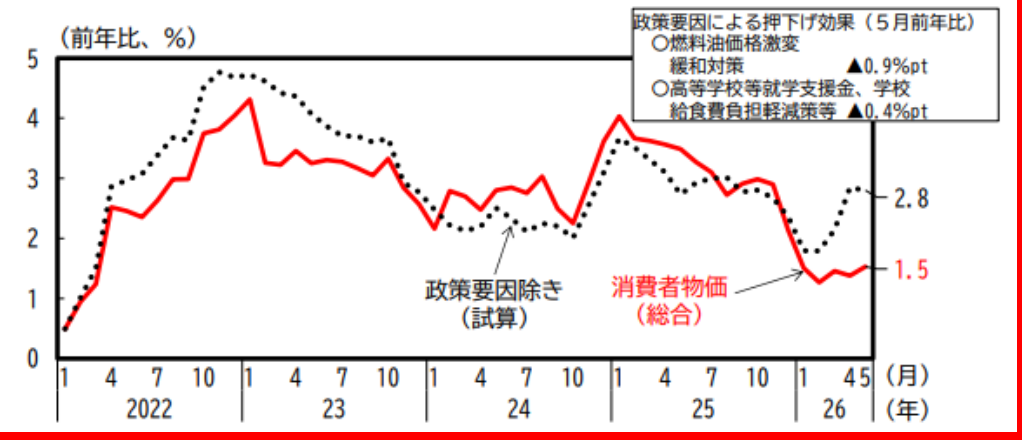

２図　石油関連製品の企業間取引価格動向

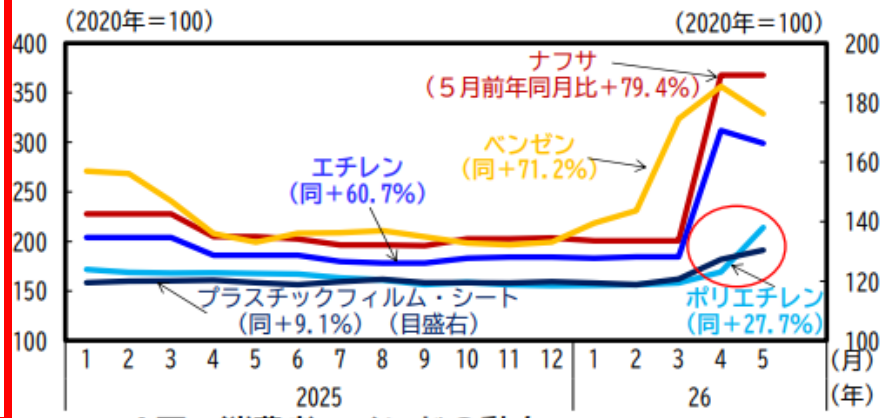

３図　ナフサ等揮発油の輸入動向

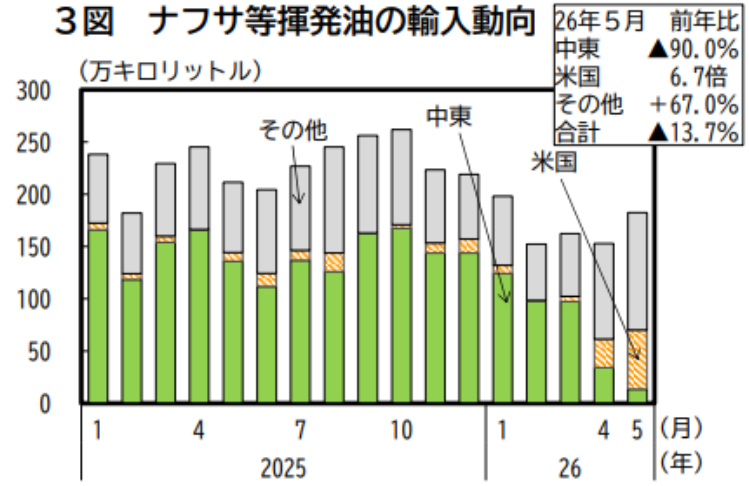

４図　消費者マインドの動向

①月次調査

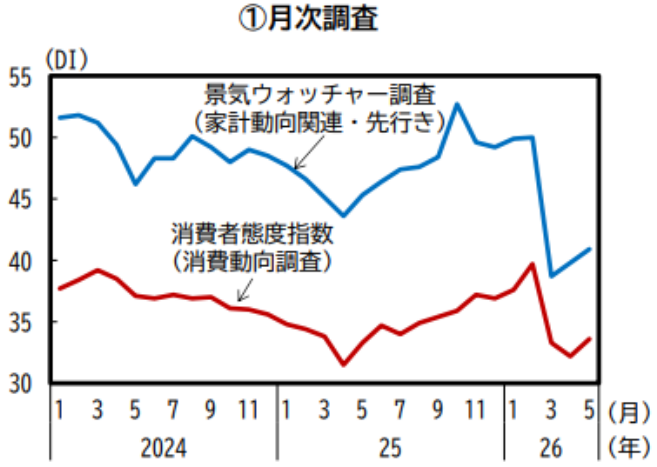

②週次・民間調査

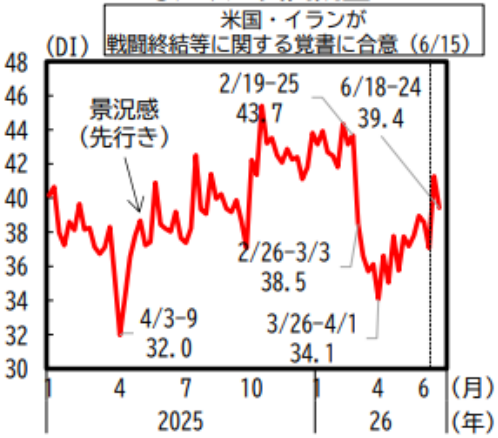

（備考）１．１図は、総務省「消費者物価指数」により作成。　２．２図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。括弧内は2026年５月の前年同月比。
３．３図は、財務省「貿易統計」により作成。　４．４図は、内閣府「消費動向調査」、「景気ウォッチャー調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。①は季節調整値。②の「景況感（先行き）」は、２～３か月後の景況感や消費予想について５段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。数値が高いほど景況感が良く、消費金額が増えると判断している。

連合　春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第７回（最終）回答集計結果（７月３日公表）では、全体の賃上げ率は5.01%（中小4.69%）となっており、５%台の高い水準。中小は比較可能な2013年以降で最も高い。

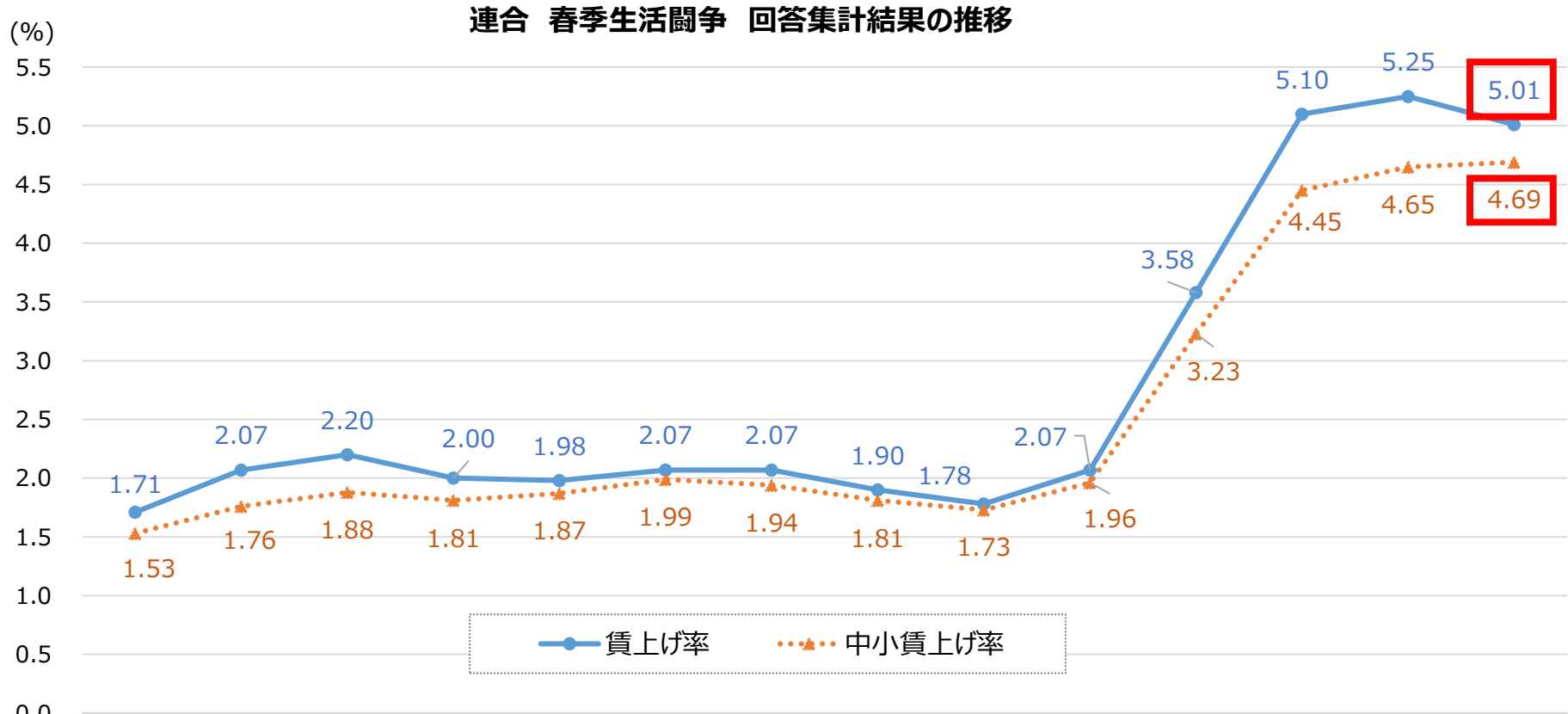

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3	2026.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

（資料出所）連合「2026春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2026年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

連合　春季賃上げ妥結状況（有期・短時間・契約等労働者）

連合（有期・短時間・契約等労働者）　第７回（最終）回答集計結果（2026年７月３日）

			単純平均	加重平均
時給	400組合 917,964人	賃上げ額	66.63円（59.65円）	75.01円（66.98円）
		引上げ率	5.44%（5.17%）	6.18%（5.81%）
		平均時給	1,290.95円（1,213.28円）	1,289.11円（1,219.70円）
月給	148組合 27,163人	賃上げ額	10,388円（9,914円）	10,794円（10,004円）
		賃上げ率	4.40%（4.32%）	4.53%（4.35%）

（注）（　）内の数値は、2025年７月３日付　第７回（最終）回答集計結果。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○ 2026年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.46%（第１回集計）、中小企業4.20%（第１回集計）となっている。

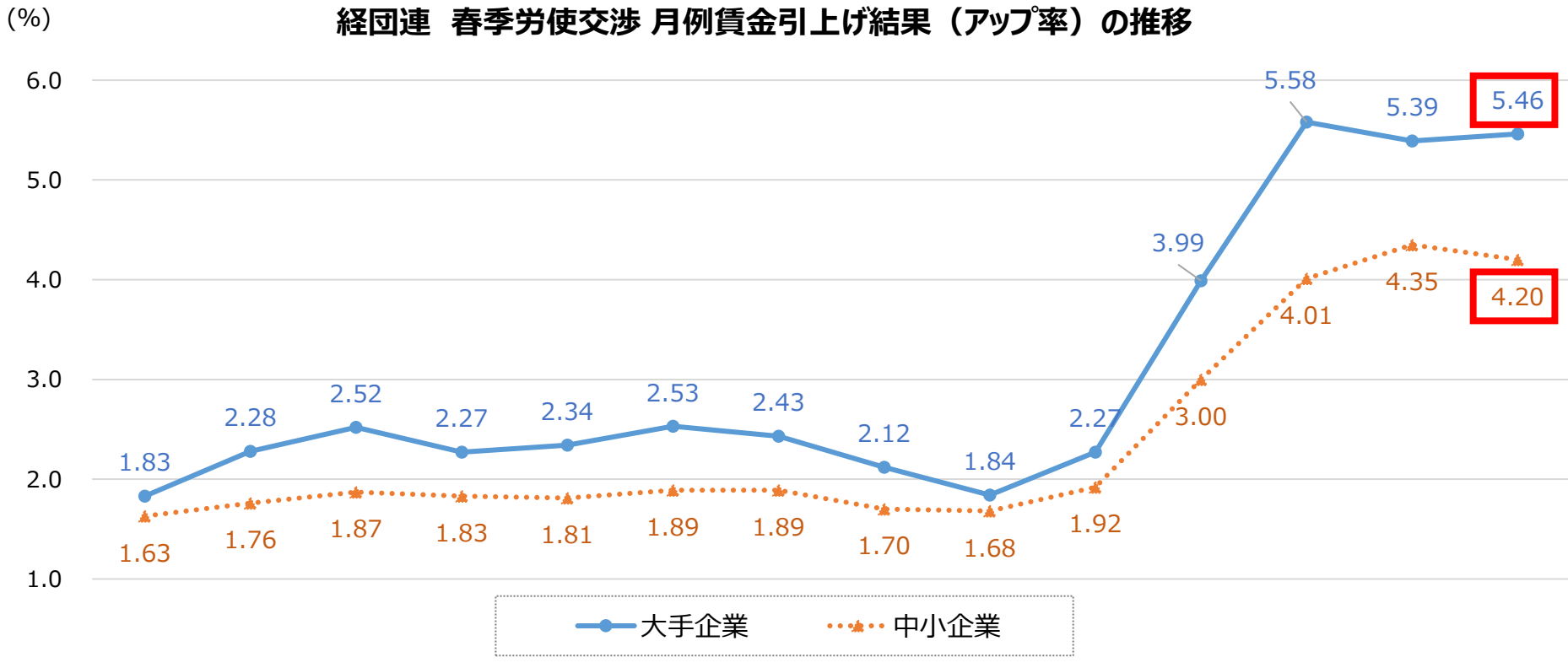

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.39	5.46
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35	4.20

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注） 2025年までは最終集計結果、2026年は第１回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年６月４日)

日商 中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査(2026年６月８日)

		(加重平均)
正社員 (月給)	全体 1,604社	12,036円 (11,074円) 4.29% (4.03%)
	20人以下 752社	9,573円 (9,568円) 3.52% (3.54%)

(注) 1　前年４月と当年３月、４月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。
2　2,260社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。
3　(　) の数値は、2025年６月４日集計結果。2025年度調査は、2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い「正社員/月給支給」の従業員が対象。2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないことに留意。

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②

※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③

※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

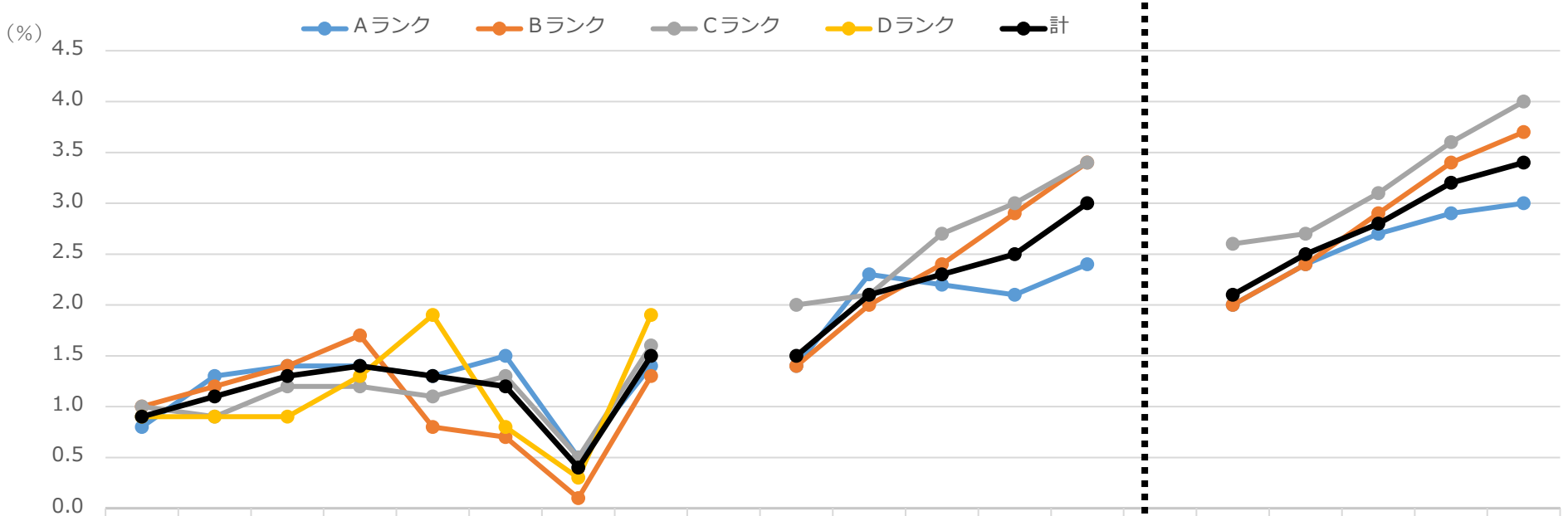

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025	2026		2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1	2.4		2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9	3.4		2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0	3.4		2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9												
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5	3.0		2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○　最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

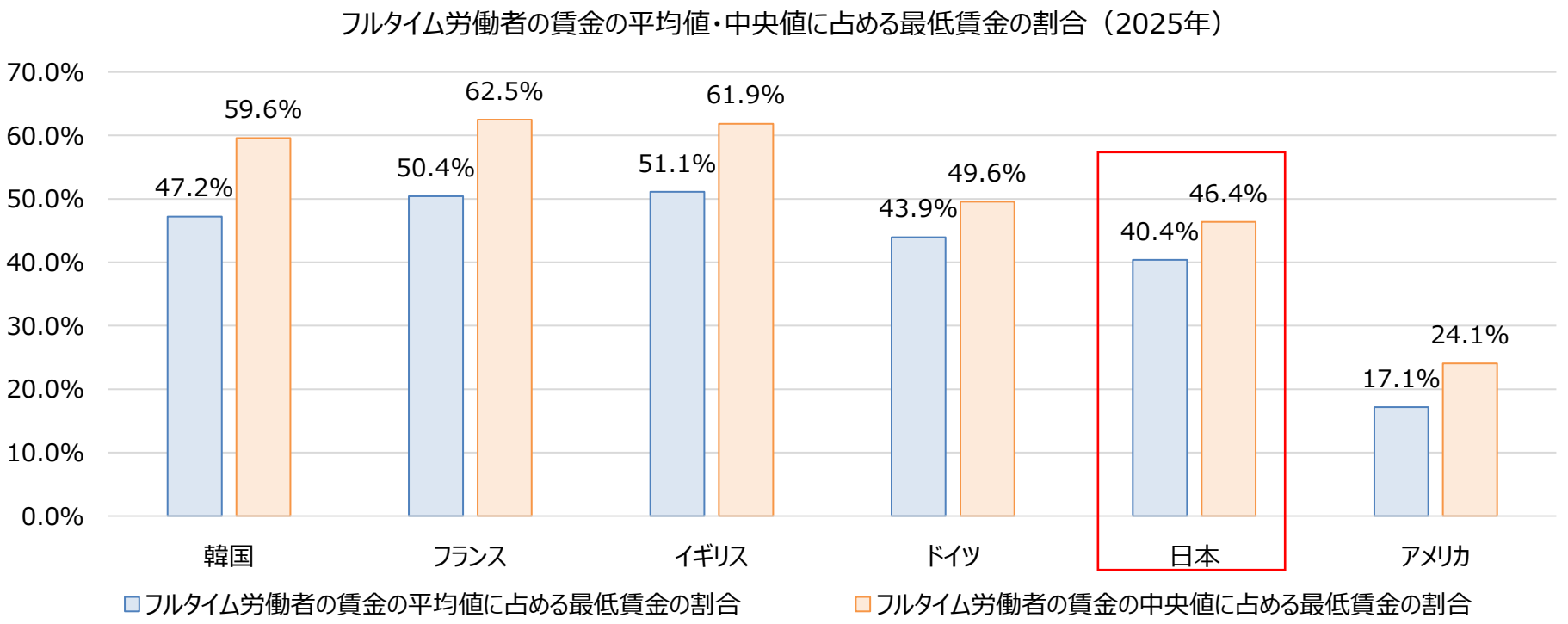

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注１）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注２）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注３）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

○ EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の６割や平均値の５割を参照指標として加盟国に示されている。

○ 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：%）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）
所定内給与額＋特別給与額	43.1	49.0	51.1	61.4
所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額	42.4	48.2	50.0	60.1
（参考）所定内給与額	53.0	57.9	61.2	69.8

（注１）令和７年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。

（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2025年秋以降に改定した最低賃金額（全国加重平均）との比率を算出。

（注３）時給換算に当たっては、

「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、

「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694	1,147,288
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1	7.5
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605	1,100,066
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3	8.5
	〃　10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560	687,032
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5	7.4
	〃　1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204	184,190
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4	5.7
	〃　1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840	228,845
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3	14.5
	〃　1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090	47,222
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8	▲ 12.7
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5	6.8
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9	7.2
	〃　10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7	11.1
	〃　1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3	5.3
	〃　1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7	4.1
	〃　1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3	2.8

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2024年				2025年				2026年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694	358,338	275,385	300,270	326,271
	前年同期比	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8	0.2	19.7	4.7	14.6
	〃 10億円以上	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830	249,814	175,535	177,112	173,061
	前年同期比	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7	▲ 1.7	20.1	9.2	24.7
	〃 1億円～10億円	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105	46,099	50,428	52,087	59,048
	前年同期比	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2	3.3	18.5	▲ 2.0	11.2
	〃 1,000万円～1億円	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759	62,425	49,422	71,071	94,162
	前年同期比	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6	6.0	19.2	▲ 0.7	1.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0	9.6	7.3	7.5	8.0
	〃 10億円以上	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4	16.3	11.2	11.0	10.3
	〃 1億円～10億円	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6	5.4	5.7	5.7	6.3
	〃 1,000万円～1億円	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4	4.7	3.7	4.8	6.4

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

従業員一人当たり付加価値額の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

	全産業（除く金融保険業）								製造業								非製造業							
	資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金規模計		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
2015　年度	725	2.8	1,048	1.7	580	2.7	494	2.1	829	1.3	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	694	3.4	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016　年度	727	0.3	1,074	2.5	576	▲ 0.7	506	2.4	832	0.4	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	695	0.1	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017　年度	739	1.7	1,096	2.0	587	1.9	500	▲ 1.2	865	4.0	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	702	1.0	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018　年度	730	▲ 1.2	1,104	0.7	566	▲ 3.6	493	▲ 1.4	859	▲ 0.7	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	694	▲ 1.1	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019　年度	715	▲ 2.1	1,057	▲ 4.3	551	▲ 2.7	493	0.0	812	▲ 5.5	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	687	▲ 1.0	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020　年度	688	▲ 3.8	990	▲ 6.3	536	▲ 2.7	478	▲ 3.0	797	▲ 1.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	658	▲ 4.2	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021　年度	722	4.9	1,083	9.4	555	3.5	454	▲ 5.0	912	14.4	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	670	1.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022　年度	738	2.2	1,132	4.5	569	2.5	479	5.5	902	▲ 1.1	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	694	3.6	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023　年度	773	4.7	1,221	7.9	579	1.8	503	5.0	947	5.0	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	728	4.9	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8
2024　年度	817	5.7	1,289	5.6	609	5.2	538	7.0	995	5.1	1,404	3.4	625	6.5	485	2.1	769	5.6	1,236	6.4	605	4.9	543	7.3

資料出所　財務省「法人企業統計」（年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」）

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の１か月平均労働時間数で除したもの）との合計である。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○　労働分配率は近年は低下傾向であるが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

（単位：％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	64.2	3,044,511
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	61.4	891,906
	〃　10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	47.3	4,622
	〃　1億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	62.8	26,411
	〃　1,000万円～1億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	74.4	860,873
	〃　1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	81.5	2,152,605

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）1　金融業、保険業を除く全産業。

2　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

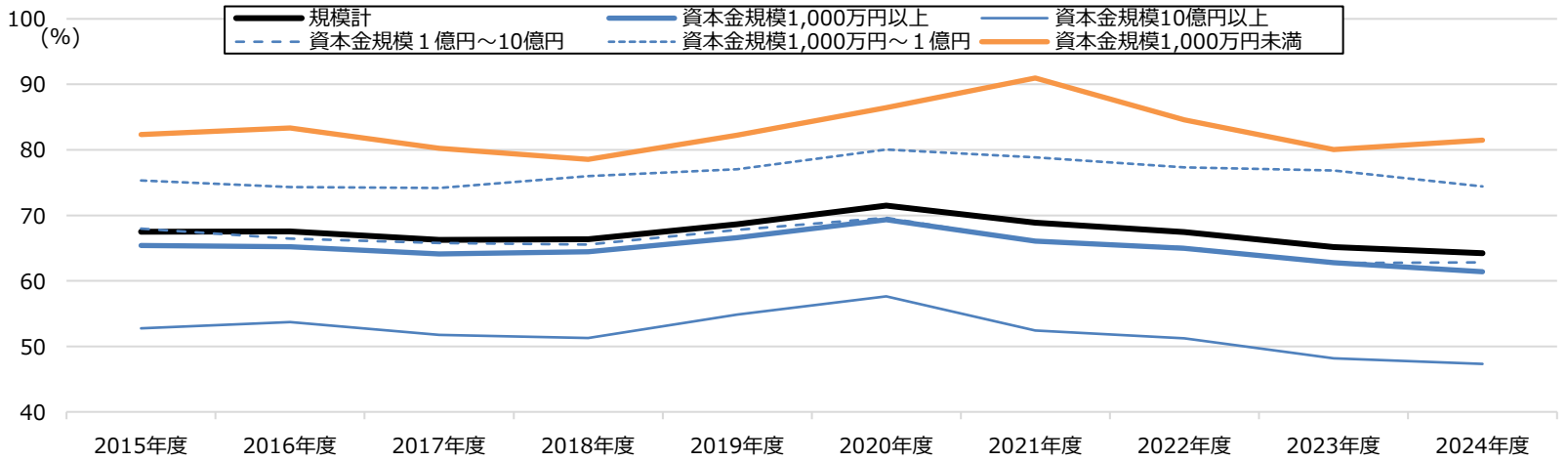

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数（前年同月比）については、品目（類別）別にみると、「石油・石炭製品」、「化学製品」で特に足下上昇している。

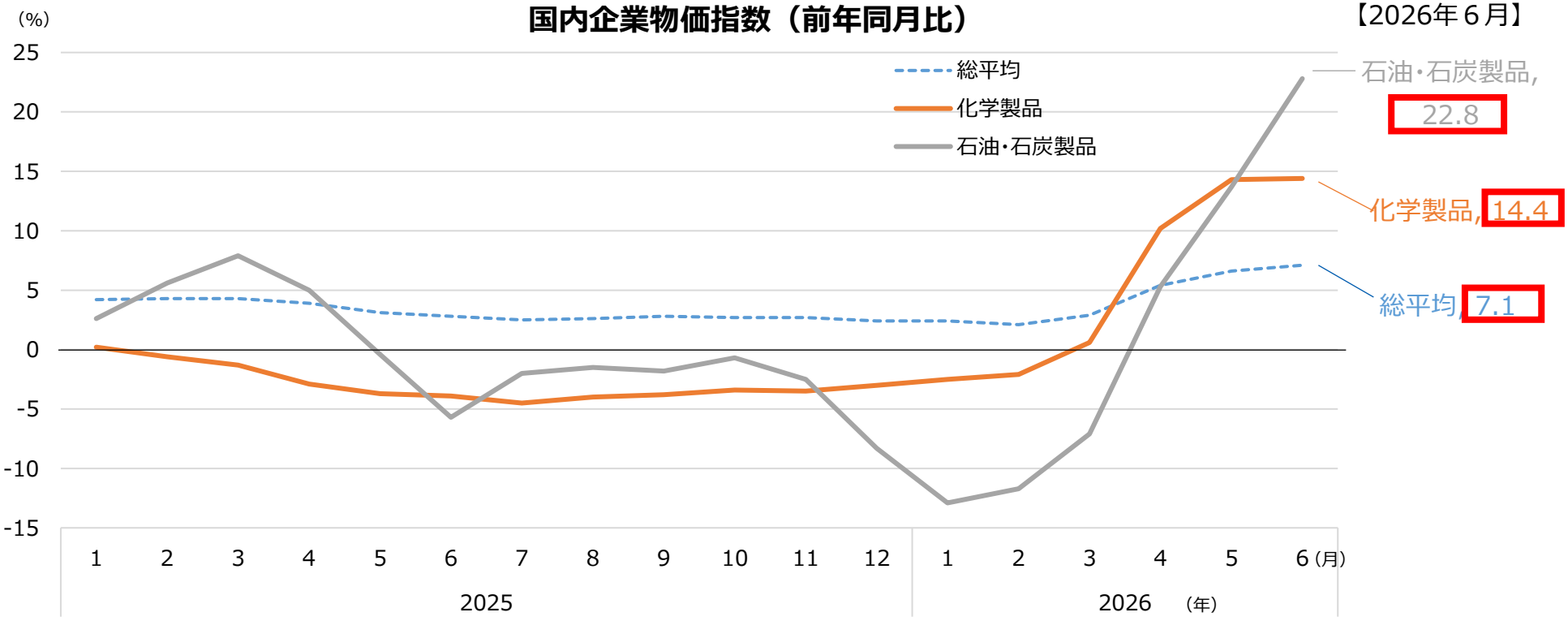

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」。類別「化学製品」及び「石油・石炭製品」の前年同月比は、指数をもとに厚生労働省労働基準局において計算。
類別とは、企業物価指数を構成する品目を分類する最も大きな単位で、国内企業物価指数の場合は23ある。
「化学製品」、「石油・石炭製品」には、それぞれ以下の表の品目が含まれる。

化学製品	化学肥料、ソーダ工業製品、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、塩、電池用無機化学工業製品、エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン・ブタジエン、ベンゼン、キシレン、合成アセトン、酸化エチレン・エチレングリコール、酸化プロピレン・ポリプロピレングリコール、塩化ビニルモノマー、アクリロニトリル、スチレンモノマー、フェノール・ビスフェノールＡ、合成染料、合成ゴム、熱硬化性樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、ポリアミド樹脂、飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、ポリフェニレンサルファイド、メタクリル樹脂、フッ素樹脂、化学繊維、医薬品（除動物用）、石けん・身体洗浄剤、家庭用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、界面活性剤、仕上用・皮膚用化粧品、頭髪用化粧品、歯磨、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー、印刷インキ、農薬、接着剤、写真感光材料、触媒、香料、漂白剤
石油・石炭製品	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、潤滑油、アスファルト、液化石油ガス、石炭コークス、舗装材料

（注） 2026年６月速報値。

中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・％ポイント、前年同期比）

	2023年				2024年				2025年				2026年	
	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月	７～９月	10～12月	１～３月	４～６月
合計	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3	-16.8	-17.5	-17.6	-18.7
製造業	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9	-19.6	-17.8	-15.9	-16.6
建設業	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5	-9.4	-8.7	-11.3	-19.6
卸売業	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8	-15.1	-15.6	-15.1	-15.2
小売業	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8	-26.2	-28.4	-26.5	-27.0
サービス業	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1	-11.1	-13.2	-15.4	-14.5

資料出所　中小企業庁・(独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下

卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下

サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

製造業

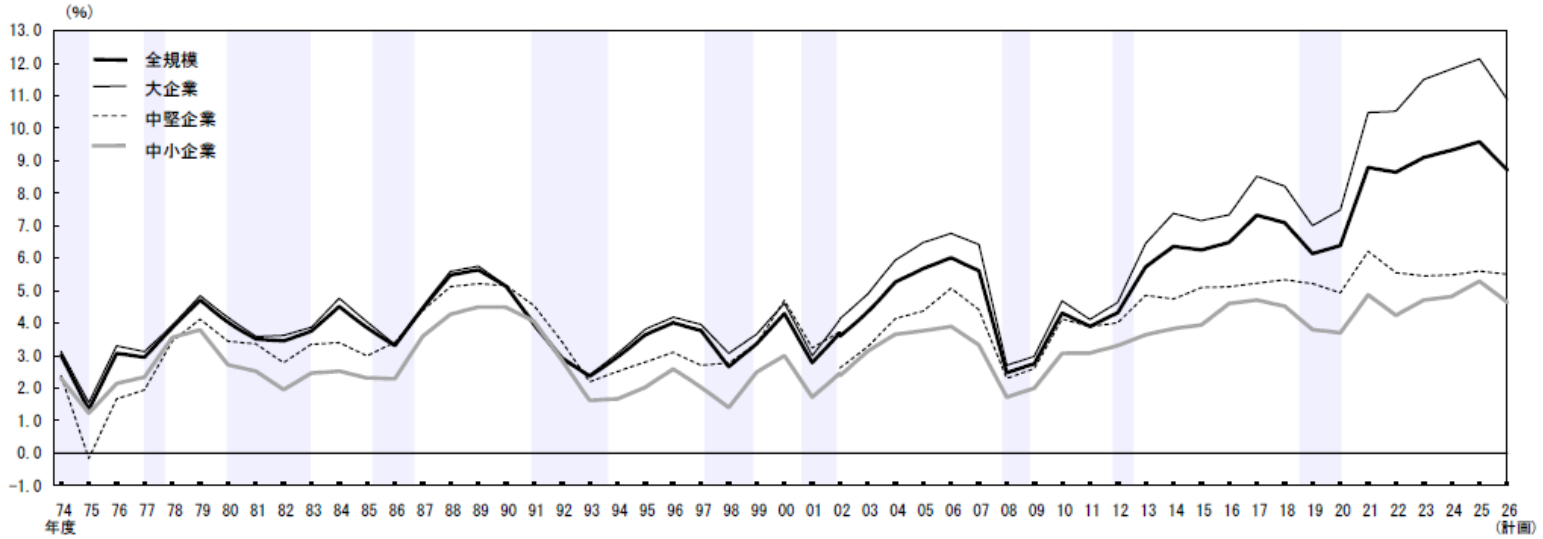

非製造業

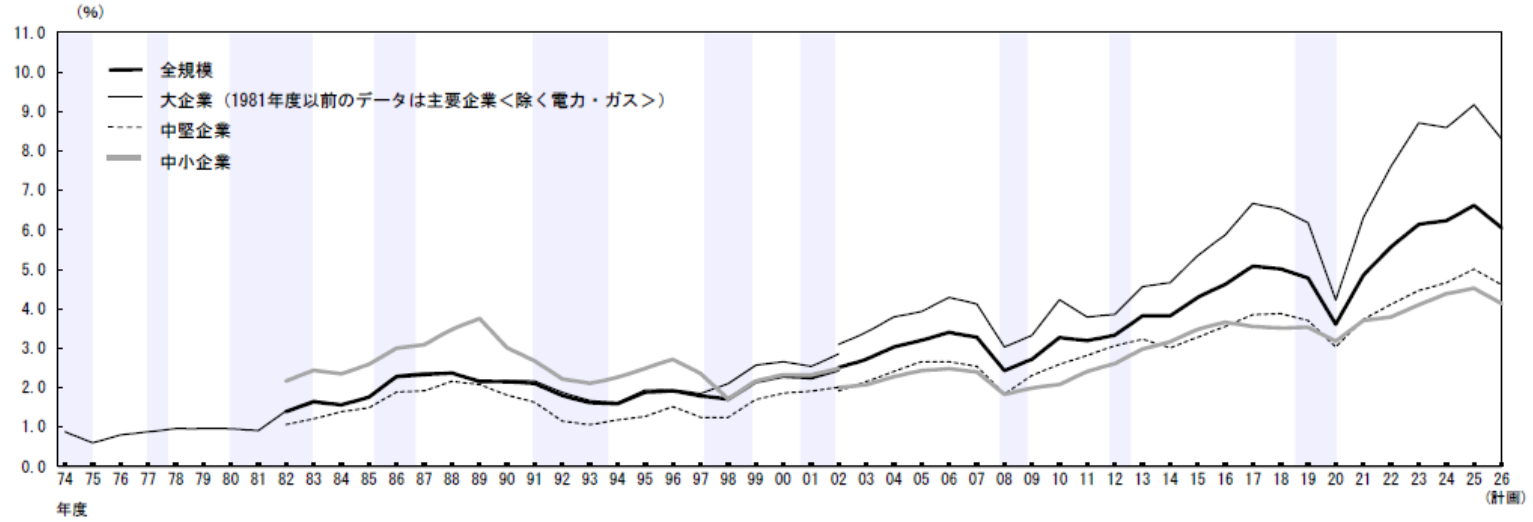

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年６月調査）

売上高経常利益率の推移（日銀短観）

（%）

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度（計画）
規模計	製造業	9.10	9.32	9.58	8.71
	非製造業	6.14	6.23	6.62	6.05
大企業	製造業	11.50	11.82	12.13	10.88
	非製造業	8.71	8.59	9.17	8.30
中堅企業	製造業	5.45	5.48	5.60	5.50
	非製造業	4.46	4.66	5.00	4.61
中小企業	製造業	4.71	4.82	5.29	4.64
	非製造業	4.10	4.38	4.52	4.13

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格交渉の状況

- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）は前回から約**１ポイント増加**し、**９割を超過**（前回89.4%→90.7%）。
- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント減**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は前回から**微減**（前回10.6%→**9.3%**）。
  - **価格交渉は浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の着実な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

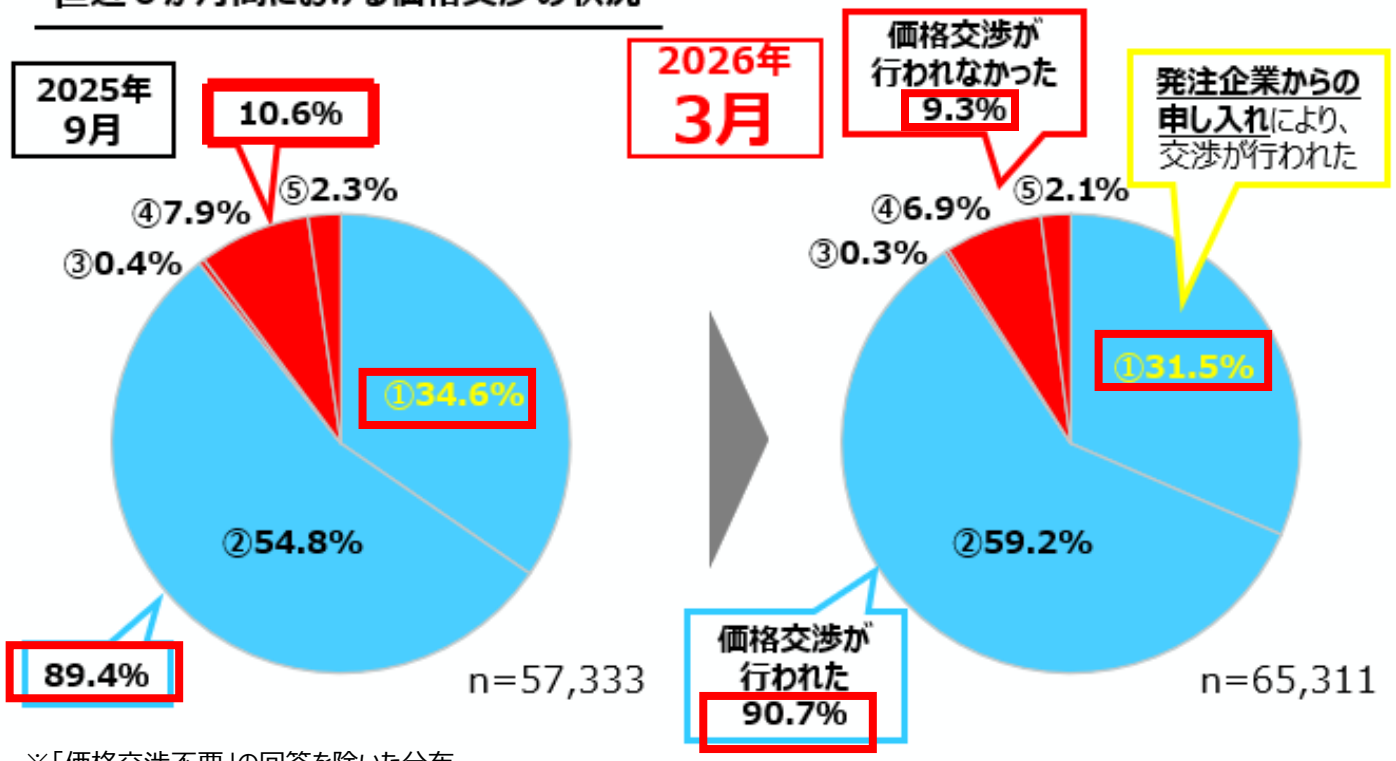

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、取適法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査（同指針は2025年12月に改定）。

- 価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち**７割超**において、**労務費についても交渉を実施**。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業も依然として存在（前回5.9%→**5.8%**）。
  - ➢ 公正取引委員会等と連携し、**「労務費指針」を周知・徹底**していく。

労務費の交渉状況

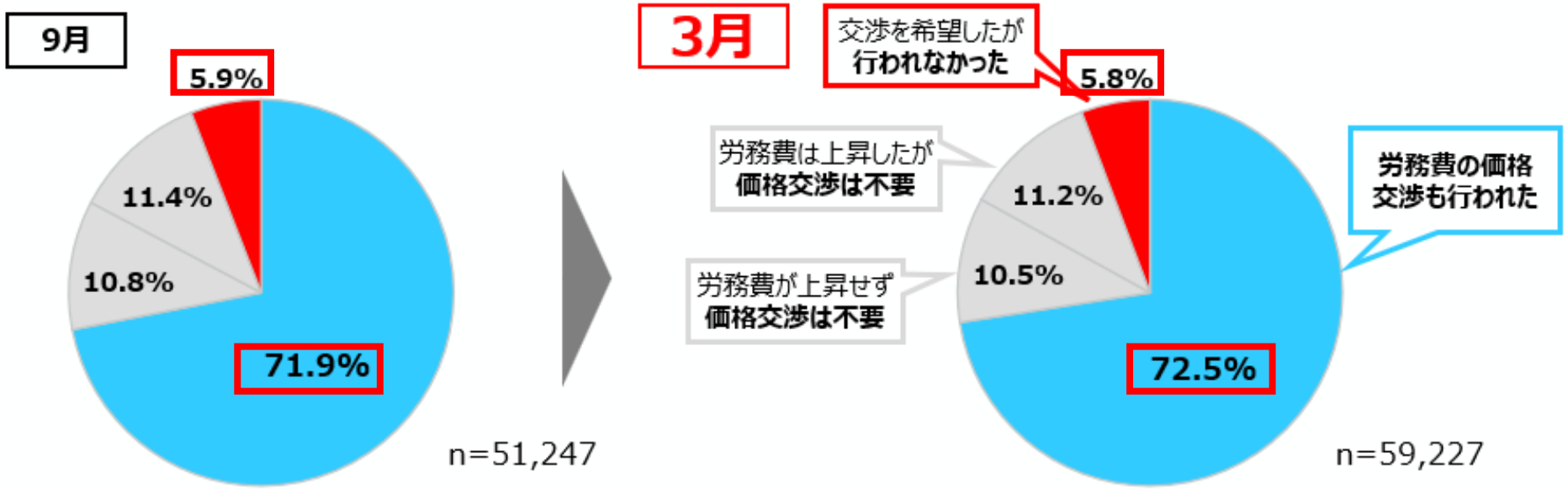

アンケート回答企業からの具体的な声

▲OEMや業界団体が示す比率（価格上昇率・労務費率など）を一方的に採用され、**実際の価格上昇分の一部しか転嫁できなかった**。個別交渉をお願いしたが応じてもらえなかった。

▲資料を揃えて労務費の交渉を申し入れたが、**最低賃金の上昇分すら転嫁を認めてもらえなかった**。

価格転嫁の状況【コスト全般】

- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は**８割超**。「**全額転嫁できた**」割合（①）は**３割弱**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**横ばい**の状況（前回16.8%→**16.0%**）。
  - ➢ **価格転嫁の状況はほぼ横ばい**であり、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近６か月間における価格転嫁の状況

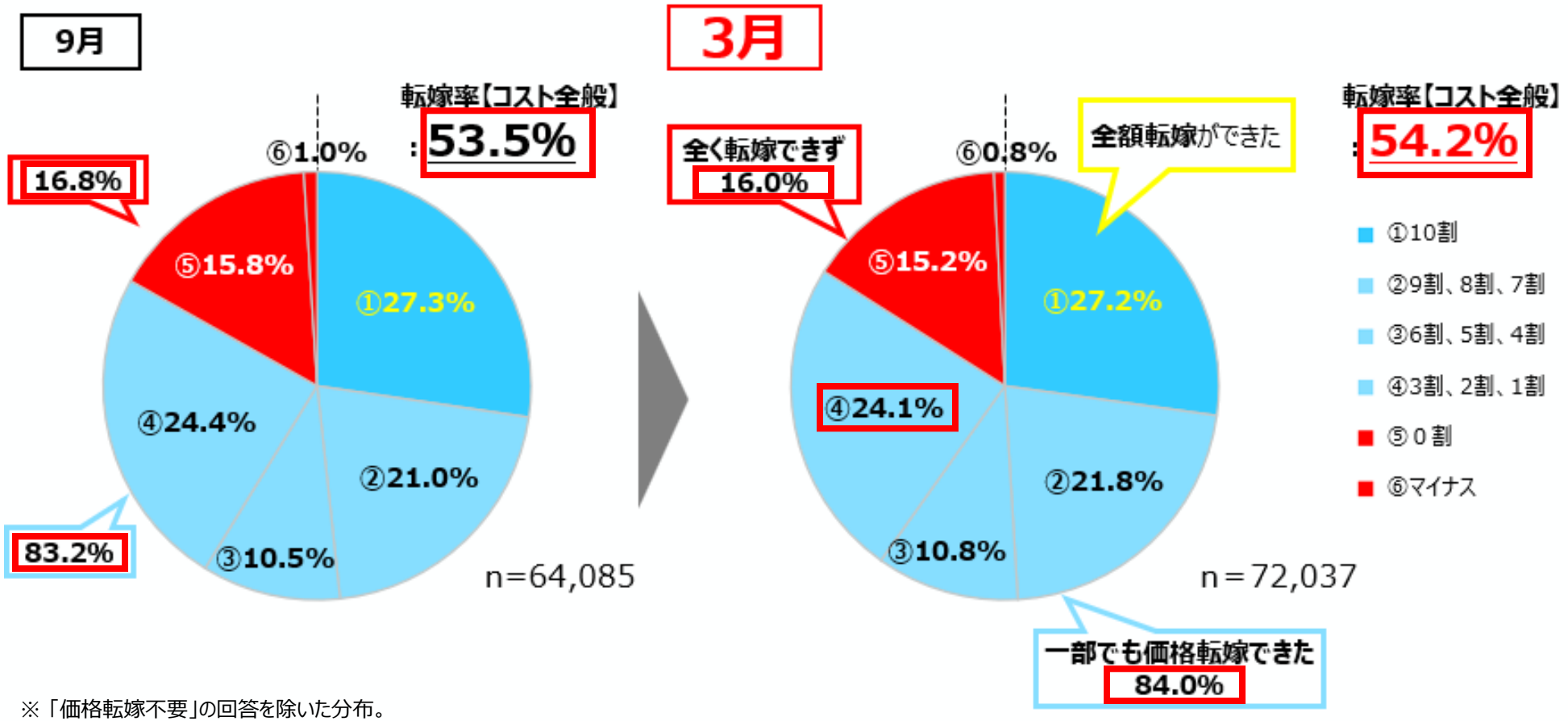

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

価格転嫁の状況【コスト要素別】

- 原材料費の転嫁率は上昇したものの、**労務費・エネルギー費は前回から横ばい**。
- 労務費の転嫁率は、５割を維持したものの、原材料費と比較して約５ポイント低い。**エネルギー費の転嫁率が前回に引き続き最も低い水準**となった。
  - ➢ **労務費に限らず**、原材料費・エネルギー費を含めた**コスト全般の価格転嫁**を一層推進していく必要がある。

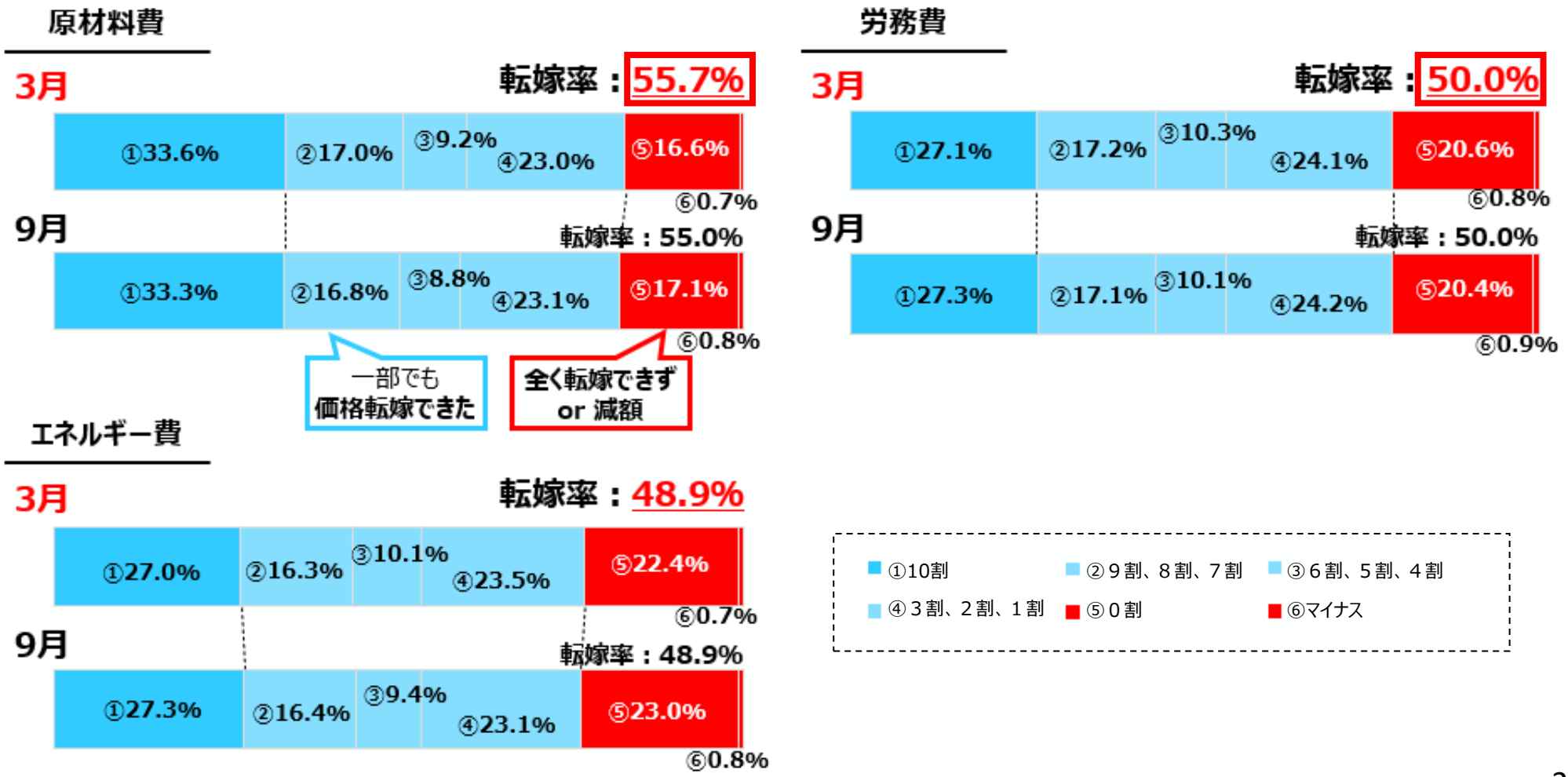

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2025年は2024年と比較して微増。

【足下の推移】

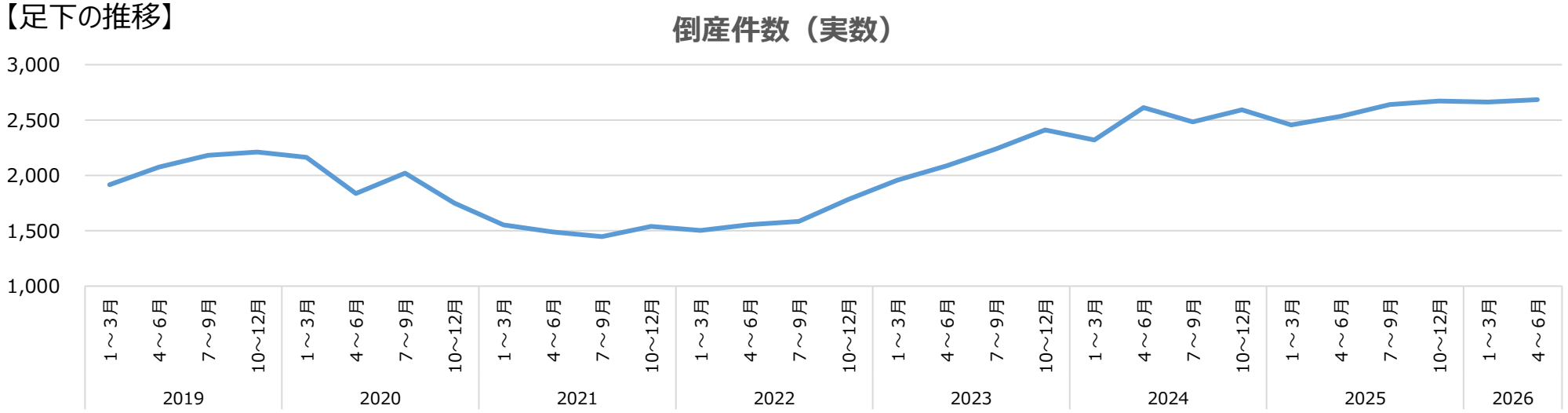

【長期的な推移】

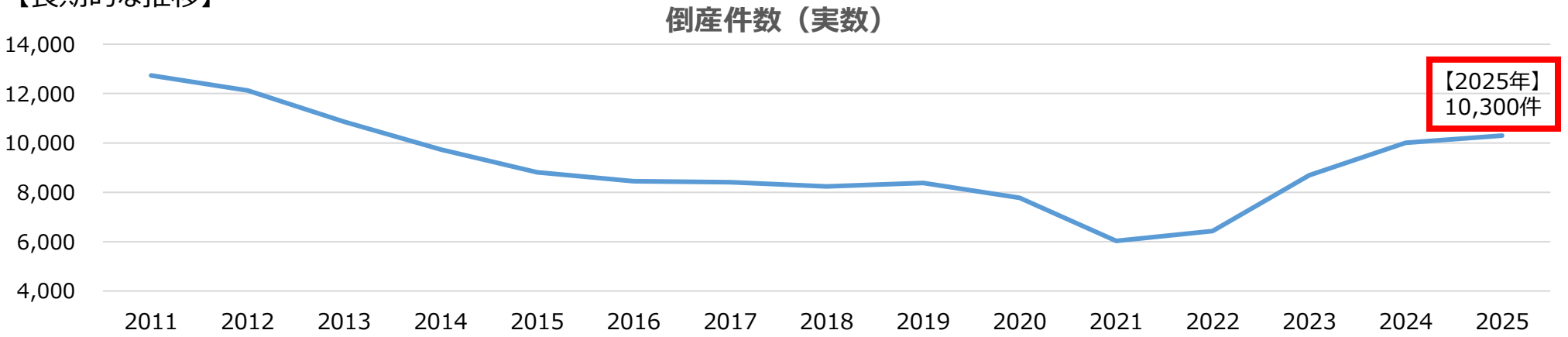

（資料出所）東京商工リサーチ

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2025年報）（抜粋）

物価高倒産は949件判明　2年連続で過去最多を更新

「物価高倒産」は、949件（前年933件、1.7%増）判明した。2年連続で900件を超え、過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（240件）が最も多く、『小売業』（216件）、『製造業』（174件）が続いた。原材料や燃料費高騰などのほか、人件費の上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

全国企業倒産集計（2026年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は556件判明　過去最多を大幅更新

「物価高倒産」は、556件（前年同期449件、23.8%増）判明し、上半期としては2年ぶりに前年を上回った。集計開始から初めて500件を上回り、過去最多を大幅に更新した。2026年6月は113件（前年同月85件）となり、単月としても過去最多を更新した。業種別では、『建設業』（151件）が最も多く、『小売業』（118件）、『製造業』（103件）が続いた。

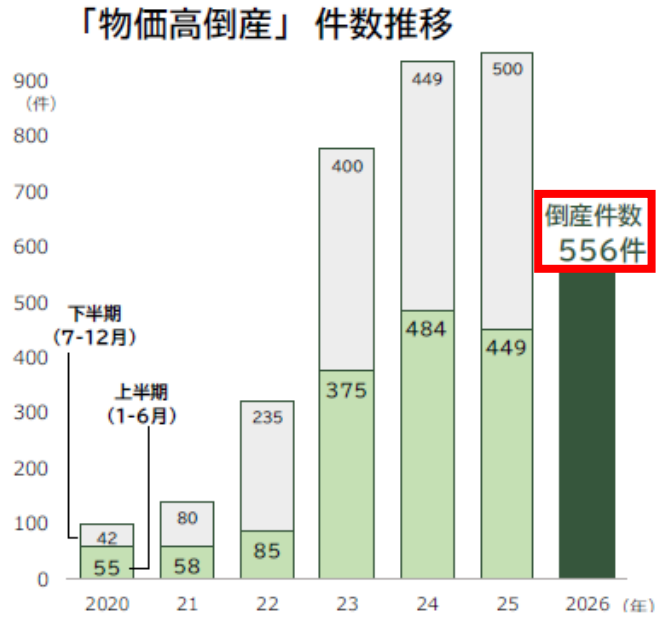

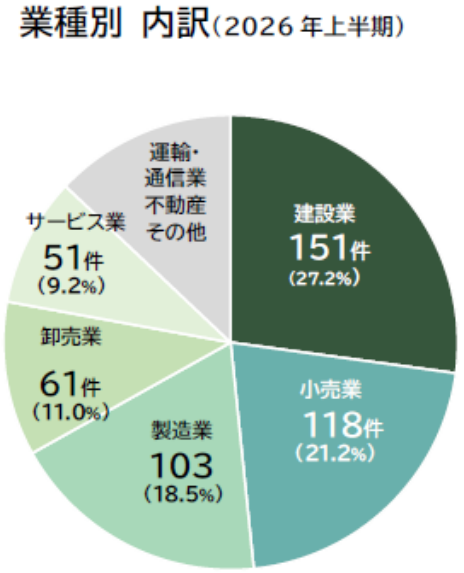

（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2025年報）」、「全国企業倒産集計（2026年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年頃から特にＡランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

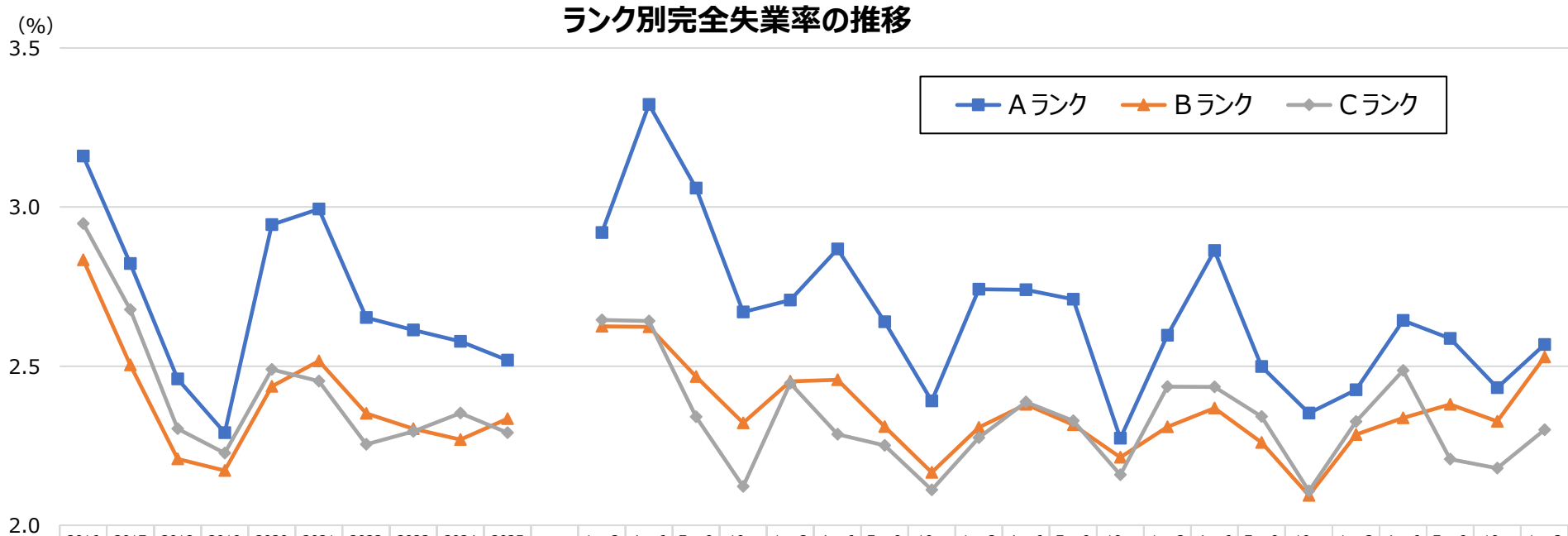

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
												2021年				2022年				2023年				2024年				2025年				2026年
Aランク	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	2.5		2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.6
Bランク	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3		2.6	2.6	2.5	2.3	2.5	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3	2.3	2.4	2.3	2.5
Cランク	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.3		2.6	2.6	2.3	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.2	2.2	2.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年頃に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では微減傾向となっている。

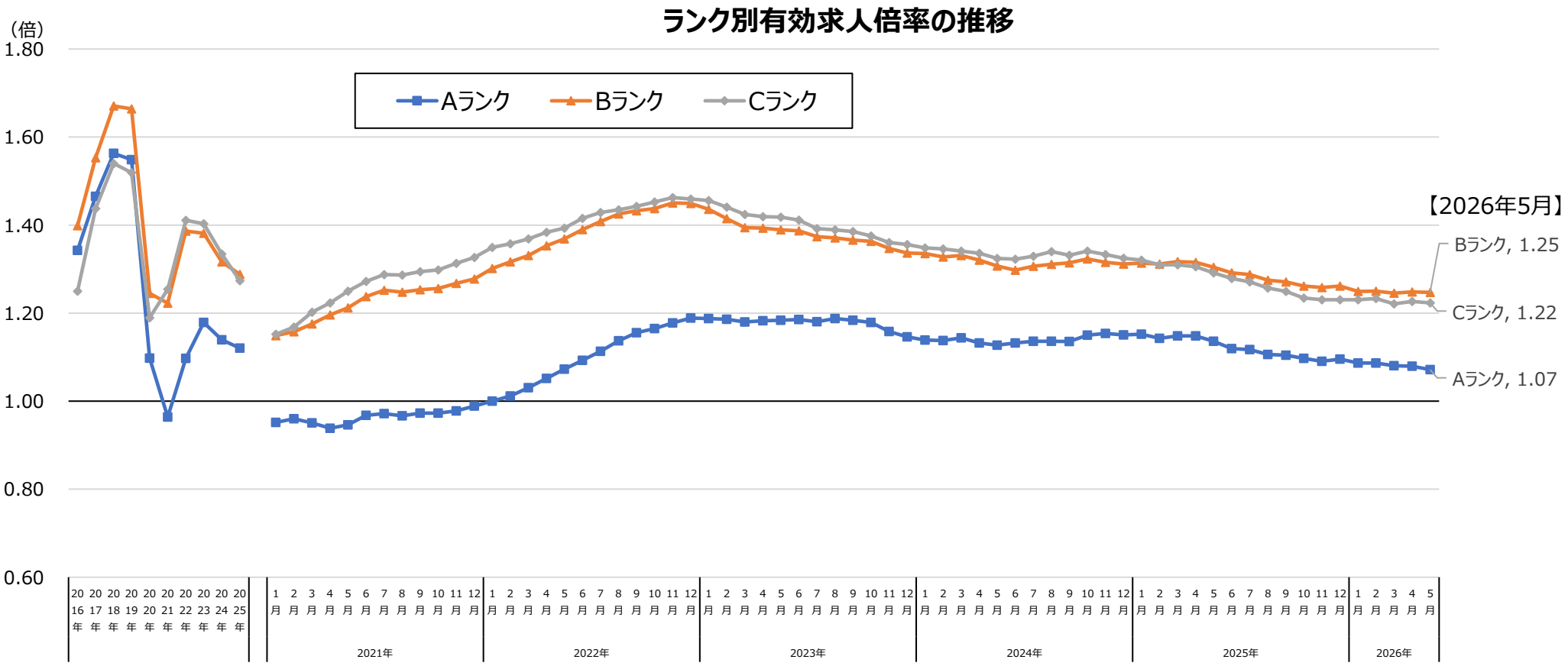

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続いたが、このところ各ランクとも微減傾向。

（2020年１月＝100）

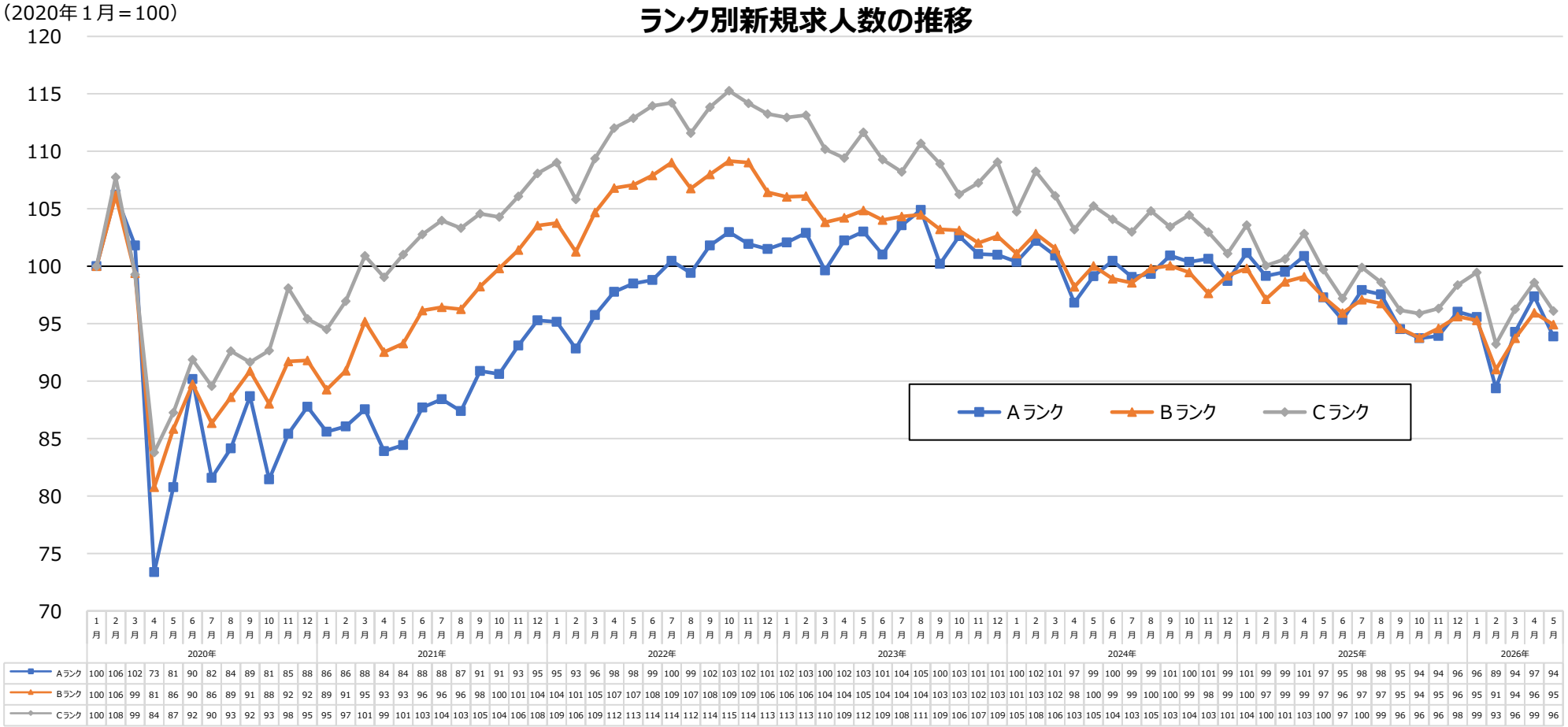

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月

最賃近傍雇用者構成比（2025年）

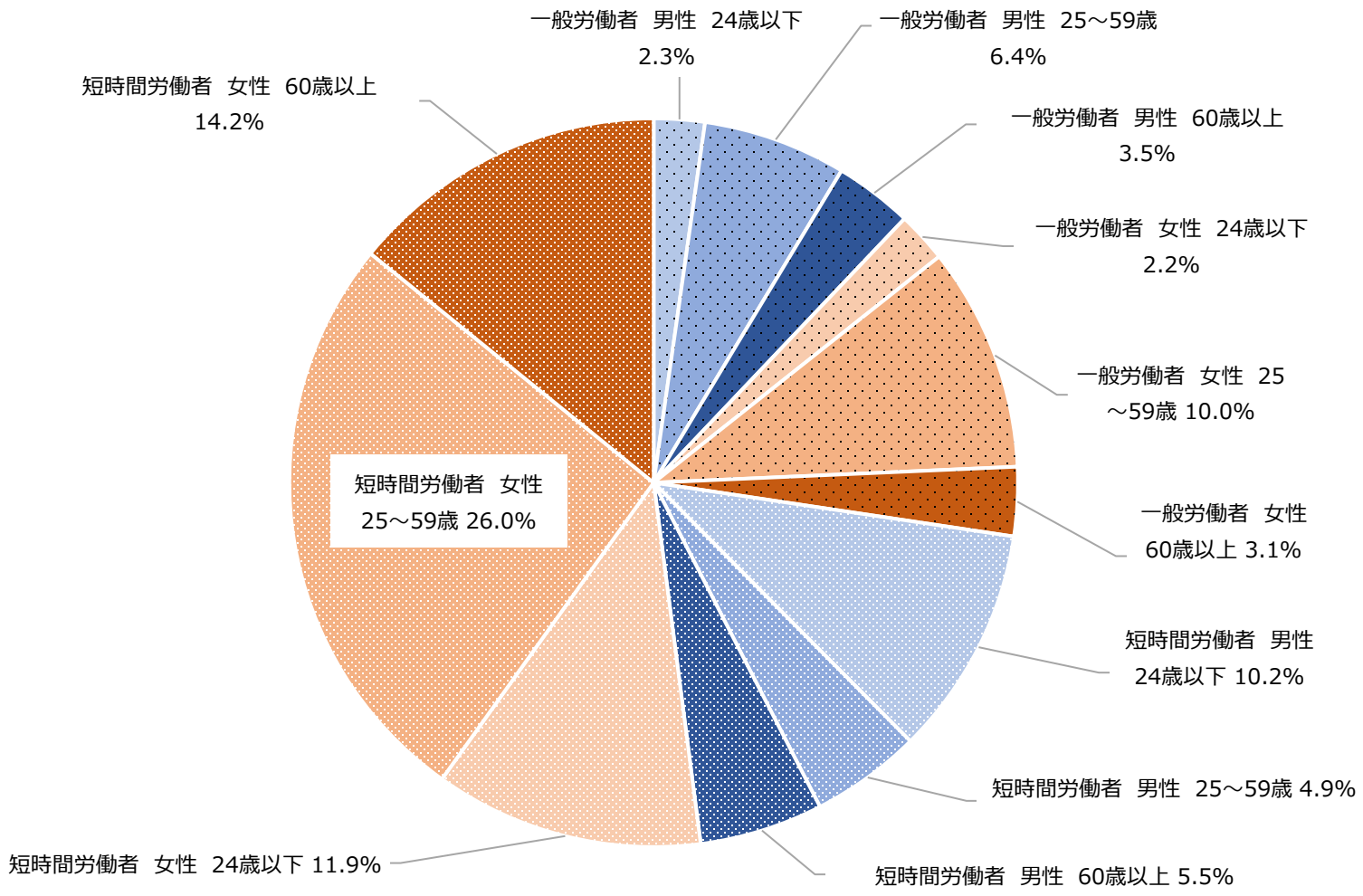

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．「最賃近傍雇用者構成比」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2025年）

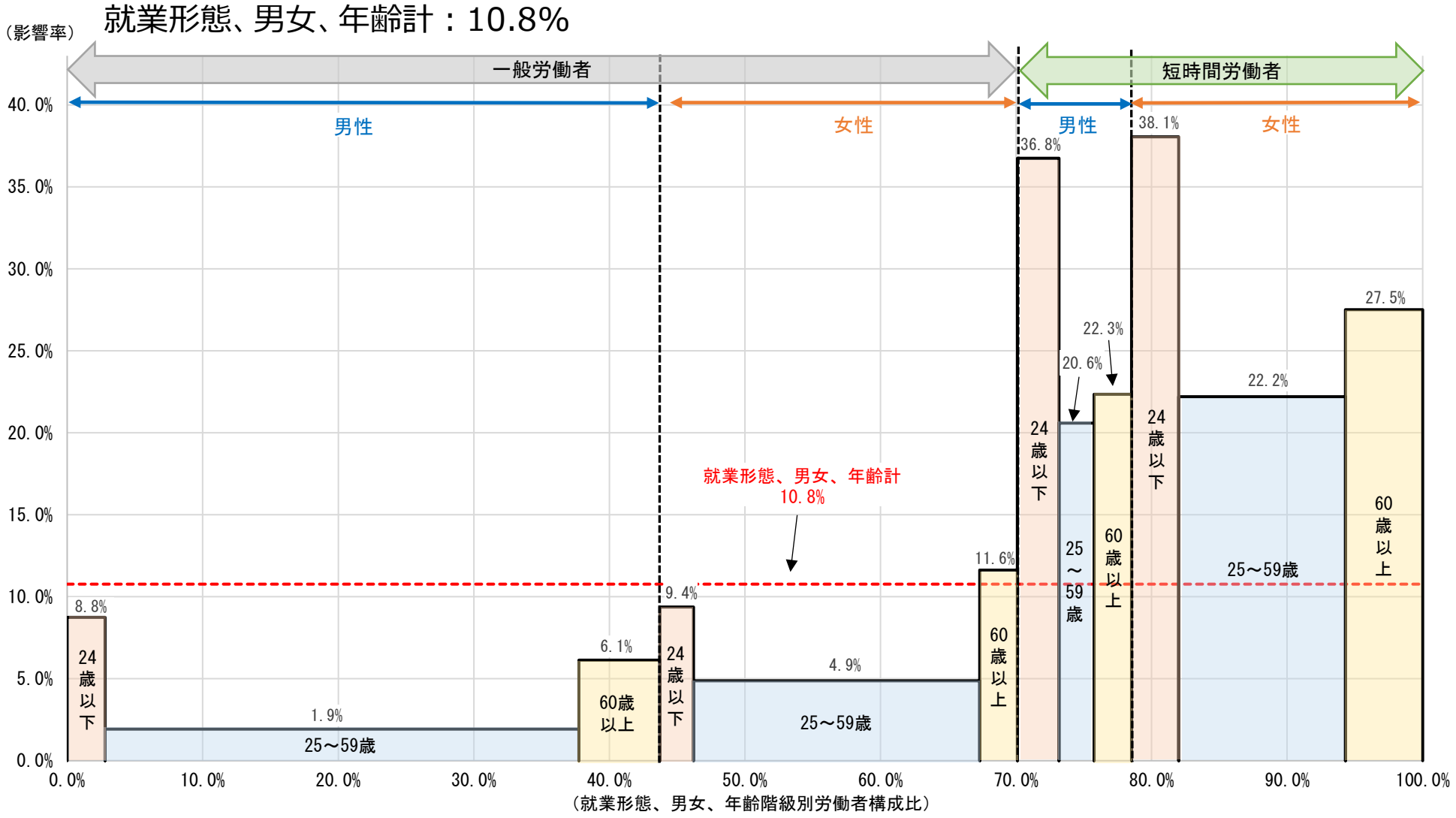

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）

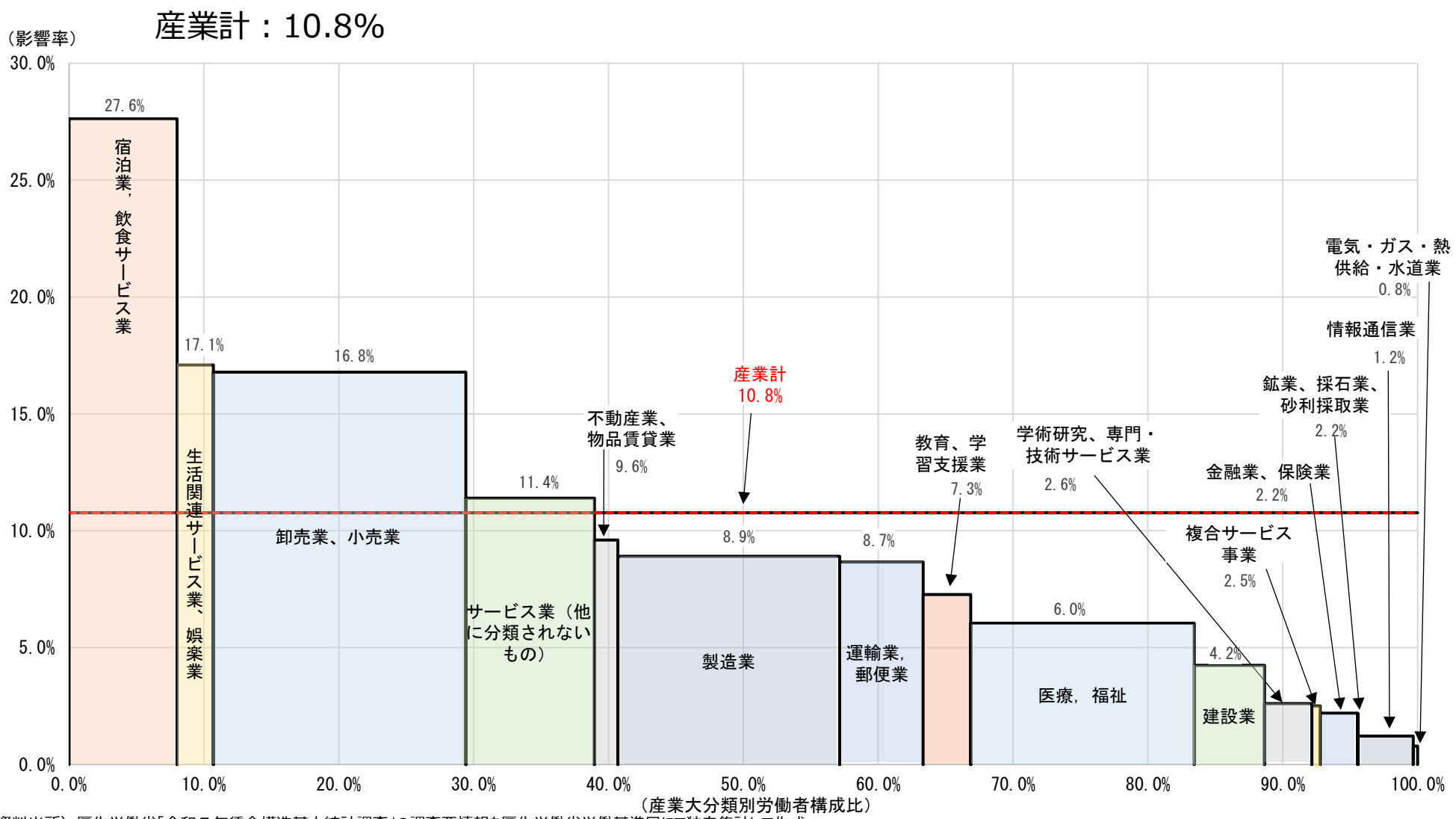

（資料出所）厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2025年６月の１時間当たり所定内給与額が2025年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
４．各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）

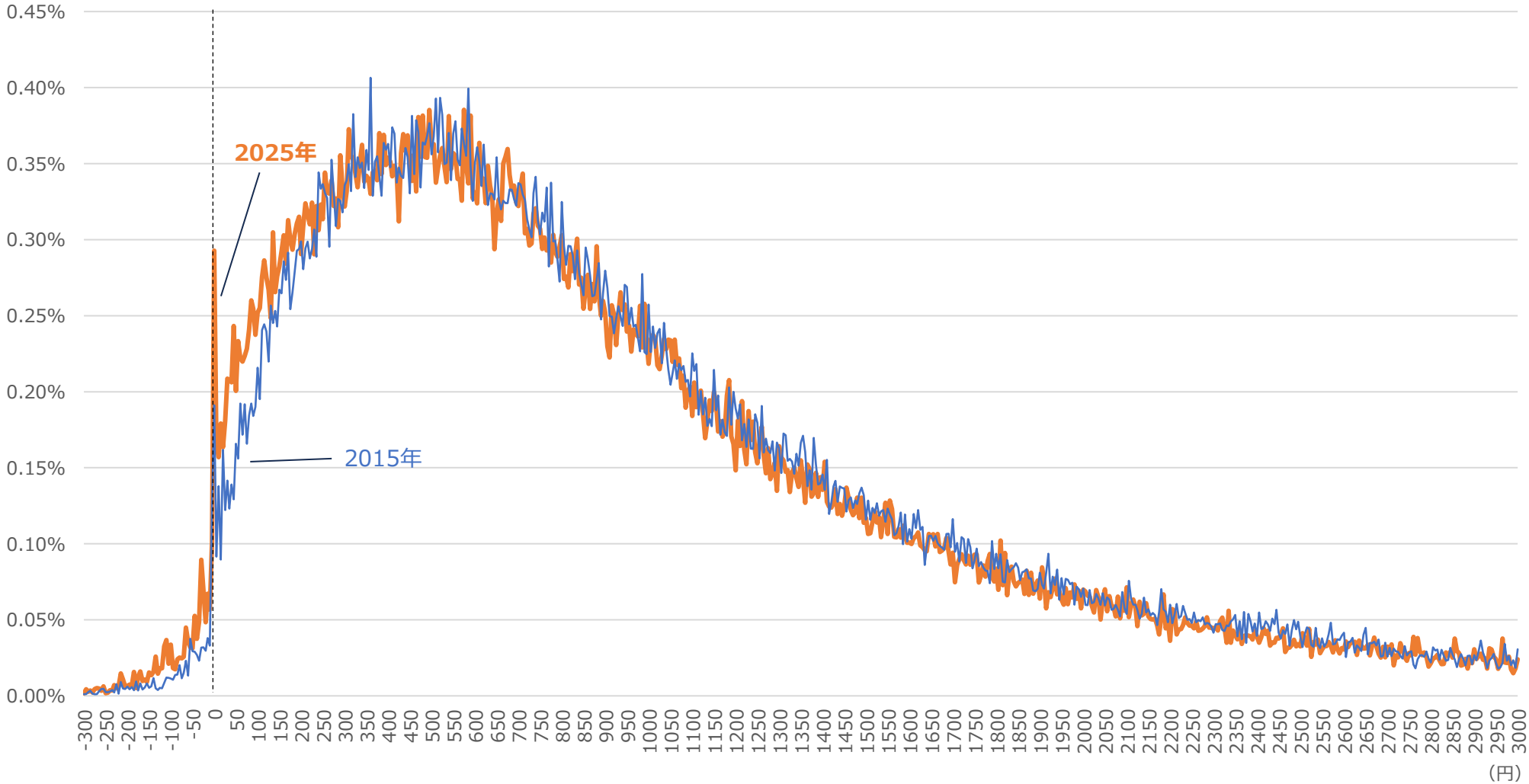

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

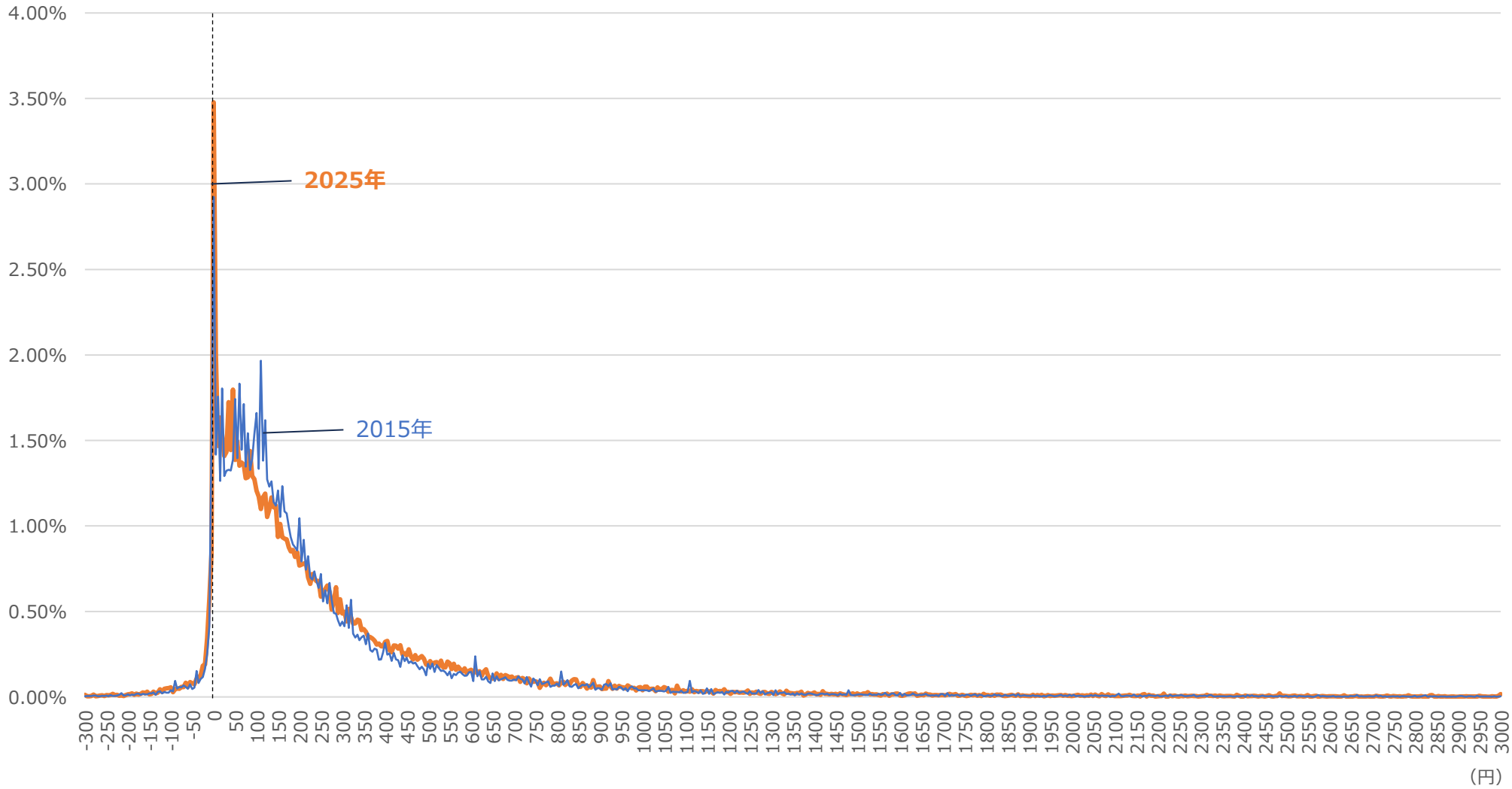

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2015年の数値は、2025年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

最低賃金の影響率の推移

○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

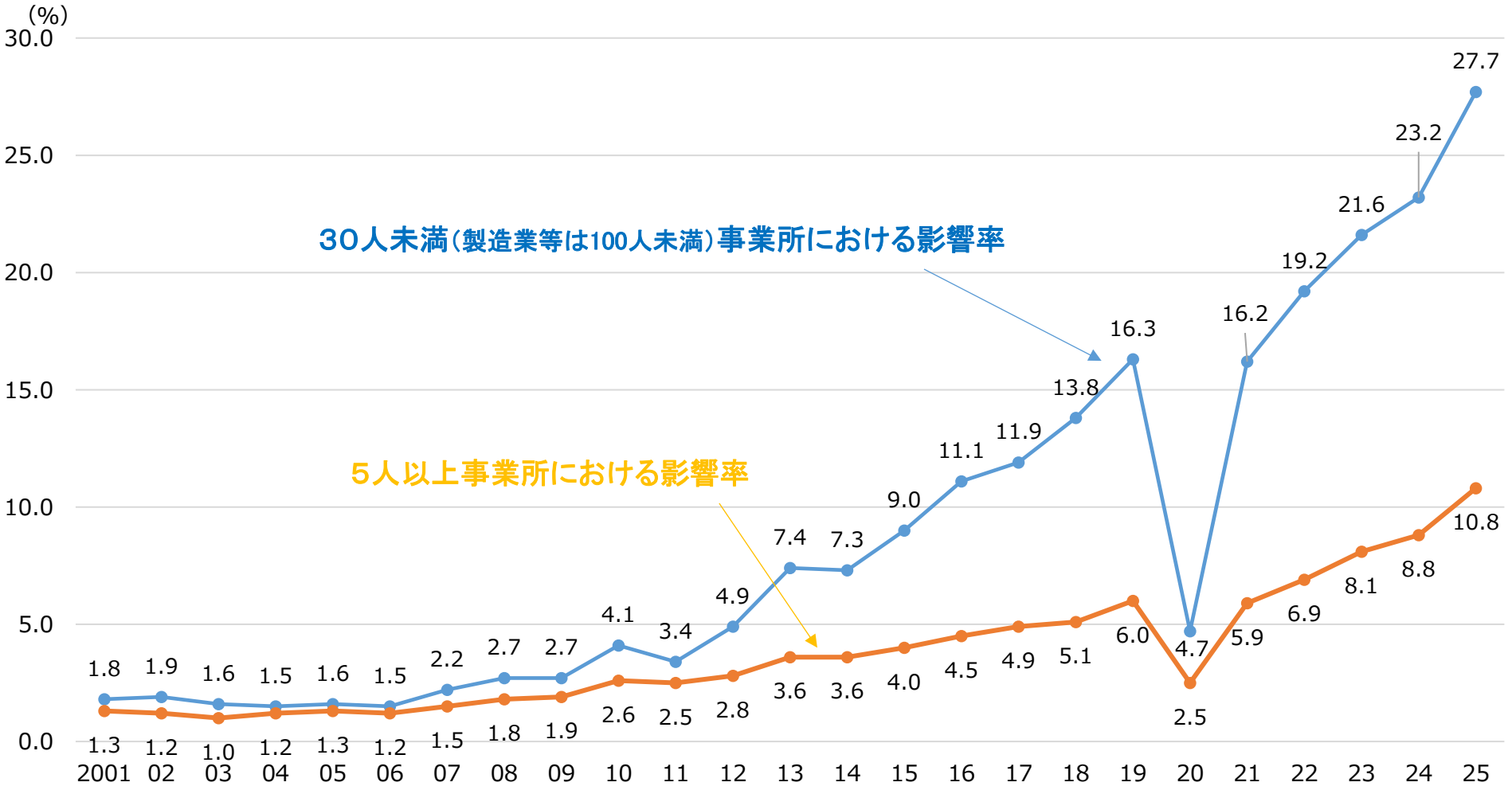

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と概ね同様の動きである。

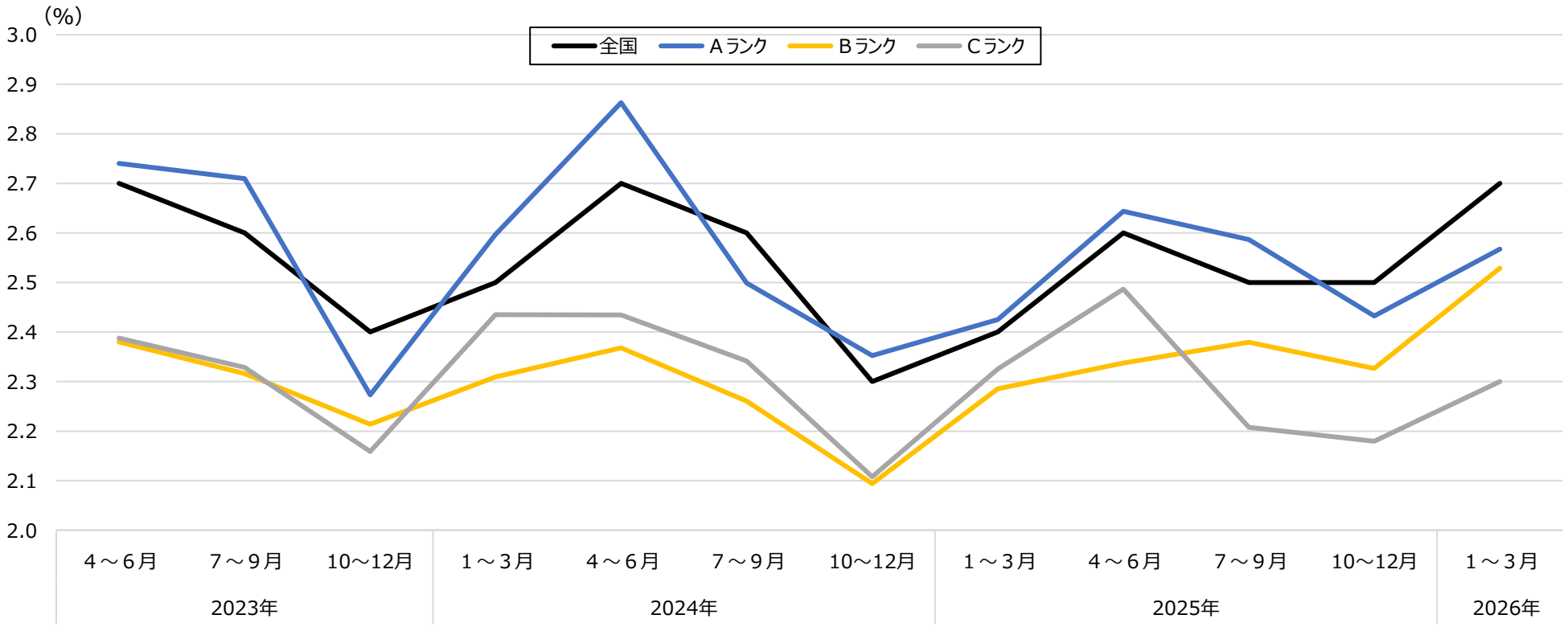

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果による。
２．ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は微減傾向である。

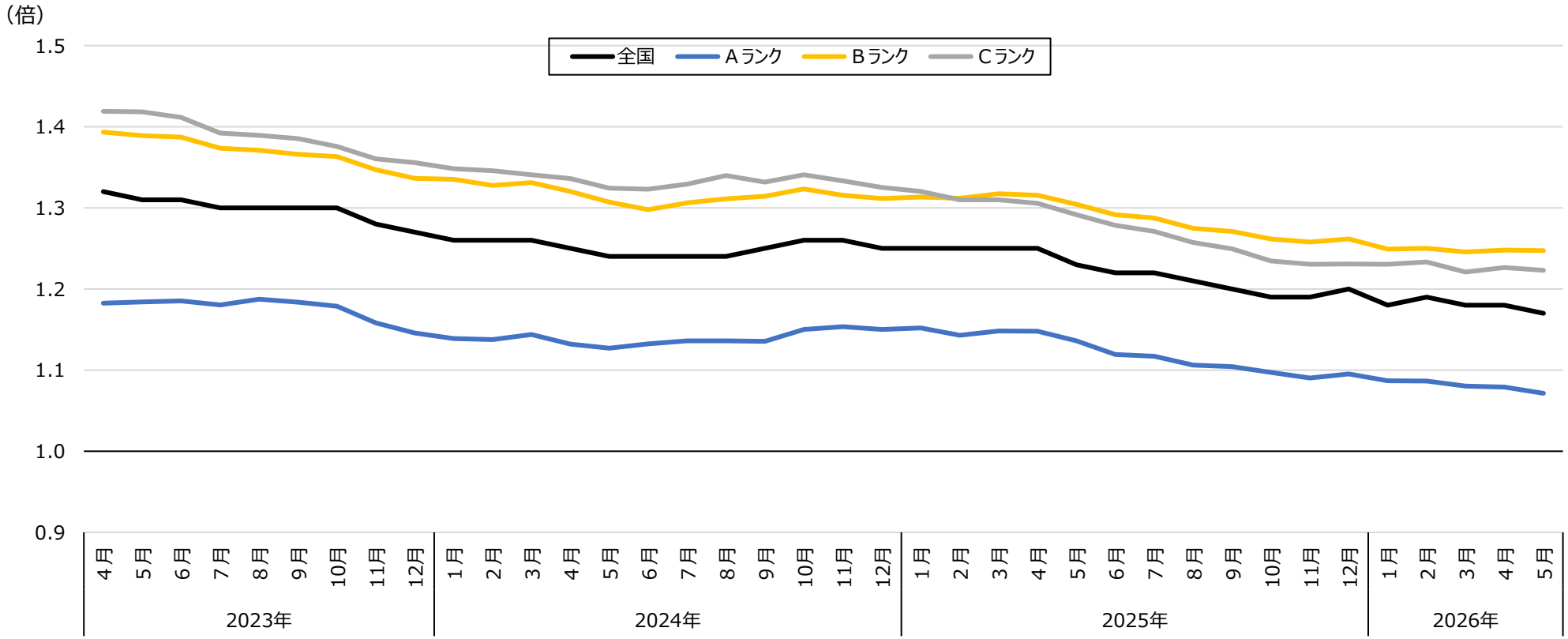

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Ａランクでは増加しているが、Ｂランクは横ばい、Ｃランクでは減少傾向にある。

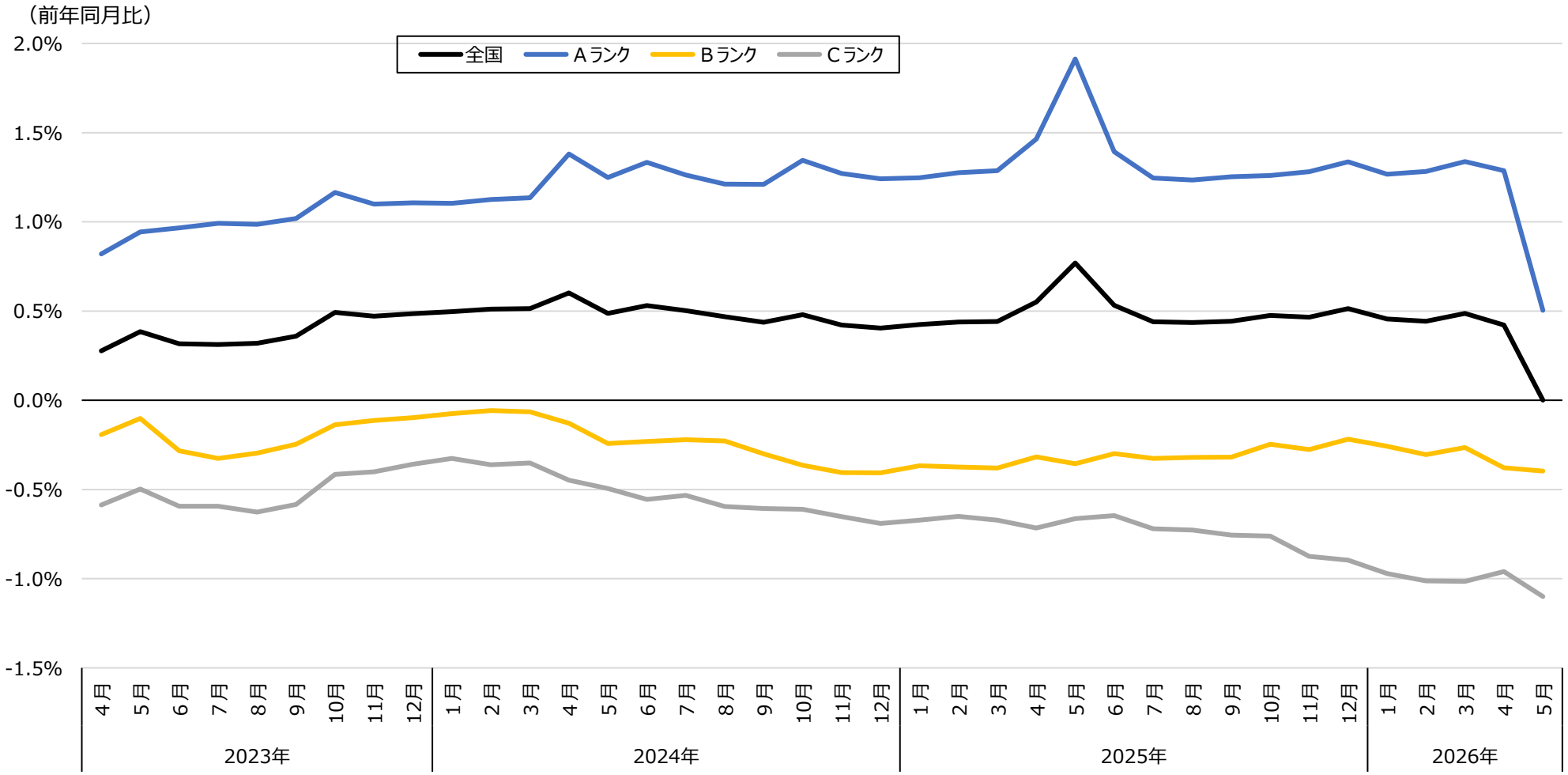

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

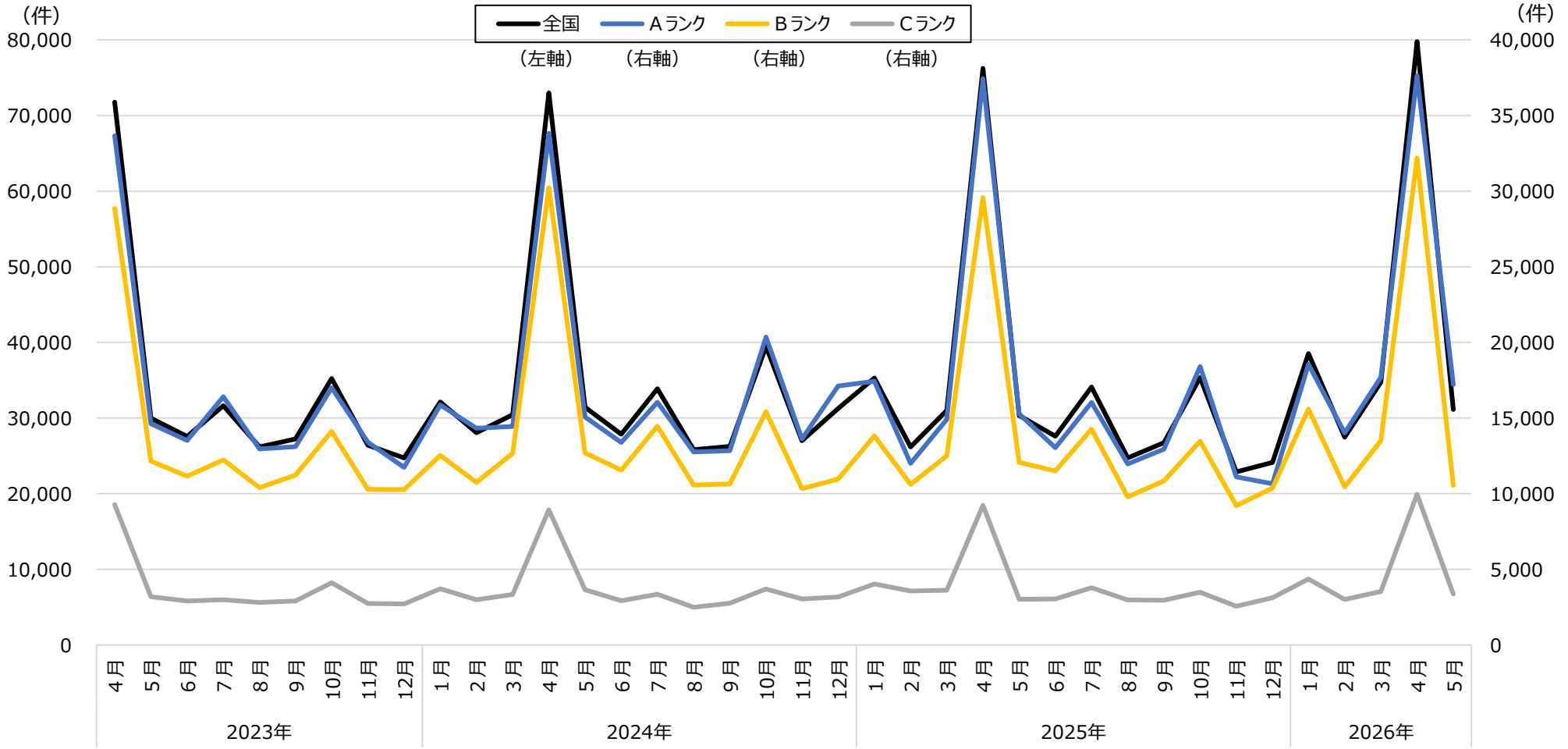

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率はＡランクは増加傾向、Ｂランクは足下で横ばい、Ｃランクは減少傾向である。

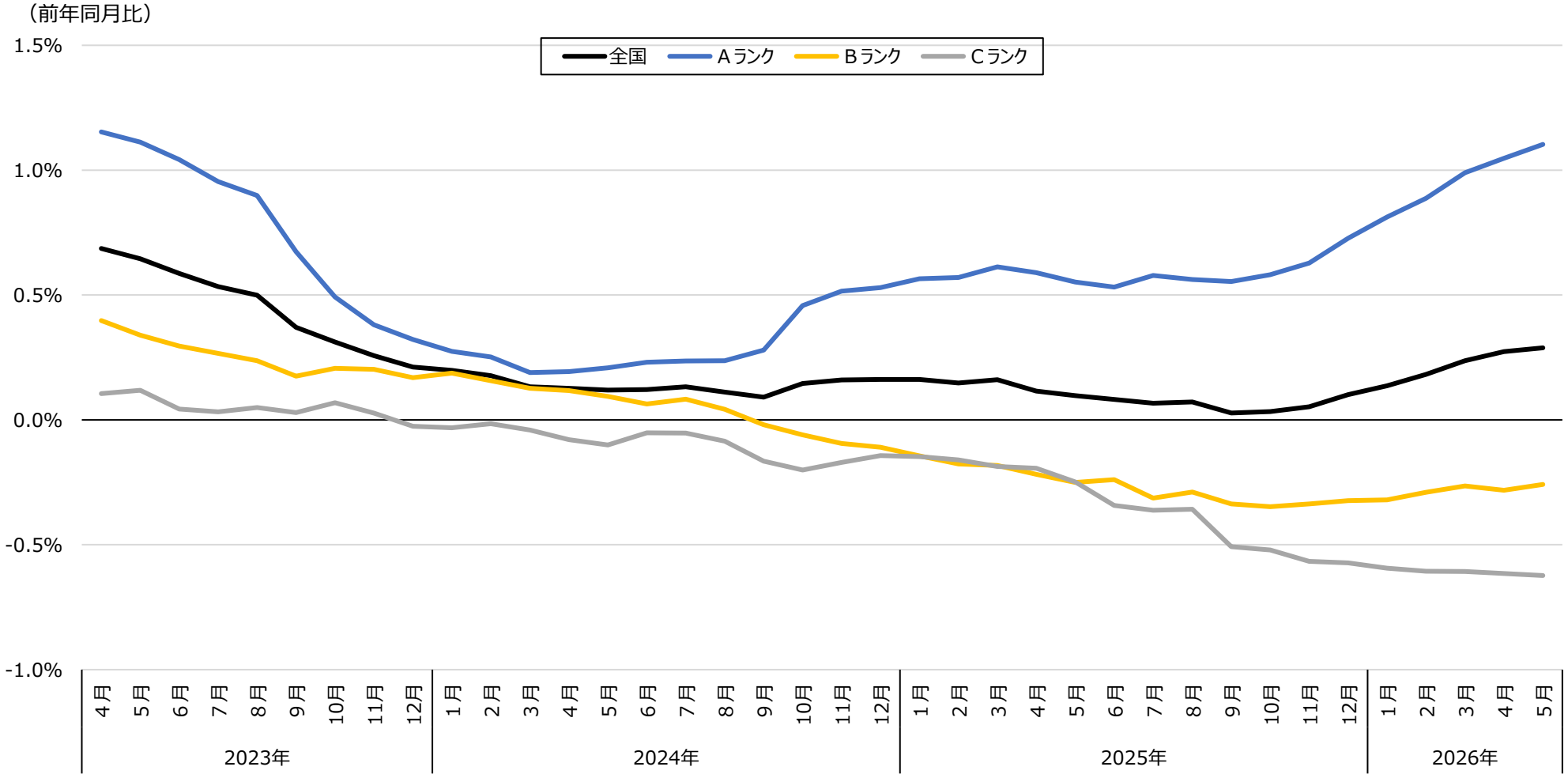

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。

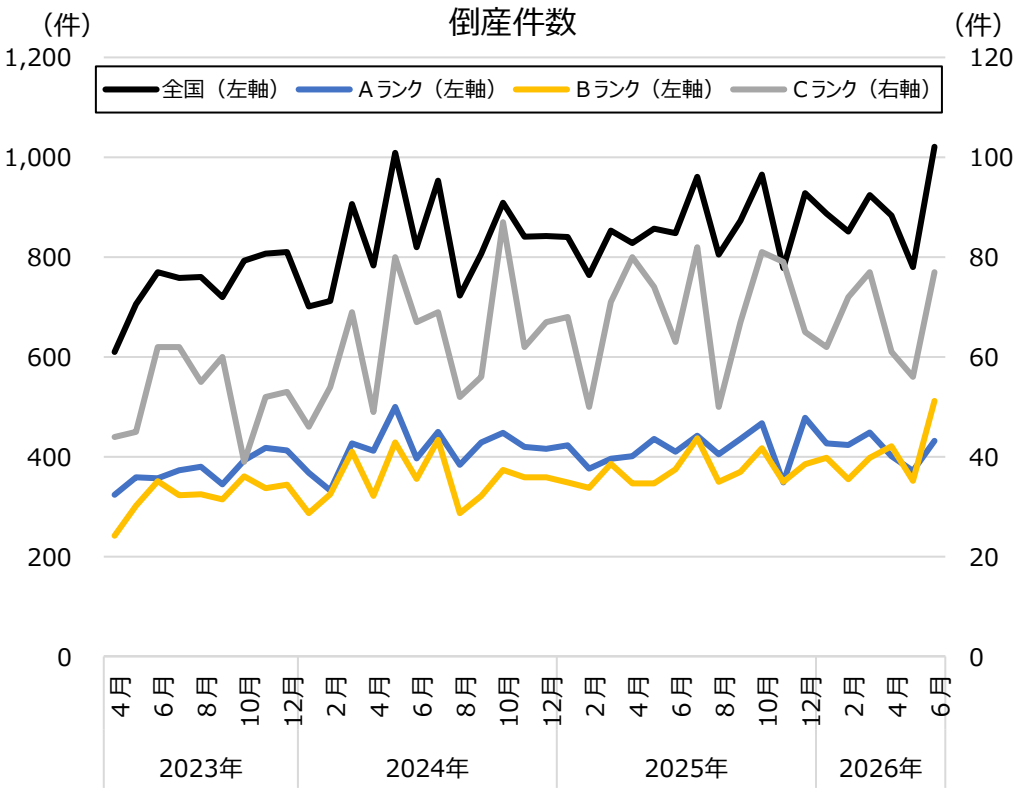

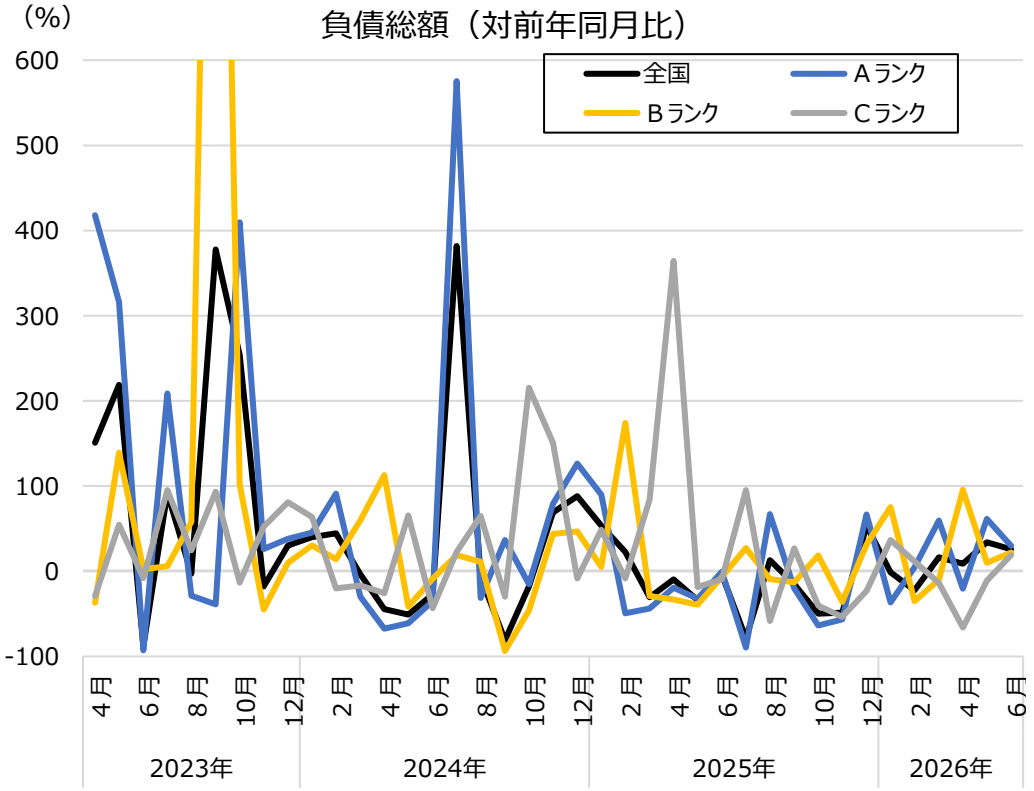

※以下の値は600%を超える。
2023年9月　Bランク：1,572%

出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

※倒産件数には、会社更生法等による法的整理のほか、私的整理も含む。負債額1,000万円以上が集計の対象。

完全失業率

(単位：%)

	2023年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2024年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2025年 1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	2026年 1～3月	2025年度 最賃引上げ額
全国	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	2.5	2.7	66
北海道	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	2.5	3.1	2.8	2.7	65
青森県	2.8	2.6	2.4	2.6	3.3	2.8	2.6	2.5	3.0	2.6	2.3	2.5	3.2	76
岩手県	2.3	2.2	2.1	2.1	2.8	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.9	2.5	2.6	79
宮城県	2.9	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	65
秋田県	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.7	2.7	2.5	3.2	3.1	2.3	2.8	3.1	80
山形県	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	2.0	2.1	2.1	2.0	2.2	77
福島県	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.7	2.7	2.6	2.7	2.8	78
茨城県	2.4	2.7	2.5	2.4	2.3	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	69
栃木県	2.2	2.6	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	1.9	2.1	2.5	2.3	2.2	2.4	64
群馬県	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	78
埼玉県	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	63
千葉県	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.4	2.4	2.3	2.3	64
東京都	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	2.7	2.4	2.2	2.5	63
神奈川県	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.8	2.7	2.3	2.7	63
新潟県	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	1.9	1.9	2.2	2.2	2.1	2.3	2.7	65
富山県	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.4	1.8	2.0	1.6	1.8	2.2	64
石川県	2.3	2.1	1.8	1.8	2.0	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.5	70
福井県	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.2	1.0	0.7	1.2	1.2	1.4	1.7	2.0	69
山梨県	1.6	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.1	1.8	1.8	1.8	64
長野県	2.2	2.2	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6	1.9	2.0	1.7	2.1	2.4	63
岐阜県	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.1	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	1.9	2.1	64
静岡県	2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5	63
愛知県	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.3	2.5	2.2	2.3	63
三重県	2.0	2.1	1.9	1.8	2.0	2.1	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	2.3	2.5	64
滋賀県	2.2	2.0	2.5	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	2.3	2.3	2.5	2.3	63
京都府	2.6	2.4	2.4	2.2	2.6	2.4	2.2	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.8	64
大阪府	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	2.7	63
兵庫県	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.4	2.5	64
奈良県	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.3	65
和歌山県	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.8	2.3	2.1	2.6	65
鳥取県	2.1	2.7	1.7	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	2.3	2.7	2.0	2.1	73
島根県	1.6	1.4	2.0	1.2	1.7	1.4	1.5	2.1	1.7	1.1	2.0	2.1	2.3	71
岡山県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.4	2.5	2.3	2.1	2.6	2.6	2.7	2.6	3.0	65
広島県	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.4	2.3	2.3	2.4	2.6	65
山口県	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.7	1.8	1.6	2.0	2.2	2.2	1.8	64
徳島県	1.9	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.7	1.4	1.4	66
香川県	2.1	2.2	2.2	2.1	1.5	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	2.0	1.9	2.0	66
愛媛県	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.1	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	1.8	2.2	77
高知県	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.4	1.7	1.4	1.7	71
福岡県	2.6	2.6	2.9	2.7	2.8	2.9	3.0	2.7	2.7	2.9	2.7	2.4	2.8	65
佐賀県	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	2.1	1.8	1.6	1.8	1.2	74
長崎県	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.2	2.1	1.8	2.1	2.4	2.0	2.0	2.2	78
熊本県	2.4	2.6	2.5	1.9	2.6	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.3	2.0	2.4	82
大分県	2.4	2.4	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	2.1	1.9	2.1	1.7	1.6	1.5	81
宮崎県	1.8	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.7	1.8	2.2	2.4	2.2	1.6	2.0	71
鹿児島県	1.7	2.4	2.6	2.4	2.1	2.7	2.7	2.4	2.0	2.6	2.4	2.2	2.0	73
沖縄県	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.3	3.2	3.3	3.1	71

低 ← → 高

出所：総務省「労働力調査」　都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2023年												2024年												2025年												2026年				2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	66
北海道	1.16	1.12	1.09	1.07	1.05	1.05	1.05	1.04	1.02	1.03	1.03	1.02	1.04	1.02	1.02	1.00	0.98	0.95	0.97	0.97	0.99	0.98	0.98	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94	0.93	0.92	0.93	0.92	0.91	0.91	65
青森県	1.20	1.18	1.19	1.21	1.21	1.19	1.17	1.17	1.17	1.18	1.17	1.15	1.14	1.12	1.13	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08	1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	76
岩手県	1.32	1.29	1.25	1.22	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.20	1.19	1.18	1.16	1.18	1.20	1.21	1.19	1.18	1.19	1.19	1.19	1.19	1.18	1.17	1.17	1.14	1.11	1.10	1.09	1.08	1.08	1.10	1.12	1.10	1.10	1.11	79
宮城県	1.41	1.44	1.39	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.32	1.30	1.31	1.30	1.29	1.26	1.24	1.23	1.23	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.12	1.15	1.15	1.12	1.13	1.10	1.11	1.09	65
秋田県	1.47	1.42	1.35	1.37	1.35	1.38	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.28	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	80
山形県	1.59	1.49	1.46	1.49	1.47	1.45	1.43	1.39	1.39	1.37	1.32	1.34	1.30	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.32	1.36	1.38	1.36	1.37	1.34	1.35	1.32	1.33	1.32	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.27	1.26	1.29	1.27	1.29	1.28	1.28	1.29	77
福島県	1.49	1.42	1.37	1.40	1.40	1.41	1.39	1.38	1.36	1.39	1.38	1.35	1.33	1.31	1.31	1.28	1.26	1.25	1.25	1.26	1.25	1.26	1.25	1.26	1.28	1.28	1.30	1.29	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.20	1.22	1.22	78
茨城県	1.49	1.50	1.46	1.41	1.40	1.39	1.39	1.38	1.39	1.39	1.37	1.34	1.30	1.35	1.35	1.37	1.34	1.33	1.31	1.32	1.33	1.34	1.33	1.30	1.29	1.27	1.25	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.13	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	69
栃木県	1.20	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.10	1.10	1.11	1.10	1.15	1.13	1.12	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	64
群馬県	1.48	1.44	1.41	1.40	1.45	1.41	1.43	1.42	1.41	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.38	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30	1.29	1.27	1.27	1.24	1.23	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.23	1.20	1.23	78
埼玉県	1.07	1.06	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.04	1.07	1.08	1.08	1.07	1.08	1.06	1.05	1.02	1.02	1.00	0.98	0.97	0.94	0.95	0.97	0.96	0.98	0.96	63
千葉県	1.03	1.05	1.06	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.96	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	0.98	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99	0.97	64
東京都	1.75	1.76	1.77	1.78	1.77	1.77	1.78	1.82	1.82	1.82	1.78	1.76	1.75	1.75	1.76	1.72	1.75	1.81	1.83	1.78	1.74	1.77	1.76	1.75	1.76	1.75	1.75	1.76	1.74	1.72	1.71	1.70	1.71	1.72	1.73	1.74	1.73	1.73	1.74	1.74	1.70	63
神奈川県	0.92	0.91	0.90	0.90	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.93	0.91	0.89	0.89	0.90	0.91	0.89	0.91	0.92	0.93	0.92	0.91	0.92	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.89	0.88	0.85	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.84	0.83	0.84	0.83	0.83	0.83	63
新潟県	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.48	1.46	1.47	1.47	1.45	1.44	1.42	1.45	1.46	1.49	1.48	1.48	1.46	1.46	1.45	1.48	1.43	1.41	1.41	1.40	1.38	1.37	1.37	1.38	1.37	1.37	1.37	1.38	1.39	65
富山県	1.58	1.53	1.50	1.50	1.49	1.46	1.44	1.42	1.42	1.43	1.41	1.40	1.43	1.42	1.43	1.42	1.39	1.37	1.37	1.37	1.36	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.44	1.44	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	64
石川県	1.66	1.64	1.63	1.66	1.63	1.65	1.60	1.58	1.57	1.56	1.55	1.54	1.59	1.49	1.45	1.46	1.46	1.44	1.48	1.49	1.52	1.57	1.56	1.59	1.62	1.63	1.66	1.65	1.64	1.61	1.59	1.58	1.57	1.54	1.50	1.47	1.51	1.49	1.43	1.42	1.39	70
福井県	1.88	1.81	1.80	1.83	1.84	1.82	1.80	1.77	1.78	1.78	1.77	1.76	1.76	1.77	1.79	1.76	1.74	1.72	1.71	1.74	1.76	1.76	1.74	1.73	1.69	1.70	1.71	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	1.60	69
山梨県	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	64
長野県	1.55	1.51	1.50	1.49	1.47	1.46	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.25	1.26	1.25	1.25	1.25	1.23	1.24	1.25	1.25	1.25	63
岐阜県	1.65	1.64	1.60	1.58	1.59	1.58	1.58	1.58	1.57	1.59	1.56	1.55	1.56	1.58	1.58	1.58	1.57	1.54	1.51	1.52	1.50	1.55	1.53	1.52	1.51	1.48	1.46	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.44	1.42	1.42	1.42	1.41	1.41	1.39	1.39	1.46	64
静岡県	1.27	1.26	1.23	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20	1.20	1.19	1.19	1.17	1.14	1.12	1.11	1.11	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09	63
愛知県	1.42	1.39	1.35	1.33	1.33	1.36	1.36	1.36	1.35	1.34	1.34	1.32	1.31	1.29	1.30	1.28	1.28	1.27	1.26	1.26	1.26	1.27	1.29	1.28	1.29	1.29	1.31	1.31	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.23	63
三重県	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.31	1.29	1.27	1.28	1.28	1.27	1.25	1.25	1.22	1.21	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.13	1.14	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.16	1.15	1.18	1.17	1.18	1.19	1.16	1.14	1.16	1.17	1.20	64
滋賀県	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06	63
京都府	1.25	1.24	1.21	1.22	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.23	1.20	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.18	1.20	1.21	1.24	1.27	1.26	1.27	1.25	1.25	1.28	1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22	64
大阪府	1.31	1.30	1.30	1.31	1.32	1.32	1.30	1.30	1.29	1.28	1.25	1.23	1.22	1.21	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.22	1.23	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.12	1.12	1.11	63
兵庫県	1.05	1.01	1.01	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	0.99	0.98	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.00	0.99	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	0.94	64
奈良県	1.20	1.22	1.19	1.14	1.15	1.15	1.17	1.17	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.15	1.14	1.12	1.12	1.10	1.13	1.14	1.14	1.16	1.17	1.18	1.20	1.19	1.17	1.18	1.18	1.16	1.15	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.12	1.15	1.13	1.11	1.13	65
和歌山県	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	0.96	65
鳥取県	1.50	1.50	1.47	1.47	1.46	1.47	1.40	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.28	1.30	1.28	1.28	1.28	1.27	1.27	1.25	1.28	1.29	1.29	1.32	1.33	1.34	1.33	1.32	1.29	1.27	1.27	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.25	1.22	1.25	1.26	1.28	73
島根県	1.68	1.68	1.61	1.60	1.58	1.56	1.53	1.52	1.50	1.48	1.46	1.49	1.48	1.49	1.49	1.45	1.44	1.45	1.43	1.42	1.42	1.43	1.42	1.38	1.38	1.38	1.40	1.41	1.39	1.34	1.38	1.38	1.39	1.33	1.34	1.34	1.34	1.37	1.45	1.51	1.49	71
岡山県	1.58	1.57	1.55	1.52	1.54	1.58	1.55	1.54	1.56	1.56	1.54	1.51	1.50	1.47	1.46	1.44	1.43	1.39	1.42	1.43	1.46	1.45	1.43	1.43	1.45	1.45	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40	1.37	1.36	1.34	1.33	1.34	1.31	1.30	1.27	1.29	1.28	65
広島県	1.63	1.55	1.54	1.56	1.56	1.57	1.54	1.53	1.53	1.52	1.51	1.52	1.51	1.50	1.50	1.47	1.44	1.42	1.43	1.42	1.43	1.45	1.43	1.40	1.41	1.42	1.44	1.46	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.38	1.38	1.39	1.38	1.37	1.38	1.36	65
山口県	1.58	1.52	1.49	1.49	1.49	1.49	1.50	1.49	1.50	1.51	1.52	1.52	1.51	1.47	1.46	1.46	1.43	1.43	1.47	1.50	1.47	1.47	1.44	1.42	1.42	1.45	1.45	1.44	1.43	1.40	1.36	1.35	1.33	1.31	1.32	1.29	1.29	1.31	1.33	1.31	1.32	64
徳島県	1.23	1.22	1.21	1.23	1.22	1.21	1.21	1.20	1.19	1.19	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.17	1.15	1.14	1.13	1.14	1.13	1.13	1.13	1.15	1.14	1.15	1.16	1.16	1.18	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.18	1.20	1.22	1.21	66
香川県	1.54	1.51	1.48	1.44	1.43	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.39	1.39	1.40	1.41	1.42	1.43	1.43	1.43	1.44	1.47	1.48	1.48	1.47	1.49	1.50	1.50	1.50	1.50	1.48	1.48	1.45	1.44	1.42	1.39	1.41	1.43	1.40	1.40	1.39	1.36	66
愛媛県	1.46	1.42	1.41	1.39	1.39	1.38	1.36	1.36	1.36	1.36	1.34	1.34	1.34	1.35	1.39	1.36	1.34	1.33	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.42	1.42	1.41	1.39	1.38	1.41	1.40	1.40	1.41	1.41	1.41	77
高知県	1.24	1.24	1.20	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.16	1.14	1.11	1.09	1.08	1.09	1.09	1.05	1.06	1.10	1.11	1.10	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.10	1.09	1.07	1.09	1.08	1.09	1.10	1.11	1.15	1.10	1.15	1.15	71
福岡県	1.26	1.27	1.27	1.26	1.26	1.25	1.22	1.22	1.22	1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.18	1.14	1.14	1.19	1.19	1.20	1.20	1.18	1.19	1.18	1.19	1.17	1.15	1.15	1.15	1.11	1.11	1.09	1.08	1.08	1.06	1.06	1.05	1.05	1.06	65
佐賀県	1.40	1.42	1.38	1.36	1.36	1.37	1.37	1.35	1.35	1.34	1.36	1.32	1.32	1.32	1.32	1.30	1.30	1.28	1.26	1.30	1.29	1.31	1.30	1.30	1.28	1.25	1.26	1.26	1.24	1.25	1.24	1.23	1.21	1.17	1.17	1.19	1.19	1.23	1.22	1.20	1.20	74
長崎県	1.25	1.24	1.23	1.24	1.23	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.19	1.19	1.19	1.17	1.20	1.18	1.20	1.19	1.18	1.17	1.15	1.15	1.14	1.13	1.13	1.12	1.10	1.08	1.07	1.05	1.05	1.05	1.08	1.06	1.02	0.99	78
熊本県	1.42	1.43	1.39	1.36	1.34	1.34	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.24	1.24	1.21	1.23	1.23	1.23	1.24	1.24	1.23	1.20	1.21	1.20	1.20	1.20	1.20	1.18	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.15	1.15	82
大分県	1.42	1.44	1.45	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.38	1.38	1.37	1.34	1.32	1.32	1.33	1.36	1.35	1.37	1.36	1.38	1.36	1.34	1.32	1.33	1.30	1.26	1.25	1.24	1.23	1.21	1.20	1.19	1.14	1.14	1.14	1.14	1.10	81
宮崎県	1.44	1.46	1.45	1.44	1.43	1.43	1.43	1.40	1.34	1.34	1.35	1.34	1.34	1.30	1.30	1.30	1.29	1.28	1.30	1.31	1.30	1.31	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.28	1.27	1.25	1.23	1.21	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.18	1.17	71
鹿児島県	1.34	1.29	1.26	1.21	1.22	1.23	1.21	1.20	1.21	1.20	1.19	1.18	1.19	1.20	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.14	1.11	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09	1.08	1.07	1.07	1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02	73
沖縄県	1.01	1.01	1.01	1.05	1.08	1.08	1.08	1.06	1.06	1.04	1.02	1.02	1.02	1.04	1.04	1.03	1.00	0.96	0.98	0.98	0.98	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	0.96	0.95	0.94	0.94	0.94	0.95	0.98	0.98	71

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」　都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

低←　→高

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.0%	66
北海道	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	65
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.1%	-1.4%	76
岩手県	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	-2.1%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.0%	-2.1%	-2.2%	-2.2%	-2.1%	-1.9%	-1.7%	79
宮城県	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	65
秋田県	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-2.3%	-2.5%	80
山形県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	77
福島県	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	78
茨城県	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.3%	0.6%	69
栃木県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	0.7%	0.2%	64
群馬県	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	78
埼玉県	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	0.7%	0.5%	63
千葉県	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	1.2%	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	64
東京都	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	0.3%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	0.9%	0.1%	63
新潟県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-1.8%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	65
富山県	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-1.4%	-0.7%	64
石川県	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.4%	0.4%	-0.2%	-0.2%	70
福井県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	69
山梨県	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	64
長野県	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	63
岐阜県	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	64
静岡県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	63
愛知県	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	63
三重県	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	-0.3%	0.2%	64
滋賀県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-1.0%	-1.2%	63
京都府	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	1.8%	0.8%	64
大阪府	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.3%	1.2%	1.4%	0.8%	63
兵庫県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	-0.2%	64
奈良県	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
和歌山県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	65
鳥取県	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	-0.9%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-0.5%	-0.4%	73
島根県	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.9%	71
岡山県	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-1.5%	-0.8%	65
広島県	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	65
山口県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.6%	-1.9%	64
徳島県	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.4%	-1.2%	66
香川県	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	-0.5%	66
愛媛県	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.9%	-1.6%	77
高知県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.6%	71
福岡県	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	65
佐賀県	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	74
長崎県	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	78
熊本県	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-1.1%	-0.2%	82
大分県	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.8%	-1.5%	81
宮崎県	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.1%	-1.1%	71
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.9%	73
沖縄県	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	1.3%	0.8%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低←　→高

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年				2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	-0.9%	0.7%	-4.2%	1.8%	-10.4%	-15.2%	-22.8%	9.1%	4.9%	12.0%	4.6%	2.6%	66
北海道	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	-32.4%	-16.9%	-7.3%	-34.6%	-18.3%	-27.1%	-12.8%	9.5%	-15.2%	-7.5%	2.9%	-23.9%	65
青森県	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	-6.5%	-8.5%	91.9%	-1.4%	-24.7%	0.6%	-3.0%	0.8%	-13.6%	-3.0%	-19.0%	26.9%	76
岩手県	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	34.4%	34.5%	39.5%	30.7%	-50.4%	-51.5%	13.4%	-5.8%	-8.7%	-16.8%	40.5%	53.2%	79
宮城県	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	1.3%	-20.7%	-16.8%	37.3%	-22.8%	-11.6%	-27.6%	5.0%	-10.5%	-45.5%	-3.0%	-3.4%	65
秋田県	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	-31.5%	-29.8%	27.5%	22.1%	-3.8%	-25.7%	-15.1%	-9.5%	-52.6%	-47.1%	-26.6%	-32.5%	80
山形県	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	7.5%	-16.8%	3.8%	-28.8%	-7.0%	-14.9%	-50.5%	-10.5%	-60.3%	14.7%	28.0%	24.4%	77
福島県	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	9.7%	-6.7%	-25.2%	-32.6%	-34.5%	-45.2%	0.3%	60.6%	8.1%	7.6%	37.1%	-10.4%	78
茨城県	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	7.0%	-19.6%	-24.5%	18.9%	-16.7%	0.3%	-20.2%	-31.4%	-1.7%	21.1%	1.9%	36.9%	69
栃木県	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	-3.7%	-31.9%	-4.2%	-40.5%	20.5%	-36.7%	20.4%	34.3%	7.1%	1.1%	10.8%	-43.5%	64
群馬県	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	60.4%	32.2%	16.8%	49.8%	21.6%	17.5%	-9.5%	8.3%	-40.4%	2.8%	-2.8%	-13.0%	78
埼玉県	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	6.6%	-21.5%	-5.6%	-4.3%	-28.2%	-18.1%	13.2%	-20.3%	-31.2%	16.6%	-0.8%	4.3%	63
千葉県	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	-20.7%	17.4%	15.9%	-8.6%	43.6%	-18.5%	-1.2%	-6.7%	18.7%	-12.2%	-12.2%	-21.8%	64
東京都	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	7.1%	-1.4%	-9.4%	-3.0%	-4.7%	-9.6%	-39.7%	2.1%	36.4%	22.0%	-5.1%	7.3%	63
神奈川県	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	27.1%	18.6%	-0.1%	14.1%	3.9%	-54.8%	-61.8%	12.9%	44.2%	28.0%	26.8%	4.6%	63
新潟県	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	29.7%	112.6%	8.9%	-26.3%	12.2%	2.6%	29.6%	28.6%	33.2%	28.4%	-11.4%	-30.6%	65
富山県	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	57.6%	5.4%	-58.9%	12.9%	-29.4%	-28.4%	-47.4%	5.9%	4.4%	-4.4%	-6.1%	-25.1%	64
石川県	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	71.8%	77.9%	-6.7%	9.5%	95.0%	64.6%	-11.1%	21.3%	-3.1%	-3.5%	23.7%	5.3%	70
福井県	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	-25.8%	5.9%	16.4%	42.6%	47.4%	32.3%	-32.8%	36.6%	63.6%	18.8%	-1.5%	-17.5%	69
山梨県	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	-9.1%	10.1%	-31.5%	-17.4%	4.6%	26.9%	32.7%	44.6%	0.7%	-42.6%	7.6%	29.5%	64
長野県	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	9.1%	-2.6%	-13.6%	-21.6%	-37.7%	-19.2%	20.2%	-27.0%	-4.0%	-16.2%	31.2%	-14.5%	63
岐阜県	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	-13.6%	1.8%	-25.6%	91.8%	14.6%	-12.0%	41.2%	41.4%	-21.3%	9.6%	9.1%	-11.7%	64
静岡県	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	-10.1%	29.4%	15.4%	9.5%	-30.7%	7.7%	11.5%	-46.8%	-18.3%	13.3%	13.0%	-19.0%	63
愛知県	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	-26.5%	8.4%	-17.0%	-2.3%	-13.5%	-29.2%	-23.1%	-1.7%	-18.5%	35.8%	-2.3%	-14.5%	63
三重県	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	-38.8%	-4.7%	27.3%	-3.7%	-43.2%	-20.3%	-24.7%	71.9%	6.0%	13.0%	13.8%	-30.4%	64
滋賀県	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	54.3%	-45.4%	-53.9%	-14.0%	24.2%	-0.5%	8.0%	254.5%	51.3%	13.6%	-5.7%	-10.5%	63
京都府	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	40.4%	-38.3%	8.7%	5.6%	17.8%	-20.6%	-10.0%	69.6%	-1.5%	13.4%	-13.1%	-22.7%	64
大阪府	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	-16.7%	-6.1%	1.8%	11.1%	-29.1%	1.8%	-37.4%	33.5%	0.7%	8.1%	12.7%	71.3%	63
兵庫県	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	-14.8%	-7.5%	-23.3%	9.4%	-2.6%	-7.7%	-3.0%	0.9%	-7.3%	100.6%	18.1%	-16.1%	64
奈良県	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	28.5%	133.3%	-24.0%	-4.3%	-44.8%	-7.4%	2.0%	43.0%	4.1%	45.0%	9.2%	-20.8%	65
和歌山県	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	-9.4%	-2.4%	5.5%	37.6%	42.4%	3.8%	-15.4%	29.9%	-40.3%	63.9%	-7.9%	-5.8%	65
鳥取県	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	17.8%	-23.4%	-4.8%	96.8%	24.2%	-16.3%	73.2%	-34.4%	58.1%	-14.6%	42.6%	-30.6%	73
島根県	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	40.6%	-6.3%	-7.4%	42.9%	-28.1%	38.1%	-41.0%	-46.1%	29.5%	-34.6%	-33.3%	-24.0%	71
岡山県	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	-30.1%	-39.5%	4.9%	33.0%	81.2%	-5.2%	-16.8%	49.0%	14.4%	-13.7%	43.3%	11.9%	65
広島県	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	-0.7%	-23.7%	40.9%	4.1%	-15.3%	-11.3%	-29.1%	20.6%	-15.8%	20.1%	10.2%	-29.1%	65
山口県	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	-1.6%	63.6%	22.0%	28.1%	38.7%	-0.4%	13.5%	-18.2%	29.2%	-43.7%	15.4%	0.4%	64
徳島県	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	-18.7%	45.8%	-44.6%	-47.4%	10.2%	-22.6%	84.8%	28.0%	32.7%	61.5%	37.0%	-17.0%	66
香川県	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	34.1%	-11.1%	-18.4%	6.4%	-38.6%	-37.8%	-12.3%	10.3%	9.6%	41.0%	19.6%	17.8%	66
愛媛県	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	83.3%	106.8%	2.7%	38.0%	-34.3%	-51.5%	-20.4%	-0.5%	2.3%	-4.5%	-9.3%	-31.4%	77
高知県	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	6.8%	-16.3%	-12.4%	4.9%	7.0%	-31.8%	-22.2%	23.9%	-4.5%	15.6%	30.4%	-13.7%	71
福岡県	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	-10.1%	-3.5%	5.2%	-3.6%	-33.6%	2.7%	3.3%	1.6%	18.3%	9.1%	28.6%	21.7%	65
佐賀県	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	-27.8%	8.8%	9.5%	62.3%	-6.3%	35.2%	-6.3%	-22.9%	11.6%	-23.7%	-5.9%	-8.8%	74
長崎県	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	37.1%	53.9%	40.1%	-20.0%	10.4%	-2.0%	30.8%	-12.4%	24.1%	-36.8%	2.2%	-1.9%	78
熊本県	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	-23.5%	4.1%	4.2%	9.4%	-13.6%	-13.3%	13.4%	36.9%	-16.2%	64.9%	-21.3%	22.0%	82
大分県	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	43.9%	11.8%	29.8%	-4.0%	98.1%	-7.5%	-33.3%	67.1%	234.8%	-7.3%	14.8%	36.7%	81
宮崎県	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	1.6%	102.0%	52.3%	-15.3%	-2.2%	-24.6%	9.0%	0.0%	-13.6%	-7.7%	34.9%	77.8%	71
鹿児島県	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	51.7%	21.4%	28.3%	-16.8%	19.5%	0.0%	16.7%	-3.1%	-49.4%	28.4%	24.1%	-8.2%	73
沖縄県	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	-6.1%	52.6%	-22.7%	46.0%	-24.9%	-11.8%	69.6%	51.8%	-26.4%	-1.9%	-9.8%	1.1%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

低←　→高

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2024年												2025年												2026年					2025年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	66
北海道	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	65
青森県	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	76
岩手県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	79
宮城県	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	65
秋田県	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.9%	-1.9%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.2%	-2.1%	-2.2%	80
山形県	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-2.0%	-2.0%	-1.9%	-2.2%	-2.3%	-2.2%	-2.0%	-1.9%	-1.9%	77
福島県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	78
茨城県	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	69
栃木県	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	64
群馬県	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	78
埼玉県	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.5%	0.8%	1.1%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%	63
千葉県	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.4%	1.6%	1.8%	64
東京都	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	63
神奈川県	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	63
新潟県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.7%	-1.5%	-1.4%	65
富山県	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.8%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	64
石川県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	70
福井県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	69
山梨県	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.0%	64
長野県	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.7%	63
岐阜県	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	64
静岡県	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	63
愛知県	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	63
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	64
滋賀県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.3%	-0.1%	63
京都府	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	64
大阪府	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.8%	63
兵庫県	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	64
奈良県	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	65
和歌山県	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	65
鳥取県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.9%	-0.7%	-0.9%	-0.8%	73
島根県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	71
岡山県	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	65
広島県	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	65
山口県	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	64
徳島県	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.9%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	66
香川県	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	66
愛媛県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	77
高知県	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	71
福岡県	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	65
佐賀県	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	74
長崎県	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	78
熊本県	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	82
大分県	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	81
宮崎県	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	71
鹿児島県	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	73
沖縄県	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	1.4%	71

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末適用事業所数を基に集計

低 ←　→ 高

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも「特別区・政令指定都市」の方が、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、「特別区・政令指定都市」を除き、最低賃金を５%未満上回る企業が最も多い。「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では、「特別区・政令指定都市」よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

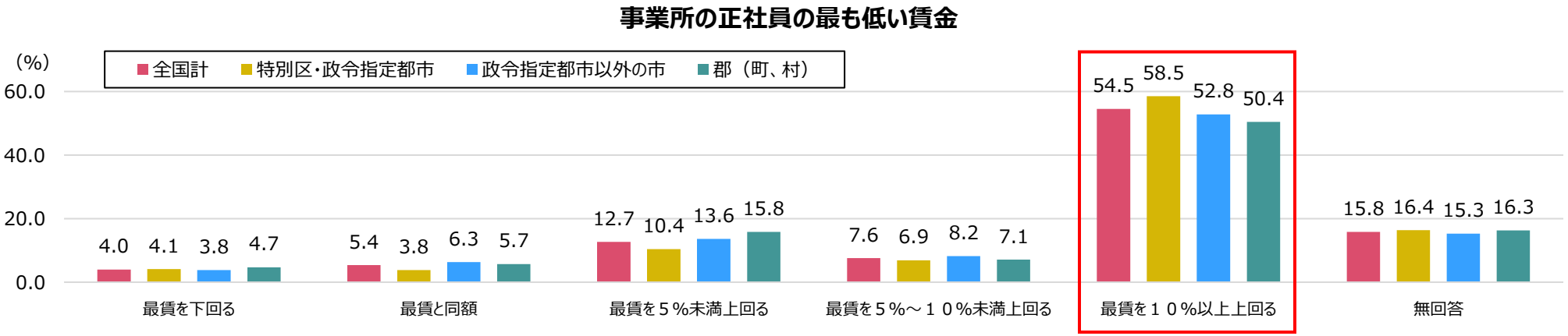

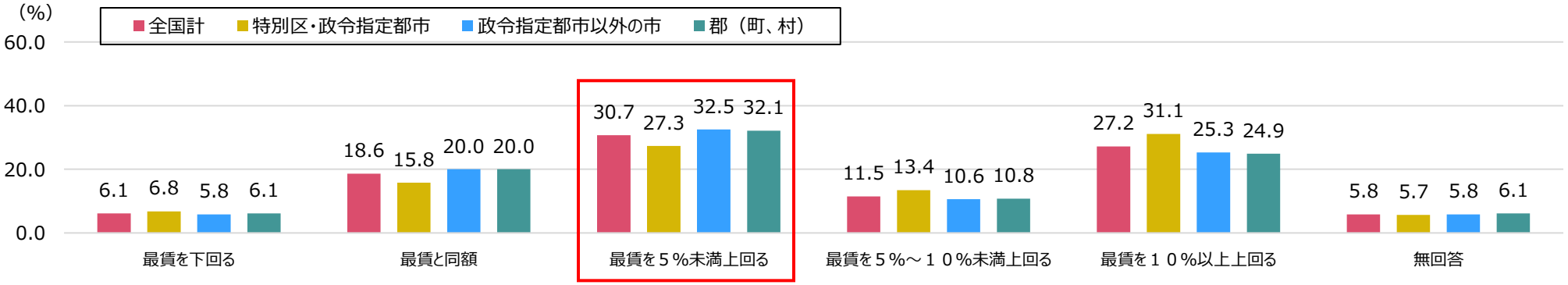

（※）本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。
（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
なお、地域区分別の集計対象企業数（総数）は、「特別区・政令指定都市」2,094社、「政令指定都市以外の市」5,457社、「郡（町、村）」1,195社、無回答8社である。
（注）回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額（調査時点で有効な地域別最低賃金額）と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務（役割）」や「経験年数」を挙げる中小企業が多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素（複数回答）

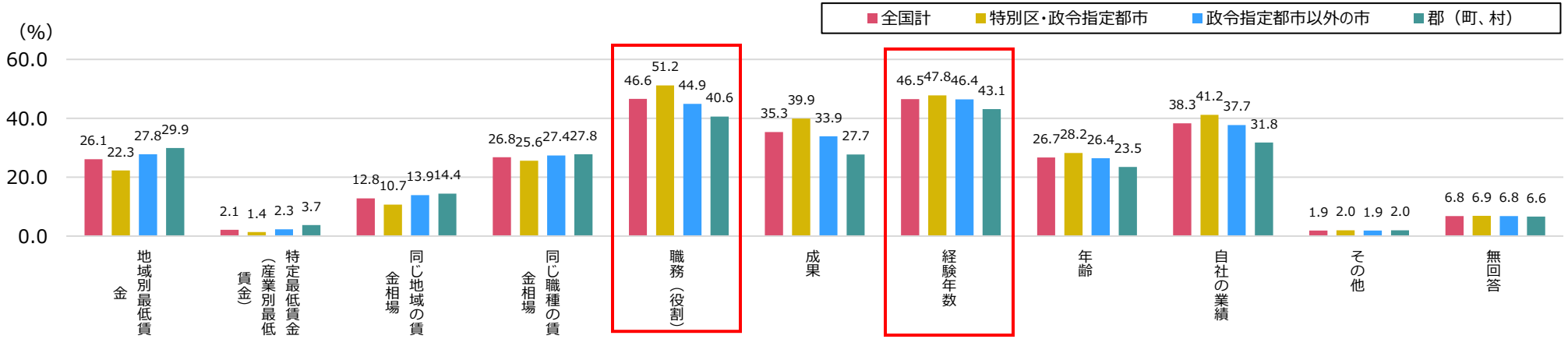

パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素（複数回答）

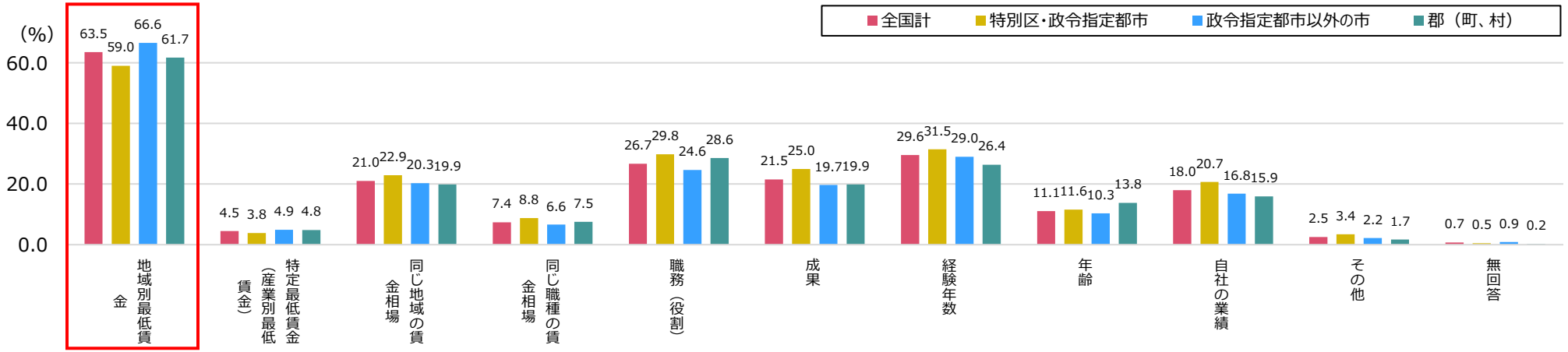

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,333社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,850社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は65%程度である。

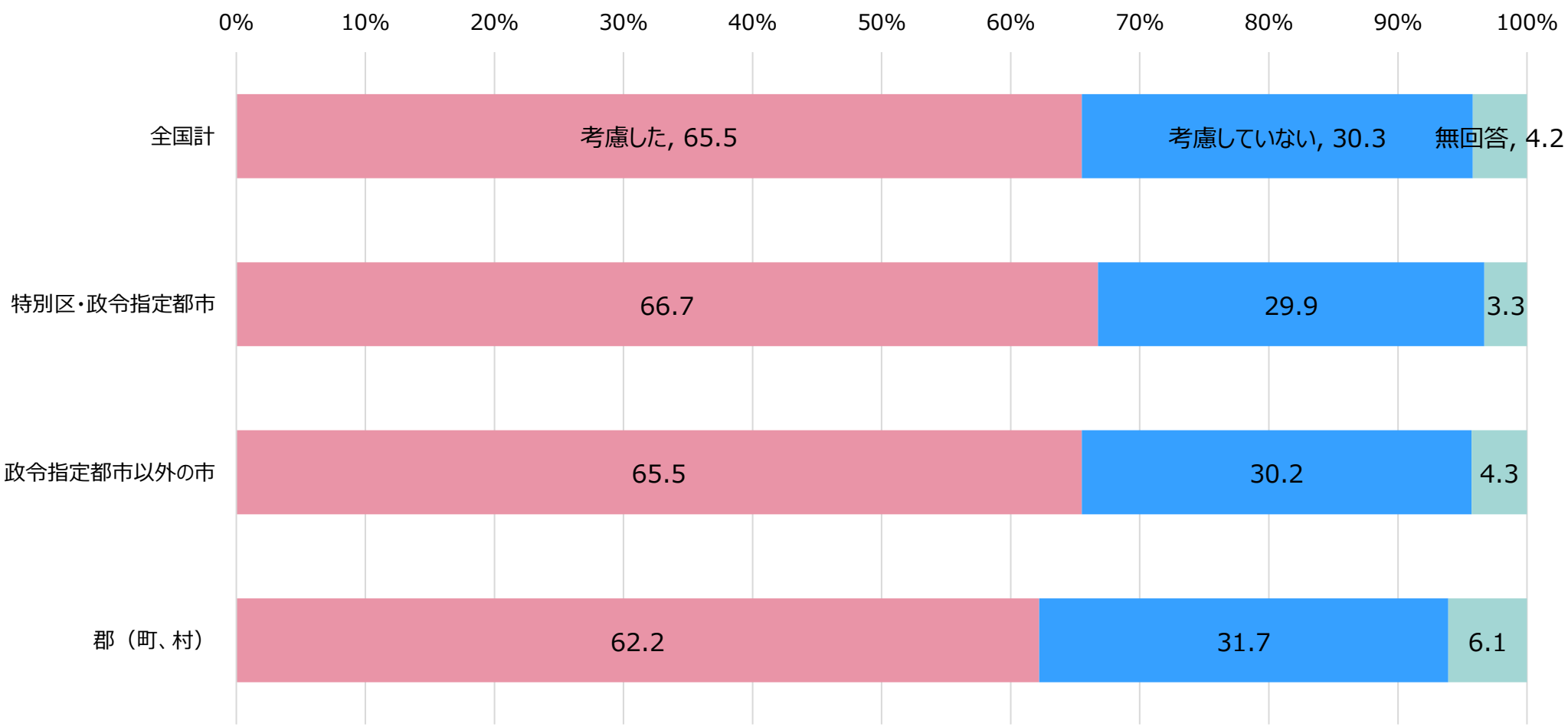

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、直近１年間に従業員（正社員あるいは非正社員のいずれか）の賃金を「引き上げた」企業（6,757社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識（2025年）

過去１年間に最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の１時間当たりの生産や売上が伸びたか

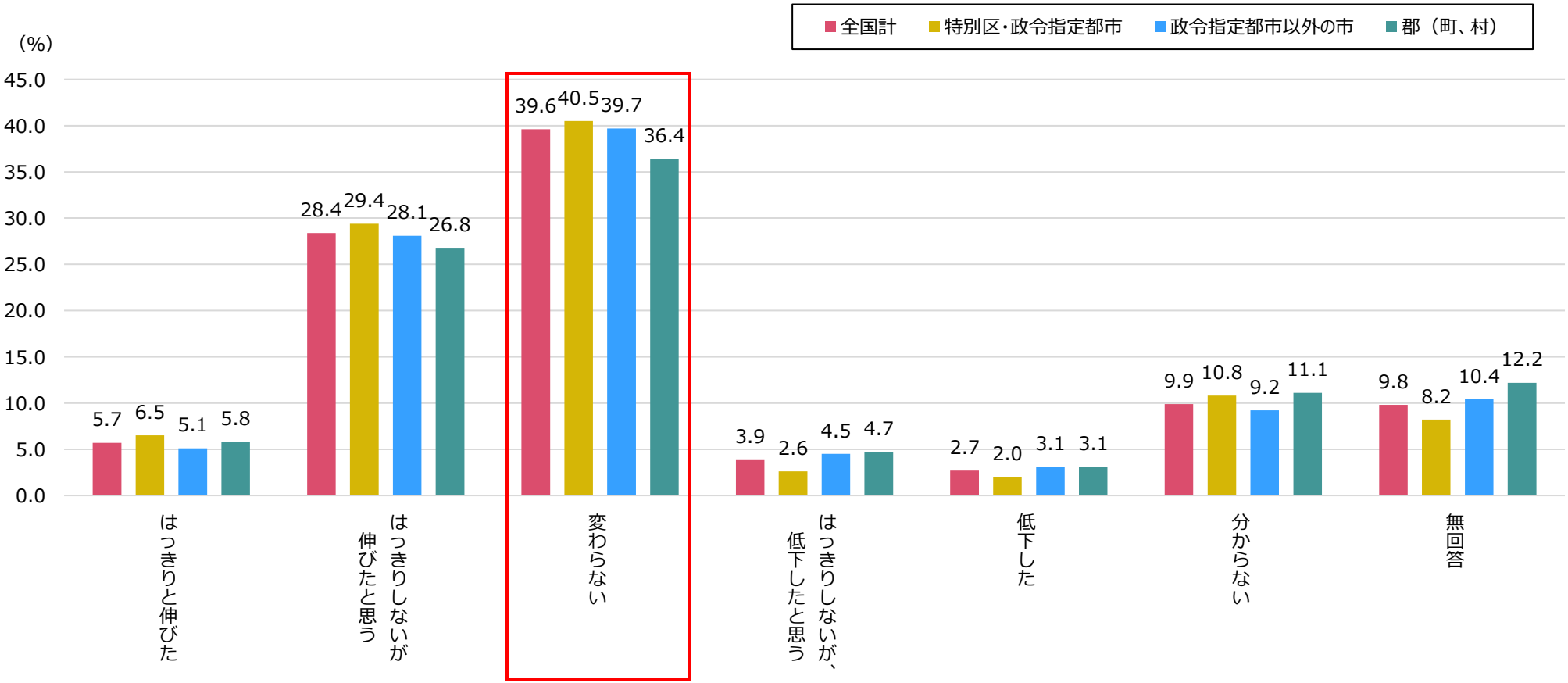

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（2025年調査：3,589社）について集計。
本社が立地する都道府県にあるすべての事業所とその事業所に勤務する従業員に関する状況である。

前事業年度からの経営状況の変化①（生産・売上高、経常利益）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は35%程度となっている。同様に、前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中で、「特別区・政令指定都市」では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多かったのに対し、「政令指定都市以外の市」では「黒字（経常利益は増えた）」と「黒字（経常利益は減った）」がほぼ同数、「郡（町、村）」では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。また、「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」では「赤字」が「黒字（経常利益は増えた）」「黒字（経常利益は変わらない）」「黒字（経常利益は減った）」のそれぞれよりも多かった。

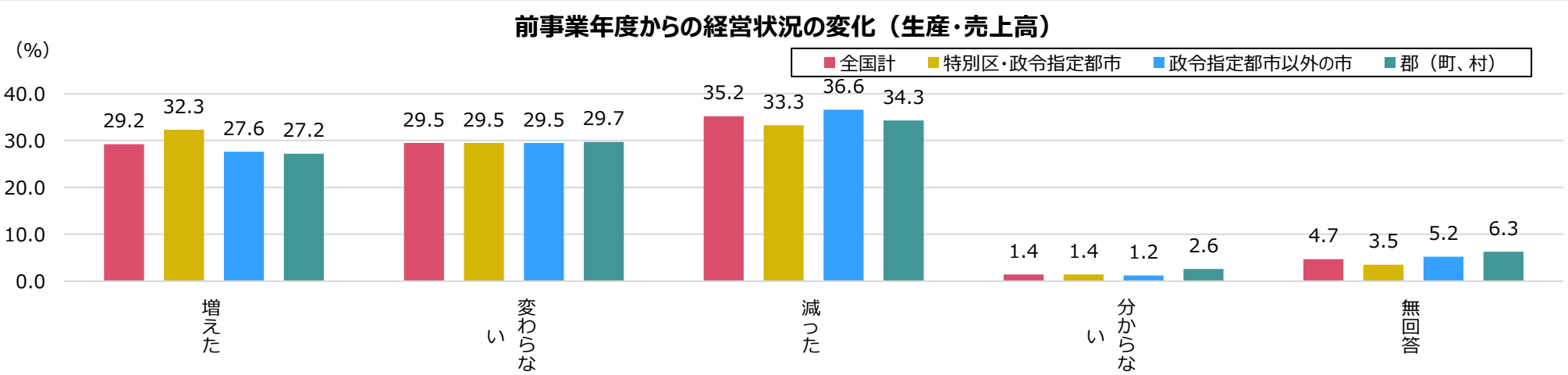

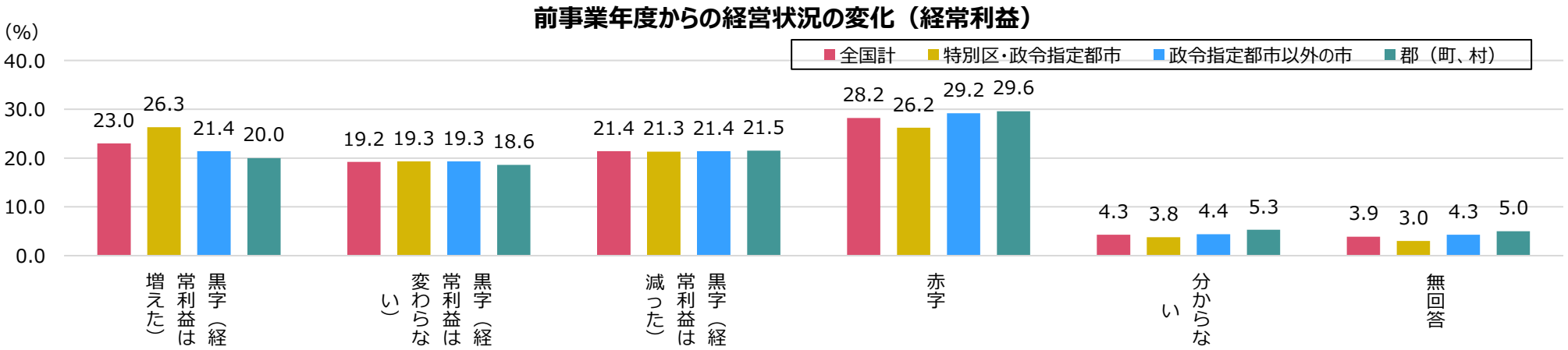

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化②（付加価値額、従業員数）

前事業年度からの付加価値額の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は29%程度、「変わらない」は37%程度、「減った」は17%程度となっている。同様に、前事業年度からの従業員数の変化を尋ねたところ、全国計では、「増えた」は12.5%、「変わらない」は66%程度、「減った」は17%程度となっている。

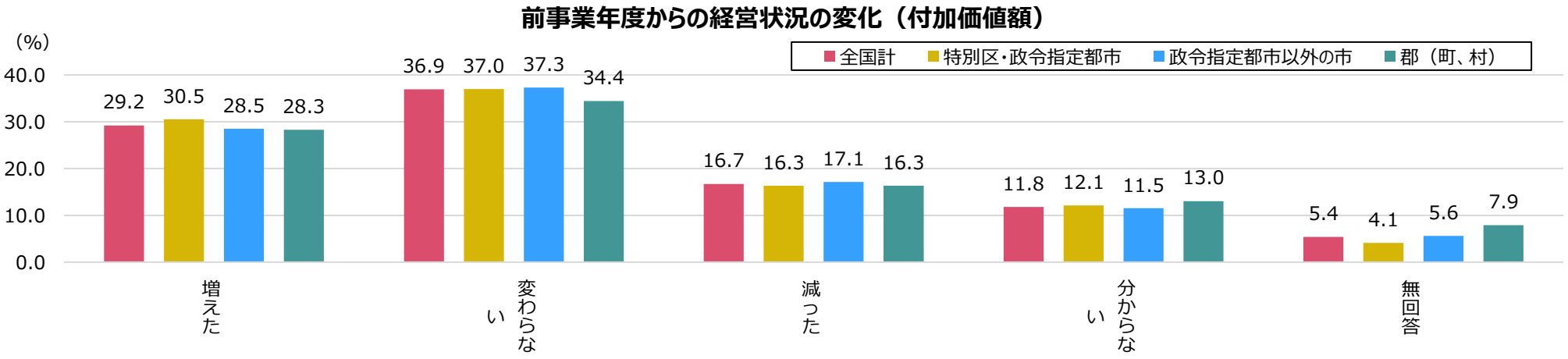

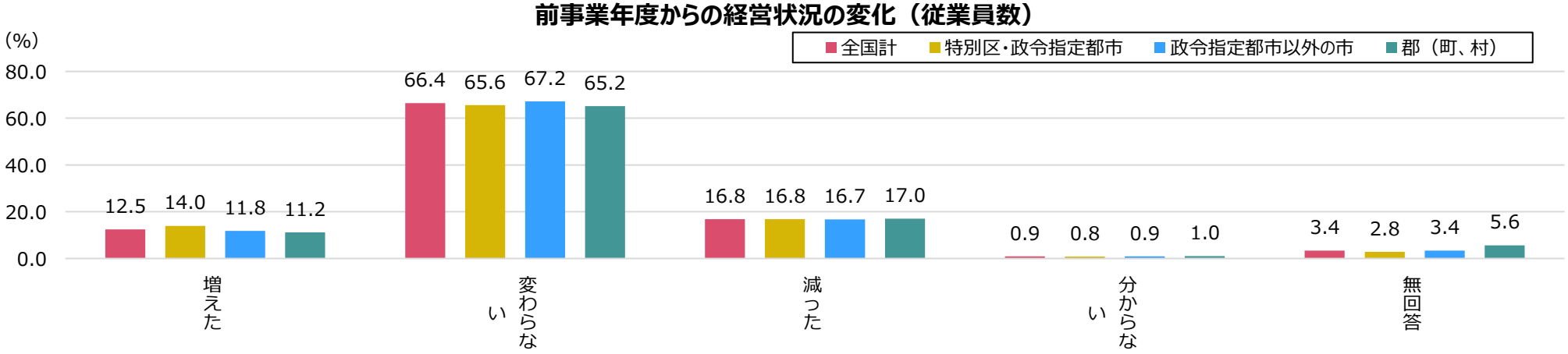

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化③（労働生産性、労働分配率）

前事業年度からの労働生産性の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が16%程度、「変わらない」は55%程度、「下がった」は16%程度となっている。同様に、前事業年度からの労働分配率の変化を尋ねたところ、全国計では、「上がった」が23%程度、「変わらない」は49%程度、「下がった」は11%程度となっている。労働生産性、労働分配率のいずれも、「特別区・政令指定都市」は「政令指定都市以外の市」や「郡（町、村）」と比べ、「上がった」の割合がやや高くなっている。

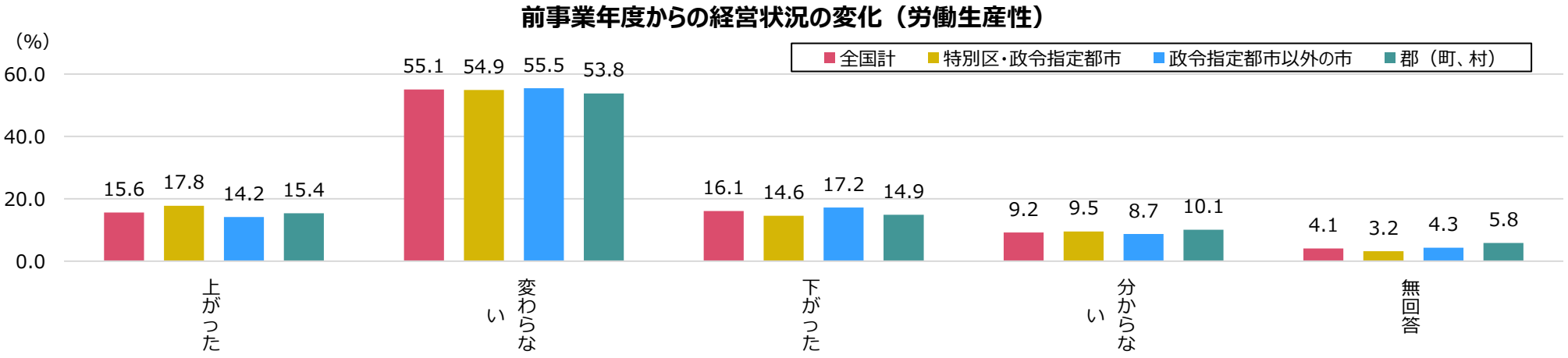

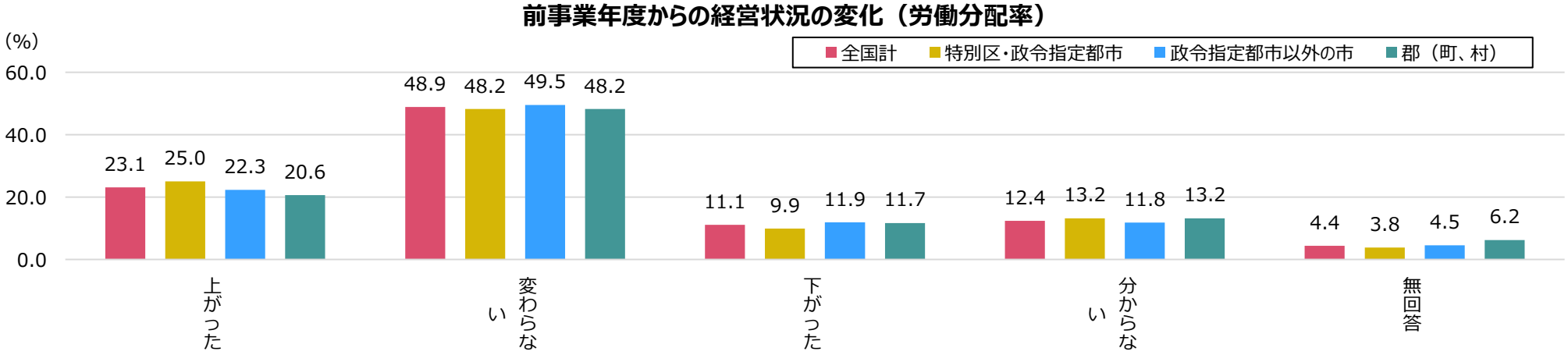

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。「労働生産性」とは従業員１人１時間当たり、どの程度の付加価値額を生み出したか、「労働分配率」とは付加価値額に占める人件費の割合として質問。

2025年度地域別最低賃金の改定による影響

2025年度地域別最低賃金の改定による影響については、「影響は受けていない」との回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金引上げを理由に発注先からの仕入れ価格が引き上げられた」が多かった。

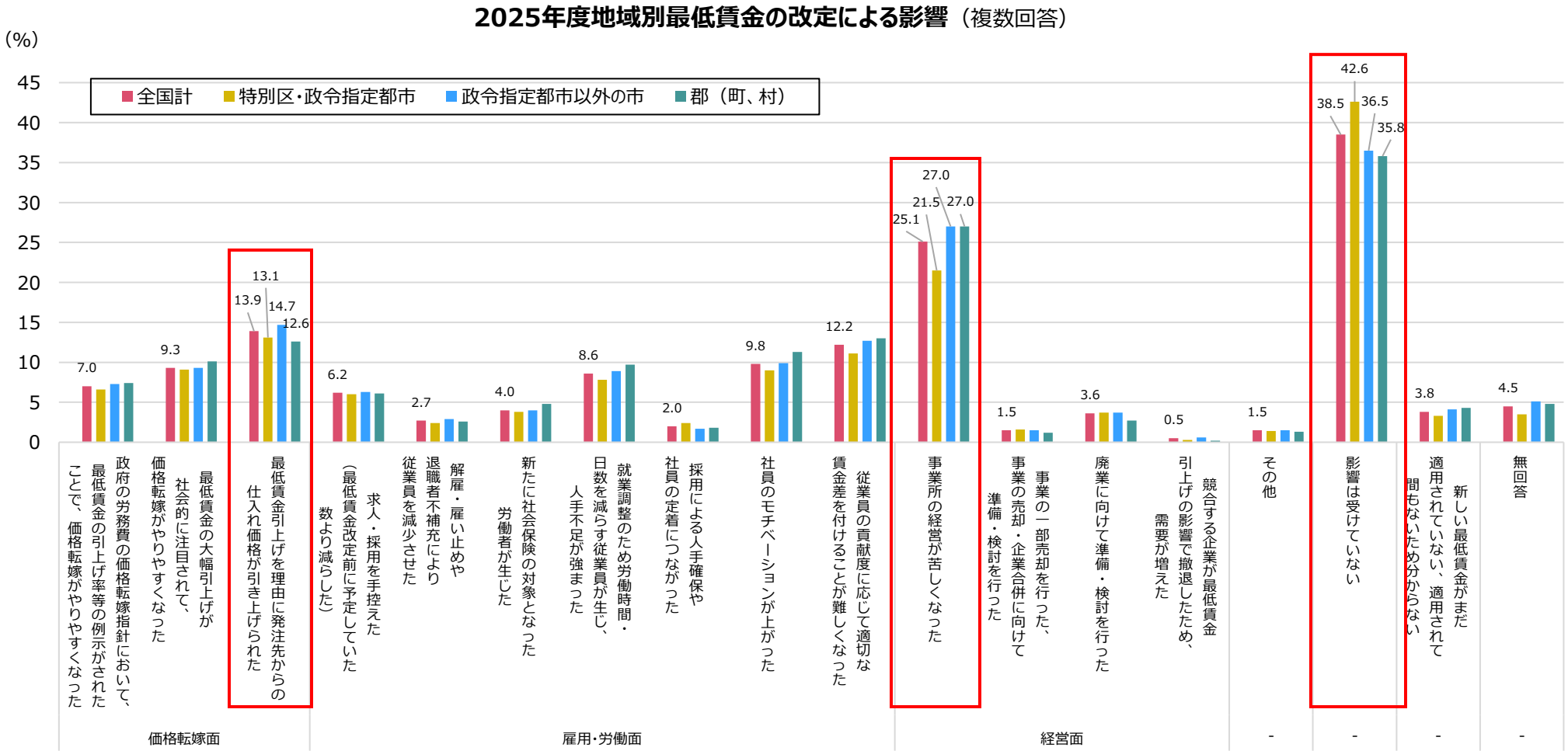

（注）集計対象企業（8,754社）について集計。

別紙２

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和８年７月 28 日

１　はじめに

令和８年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

２　労働者側見解

今年の春季生活闘争では、数多くの労使の真摯な議論の積み重ねによって、全体では３年連続で５％を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では６％台の賃上げが実現した。様々な企業物価が価格転嫁の形で消費者物価に跳ね返ることを考えると、中東情勢などの影響は企業だけでなく消費者である働く人にこそ強い影響を及ぼすものである。労働者側委員は、全ての働く人の生活を守り、景気を底支えしていく観点からも、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張した。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準である必要がある。最低賃金近傍で働く人へのアンケート調査では、「今後も最低賃金が引き上がるべき」と思う人は７割を超え、その最大の理由は、「現在の最低賃金額は生計費を維持するために十分な水準でないから」と答えている。現在は、絶対額として最低生計費を賄うものになっておらず、生活できる賃金水準を早急に確保することが重要であり、中期的には、「一般労働者の賃金中央値の６割水準」を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があると述べた。

また、地域間の額差は、時間的・距離的に近接した都道府県間では労働力を流出させ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘した。

昨年度は、ＣランクにＡ・Ｂランクを上回る目安を示したが、Ｃランク県で目安を大幅に超える引上げが相次いだ。地域の自主性が発揮された結果である一方、地方審議における目安そのものの意義が問われかねない事態と指摘した。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、中央最低賃金審議会としての地域間額差についてより強いメッセージを示すべきと主張した。

最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上で最低賃金の早期発効が重要。発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、そ

の必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から公労使で十分に議論した上で決定すべきである。また、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきと主張した。さらに、就業調整の問題等、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張した。

人手不足の傾向は依然強まっており、各地域の求人募集賃金下限額は最低賃金を上回っている。労働市場や市場賃金の動向も加味して最低賃金の大幅な引上げを図るべきであると述べた。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

労働分配率の動向と最低賃金引上げとの相関は観察できないことから、「通常の事業の賃金支払能力」との関連性は限定的である。また、利益剰余金が過去最高水準を更新したこと、保有現金・預金が大幅な増加となっており、資金繰りにも余裕が認められることから、データからは最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払能力」は問題ないと述べた。なお、「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を改めて述べた。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

３　使用者側見解

使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあること、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べた。

しかし、業績に関わりなく、法的強制力をもって適用される地域別最低賃金の引上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引上げは意味合いが全く異なり、最低賃金は全企業に例外なく罰則付きで適用される以上、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張した。

具体的な目安額を審議するに当たっては、最低賃金近傍で働く方々の可処分所得に対する物価上昇の影響は考慮すべきだが、物価上昇の影響は企業側のコスト増としても現れており、家計面のみならず、企業経営への影響と併せて検討する必要がある。具体的には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要がある。特に、中東情勢により、供

給面の停滞・目詰まりに加え、国内企業物価指数や輸入物価指数の急激な上昇にも表れているとおり、燃料・石油化学製品をはじめとするコストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要である。加えて、企業の１人当たりの労働生産性が向上しているとの指摘もあるが、主に賃金の上昇を受けた付加価値の増加が要因であることが推察され、規模の小さい中小企業では経常収益は減少していることからも、支払能力が高まっているとは言えないと述べた。

また、春季賃上げ妥結状況を見ると企業規模が小さいほど賃上げ率は低い傾向にあることから、賃上げへの対応は規模が小さく労働分配率が高い中小企業ほど負担感が大きいこと、企業業績の改善を伴わない、いわゆる「防衛的賃上げ」による賃上げを行う企業があることを十分考慮する必要があると指摘した。

その他、Ｃランクを中心とした、目安額を上回る近年の大幅な引上げにより、社会・生活インフラを担う中小企業・小規模事業者の事業継続が困難となり、地域経済に深刻な影響を与えていることにも留意が必要であると述べた。

以上を考慮すると、法定３要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に着目しながら、３要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第４表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持すると述べた。

その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みにおいて３要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であると述べた。

昨年度の各地方審議の結果と課題を踏まえた目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいて、最低賃金額や発効日について、地方最低賃金審議会における審議等の在り方が示されていることも踏まえ、今年度の目安審議では、データに基づく審議・決定を徹底するとともに、各地方最低賃金審議会など最低賃金の決定に関わる全ての人に対し合理的で納得性の高い目安を示すべく審議を尽くすことが重要であると主張した。加えて、発効日について、近年の最低賃金の引上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられている中、昨年度、各地方審議の結果として複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であると述べた。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記１の公益委員見解については、不満の意を表明した。

４　意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5　公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）で「最低賃金法第９条第２項の３要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和５年全員協議会報告の１（２））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記１のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継

等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100％実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年７月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年４月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙１と同じ）

資料№３

令和８年７月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定されました。

令和８年度千葉県最低賃金額改定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和８年７月 30 日

千葉労働局長　小山　英夫

日本成長戦略

2026年７月21日

（目次）

Ⅰ．「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現 1
１．17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底 1
２．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応 2
３．未来への投資拡大の実現 3

Ⅱ．17の戦略分野における官民投資の促進 3
１．官民投資ロードマップ策定に当たっての基本的考え方 3
２．62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 4
（１）ＡＩ・半導体 4
（２）デジタル・サイバーセキュリティ 6
（３）情報通信 9
（４）量子 11
（５）防衛産業 13
（６）航空・宇宙 15
（７）海洋 18
（８）造船 20
（９）マテリアル（重要鉱物・部素材） 21
（10）合成生物学・バイオ 25
（11）創薬・先端医療 26
（12）資源・エネルギー安全保障・ＧＸ 28
（13）フュージョンエネルギー 32
（14）防災・国土強靱化 32
（15）港湾ロジスティクス 33
（16）フードテック 35
（17）コンテンツ 37

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決 40
１．新技術立国・競争力強化 40
２．スタートアップ 45
３．金融を通じた潜在力の解放 48
４．人材育成 52
５．労働市場改革 56
６．家事等の負担軽減 61
７．賃上げ環境整備 62
８．サイバーセキュリティ 67

Ⅳ．未来への投資拡大の実現 71
１．政府が一歩前に出た大胆な投資の促進 71
２．官民連携の徹底的な強化 71
３．日本成長戦略の実行に向けた仕組みの構築 72
４．戦略的広報の抜本的強化 72

Ⅰ．「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

１．17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

日本列島を、強く豊かに。

世界を見渡せば、政府が一歩前に出て、官民が手を取り合って重要な社会課題の解決を目指す新たな産業政策が大きな潮流となっている。これは、パラダイムシフトであり、世界経済は不可逆的な潮流の中にある。各国政府が、大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策を展開する中、我が国としても、「責任ある積極財政」という考え方の下、これまでにない大胆かつ柔軟な発想で、内外一体の思い切った政策を打ち出していく。これにより、足元の経済状況に的確に対応しつつ、民間投資を引き出し、供給力と稼ぐ力を高め、経済成長を実現していかなければならない。

我が国の潜在成長率は、主要先進国と比べて低迷しているが、技術革新力や労働の効率性などを表す数値は他国と遜色がなく、圧倒的に足りないのは国内投資である。その促進に徹底的なてこ入れをしていく。未来への投資を先送りすれば、日本の技術、人材、産業基盤は弱まり、成長の機会を失う。今こそ、長年続いてきた過度な緊縮志向から脱却し、国内投資を起点として日本を再び成長軌道に乗せる必要がある。そのため、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを開発し、国内外に提供することで日本の成長につながることが期待できるもの、又はイノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保につながるものとして、17 の戦略分野を選定した。

その上で、この17の戦略分野を中心とした国内投資により、日本が目指す成長の軌道は２つである。

第一に、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」。経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、先手を打って「危機管理投資」を行うことにより、自国の主張に他国を従わせようとする経済的威圧の動きが顕在化する中にあっても、日本の「自律性」を確保する。こうした様々なリスクや社会課題は世界共通であり、その解決に資する製品・サービス・インフラを強化し、国内外に提供することができれば、「不可欠性」の確保や日本の成長につながる。

第二に、先端技術を花開かせる「成長投資」。これを戦略的に行うことにより、日本が優位性を有する技術をいかしたビジネス展開を促進する。誰にもまねのできない優れた科学技術、新たな付加価値を生み出すイノベーションは、「強い経済」の基盤であると同時に、日本の技術や製品が世界中から求められる、というような「不可欠性」の確保にもつながる。

そして、この２つの成長の軌道を歩むに当たって加速装置となるのが、ＡＩトランスフォーメーション（ＡＸ）である。17 の戦略分野には、ＡＸの核となる分野を複数選定した。人口減少下でも、無人化・省力化を進め、データドリブンな社会を作っていくことにより、全産業を変え、日本の人材や産業の高付加価値化を実現していく。とりわけ、我が国には、産業や医療、物流といった官民の「現場データ」が豊富である。強みを有する製造業やサービス業が積み重ねてきた質の高いデータを集積し、学習させることで、「フィジカルＡＩ」の競争優位を確立し、世界に打って出る。

その上で、17 の戦略分野を、中長期的な成長期待の向上と民間投資の拡大につな

げるためには、戦略分野全体をポートフォリオとして捉える必要がある。これらの戦略分野には、足元の収益源となるもの、次の稼ぎ頭となるもの、将来の成長の芽といった時間軸の違いがある。状況変化に応じて支援内容を調整し、成功の可能性を高めていくとともに、個別事業の短期的な成否ではなく、17 の戦略分野全体として中長期の時間軸により成果を評価していく。

日本列島を、強く豊かにするためには、強い地方経済の構築も重要である。地域を越えたビジネス展開を図る企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込まなければならない。「戦略産業クラスター計画」に基づいた、17 の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点とする産業クラスターの形成を始め、「地域未来戦略」と連携し、地域において大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備していく。

２．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

17 の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17 の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人一人が生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは０％近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「８つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こう

した施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

３．未来への投資拡大の実現

「官民投資ロードマップ」に基づく総合支援策の着実な実行を前提にすると、62の「主要な製品・技術等」全体で想定される官民の国内投資の規模は、現時点で2040 年度までに累計 370 兆円超である。この国内投資に加え、「８つの分野横断的な課題」への対応により、政策支援が当面重点化される 62 の「主要な製品・技術等」や「戦略産業クラスター計画」、地域発のアイデアに基づく「地域産業クラスター計画」及び「地場産業成長プラン」が直接に対象とする範囲を越えて、日本全国で官民投資が拡大していくことが期待され、それによる生産性向上もあいまって、潜在成長率の引上げにつながる。こうした経済成長の押上げ効果のみならず、「危機管理投資」による日本経済の自律性の向上は、経済成長の下振れリスクを最小化することにも貢献する。

これを絵に描いた餅で終わらせてはならない。「責任ある積極財政」の考え方の下、未来への投資不足の流れを断ち切るべく、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設し、「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえた投資促進策を実現する。

「日本成長戦略」等の施策による経済効果としては、2040 年度には、国内民間設備投資額は年間 230 兆円、GDP は 1,100 兆円に迫る経済成長が実現できる試算が示された。政府が一歩前に出て投資を大胆に促すことで、民間投資を誘発し、供給力を強化し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう、GDP 拡大の好循環を実現する。

この「日本成長戦略」は、このための羅針盤であり、必要となる支援措置については、日本成長戦略会議の下、関係省庁が一体となって、予算、税制、法案といったあらゆる政策分野で検討をより一層加速していく。また、規制改革推進会議と緊密に連携し、規制・制度改革により、特に国内投資のボトルネックの解消を通じて、民間投資と技術革新を促進し、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備する。

Ⅱ．17の戦略分野における官民投資の促進

国内投資の促進に徹底的なてこ入れをしていく。

その先陣が切られる「17 の戦略分野」の中でも、国内の経済安全保障等の様々なリスク低減の必要性、海外市場の獲得可能性、関係技術の革新性等の観点から、官民投資を優先的に支援することが必要と考えられるものを62の「主要な製品・技術等」として戦略的に特定し、それぞれ「官民投資ロードマップ」を策定した。

この「官民投資ロードマップ」では、日本が取り得る「勝ち筋」を見いだし、需給両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策や、国内投資の内容、規模などを明らかにしており、更なる改善も含め、必要な施策を着実に実行していく。

なお、「主要な製品・技術等」については、国際情勢や市場環境の変化、技術動向等に応じ、追加を含めて必要な見直しを行っていく。

１．官民投資ロードマップ策定に当たっての基本的考え方

「官民投資ロードマップ」を戦略的なものとする観点から、その策定に当たって

は、以下の５点に留意した。
①大胆な政策パッケージによって民間投資を引き出すことで、企業による自律的・継続的な成長を実現する。
②民間投資のボトルネック（不確実性要因、リソース制約）の解消と、更なる投資を促すアクセラレーターの保有を両輪とする。
③経済安全保障の観点から、我が国の自律性・不可欠性確保を実現する。
④政策パッケージは、事業フェーズを踏まえた上で、「需要・市場の創出・形成」と「新たな技術の社会実装」を重視する。
⑤17の戦略分野と分野横断的課題の戦略的な相互連携を図る。

その上で、現時点で成果が限定的な取組についても、将来の技術変化、国際情勢、市場環境の変化によって重要性が高まる可能性がある。また、技術や市場の不確実性が高いことを前提にすれば、当初の見通しどおりに進まない可能性も含め、状況変化に応じて支援内容を調整し、成功の可能性を高めていくことも求められる。

そのため、「官民投資ロードマップ」は、絵に描いた餅に終わらせないための更なる改善を前提とし、誰が、何を、いつまでにといった５Ｗ１Ｈを念頭に置いた上で、今後の概算要求段階を含めた予算編成過程等において、複数年にわたる施策の具体化と施策の実行状況や技術の開発動向等を踏まえたブラッシュアップや見直しを行う「PDCA メカニズム」を、日本成長戦略会議の下で定期的に繰り返していくこととする。

その際、17 の戦略分野や 62 の主要な製品・技術等には、足元の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽といった時間軸の違いがあることを踏まえ、個別事業を短期的な成否で評価するのではなく、戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、全体として付加価値創造力と供給力の強化につながっているかを確認する。

２．62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

（１）ＡＩ・半導体

ＡＩや、その高度・高速・省電力での計算を可能とする高性能な半導体は、それ自身が産業競争力や安全保障に直結し、我が国の国力を左右する。それにとどまらず、各産業への実装を通じて、危機管理投資・成長投資の加速装置となり得るものでもあるため、この分野への徹底した投資を通じて、無人化・省力化のみならず産業の高付加価値化につなげていく。

①フィジカルＡＩ（特にＡＩロボット）

ⅰ）重要性

フィジカルＡＩの重要性が高まる中、ＡＩをロボットに実装したＡＩロボットを中心に市場が拡大し、2040年に約60兆円に達するとの予測もある。構造的人手不足の解消を通じて供給ボトルネックの解消に貢献することが期待される中で、産業競争力や経済安全保障の観点から、国内の生産・技術基盤の確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

製造業等の豊富なデータや産業ロボット等の技術基盤をいかし、ロボット・主要部品・ＡＩモデルの開発を進めるとともに、注力産業を特定して潜在需要を顕在化させることで国内市場を創出し、国内の生産・技術基盤の構築につなげる。

ⅲ）主な目標

・ＡＩロボットについて2040年に世界シェア３割超、20兆円の市場獲得を目指す。
ⅳ）主な施策
・国産フィジカルＡＩモデル開発やデータ整備等を通じたロボット基盤モデルの開発能力強化や、ロボットOEMの育成、重要部品の設計・製造能力強化に取り組む。
・市場規模、ニーズ等を踏まえ選定した18分野[1]の導入目標と支援策を整理した「ＡＩロボティクス実装ロードマップ」に基づき、必要な支援や制度見直しを実施する。また、ロボットを導入し、データ収集、検証、標準化、人材育成を同時に進める社会実装のハブとなるＡＩロボティクスのCenter of Excellenceを創設する。

②フィジカル・インテリジェント・システム[2]の中核を担う半導体
ⅰ）重要性
フィジカルＡＩの実装に伴い、ＡＩに必要な先端・次世代半導体に加え、センサーやマイコン等のアナログ・レガシー半導体の重要性も増大している。実装に必要なチップの機能を逆算して各種半導体を設計・製造し、システム全体を最適統合する能力（System to Silicon）の確保が急務であり、経済安全保障上も重要である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
制御技術やアナログ・レガシー半導体の設計開発基盤の強みをいかし、各種半導体や電子部品の生産・技術基盤を、実装する需要側の産業における半導体設計・開発能力と一体的に強化する。
ⅲ）主な目標
・国内生産される半導体売上高について2030年に15兆円、2040年に40兆円を目指す。
ⅳ）主な施策
・先端・次世代半導体の研究開発や製造能力確保に向けた支援を引き続き実施するとともに、アナログ半導体（センサー・マイコン等）や電子部品等の製造装置・部素材まで含めた技術・製造基盤を設計開発能力と一体的に強化する。
・フィジカルＡＩなど、最先端半導体を活用したデジタル・ＡＩサービスの創出等を通じ、最先端半導体の国内需要を創出する。最先端の半導体研究開発・設計拠点の整備等を通じ、半導体設計開発支援の強化や設計人材の育成に取り組む。

③バーティカルＡＩ（領域特化型ＡＩ）
ⅰ）重要性
バーティカルＡＩの国内市場は2030年に約３兆円との予測もある。現場知見をデータとして集積しＡＩに活用することで独自の価値創出が可能であり、エージェント型ＡＩの浸透や経営改革による付加価値創出も期待される。バーティカルＡＩの活用はフィジカルＡＩの開発利用にもつながる。一方で、他国への過度な依存は、データの海外流出やデジタル赤字拡大に直結するため、自律性の確保が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
重点領域[3]の領域別戦略を策定し、人材を含めＡＩ基盤や研究開発・実証への集中

[1] 製造業（多品種少量生産）、造船、物流（倉庫・輸配送）、建設・土木、建築、インフラ保守、小売、宿泊業、飲食・食品製造業、医療、介護、警備業、農業、林業、廃棄物処理業、災害対応、警察活動、防衛。
[2] フィジカルＡＩと、機械システムを構成するコンピューティング、制御系、駆動系、知覚系の機能が統合され、実環境において安全かつ安定的に機能するシステム。
[3] 市場性の観点からは製造、物流・交通、情報通信、金融、創薬を、公共性の観点からは医療・介護・福祉、農林水産、建設、教育、行政、エネルギーを、戦略性の観点からは防衛、警察、防災、消防、サイバー、海洋、宇宙、科学研究を領域として選定した。

投資と、政府調達や制度改革による初期需要創出を一体的に推進する。各領域でのＡＸ推進、ＡＩの導入と開発の好循環を進め、バーティカルＡＩの中核拠点となる。

ⅲ）主な目標

・2030年に世界で５兆円以上のバーティカルＡＩ市場の獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・バーティカルＡＩの導入・開発・利用を支えるＡＩ基盤の整備、研究開発、実証、データ創出を進める。AI for Scienceの推進[4]、研究開発の担い手や実装人材の育成・確保、世界から優秀な「知」が集まる機能の創設に取り組む。中小企業や地域のＡＸも促進し、政府の率先導入と制度改革により、初期需要を創出する。

・AISI[5]の機能強化や偽・誤情報対策などＡＩリスクへの包括的対応を強化する。知財・標準化戦略やODA等による同志国・グローバルサウス等との連携を推進する。

（２）デジタル・サイバーセキュリティ

地方の社会経済を支える行政サービスやエッセンシャルサービスも含めたＡＸ/ＤＸの実現には、自律的なデジタル・エコシステムの実現が不可欠である。企業や公共領域等で管理されるデータを産業戦略上の焦点としてデータ基盤の高度化を推進するとともに、クラウド基盤の高度化を進めるほか、これらを支えるデジタル人材の育成と、新たな脅威に対応するセキュリティ産業基盤を強化する。

①データプラットフォーム

ⅰ）重要性

ＡＩの普及に伴い、データをＡＩで利用可能な状態にするデータ精製等を行うデータプラットフォームの重要性が増大している。産業競争力や経済安全保障に直結するデータを他国のプラットフォームに依存せずに安心して処理できる国内サービスの確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

製造業等で豊富なデータを有する強みをいかし、フィジカルＡＩの進展も見据え、データ精製技術や組織を越えたデータ連携技術（データスペース）の開発等を通じ、国内プラットフォームサービスの育成につなげる。

ⅲ）主な目標

・国内のデータプラットフォーム関連市場について、2035年までに市場規模５兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・ＡＩの利活用に不可欠なデータの精製（AI-Ready化）・連携（Open Data Spaces等）に関するミドルウェアの研究開発・実証を通じ、国内プラットフォームサービスを育成するとともに、その成果を幅広い産業に横展開する。

・産業界の実ニーズに基づいたデータ連携のユースケース創出を支援する。官民連携で地理空間（G空間）情報のデータ精製を進めるとともに、G空間データスペースの形成を通じ、多様な分野の課題をジオＡＩ[6]で解決するユースケースを創出す

---

[4] 「AI for Scienceの推進に向けた基本的な戦略方針」（2026年３月文部科学省決定）を踏まえ、研究プロセスのあらゆる段階においてＡＩを利活用することにより、研究の効率性・生産性を向上させ、科学研究の在り方を革新させる取組を推進。

[5] ＡＩセーフティ・インスティテュート。

[6] G空間情報とＡＩとの融合。

る。

②セキュリティの確保された政府・地方公共団体のＡＸ/ＤＸ基盤

ⅰ）重要性

政府・地方公共団体のＡＸ/ＤＸ基盤[7]は、行政運営や国民生活に不可欠であり、サイバー攻撃への対応や大規模災害時における機能の維持のため、強靱性の確保が必要である。また、公共分野における率先した国産技術等の導入により、民間企業の技術力向上の機会を作ることが、官民のデジタル化推進の起爆剤となる。

ⅱ）勝ち筋・方向性

国産クラウド・SaaS、生成ＡＩ・ＡＩエージェント、新たなセキュリティ技術の導入や運用等を通じ、高度なサービスを安全に提供できる公共分野のＡＸ/ＤＸ基盤の構築、地方のＡＸ/ＤＸ推進エコシステムの確立、人材育成の推進を図る。

ⅲ）主な目標

・公共分野のＡＸ/ＤＸ基盤の高度化・強靱化を図るとともに、クラウド等の目標達成に貢献することを目指す。

ⅳ）主な施策

・公的クラウドの整備と利用拡大、生成ＡＩ・ＡＩエージェントの徹底活用、GSS[8]のユーザー拡大、セキュリティ・耐災害性強化、出入国在留管理などに資する公共ＡＸ/ＤＸ基盤への複数年度にわたる計画的な投資を実行する。その際、国産のクラウドやセキュリティ製品等を率先して導入し、初期需要を創出する。
・地方公共団体の基幹20業務システム[9]の標準化やガバメントクラウド移行完遂、運用の最適化、公共SaaS開発環境の提供、デジタル人材育成を推進する。

③ＡＩ時代に対応した先進的サイバーセキュリティ製品・サービス

ⅰ）重要性

ＡＩによるサイバー攻撃の増加により、サイバーセキュリティ対策の強化が喫緊の課題となる中で、年間10%程度の国内市場の拡大が継続するとの予測もある成長分野である。海外製品・技術への過度な依存を防ぐ観点から、国内での自律的な産業・技術基盤の構築や強化が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

官民で得られる一次情報を活用した国産セキュリティ製品・サービスの開発を推進するとともに、制御系システムセキュリティ等の有望分野での先進的な製品・サービスの導入を促進し、先進的な製品等の開発が進むエコシステムを構築する。

ⅲ）主な目標

・2035年までに国内のサイバーセキュリティ企業の売上高約３兆円超を目指す。

ⅳ）主な施策

・国産検知ソフトの収集データや中小企業への攻撃情報を国産製品等の開発につなげる。ＡＩ活用を含む先進的なサイバーセキュリティ技術に関する大規模な研究開発支援を拡充する。
・先進的・有望な製品等の政府機関における率先導入や中小企業による導入促進を

[7] 端末やネットワーク、クラウドやＡＩの基盤、基幹情報システム、認証基盤等を指す。
[8] 政府共通の標準的な業務実施環境（業務用ＰＣやネットワーク環境）を提供するサービス。
[9] 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化・ガバメントクラウドへの移行を推進することとした住民基本台帳、戸籍、地方税などのシステム。

通じて需要を創出するとともに、ASEAN等への展開を支援する。
・制御系やＡＩにも対応できる高度なセキュリティ人材の育成を強化する。

④クラウド・データセンター、蓄電池
ⅰ）重要性
クラウド・データセンターは、データやＡＩの利活用を支える基盤であり、国内で足元４兆円規模、年20%超で拡大する成長市場である。ＡＩの普及により計算需要が増加する中、信頼できる国内供給の確保が重要である。蓄電池は、デジタル・電化社会で国民生活・経済活動が依拠する重要物資であり、近年、サプライチェーンリスクが顕在化する中、日本及び同志国の自律性・不可欠性の確保が課題である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
国内データセンターの構築を推進するとともに、高信頼クラウド基盤の構築等を通じ、クラウド利用を前提にした産業構造への転換を図る。ＡＩデータセンター用や経済安全保障に資する蓄電池・電源システムの技術開発・製造基盤を確立する。
ⅲ）主な目標
・国内のクラウド市場について、2035年までに市場規模30兆円を目指す。
・蓄電池関連売上高を2035年に３倍に成長させることを目指す。
ⅳ）主な施策
・電力・通信インフラの整備を通じたデータセンターの整備や、それを支える先端技術の研究開発・生産基盤整備を促進する。高信頼クラウド機能の確保に向けた研究開発支援の強化や利用拡大に取り組む。デジタルスキル標準や情報処理技術者試験の見直し、スキル情報の蓄積・可視化推進等により、人材育成を強化する。
・車載・定置用に加え、データセンター等の高度な電気制御や経済安全保障に資する蓄電池・電源システムの技術開発・研究拠点強化・製造基盤確立を促進する。

⑤クラウドネイティブに最適化された医療ＤＸ基盤
ⅰ）重要性
大量のデータを必要とする創薬・医療機器の開発の基盤であるとともに、医療提供体制の効率化・質の向上、サイバー攻撃等に対する強靭性確保が不可欠である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
オンプレミス型[10]の医療機関情報システムをクラウドネイティブ型に刷新することにより、サイバーセキュリティ対策の強化、全国的なデータ連携基盤の構築を図る。
ⅲ）主な目標
・2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100%を目指す。
・2030年までに、電子カルテ普及率約100%、地域の拠点病院のサイバーセキュリティ対策100%、大病院向けクラウドネイティブ型製品の提供を目指す。
ⅳ）主な施策
・認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品の普及を促進する。また、大病院向けのクラウドネイティブ型製品の一体的・集中的な開発・普及を支援する。
・ネットワークの外部接続点の監視やサーバ等の管理強化など、サイバーセキュリ

[10] 院内に設置したサーバでシステムを管理・運用する方式。

ティ対策を強化する。
・全国医療情報プラットフォームの拡充など、ゲノムを含むデータ連携基盤・TRE環境[11]を整備するとともに、業務効率化のための病院ＤＸの推進、医療提供体制のＤＸ化を進める。

⑥自動運転技術
ⅰ）重要性
自動運転に対応した車両等の関連市場は、現在の自動車市場以上の規模になるとの予測もある。交通事故の削減、地域の足の確保、物流の輸送力不足の解消など、課題解決先進国として世界をリードする戦略的投資領域として重要である。情報漏えいや海外からの遠隔操作等のリスク軽減の観点から、自律性確保が不可欠である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
高い世界自動車販売シェア、多様な走行環境、車両製造技術等の強みをいかし、E2E[12]等国産自動運転システム搭載車両のデータ収集と開発・販売、事業モデル構築、車両とインフラの連携、ソフトウェアプラットフォーム整備等を同時並行で進める。
ⅲ）主な目標
・2030年代における世界市場での自動運転車両販売台数のシェア約25%を確保することを目指す。
ⅳ）主な施策
・E2EのＡＩ開発投資を支援するとともに、開発を効率化するためのデータエコシステムの構築、サイバーセキュリティの確保、ＡＩの安全性評価手法の確立など、開発環境の整備を進める。
・1:N遠隔監視等の事業モデル構築、L4[13]・L2++[14]事業用車両等の社会実装支援、L2++車両の優良認定制度創設、インフラからの支援や道路の適切な利活用に向けた取組、通信インフラ整備、事故原因究明体制構築等の導入環境の整備を進める。

（３）情報通信

大量のデータのやり取りに必要となる情報通信インフラは、製造業など他産業の発展を支える基幹インフラである。次世代の情報通信基盤について、先端技術の開発や早期の社会実装、インフラ整備を進めるとともに、サプライチェーンの強靱化や通信途絶リスクの低減を図る。くわえて、日本の高い技術力と信用力をいかし、同志国等との国際連携を推進する。

①オール光ネットワーク（APN:All-Photonics Network）
ⅰ）重要性
ＡＩの普及に伴うデータ量の急増により、世界的に需要が拡大し、光通信関連市場は2030年に約53兆円になるとの予測もある。ＡＩ社会を支える基幹インフラであり、安全保障上も重要である。国内でも海外企業からの調達が拡大する中、自律性

[11] Trusted Research Environment。機微なデータを安全に管理・分析するための隔離された解析環境。
[12] End to End AI。認識から経路判断までを全て単一のＡＩで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法。
[13] システムが周辺監視し、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするもの。
[14] 運転者が周辺監視し、縦・横方向の運転支援機能を有する車両（L2車両）のうち、ＡＩを活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したもの。

確保が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
APN分野での潜在的な高い技術力をいかし、急速な技術革新や市場ニーズに即応した研究開発や国内での実装・ユースケース創出を進め、北米市場でのシェア拡大をてことして国際市場の獲得につなげる。
ⅲ）主な目標
・光伝送装置市場において2030年までに世界シェア10%確保を目指す。
ⅳ）主な施策
・ハイパースケーラー等のＡＩ・データセンター事業者の要求仕様を先読みした研究開発・国際標準化を支援する。
・営業・サポート体制の構築等を通じて北米を始めとする海外市場獲得を支援する。
・国内外での実証や社会実装によるユースケース創出や、人材育成を支援する。
・APNで接続された分散データセンターや光ファイバ網等のインフラの整備を支援する。

②海底ケーブル
ⅰ）重要性
我が国の国際通信の99%を担う基幹的インフラであり、ＡＩ需要増加に伴い、世界市場は2024年の5,000億円程度から2030年には7,500億円規模に成長するとの予測もある。重要データの流通を支えるセキュアなインフラとして自律性の確保が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
強みである大容量光通信（マルチコア）技術をいかし、供給力の向上に向けた生産施設の拡充や、敷設・保守船の確保に向けた官民投資の促進、ケーブルの多ルート化・堅牢化等を通じ、北米・アジア間のハブ機能を維持・拡大する。
ⅲ）主な目標
・海底ケーブルの世界シェア35%程度の確保を目指す。
ⅳ）主な施策
・供給能力向上に向けた生産施設の拡充や、ハイパースケーラー等のケーブルオーナーの要求仕様を先読みした研究開発・実用化、大規模実証、海外市場獲得・案件形成を支援するとともに、同志国との連携を推進する。
・既存の海底ケーブルの維持・整備に加え、敷設・保守船確保、海底ケーブルの多ルート化や陸揚局の地方分散・堅牢化、監視技術等の新技術活用等に向けた投資支援、損壊リスク等に対応した制度・体制整備による分析体制の強化等を図る。

③次世代ワイヤレス（非地上系ネットワーク（NTN）、５G/Beyond ５G（６G）等）
ⅰ）重要性
あらゆるものがネットワークを通じてＡＩやクラウドにつながることを可能とする、我が国の産業や社会のＤＸを進めるために不可欠な通信基盤（NTN[15]、５G/Beyond ５G（６G）、フィジカルＡＩ・IoT通信基盤[16]）である。規模の経済を背景にした海外事業者に依存しており、経済安全保障の観点から自律性の確保が急務である。

[15] Non-Terrestrial Network。衛星通信等、宇宙・上空を用いる非地上系ネットワーク。
[16] 自動運転やドローン、ロボット等に必要な通信基盤。

ⅱ）勝ち筋・方向性

NTN等のインフラ整備や需要創出を通じ、次世代ワイヤレス通信インフラの自律性を確保する。通信機器・関連産業について、研究開発投資や人材育成等によって衛星光通信、vRAN[17]、AI RAN[18]等の技術優位性を維持しつつ、海外市場開拓を進める。

ⅲ）主な目標

・2035年までに国内市場規模を10兆円拡大することを目指す。

ⅳ）主な施策

・衛星光通信の地上局インフラの構築、自動運転車用通信インフラの整備、地域でのワイヤレスソリューション実証など、自律性確保に向けたインフラ整備とその需要創出を支援する。
・衛星光通信技術、vRAN、AI RAN、ミリ波[19]等の高周波数帯活用技術等の技術領域を中心とした研究開発、国際標準化、技術人材の育成を支援する。
・海外での技術検証の環境整備や海外の営業・サポート体制の構築を支援する。

（４）量子

量子技術は、既存の技術とは異なる原理で、コンピューティング性能の飛躍的な向上をもたらすなど、次世代の産業基盤として次の産業革命を起こし得る技術である。中長期的な視野に立った基礎研究を強力に推進することに加え、「量子エコシステム[20]」の構築に向け、量子人材の育成や、量子技術の実装基盤の構築、持続可能な資金循環と市場の創出に取り組んでいく。

①量子コンピューティング

ⅰ）重要性

将来の技術覇権を左右する計算基盤であり、近く実用化が期待され、2040年頃には14兆円以上の市場になるとの予測もある。通信・金融・医療等の多分野で活用が見込まれ、安全保障上も重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

純国産量子コンピュータ開発の実績やチョークポイントとなる部素材技術、基礎研究等の強みをいかし、ハードウェア等の研究開発や具体的なユースケース実証を通じた初期需要の創出により、自律的に発展可能な国内技術基盤を確立する。

ⅲ）主な目標

・2030年頃に小規模又は部分的な誤り耐性を持つ国産量子コンピュータや１万物理量子ビット超の国産超電導量子コンピュータの実現を目指す。
・2040年に実用的かつ安全性の高い国産量子古典ハイブリッド計算基盤の実現を目指す。

ⅳ）主な施策

・国産量子コンピュータシステム実現に向け国内プレーヤーの研究開発を支援する。
・G-QuAT[21]を量子チップ等の製造や評価、実装、標準化等の一連のプロセスにおける国家戦略上の重要生産基盤として位置付け、国際競争力を持つ環境を整備する。

---

[17] 汎用サーバ上でソフトウェアにより基地局機能を実現する技術。
[18] vRANが主流になることに伴って基地局に置かれる計算基盤をＡＩにも活用する技術。
[19] 波長が数mmで30GHzを超える高い周波数の電波。伝送距離が短い一方、大容量化が可能。
[20] 量子技術に関わる企業や組織が相互に関連し合い、自然に育つ自立的なネットワーク。
[21] 産業技術総合研究所量子・ＡＩ融合技術ビジネス開発グローバル研究センター。

・量子コンピュータのユースケース実証を支援し、官需を含む初期需要を創出する。
・世界最高峰の人材や技術、設備が集う拠点を構築し、開発コスト低減とユーザーとの連携を促進する。ASEAN等との国際的な技術連携や共同研究を推進する。

②量子通信・ネットワーク

ⅰ）重要性

年成長率20%以上で急拡大し、2040年に世界で最大約５兆円規模との予測もある成長市場である。安全保障、医療・創薬等の秘匿性の高い情報を扱うことができる量子通信・ネットワーク技術は、量子コンピュータによる暗号解読リスクへの対策や次世代通信基盤の実現に必要不可欠であり、自律性の確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

量子暗号通信[22]（QKD）やAPNの競争力をいかし、テストベッドの拡充、公共・準公共分野への導入を通じた国内需要の創出、ユースケースの実証とサービス提供による国内外への展開を通じて市場獲得を図るとともに、要素技術開発を加速する。

ⅲ）主な目標

・2030年に東名阪でのQKDの社会実装を目指す。2040年に量子コンピューティングや量子センシングと接続された統合的通信基盤となるAPQN[23]の実現を目指す。
・日本企業がQKD装置・関連サービスを20か国で展開し、2035年に世界シェアの３割を確保することを目指す。

ⅳ）主な施策

・QKD装置の競争力強化や量子ネットワーク実現に向けた要素技術やサービス・応用例を含む研究開発・実証・国際標準化を支援するとともに、国立研究開発法人（国研）や大学のテストベッド環境等の充実を通じ、研究・人材基盤を強化する。
・QKDネットワークの全国への拡充に向けて、実証環境としての東名阪QKDネットワークの整備の加速化やユーザー利活用の円滑化を進める。
・公共調達による需要創出や、ガイドライン整備や導入支援による民需拡大を図る。

③量子センシング

ⅰ）重要性

従来より大幅に高感度・高精度で計測・測位が可能となり、2035年の世界市場は1.5兆円に拡大するとの予測もある。医療や半導体、自動車等の産業に加え、安全保障・防災分野での活用も期待されており、自律性、不可欠性の確保が重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

材料技術や部素材等の基盤や基礎研究の強みをいかし、産学官が連携した研究開発基盤の構築や、ユースケースの実証による需要創出等を通じ、世界市場を獲得する。

ⅲ）主な目標

・医療、半導体、化学、宇宙、安全保障等の幅広い領域で、我が国の製品が世界市場の20%を獲得することを目指す。
・2030年までに防衛・防災分野で重要なPNT[24]領域や医療領域において自国技術の確

[22] Quantum Key Distribution。量子力学の性質を利用し、暗号鍵を送受信者間で安全に共有する技術。
[23] 光電融合技術を活用したオール光ネットワークに量子通信技術を融合することで、量子コンピューティングや量子センシング等の量子技術を相互に接続・統合可能なネットワーク技術。
[24] 位置や時刻等のデータやこれらを取得する機能等の総称。

立を目指す。
ⅳ）主な施策
・ユースケースの拡大や技術のシステム化を含む研究開発・実証を支援する。
・防衛・防災分野を中心に2030年までの商用化に向け、公共調達により開発実証機会を提供する。材料や部素材の性能向上や実装に向けた研究開発を支援する。
・我が国発の技術を中心とした国際標準を戦略的に構築する。
・国研や大学のテストベッド環境や研究プロジェクト、研究教育環境の充実を通じ、研究・人材基盤を強化する。

（５）防衛産業

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、「三文書[25]」を2026年中に改定し、防衛力の変革に取り組む。民生分野とも連携し、先端技術活用、増産能力確保、サプライチェーン強靱化等の防衛産業の基盤強化やスタートアップ等が研究開発・量産等に積極的に挑戦できる環境整備を推進する。国内生産基盤の強化、防衛イノベーションの促進、装備移転を一体的に推進するため、法人の設置の検討を進める。

①小型無人航空機
ⅰ）重要性
「新しい戦い方」に対応した我が国の「新しい守り方」を実現するための装備品として重要性が増大する中、重要な構成品の供給を国外に依存しているものがあり、自律性の確保が急務である。デュアルユース技術として、防衛・民生一体での生産・技術基盤の構築が不可欠であり、「防衛と経済の好循環」も実現できる。
ⅱ）勝ち筋・方向性
スタートアップ等の先端技術の迅速な活用を図りつつ、研究開発投資や防衛調達、国内民生市場の拡大等を通じ、デュアルユースを含む国内の生産・技術基盤を構築する。同盟国等とのサプライチェーン協力を推進し、海外の民生市場も獲得する。
ⅲ）主な目標
・我が国防衛に必要な小型無人航空機を安定的に開発・製造・維持整備し、将来にわたって防衛省に供給できる基盤の構築を目指す。
・民生分野において2030年時点で８万台の機体・重要部品の供給を確保し、この基盤を防衛分野においても活用することを目指す。
ⅳ）主な施策
・経済安全保障の枠組みを活用し、機体・重要部品の量産設備投資を支援する。
・スタートアップ等の技術の迅速な導入のため、柔軟な契約制度の活用を促すファストパス調達[26]を推進する。防衛省・経済産業省が連携して研究開発事業を促進する。
・無人アセットによる多層的沿岸防衛体制（SHIELD）の早期構築を始めとした防衛調達、サイバーセキュリティが重視される分野での市場拡大、同盟国・同志国とのサプライチェーン協力を通じ、国産品の需要を拡大する。

[25] 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（2022年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）。
[26] 柔軟な契約制度の活用等により、従来よりもはるかに迅速に研究開発・装備化を実現する調達様式。

②艦艇

ⅰ）重要性

四面環海の我が国の安全保障上、艦艇等の水上・水中アセットは重要な装備品であり、事業撤退等のサプライチェーンの脆弱（ぜいじゃく）化への対応が必要である。無人水上航走体（USV）や無人水中航走体（UUV）に活用される無人化・自律化・群制御等のソフトウェア技術は海運等の民生分野にも裨益（ひえき）する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

複雑な任務を自律的に実行可能な中型USVや、UUVの研究開発を推進し、その成果を民生分野に還元する。また、USVやUUV等に活用される新技術の早期導入による民生分野への横展開の促進等を通じ、民生分野の競争力の強化にも寄与する。

ⅲ）主な目標

・我が国防衛に必要な艦艇等の水上・水中アセットを安定的に開発・製造・維持整備できる基盤を構築するとともに、これを民生分野の競争力強化にもつなげる。

ⅳ）主な施策

・ＡＩ・ソフトウェアを搭載した複雑・高度な任務を自律的に実行可能なUSVやUUVの研究開発や、ファストパス調達を通じた先端技術の迅速な導入を推進する。民生分野の先端無人化技術を用いた船舶やUUV等を早期に導入する。
・DICAS[27]等の枠組みも活用し、外国艦艇の修繕需要の取り込みや同盟国等とのサプライチェーン協力等を推進する。
・防衛生産基盤強化法の措置等を活用し、生産基盤を強化する。

③デュアルユース技術

ⅰ）重要性

民生用の生産・技術基盤を全面活用した「新しい戦い方」が世界で見られる中、多様な分野に広がるデュアルユース生産・技術基盤の強化は、経済成長に貢献するのみならず、力強い防衛産業を構築し、我が国の「新しい守り方」を実現するための防衛力を強化する観点からも重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

防衛力強化に貢献する生産・技術基盤の投資を官民一体で推進し、国内外の民生市場における競争力を強化するとともに、民生市場の獲得で強化された生産・技術基盤を防衛装備品の質と量の向上につなげる「防衛と経済の好循環」を実現する。

ⅲ）主な目標

・航空・宇宙、ＡＩ・半導体（蓄電池、ロボット等）、マテリアル（素形材を含む。）、バイオ・医療等の関連産業において国内外で広範な市場獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・有望技術の防衛分野での活用のため、DISTI[28]の活動や防衛省版SBIR制度[29]導入、出融資等を通じ、スタートアップ等の参入促進や育成等を行う。国研・大学等への防衛研究基盤構築、防衛発イノベーションの推進及びその成果の民生への展開を図る。防衛プライム[30]とも連携し、防衛転用可能な先端民生技術の開発を促進

---

[27] 日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議。
[28] 防衛イノベーション科学技術研究所。
[29] Small/Startup Business Innovation Research。スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度。
[30] 防衛省から直接、研究開発や製造を請け負う企業。

する。
・防衛用途の増産にも対応すべく、平素から強固な民防両用の生産基盤を構築する。
・防衛関連投資は防衛力強化に資する政府として必要な取組であるとして、民間企業や政府系金融機関等による投資の促進に向け、関係省庁において連携を進める。

（６）航空・宇宙

航空は重要なインフラであり、裾野の広さや市場の成長性も踏まえると、民間航空機に関する総合的な事業実施能力（インテグレーション能力）の獲得など、産業基盤強化が必要である。宇宙空間へのアクセス・利用は国民生活の基盤であり、次世代の国家インフラへの投資となる。JAXAの技術基盤・人的資源強化、速やかな１兆円支援を目指す宇宙戦略基金等に加え、自律性強化・市場拡大の取組を強化する。

①民間航空機（次期単通路機・次世代航空機）

ⅰ）重要性

航空旅客需要は今後20年間で約２倍の成長が予測され、特に航空機の高頻度運航等により、単通路機や環境新技術を搭載した次世代航空機の需要は拡大することが見込まれる。民間航空機開発のサプライチェーンや人材は防衛産業とのシナジー効果も高く、安全保障上も重要であり、生産・技術基盤の自律性の確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

次期単通路機の仕様設計・認証等への参画に向けた技術実証や開発・量産体制の構築、次世代航空機の開発・国際標準化の主導により、インテグレーション能力を獲得し、国際連携の中で産業の自律的な成長を可能とする完成機事業を創出する。

ⅲ）主な目標

・国際連携による完成機事業を創出し、年間約６兆円規模以上の市場獲得を目指す。
・次期単通路機では事業基盤を含むインテグレーション能力を獲得し、機体を2050年までに約8,000機製造するとともにエンジンで世界シェア約40%獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・次期単通路機については、技術実証や国際共同開発フェーズにおける開発、最終組立てを含む量産体制構築に向け、設備投資等を支援する。
・次世代航空機については、水素や電動化等の環境新技術の開発や設備投資、国際標準化のほか、国際競争力のある価格での安定的なSAF[31]供給体制整備を支援する。
・開発製造を支えるＤＸ、試験実証インフラの整備、部素材の国内サプライチェーン構築・強靱化、修理・整備基盤の構築、認証取得に必要な人材育成を支援する。

②無人航空機

ⅰ）重要性

インフラ点検や物流等の民生の効率化・無人化需要により2030年には世界の機体市場が1.5兆円になるとの予測もあることに加え、デュアルユース技術として防衛需要も拡大している。海外製に大きく依存しており、自律性の確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

民防の需要に向けた国内量産体制の構築や認証取得能力の向上、ソフトウェアの

[31] Sustainable Aviation Fuel。化石由来のジェット燃料と比較してCO_2削減効果のあるバイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料。

開発を進め、国内のサイバーセキュリティが重視される分野や同盟国・同志国の市場を獲得する。また、目視外飛行での新たなビジネスモデルによる事業化を図る。

ⅲ）主な目標

・安定供給及びサイバーセキュリティの確保が特に求められる国内の点検・物流・防犯用途に対して、2030年時点で８万台の機体・重要部品の供給確保を目指す。

ⅳ）主な施策

・民生・防衛需要に向けた機体・重要部品の設備投資を支援する。
・認証取得を促進するため、認証ノウハウの蓄積や認証に使用する規格の国際標準化を進める。
・目視外飛行の事業化促進に向けた技術開発や実証を支援するとともに、制度整備を推進する。自動化・自律化に向けたＡＩ等のソフトウェア開発を支援する。
・調達時に参照できるサイバーセキュリティガイドラインを整備し、普及させる。

③空飛ぶクルマ

ⅰ）重要性

いまだ技術開発段階だが、2040年には機体・サービスを含む世界市場は約200兆円になるとの予測もある。要素技術開発やサプライヤー育成は、安全保障上も重要な航空機産業の発展にも貢献するなど、生産・技術基盤の自律性の確保が重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

国内機体の小型・軽量等の強みをいかしたビジネスモデルを構築し、産業基盤の構築に向けた投資や認証取得能力の向上等により、国内外において短距離路線へのニーズが高い市場を獲得する。

ⅲ）主な目標

・欧米製機体と差別化が可能な都市内運航や観光等の短距離路線を中心に、2040年頃に世界で約1,500億円の市場の獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・サービス市場の確立と機体の需要創出に向け、運航や離着陸場におけるオペレーションを通じたビジネスモデルの検証や、社会実装に向けた制度整備を進める。
・自動・自律飛行や航続距離延長に向けた要素技術の研究開発や、開発を支える設備、サプライヤーによる生産設備への投資を支援する。
・認証取得を促進するため、認証ノウハウの蓄積や認証に使用する規格の国際標準化を進める。

④ロケット・射場

ⅰ）重要性

通信・観測・測位・安全保障等で宇宙利用が進み、2030年代には世界で約150兆円の市場が予測されるが、宇宙利用のためにはロケット打上げ能力が不可欠である。国内衛星の多くは海外から打ち上げられており、米・中・欧・印が打上げ能力を強化する中、我が国も自立的な宇宙空間へのアクセスの確保・拡大が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

基幹ロケット等の信頼性を向上させながら、打上げ実績を早期に蓄積し、高頻度な打上げに対応できるロケットの国内製造能力と射場整備につなげ、輸送コストや即応性等の強みをいかして、国内やアジア等の衛星の打上げ需要を獲得する。

ⅲ）主な目標
・国内衛星の国内打上げ比率を2030～2040年累計で60～80%以上とし、打上げ費用の海外流出を縮小することを目指す。
・アジア・中東・欧州等の新規の衛星の打上げ需要を獲得し、2040年には最大3,000億円規模の打上げサービスの需要獲得を目指す。
ⅳ）主な施策
・ロケットの更なる高度化、高頻度打上げ、信頼性向上に向けた技術開発・実証を支援する。
・民間事業者の持つ技術力を最大限活用し、国内外の需要に対応するためのロケットの高頻度打上げを可能とする射場や試験設備等の整備を支援する。
・民間主導の取組を促す観点から、設備投資に係る予見性向上等に資するアンカーテナンシー[32]を構築する。

⑤人工衛星・サービス
ⅰ）重要性
人工衛星（通信・観測・測位等）とデータ利活用サービスは、防災・国土強靱化・安全保障等に直結する社会基盤であり、民間利用の拡大を背景に、2030年代には世界で約150兆円の市場が予測されている。衛星サービスのインフラに組み込まれる一部の重要部品・中核技術は海外が先行し、米欧中の企業が世界市場を席巻しつつある中、我が国の自律性を確保するとともに不可欠性の確保が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
我が国の官民の技術の強みをいかし、高精度観測、衛星光通信、軌道上サービス、高精度測位衛星で国内外の需要を獲得するため、アンカーテナンシーを通じた民間資金の呼び込みや、技術や地上局・設備等の開発・整備・サービス実装を促進する。
ⅲ）主な目標
・2030年代早期に国内企業等による衛星システムを５件以上構築し、主要な通信・衛星データ利用サービスを世界で新たに30件以上社会実装することを目指す。
・衛星の製造・運用と衛星通信・データの利活用で2040年に世界で約12兆円規模の市場獲得を目指す。
ⅳ）主な施策
・高精度観測衛星、衛星光通信、燃料補給等の軌道上サービス、高精度測位等の中核技術の開発やサービスの社会実装を支援する。また、安全保障・防災・インフラ点検・農林水産分野等のアンカーテナンシーの強化とそれによる民間資金の呼び込みを行う。
・国内外の市場獲得のためのサービス実装に向けた地上局等の産業基盤を強化するとともに、国際機関や各国政府との連携も通じ、海外市場開拓を支援する。
・JAXAについて、試験設備の強化や民間共用、民間への技術の橋渡しを行う。

⑥月面探査・低軌道技術
ⅰ）重要性
米中を始め世界各国で開発競争が激化する中、安全保障も見据え、自律的な月面・地球低軌道へのアクセス確保が急務である。特に、民間企業による月面着陸機

[32] 公共調達による初期需要確保。

開発に加え、宇宙ステーションの2030年頃の民間移行など、月面・地球低軌道活動において官から民への動きが加速し、2040年に世界の月面市場は年2.5兆円、地球低軌道市場は年３兆円程度になるとの予測もあるなど、市場拡大が期待される。

ⅱ）勝ち筋・方向性

月面開発に挑戦する企業の月面インフラ整備を支援する。くわえて、半導体や創薬等の幅広い産業に対して、地球低軌道へのアクセスを提供する新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）、宇宙デブリ除去等の高度化を進め、商業活動を振興する。

ⅲ）主な目標

・月面市場において、2040年に世界で約8,000億円の市場獲得を目指す。
・低軌道市場において、2040年に世界で約3,300億円の市場獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・月面着陸機、有人与圧ローバ、宇宙ステーション補給機、通信・測位・発電・蓄電・建築・土木・居住施設・モビリティ等の将来的な月面インフラ整備に必要となる機器の開発・製造などへの投資を支援する。
・将来の月面活動を支える月面機器の開発・実証を支援する。

（７）海洋

四面環海の我が国にとって、海洋の開発・利用は経済社会の存立・成長の基盤である。周辺海域を取り巻く情勢が一層緊迫化する中で、「海洋開発等重点戦略」なども踏まえ、需要の喚起、制度改善等の環境整備、戦略的な官民投資を一体的に推進し、海洋産業の基盤となる、海洋技術の実用を加速化させることで、安全保障・経済安全保障の重要性の高まりに応えるとともに、経済成長につなげていく。

①海洋無人機（海洋ドローン）

ⅰ）重要性

海洋分野における省人化や生産性向上が不可欠であるとともに、安全保障分野での無人アセットの重要性やデュアルユース技術としての重要性も増大している。また、Ｇ空間情報の活用や衛星測位等の宇宙との連携など広範な分野で重要性が高まっている。2030年頃に市場規模が1.5兆円を超えるとの予測もある。

ⅱ）勝ち筋・方向性

造船技術や深海探査等の技術力をいかし、スタートアップも活用して海洋データの利活用や運用サービスも含めたパッケージで高付加価値化を図る。防衛や資源・エネルギー分野等での初期需要創出により、国内生産基盤の構築につなげる。

ⅲ）主な目標

・世界市場で３割のシェア獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・複数年度の視点をもってアンカーテナンシーを通じた市場形成・拡大に向けた取組を推進する制度の創設に取り組む。その際、Ｇ空間情報の利用・環境整備における取組や宇宙等の分野との連携を図る。
・官民協調による利用用途・規模等の見える化、民間投資を促す戦略的なプロトタイプ投資、SBIR制度等を活用したスタートアップ支援、標準化の支援を実施する。
・海洋データの利活用や運用サービスを含むパッケージでの市場展開を促進する。

②海洋状況把握（MDA）

ⅰ）重要性

多様な海洋関連情報の集約・共有により、海洋状況の効果的・効率的な把握を目指すものであり、2033年には世界で224億ドル規模の市場になるとの予測もある。Ｇ空間戦略においても重要な衛星データの活用など、新たな技術開発・競争が世界中で加速する中、MDAは海洋安全保障の基盤であり、自律性の確保が重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

海洋状況表示システム「海しる」の高度化を行い、安全保障分野での利用高度化や民間利用可能な情報流通を促し、海洋ビジネスの基盤とする。我が国MDAサービスの国際展開や海外での需要の創出と獲得を図る。

ⅲ）主な目標

・特にインド太平洋地域や我が国のシーレーン沿岸国を対象として、我が国のMDAサービスを2030年代前半までに８か国程度に展開することを目指す。

ⅳ）主な施策

・無人航空機や衛星、海洋無人機等の情報観測手段の高度化に向けた投資と最新技術の利用を促進するとともに、標準化の動向等の情報提供を行う。
・「海しる」の情報の充実化や民間事業者に共有可能な情報の整理・明確化を行う。
・官民連携やODA・OSA[33]を通じて我が国MDAサービスの海外需要獲得を促進する。
・「みらいⅡ」による国際連携、「しらせ」後継船による南極輸送体制構築を図る。
・アンカーテナンシーを通じた市場形成・拡大に向けた制度の創設に取り組む。

③革新的海底開発技術・システム

ⅰ）重要性

資源の自給率向上に資する国産資源の開発は極めて重要である。我が国周辺海域等には資源の賦存が確認されており、開発技術が世界的に未確立である中で、海底資源の開発体制の確立は経済安全保障の観点からも極めて重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

マンガン団塊・レアアース泥等海洋鉱物資源について、資源量調査から探鉱、精製、環境影響調査に至るまでの海底開発技術・システム開発を確立する。

ⅲ）主な目標

・マンガン団塊について、2030年代前半の商業生産開始を目指す。
・レアアース泥について、第３期SIPを通じた開発技術の確立及び総合評価を加速し、その状況を踏まえつつ、経済安全保障の観点から、開発に必要な体制を整備して産業規模での開発の実証を速やかに進め、併せて採算性向上に向けた研究を実施する。その上で、将来的に商業レベルの生産を目指す。

ⅳ）主な施策

・海底資源の賦存量の確認を進めるとともに、マンガン団塊、レアアース泥等について、資源の探鉱や採鉱等の技術・システムの開発を進める。
・超深海探査母船の建造等により海底資源の開発体制の基盤となる基礎研究体制を確実なものとし、深海探査能力の維持・向上を図る。
・国際ルールの策定・標準化への関与を含め、国際海底機構（ISA）等との適切な連携を通じ、環境影響に配慮した海底開発に対する国際的な理解を確保する。

[33] 政府安全保障能力強化支援。

（８）造船

造船業は、我が国の貿易量のほぼ全てを担う海上輸送に不可欠な船舶を安定的に供給し、国民生活や経済活動を支える経済安全保障上重要な産業であり、艦船、巡視船等を安定供給する安全保障上も重要な産業である。我が国造船業を再生して「日本の船は日本で造る」べく、「造船業再生ロードマップ」も踏まえ、船舶建造体制の強靱化、造船人材の確保・育成に向けた教育体制等の整備、安定的な造船需要の確保などに取り組んでいく。

①次世代船舶

ⅰ）重要性

我が国造船業は、厳しい国際競争で建造能力が減少する中、自律性及び優位性の確保が急務である。2035年に建造需要の６割程度に拡大するとの予測があるゼロエミッション船、自動運航船等の次世代船舶は、我が国造船業が成長産業として大きく飛躍できるゲームチェンジの機会として期待される。

ⅱ）勝ち筋・方向性

造船業再生基金を通じた建造能力向上により、自律性を確保する。ゼロエミッション船、自動運航船等の技術開発・生産体制整備・国際ルール策定主導等による先行者利益確保、省エネ技術やＡＩ等による生産性向上に取り組み、競争力を高める。

ⅲ）主な目標

・次世代船舶に係る技術をてこに、我が国において2035年に1,800万総トンの建造、市場規模約５兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・ゼロエミッション船等の生産体制の整備を支援する。
・国際海事機関（IMO）における国際ルールの策定等を主導する。
・ゼロエミッション船関連の技術開発・実証を支援する。
・ゼロエミッション船等の導入を支援する。
・ＡＩを活用した次世代型造船ロボットの研究開発を支援する。

②船舶修繕

ⅰ）重要性

船舶修繕は、船舶の安全性維持に不可欠であり、国民生活や経済活動の維持に加え、安全保障等の確保の観点から必須の役務である。内航船や官公庁船はほぼ全て国内で修繕されている一方で、外航船の修繕は海外の特定国への依存度が高い。

ⅱ）勝ち筋・方向性

国内の修繕ドックに係る実態を踏まえ、海事産業群内でのデータの共有化や国内で修繕需要が見込まれる外航船・内航船・官公庁船の修繕能力向上、総合的な人材確保・育成を進めるとともに、同志国での修繕拠点の確保等を多角的に図る。

ⅲ）主な目標

・国内の修繕リソースを柔軟にフル活用できる形での国内で修繕需要が見込まれる外航船・内航船・官公庁船の修繕キャパシティの増加や、同志国との連携による我が国船主の外航船の修繕需要に持続的に対応できる体制の構築を目指す。

ⅳ）主な施策

・修繕ドックに係る実態の把握、海事産業群内でのデータの共有化等による技術力・生産性の向上や修繕工期の短縮、官公庁船の修繕時期の平準化を進める。

・国内全体の修繕能力の向上に向け、ドック、クレーン、塗装・洗浄設備等の機能拡充・高度化や、ＡＩ・ロボット等の活用による自動化・省人化に取り組む。
・教育訓練体制の強化や同志国との人材交流等の総合的な人材確保・育成を進める。
・日本の外航船の主要航路を踏まえた同志国の修繕ドックの活用や確保を図る。

③LNG運搬船
ⅰ）重要性
国内外で今後もLNG海上輸送の需要が拡大していく中、我が国としてLNG運搬船の建造技術を獲得・保持することは、自律性の確保という経済安全保障の観点から重要である。また、LNG運搬船の建造に不可欠な防熱技術・低温技術は、液化水素等の新たな輸送技術にも応用が可能である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
荷主や海運事業者による国内造船所への継続的・安定的な発注を確保するとともに、中長期的な需給双方の協働に関する合意に基づき、国内造船所の供給体制及び省エネ技術・防熱技術を活用した次世代LNG運搬船を開発する能力の構築を図る。
ⅲ）主な目標
・2035年以降に年間３～５隻建造の安定的な供給体制の構築を目指す。
ⅳ）主な施策
・需要サイドと供給サイドの協働を通じたLNG運搬船の供給体制の構築を図る。
・同志国が有する建造ノウハウ等の戦略的な組合せによるLNG運搬船の供給体制を確保する。
・LNG運搬船の設計・建造に必要な人材の確保・育成に向けた教育研究体制を整備する。

（９）マテリアル（重要鉱物・部素材）
マテリアル産業は、競争力のある部素材やＧＸに対応した部素材を供給することで他の戦略分野にも貢献し得る基盤となる産業である。サプライチェーンを俯瞰（ふかん）し、重要鉱物の代替供給源確保や、研究開発を含む部素材の生産サプライチェーンの強靱化、「循環経済行動計画」に基づく再生材確保により自律性を確保するとともに、ＡＩ等を活用した新製法・新素材技術開発により不可欠性の確保を進めていく。

①永久磁石
ⅰ）重要性
自動車や産業機械等の基幹産業の生産活動に不可欠である。我が国は高性能磁石の製造技術で優位性を持つ一方、重レアアース等の原材料供給は特定国に大きく依存している。ＥＶ普及等に伴い、永久磁石（ネオジム磁石）の世界需要は2017年の0.6万トンから2040年に16.1万トンに増加するとの予測があり、生産能力確保が課題である。特定国の輸出管理強化で供給が不安定となる中、自律性・不可欠性の確保が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
特定国以外で高性能磁石の供給能力を有するのは我が国のみであり、原料調達先の多角化に加え、省レアアース・レアアースフリー磁石やレアアースリサイクルの基盤を確立し、永久磁石の生産能力増強を進め、国内外の市場獲得につなげる。

ⅲ）主な目標
・2030年時点の国内需要量に対して生産能力を確保することを目指す。
・2030年時点で、国内供給される永久磁石の原材料の約３割をリサイクルによって賄うことを目指す。
ⅳ）主な施策
・原材料の調達先の多角化を進める。
・リサイクル（回収・選別・取出・分離・精製）の技術開発を支援するとともに、スキームを確立する。
・省レアアース・レアアースフリー化を含め、技術開発や生産設備の増強を支援する。

②グリーン鉄
ⅰ）重要性
鉄鋼は様々な製品や社会インフラに使用される重要な基礎素材である。我が国の鉄鋼業は、高級鋼材を中心に競争力を有し、製造業の国際競争力強化に貢献している。グリーン鉄の市場は2050年に約５億トンまで拡大するとの予測もあり、欧州を始め需要サイドでも脱炭素化要請が高まる中で、世界に先駆けたグリーン鉄の国内生産・技術基盤の構築が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
大型革新電炉の設備投資や水素還元製鉄の技術開発、ＧＸ価値の見える化や需要創出等により国際ルール形成を主導し、リサイクル施設の設備投資を通じて高品位スクラップを増産し、高品質なグリーン鉄市場を世界に先駆けて国内外で獲得する。
ⅲ）主な目標
・2030年代前半に、年間約300万トン以上の規模の高品質なグリーン鉄市場を世界で獲得することを目指す。
・2030年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力について、年間約200万トンを目安として追加的に国内で確保することを目指す。
ⅳ）主な施策
・大型革新電炉の設備投資や水素還元製鉄の技術開発を支援する。
・大型革新電炉での利用や鋳物等製造業でも部分的に活用が見込める様々なスクラップ増産に向けたリサイクル施設の設備投資を支援する。
・グリーン鉄の国内初期需要の創出に向け、公共工事におけるグリーン鉄の調達等を推進する。グリーン鉄のＧＸ価値の国際標準への反映を図る。
・脱炭素電力や水素、CCSインフラの整備を進める。

③革新的金属部素材
ⅰ）重要性
半導体回路や航空機エンジン等で活用される高機能・高付加価値な革新的金属部素材は、他国での製造が困難である一方、ＡＩの登場により新しいアプローチでの部素材開発が活発化しており、我が国の競争優位性が失われるおそれがある。技術開発や設備投資を進め、不可欠性を確保することが重要である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
我が国金属部素材メーカー等の高い技術開発能力をいかし、革新的金属部素材の素材探索に加え、量産・加工技術の確立に向けた技術開発や生産能力の増強等を進

め、国内外の市場獲得につなげる。
ⅲ）主な目標
・2030年に航空機エンジン向け高機能金属で世界シェア５割、半導体回路向け高機能金属で世界シェア８割を目指す。
ⅳ）主な施策
・航空機エンジン向け高機能金属等について、革新的金属部素材の素材探索に加え、量産・加工技術の確立に向けた技術開発及び設備投資を支援する。
・スタートアップによる革新的金属部素材の開発に向けたＡＩ等のＤＸ技術の社会実装をSBIR制度等を活用して支援する。
・革新的金属部素材に必要な希少原材料の確保に資するリサイクル技術開発、設備投資及びサプライチェーン構築を支援する。

④低炭素金属部素材（鉄鋼以外）
ⅰ）重要性
アルミニウムやレアメタルを中心に、欧州を始め需要サイドでも脱炭素化要請が高まる中、製造工程の脱炭素化やリサイクルシステムの構築は製造業の国際競争力の維持・強化の観点から急務である。くわえて、各国が原料・スクラップの確保の動きを進める中、国内での供給能力確保は自律性確保の観点から重要である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
生産基盤構築に向けた技術開発・設備投資や、リサイクル施設の技術開発・設備投資、国・地方公共団体による初期需要創出を通じ、高品質な低炭素金属部素材市場を世界に先駆けて国内外で獲得し、競争優位性の確立につなげる。
ⅲ）主な目標
・アルミニウムは、2030年代前半に年間約90万トン以上の高品質な低炭素アルミ市場を世界で獲得することを目指す。アルミ展伸材について、2030年時点で国内生産量の約４割を目安として再生アルミ原料由来とすることを目指す。
・レアメタルは、2030年～2030年代半ばの年間150GWhの蓄電池国内製造基盤の確立に向け、リチウムで年間約10万トン、ニッケルで年間約９万トン、コバルトで年間約２万トンを２次資源を含めて世界で獲得することを目指す。
ⅳ）主な施策
・アルミスクラップ溶解設備等の低炭素金属部素材生産基盤の構築や、リサイクル施設の高品位スクラップの増産に向けた技術開発や設備投資を支援する。
・レアメタルリサイクルの技術開発、設備投資を進めプロセス転換を支援する。
・低炭素金属部素材の国内初期需要創出に向け、グリーン購入法等を踏まえた国・地方公共団体による優先的調達・購入の推進や大口需要家への需要喚起策等を検討する。
・低炭素金属部素材のＧＸ価値の国際標準への反映を図る。

⑤一次原料（鉱石等）及び二次原料（リサイクル材等の循環資源）からの製錬・分離精製、解体選別技術
ⅰ）重要性
蓄電池・モーター・半導体等の生産に不可欠なレアアース等の重要鉱物は、鉱山が地理的に偏在し、製錬・分離精製工程が特定国へ集中している状況にある。輸出国の貿易管理措置により重要鉱物の国内への輸入が減少・不安定化していることも

踏まえると、自律性の確保が不可欠である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
鉱山開発から製錬、加工、資源循環に至る一連のサプライチェーンを国内・同志国で確保するとともに国家備蓄を強化する。従来品からの価格上昇に対し、国際枠組みや中下流企業の行動変容等により、新たな供給源確保のための環境を構築する。
ⅲ）主な目標
・2030年時点の需要量に対して必要な上流開発による資源量として、バッテリーメタル計38万トン、レアアース計1.4万トンを確保することを目指す。
・2030年までにベースメタル（銅、亜鉛、スズ、鉛）の自給率を80%以上とし、その他重要鉱物は特定国依存脱却のために必要な資源量を確保することを目指す。
・国内で生産される電解銅の約３割を再生資源由来とすることを目指す。
ⅳ）主な施策
・既存の出資制度の枠組みの見直しを含め、安定供給確保支援基金やJOGMEC出資金により、プロジェクト組成を支援する。Ｇ７等とも連携して国家備蓄を強化する。
・経営層のコミットメントや自社サプライチェーン強靱化に向けた取組を促進するとともに、供給源多角化に向けたサプライチェーンの立ち上げや切替えを支援する。
・再資源化拠点の構築や国内外のネットワーク形成[34]、再生材需要の創出・拡大を起点とした市場形成、海外での二次原料製錬等事業のリスク低減を支援[35]する。

⑥ＡＩ等を活用した複合新素材
ⅰ）重要性
複合新素材は、高機能素材等を組み合わせることで多性能を同時に満たす材料であり、幅広い産業で活用される。我が国は、複合新素材を含めた高機能素材分野において高い国際競争力を有しているが、他国も競争力を高めつつあり、我が国の不可欠性の維持・強化に向けたＡＩ等の活用が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
データ・ノウハウとＡＩ等を掛け合わせ、材料探索・材料設計・プロセス設計・信頼性評価まで一気通貫のＡＩ駆動型の素材開発を、同業の素材企業やユーザー企業の協調で進める。原料となる基礎部素材の安定供給の確保等も進める。
ⅲ）主な目標
・複合新素材を含む成長する高機能素材市場において、我が国素材産業のシェアを引き続き確保・拡大することを目指す。
・新素材開発速度を従来比10倍に加速させるエコシステムの構築を目指す。
ⅳ）主な施策
・同業の素材企業や下流のユーザー企業にもまたがり、複数者で協調して複合新素材を開発するため、秘匿計算技術等を用いたＡＩ駆動型の素材開発プロジェクトを推進するとともに、研究開発設備の転換や、アカデミアを含む研究開発能力の維持・強化に向けたデータセット構築、人材育成等の周辺環境の整備を支援する。
・高機能部素材の原料安定供給確保・サプライチェーン強靱化を支援する。

[34] フロンガスの循環利用を含む。
[35] 経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む。）を含む。

（10）合成生物学・バイオ

合成生物学・バイオは、従来の生産プロセスを生物の力を活用して転換することで、健康医療・経済・食料安全保障やＧＸ・循環型経済の実現と、経済成長の両立に貢献することが期待される。「バイオエコノミー戦略」も踏まえながら、高付加価値領域での事業創出を加速しつつ、政策的に合理性の高い汎用領域についても、市場創出を含めた産業化支援を並行して進めていく。

①バイオものづくり

ⅰ）重要性

素材・食品・エネルギー等の新たな製法として、2030～2040年には約165兆円の経済効果があるとの予測がある。国産バイオマス等を活用でき、サプライチェーンの特定国・地域への依存低減による資源自律・経済安全保障への貢献が期待される。

ⅱ）勝ち筋・方向性

発酵産業の蓄積等で強みがある実験・製造工程に加え、ＡＩ・データ活用や革新的な基盤技術開発により、設計・解析工程を強化し、高効率な製造技術を確立するとともに、初期需要創出を促進することにより、国内生産基盤の構築につなげる。

ⅲ）主な目標

・2040年の我が国企業の売上げについて、世界シェア10%、11.9兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・ＡＩ・デジタル技術との連携強化や革新的基盤技術等の開発加速によるバイオ製造技術プラットフォームの高度化を支援する。
・原料調達や製造設備等のサプライチェーン構築を促進するとともに、人材育成の支援、公共調達等による初期需要の創出を通じ、産業エコシステムを立ち上げる。

②バイオ医薬品・再生医療等製品等

ⅰ）重要性

拡大する世界の医薬品市場は2022年に約200兆円の規模であり、バイオ分野は約４割を占める。国民の健康や生命に直結する分野であり、健康医療安全保障上、供給途絶リスクを低減する自律性の確保が急務である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

iPS細胞や抗体薬物複合体等の技術的強みをいかし、国内生産基盤を維持・構築し、製造受託実績を積み上げるとともに、新領域の国産基盤技術開発、創薬ベンチャーのグローバル展開を促進して海外市場を獲得する。

ⅲ）主な目標

・2040年の我が国企業の売上げについて、世界シェア10%、33.4兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・創薬ベンチャーや新薬候補を生むプラットフォーム技術開発の支援を強化[36]する。
・医薬品市場の魅力度向上による患者アクセスの改善に向けた、革新的新薬のイノベーションの更なる評価の検討、多様なモダリティのライフサイクルに配慮した薬事制度の柔軟な運用、先進医療制度を活用した新技術社会実装を進める。
・革新的な基盤技術開発やバイオ人材の育成、ＡＩ・ロボティクスの活用等を含む

[36] 医療上・技術上のニーズに沿った研究課題の設定、プロジェクトマネージャー配置、多段階選抜方式の導入、製薬企業とのM&A推進や医療・経済安全保障の観点も踏まえた社会実装支援の強化。

国内製造拠点の整備[37]や製造受託実績獲得を支援する。

（11）創薬・先端医療

創薬・先端医療分野は、国民の健康に直結し、経済活動を支えるものであり、健康医療安全保障の構築に向け、医薬品産業を成長・基幹産業と位置付け、官民が一体となって取組を進める。あわせて、医療機器の研究開発エコシステムを確立する。また、健康寿命の延伸や社会保障の担い手の確保につながる「攻めの予防医療」の徹底に取り組んでいく。

①ファーストインクラス[38]製品・ベストインクラス[39]製品（医薬品、再生医療等製品）

ⅰ）重要性

世界の医薬品市場は2022年に約200兆円の規模であり、ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品を含む特許品の世界市場は年平均9.6%で拡大している。同製品の供給確保を通じ、治療法が未確立の疾病にも対処することは、国民の健康の維持や健康医療安全保障の実現に直結する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

基礎研究力の強みや近年の治験への取組をいかし、実用化を担う人材の育成や、スタートアップ・国際共同治験における資金・制度面の課題解消を図り、創薬シーズ創出から実用化まで一気通貫で進める環境を整備し、「世界直行型」の開発を実現する。

ⅲ）主な目標

・我が国の医薬品市場の魅力度向上に向け、我が国の特許品の市場規模について、特許品の世界の成長に比肩する成長を目指す。
・我が国企業の特許品市場規模について、世界市場と同水準の成長の実現を目指す。

ⅳ）主な施策

・実用化を担う人材の育成や流動化を支援する。カーブアウト[40]シーズの活用や投資の呼び込み、製薬企業とのM&A支援など、スタートアップ支援を強化する。
・免疫・再生医療等の基礎研究力強化、国際水準の治験実施体制整備、AMED[41]による研究開発資金の使途改善・大学と製薬企業との橋渡し・実用化推進、対照群のデータ蓄積を含む難病・希少疾患領域の支援、データ連携基盤整備を含めたデータ利活用やＡＩによる研究開発プロセスの高度化・効率化、新薬の国際展開[42]を図る。
・患者アクセスの改善に向け革新的新薬のイノベーションの更なる評価を検討する。

②感染症対応製品

ⅰ）重要性

ワクチン・治療薬等は供給が途絶すれば国民の生命に直結するため、健康医療安全保障上、自律性の確保が急務であるが、平時と有事の需給変動が大きく、生産体

---

[37] 重要品質特性を踏まえた評価・量産体制の構築を含む。
[38] 全く新しい作用で世界で初めて承認されるもの。
[39] 同じ作用の製品の中で有用性が最も優れるもの。
[40] 製薬企業等の創薬シーズを切り分け、外部資本の導入等により新会社等で実用化する取組。
[41] 日本医療研究開発機構。
[42] 国際機関による国際調達やPMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター・海外事務所の活用を含む。

制の維持が難しい。抗菌薬は原材料・原薬の調達が特定国に極端に依存する品目があり、免疫グロブリンは平時から自給できていない。一部の海外メガファーマが撤退した抗菌薬や我が国が強みを有する診断薬等の海外展開により、一定の世界シェア獲得が見込まれる。

ⅱ）勝ち筋・方向性

感染症対応医薬品の研究開発や製造施設の整備、ワクチン・抗菌薬等の買上げ・備蓄、安定供給に資する措置の推進、原料血漿（けっしょう）確保体制の強化を通じ、需要創出とともに生産体制の安定化を図り、国内供給とともに高品質な製品の輸出につなげる。

ⅲ）主な目標

・抗菌薬等を始めとする治療薬等について、25か国以上への国際展開を目指す。
・免疫グロブリンについて、国内自給率100%を目指す。
・次なる感染症危機での全国民分（約1.2億人分）のワクチン等の確保を目指す。

ⅳ）主な施策

・サプライチェーンの状況等も踏まえ、国産抗菌薬の原薬等の製造施設整備や備蓄を支援する。
・免疫グロブリンの原料血漿確保体制の強化と製造施設の更なる整備促進を図る。
・MCM戦略[43]も踏まえ、薬剤耐性菌の治療薬を含む感染症対応製品等の研究開発から備蓄まで一連の取組を推進する。

③バイオ医薬品・再生医療等製品等（再掲：（10）合成生物学・バイオ②に同じ。）

④革新的デバイス（ＡＩ、ロボティクス等）を活用した先端医療

ⅰ）重要性

医療機器産業は、世界市場約80兆円、成長率６%超の有望市場である一方、我が国は0.7兆円の輸入超過となっている。国民の生命に直結する心臓・肺・腎臓等の機能を代替する機器等について、サプライチェーンを含めて安定提供を確保することは、健康医療安全保障上、極めて重要である。我が国企業が技術的優位性を有する医療機器の開発は、戦略的不可欠性の確保にも寄与する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

診断機器分野では、ＡＩ技術の進展を迅速に取り込むため、産学官連携のオープンイノベーションコア拠点を強化し、世界市場に展開する。治療機器分野では、イノベーションエコシステムや資金調達環境を構築し、世界市場の獲得につなげる。

ⅲ）主な目標

・我が国医療機器メーカーの世界における獲得市場規模を、2040年に28兆円とすることを目指す。

ⅳ）主な施策

・イノベーションコア拠点の強化やラピッドプロトタイピング環境[44]の構築を行う。
・医療機器のサイバーセキュリティ確保、薬事審査体制の強化、国際展開[45]や国際規格化への支援、医療機器創出人材の育成拠点の強化、基礎研究等の促進を図る。

---

[43] 「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（2026年３月24日閣議決定）。

[44] スタートアップ等が迅速に試作品開発を行い製品を洗練させていける環境。

[45] 国際機関による国際調達やPMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター・海外事務所の活用を含む。

・創薬スタートアップ支援に準ずる規模での医療機器の開発後期に向けた投資資金確保[46]、医療の省力化等につながる機器のエビデンス構築支援と評価の検討を行う。
・国民の生命に直結する医療機器等の安定供給体制の確保に必要な支援を検討する。

⑤ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス
ⅰ）重要性
ウェアラブルデバイス等を用いたデジタルヘルスサービスの世界市場規模は現在約70兆円であり、2034年には350兆円規模になるとの予測がある。健康医療安全保障の観点から、「攻めの予防医療」により国民が生涯にわたり元気に活躍できる社会を実現し、社会保障制度を含めた社会の支え手を確保することが必要である。また、個人の健康データの情報保護の観点から、セキュリティの確保が必要である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
ヘルスケアサービスの効果に係るエビデンス構築による企業・保険者がサービスを選びやすい環境整備やサービス活用のインセンティブ強化など、需給両面で対策に取り組み質の高いサービスの社会実装を進め、中長期的には海外市場に展開する。
ⅲ）主な目標
・デジタルヘルスサービスの国内市場を拡大するため、企業・保険者による健康投資額を2025年の約１兆円から2040年までに約２倍に拡大することを目指す。
ⅳ）主な施策
・サービス効果のエビデンス構築、一定の質を担保したサービスの明確化、臨床での活用を目指した睡眠等のライフログデータ活用のユースケース創出支援を行う。
・地域拠点整備等のスタートアップ支援、女性の健康やがん検診・歯科健診のデータ等の利用基盤整備、国際展開、民間保険のヘルスケアサービス活用を推進する。
・健康経営の普及促進、健康経営優良法人制度の評価手法や保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進を行う。

（12）資源・エネルギー安全保障・ＧＸ

今般の中東情勢を踏まえ、備蓄を含むエネルギー需給構造を徹底的に強靱化し、エネルギー制約を乗り越える製品の海外展開を促進するため、ＧＸの強力な推進が必要である。そのため、ＧＸ重点16分野を定めた分野別投資戦略を踏まえ、研究開発から需要創出まで危機管理投資としてのＧＸ投資を一層促進するとともに省エネ・非化石転換、モビリティ・インフラやPOWERR Asia[47]の活用、ＧＸ戦略地域制度を推進する[48]。

①次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等）
ⅰ）重要性
シリコン太陽電池相当の発電コストを前提に、フィルム型は約25GWの国内需要が見込まれるほか、海外に約500GWの導入ポテンシャルが存在する。太陽電池は現状

[46] 医療上のニーズに沿った研究開発課題の設定、実装までのM&Aを含む支援、多段階選抜方式の導入、プロジェクトマネージャーの配置等を組み合わせることによって、効果を最大化。
[47] アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ。
[48] 「エネルギー基本計画」（2025年２月18日閣議決定）に基づく取組を推進するとともに、「エネルギー需給構造強靱化のための総合パッケージ」を８月末までに取りまとめ、ＧＸの取組を強化する。

で特定国が約８割のシェアを占め、国産エネルギー源として経済安全保障・エネルギー安全保障の両面から自律性の確保が重要である。特にペロブスカイト太陽電池は主原料のヨウ素のシェアの約３割を我が国が占め、自律性・不可欠性に寄与する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

フィルム型は、コスト低減に向けた技術開発等を通じた量産体制の早期構築に加え、軽量な屋根や壁面等への導入が可能であるという強みをいかし、従来型との差別化を図る。官公需や海外実証等を通じて初期需要を創出し、市場拡大につなげる。

ⅲ）主な目標

・2030年度までに14円/kWh以下の技術確立を目指す。
・2040年までに国内約20GWの導入を目指す。

ⅳ）主な施策

・量産体制の確保に向け、研究開発や設備投資を支援する。
・需要喚起に向け、政府調達等を最大限活用しつつ、空港や道路を始め、地方公共団体を含めた公共施設・インフラ空間等に対し、2035年までに５GWを目指した積極的な導入を進める。
・アジア等の工業団地を始め、海外での導入実証を支援する。
・国際標準の策定に向けた同志国との連携を推進する。

②水素等

ⅰ）重要性

水素・アンモニア関連市場は堅調に拡大しており、2050年には30～40兆円規模になるとの予測がある。今後の経済安全保障の観点からも、サプライチェーンの早期立ち上げを通じ、我が国技術・製品の不可欠性を高めつつ、ＧＸ市場で“買わされる”側に回らないための自律性の確保が重要である。多様な製造手法や、電力の安定供給に当面不可欠な調整力の維持を通じ、エネルギー安全保障にも貢献する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

重点地域へのモビリティ導入を起点とする社会実装、技術開発や価格差支援によるサプライチェーン構築を通じ、需要創出と価格低減を実現する。ガスタービン、水電解装置、船舶・液化水素関連機器、燃料電池を中心に海外市場獲得を図る。

ⅲ）主な目標

・2030年に年間最大300万トン、2040年に年間1,200万トン、2050年に年間2,000万トン程度の水素等の導入を目指す。
・ガスタービン、水電解装置、船舶・液化水素関連機器、燃料電池等の製品・サービスを輸出し、2050年に年間10兆円程度の市場獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・水素大動脈構想の実現に向け、水素社会推進法に基づく価格差支援・拠点整備支援・脱炭素電源オークション等を通じた需要創出・価格低減、関連製品の供給力強化、重点地域への燃料電池商用車の集中導入・インフラ整備を支援する。
・高温ガス炉・天然水素・合成メタン等を含む研究開発や環境整備を支援する。
・国際標準化や需要国連携、供給源多様化を推進する。

③グリーン鉄（再掲：（９）マテリアル（重要鉱物・部素材）②に同じ。）

④次世代型地熱

ⅰ）重要性

天候に左右されず、持続的に発電可能な脱炭素電源として、エネルギー安全保障上重要であるとともに、2040年頃に世界の市場規模が年間2,000億ドル近くに到達するとの予測があり、継続的な成長が見込まれる。従来型より開発エリアの拡大や関連規制の最適化、高温・高圧の熱源を活用した大規模発電が期待されており、世界有数の地熱ポテンシャルを有する我が国にとって、我が国の自律性の向上に大きく寄与する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

国内実証事業を通じたプレーヤーの育成・創出や、温泉法等の関連規制の整理を踏まえた事業環境整備により実用化を図るとともに、強みの鋼管・発電用タービン技術をいかし、関連技術の海外展開による世界市場の獲得を図る。

ⅲ）主な目標

・2030年代早期の実用化を目指す。
・2040年の発電容量について、約1.4GWを目指す。さらに、2050年までに国内で約7.7GWの導入を目指す。

ⅳ）主な施策

・グリーンイノベーション基金による国内初の実証を通じたオペレーターの創出、実績・ノウハウの獲得を図る。
・国内導入拡大に向けた設備投資等への支援を整備する。
・ノウハウや技術の獲得及び市場拡大に向けた海外事業への参画を支援する。
・温泉法等の現行規制上の扱いや理解醸成のために必要な技術的な検討を進める。

⑤洋上風力

ⅰ）重要性

2040年にはアジア・欧州の重点市場が約200GWまで拡大するとの予測もあり、経済波及効果も期待される重要な脱炭素電源である。特に日本と気象・海象が類似するアジア太平洋地域では、浮体式も含め、今後の導入拡大が見込まれており、国内の風車・浮体製造サプライチェーン構築は、自律性の確保に大きく寄与するとともに、アジア太平洋地域への展開可能性から不可欠性も有する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

海外風車メーカーとの連携等を通じて国内に風車製造拠点を創出し、国内部品メーカーの再興を図る。浮体式の技術開発を進め、国内技術をいかした風車・浮体のサプライチェーンを構築する。AZEC[49]を活用し、アジア太平洋地域等へ展開する。

ⅲ）主な目標

・2040年までに国内調達比率65%を目指す。（産業界目標）
・2040年までに30GWの海外案件に関与することを目指す。

ⅳ）主な施策

・海外技術・投資の呼び込みに向け、風車及び浮体のサプライチェーンを構築するため、海外風車メーカーとの協業や設備投資支援を行う。風車及び浮体の研究開発支援や、AZEC等を活用した海外との連携や制度検討、海外展開支援を行う。

[49] アジア・ゼロエミッション共同体。11か国（豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム（アルファベット順））のAZECパートナー国が参加する、域内のカーボンニュートラル/ネット・ゼロ排出に向けた協力のための枠組み。

・適切な供給価格担保に係る公募制度見直しを含め、継続的に事業環境を整備する。
・北海道・本州間海底直流送電等の地域間連系線・地内系統の計画的整備や、再エネ導入に資する系統用蓄電池の導入を進める。

⑥次世代革新炉

ⅰ）重要性

2050年に非従来型炉の世界市場が年間1,000億ドル規模になるとの予測がある成長市場である。国内においても、2040年代以降に原子力の供給力が大幅に減少することが見込まれており、次世代革新炉の開発・設置を進めていくことが、我が国のエネルギー安全保障や安定・脱炭素電源の確保に寄与する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

サプライチェーン強靱化や人材育成、事業環境整備、研究開発基盤強化を通じた次世代革新炉開発を行い、世界市場を獲得する。また、規制基準の基盤となる技術的検討、規制体制の充実・強化に加え、立地地域との共生を進める。

ⅲ）主な目標

・足元で進む海外の原子力建設プロジェクトへの我が国企業の参画を目指す。
・2040年代以降も見据えて今後不可欠となる国内の開発・設置の迅速・効率的な実現を目指す。

ⅳ）主な施策

・サプライチェーン強靱化支援、原子力人材育成の司令塔整備、長期脱炭素電源オークションの枠組み活用、国のリスクテイクの在り方検討、CPPA[50]促進を行う。
・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を念頭に置いた資金供給機能強化、JAEA[51]の研究基盤強化を通じた開発・技術的検討、許認可の実効性・予見性向上等のための規制体制の充実・強化を進める。
・再処理・MOX工場竣工、独立行政法人の設置等保障措置強化の検討、プルサーマル推進、中間貯蔵施設の建設・活用等の使用済燃料対策、避難道路整備を含む原子力防災体制充実、着実・効率的な廃炉、最終処分の調査地域拡大等に取り組む。

⑦ＧＸケミカル

ⅰ）重要性

ＧＸケミカルとは、自動車や電池、半導体等のＧＸに資する製品の製造に不可欠な部素材である機能性化学品や、その原料となる基礎化学品で低炭素化・脱炭素化されたものをいう。ＧＸ機能性化学品は成長性が高いが国際競争が激化しており、他国に負けないスピードでの投資拡大が不可欠であり、その原料の基礎化学品も、脱炭素要請に対応したＧＸ基礎化学品への転換が必要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

ＧＸ機能性化学品の投資を加速し国際競争力を強化するとともに、そこで稼いだ原資を用いて、基礎化学品の脱炭素化・低炭素化や安定供給の実現のための投資を進め、持続可能な供給基盤を構築する。ＧＸ価値の見える化により需要創出を行う。

ⅲ）主な目標

・2040年に、世界シェアの４割、3.2兆円のＧＸケミカル市場の獲得を目指す。

[50] 需要家と発電事業者が電力購入契約を結ぶ電力調達形態。
[51] 日本原子力研究開発機構。

ⅳ）主な施策
・ＧＸ機能性化学品への成長投資を支援するとともに、基礎化学品の脱炭素化・低炭素化及び安定供給体制の構築を後押しする大規模な設備投資支援を行う。
・ＧＸケミカルの定義及び評価方法の策定・普及や需要創出に必要な取組を行う。
・ＧＸ戦略地域制度等を活用した立地競争力の強化を進める。
・CCU[52]等のＧＸケミカル生産技術を確立するため、スタートアップを含め、研究開発を支援する。

（13）フュージョンエネルギー

フュージョンエネルギーは、次世代のクリーンエネルギーとして大きく期待される。世界に先駆けて社会実装を実現し、国内外で競争力を有する発電プラントを設計・建設・運用できる主体と強固なサプライチェーンを確保すべく、ITER計画等の国家プロジェクトで培った世界トップレベルの技術力をベースに、残された技術課題を克服し、世界に先駆けた2030年代の発電実証の実現を目指す。

①フュージョンエネルギー
ⅰ）重要性
発電時にCO_2が発生しない、燃料は海水中に豊富に存在するなどの特性を有し、エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決する次世代のエネルギーとして期待される。各国で開発競争が進む中、エネルギー安全保障上、自律性の確保が重要である。いまだ研究開発段階だが、長期的なGDP押上げ効果も大きい。
ⅱ）勝ち筋・方向性
ITER計画等の国家プロジェクトで培ったトカマク型に加え、ヘリカル型・レーザー型など世界トップレベルの技術力をいかしつつ、スタートアップの革新的技術も取り込み、フュージョンエネルギーを世界に先駆けて実現し、自律的に発展可能な国内技術基盤を確立する。
ⅲ）主な目標
・世界に先駆けた2030年代の発電実証の実現を目指す。
・中長期的に、世界のフュージョンエネルギー市場でシェア約３割の獲得を目指す。
ⅳ）主な施策
・残された技術課題の解決に向け、共通的に必要な要素技術の開発・確立・基盤整備を、民間の力も活用しながら、国等[53]が中心となって強力に推進する。
・実績のある方法で実現を目指す技術開発（ITER・JT-60SA・原型炉開発等）をQSTを中心に進めるとともに、スタートアップ等が進める様々な野心的な発電システムの実現に向けた技術開発についても、これと並ぶ重要な取組として支援する。NEDOを念頭に資金供給機能を強化する。
・確実な安全確保と迅速な開発の両立、ITER計画を通じた人材育成等を推進する。

（14）防災・国土強靱化

防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資である。「国土強靱化基本計画」・「第１次国土強靱

[52] CO_2回収・利用。
[53] 量子科学技術研究開発機構（QST）、核融合科学研究所（NIFS）、大阪大学レーザー科学研究所（ILE）。

化実施中期計画」も踏まえ、ハード・ソフトの両面で事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、「令和の国土強靱化」を進めるとともに、防災技術の研究開発・実装を進め、積極的に海外に展開していく。

①防災技術
ⅰ）重要性
防災・国土強靱化は、国民の生命・財産・暮らしを守り、強い経済を下支えする重要な危機管理投資である。防災技術は、巨大地震や激甚化・頻発化する気象災害、インフラ老朽化、担い手不足といった国内の課題解決のみならず、国際的にも気候変動に伴う災害リスク増大等により需要が拡大している。
ⅱ）勝ち筋・方向性
技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図る。SBIR制度の活用を含むスタートアップ支援やフェーズフリー、デュアルユース等の観点も重視する。
ⅲ）主な目標
・日本企業の防災分野の海外売上総額を2024年の約１兆円から2030年に約２兆円にすることを目指す。
ⅳ）主な施策
・「国土強靱化基本計画」・「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を推進するとともに電力・通信・交通・医療の強靱化など民間部門の取組を進める。
・防災庁設置に伴う環境整備とともに、研究開発・実用化の支援、実証、カタログ化、公共調達による需要創出を行う。防災技術の実装を一気通貫で支援する。
・防災技術の海外展開に向けて、アジア太平洋防災閣僚級会議等を活用した官民一体のＰＲ、ODA活用や実証事業への支援等を行う。

（15）港湾ロジスティクス

港湾は、我が国の貿易量のほとんどを占める海上輸送の結節点であり、サプライチェーンを支える基幹インフラである。物流の他国への依存や、港湾機能停止による遅延・途絶リスクを防止するため、自律的な港湾ロジスティクスの実現による国際競争力の強化、サイバー・フィジカル両面での港湾の強靱化、港湾ロジスティクスを支える担い手の確保・育成に一体となって取り組む。

①港湾荷役機械
ⅰ）重要性
我が国港湾の国際競争力を維持・強化するためには、自動化・遠隔操作化等により労働環境の改善や生産性の向上につながる港湾荷役機械が重要である。世界のコンテナ取扱量が増加する中、特定国の港湾荷役機械が圧倒的な世界シェアを有しており、経済安全保障の観点からも生産機能の維持・強化が急務である。
ⅱ）勝ち筋・方向性
生産機能の強化を図り、国内港湾の自動化・遠隔操作化等に向けて導入を進めるとともに、信頼性・耐震性等の強みをいかし、特定国への依存低減を図る同盟国・同志国の市場獲得につなげる。
ⅲ）主な目標
・国内市場を引き続き維持しつつ、米国やアジア太平洋地域を視野に、海外市場を

年間約200～300億円拡大することを目指す。これにより、2040年頃を目途に米国市場の３割程度のシェア獲得を目指す。

ⅳ）主な施策

・港湾荷役機械の生産機能の強化に必要な設備投資や研究開発を支援する。
・自動化・遠隔操作化等港湾荷役機械の導入を支援する。
・国際コンテナ戦略港湾の機能強化を通じた需要創出を図る。
・国際標準化への対応や海外展開支援に取り組む。

②サイバーポート（港湾物流ＤＸ）

ⅰ）重要性

港湾関連情報を一元的に管理するデータプラットフォームとして、NACCS[54]とともに貿易・経済活動を支える不可欠な存在であり、両システムは、サイバー攻撃による機能停止を防ぐべきシステムとして経済安全保障上も重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

NACCSを含め、サイバーセキュリティを確保しつつ、サイバーポートの機能強化、デジタル標準化に向けたルール構築、民間プラットフォーム・システム連携の促進により、港湾の利便性向上を図り、我が国港湾を「選ばれる港湾」とする。

ⅲ）主な目標

・サイバーポートについて、2035年度末に約11,000社[55]との連携を目指す。くわえて、コンテナ搬入時のゲート前待ち時間が現状10～30分であるところ、０分を目指す。

ⅳ）主な施策

・NACCSの利便性を向上した上でNACCSとの更なる連携を推進するなど、サイバーポートの機能を強化する。
・港湾手続のデジタル標準化に係るデータ取引のルールづくりを進める。
・民間システムとサイバーポートとのシステム連携に係る投資を支援する。
・サイバーポートやNACCS等のサイバーセキュリティ対策や事業者の不安払拭に取り組むとともに、荷主や物流事業者に対するサイバーポートの研修を実施する。

③次世代型倉庫

ⅰ）重要性

庫内作業が自動化・機械化された倉庫の整備を促進し、我が国港湾の取扱貨物増加を図ることが重要である。国内倉庫での受入れ可能貨物量を増やすことで、我が国港湾で保管しきれない貨物の外国での一時保管を回避していくことが経済安全保障上も重要である。また、災害発生時の我が国のサプライチェーン強靱化の観点からも重要である。

ⅱ）勝ち筋・方向性

老朽化した倉庫を集約・再編し輸出入貨物の受入スペースを拡大するとともに、倉庫の自動化・機械化、港湾周辺部の物流の効率化、コールドチェーン物流サービス規格の海外展開を促進し国際競争力の強化及びサプライチェーンの強靱化を図る。

---

[54] 輸出入・港湾関連情報処理システムのことであり、輸出入貨物の通関手続全般、検疫手続等を行う唯一のシングルウィンドウ（総合物流情報プラットフォーム）。年間２億件超（利用率99.9％超）の輸出入申告を処理。

[55] 2022年度時点でNACCSを利用する全ての会社数。

ⅲ）主な目標
・港湾の周辺において、次世代型倉庫を2030年代までに普通倉庫200万㎡、冷蔵倉庫40万設備トン[56]を整備することを目指す。
ⅳ）主な施策
・立地自治体等との連携により、次世代型倉庫を支えるインフラ整備を進める。
・低利融資や税制特例等により、災害時等におけるサプライチェーンの維持にも寄与する倉庫の集約・再編を促進する。
・高品質なコールドチェーン物流サービス規格の海外展開を促進する。

（16）フードテック

世界的な食料需要の拡大や気候変動等により国内外の供給リスクが高まる中で、輸入の置き換え・国内供給力の強化を通じて食料安全保障を確保するとともに、稼げる農林水産業・食品産業を創出するためにもフードテックは重要である。農業・水産業・食品産業に活用できる技術に投資するとともに、スタートアップを始めとするプレーヤーの育成も含め、国内外のマーケットの創出を進めていく。

①植物工場
ⅰ）重要性
気候変動の影響に左右されず、定時・定量・定価格・定品質で生産可能な植物工場システムを活用したニーズに応じた農産物の安定供給のほか、栽培期間が短縮される特長をいかした高温耐性品種等の開発加速化等とその成果の農業現場への展開を通じて、気候変動下でも収量・品質を向上し、食料安全保障をめぐる世界的な課題解決に貢献する。世界の市場規模は、2040年に55兆円に拡大するとの予測もある。
ⅱ）勝ち筋・方向性
世界初のモジュール型の植物工場開発を始めとした技術面での強みをいかし、種苗等の生産資材や運営ノウハウ等もパッケージにした植物工場システムについて、国内への導入や、輸出による海外市場の獲得を図る。
ⅲ）主な目標
・2040年にかけて世界市場のシェア３割を目指す。
ⅳ）主な施策
・ＡＩ等を活用した新たな植物工場や品種等の研究開発、生産拠点整備を支援する。
・省エネ・自動化等に向けた複数年の実証や大規模実証を支援する。
・公的研究機関での調達やオフテイク購買等の促進により、初期需要を創出する。
・販路開拓支援や金融支援等により、海外市場開拓を促進する。
・人材養成プログラムの支援により、植物工場を管理・運営できる人材の育成に係る環境整備を進める。
・植物工場システムの評価項目や算定方法等の標準化と国際標準等の獲得に向けた検討を促進する。

②陸上養殖
ⅰ）重要性
海洋環境の変化に左右されずに、水産物の安定供給が可能である。先端技術を活

[56] 冷蔵倉庫の収容能力を表す単位で、１㎥＝0.4設備トンで換算される。

用した生産性の高い日本産の種苗・飼料を開発・生産しつつ、国内外のマーケットが求める水産物を安定供給できる日本発の陸上養殖システムを開発・展開することにより、世界の水産物サプライチェーンの構築・強靱化に貢献する。世界の市場規模は、2040年に31兆円に拡大するとの予測もある。

ⅱ）勝ち筋・方向性

水処理・浄化技術や、ゲノム関連技術を用いた品種開発等の技術面での強みをいかし、運営ノウハウ等もパッケージにした陸上養殖システムについて、国内への導入による水産物の安定供給のみならず、海外展開による世界市場の獲得を図る。

ⅲ）主な目標

・2040年にかけて世界市場のシェア３割を目指す。

ⅳ）主な施策

・陸上養殖に適した種苗・飼料の研究開発や生産拠点の整備を支援する。
・モジュール化に向けた複数年の実証や大規模実証を支援する。
・長期取引契約やオフテイク購買を含め、事業特性を踏まえた資金調達を支援する。
・人材養成プログラムの支援など、専門人材の育成・確保を促進する。
・水産物を最終商品として販売・提供する企業との連携促進など、サプライチェーン構築を支援する。販路開拓支援や金融支援等により、海外市場開拓を促進する。

③食品機械

ⅰ）重要性

ハード・ソフト両面に強みのある食品加工機械や、長時間・長距離の食品輸送を可能とし需要拡大が見込まれる鮮度保持技術の国内外への展開により、獲得できる市場が拡大している。世界全体の市場規模は、2040年に33兆円に拡大するとの予測もある。食品産業の人手不足解消、生産性向上、食品廃棄物の発生抑制等により、国内外の食料安全保障の確保に貢献する。

ⅱ）勝ち筋・方向性

各国の規制や認証取得への対応を強化しつつ、現地での保守・サービス対応等も含めたビジネスモデルにより、海外での展開先を拡大する。

ⅲ）主な目標

・2040年にかけて世界市場での売上額３兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・各国の規制への対応や認証取得のための支援、日本主導による国際標準の策定に取り組む。販路開拓支援や金融支援等により、海外市場開拓を促進する。
・ＡＩ等を活用した食品加工機械・鮮度保持機械の開発・改良に向けた実証を支援する。
・企業等による専門人材の育成に係る環境整備や、食品機械製造業者と食品事業者との連携に向けた官民連携プラットフォームの活用を促進する。

④新規食品

ⅰ）重要性

国内外でたんぱく質需要の大幅な拡大が見込まれるほか、健康課題が顕在化する中で、多様な農林水産物等を活用した非動物由来たんぱく食品や機能性・栄養食品の国内外での提供により、獲得できる市場が拡大している。世界全体の市場規模は、2040年に29兆円に拡大するとの予測もある。たんぱく質の供給不足等への対応によ

り、食料安全保障の確保や国内外の健康課題の解決にも貢献する。
ⅱ）勝ち筋・方向性
我が国の食文化の中で培われた発酵技術等の強みをいかし、国内市場の獲得・拡大を図る。海外市場は、各国の食品規制や認証取得への対応を強化し、まずは健康課題等に関心の高い欧米等、その後、成長が見込まれるアジア等に市場を拡大する。
ⅲ）主な目標
・2040年にかけて世界市場での売上額３兆円を目指す。
ⅳ）主な施策
・新商品開発や試験生産、実用化に向けた実証を支援する。
・消費者理解の醸成に取り組む。
・各国の食品規制への対応や認証取得を支援する。国際標準の策定を主導する。
・企業マッチングや日系小売・外食企業との連携を促進するとともに、販路開拓支援や金融支援等により、海外市場開拓を促進する。

（17）コンテンツ

コンテンツ産業は、2033年に海外売上げ20兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、ＩＰ360度展開[57]で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。

①ゲーム
ⅰ）重要性
日本発コンテンツの海外売上げの約６割（3.4兆円）を占める。家庭用ゲーム機市場（６兆円）のシェアは半分程度に達し競争力が高い一方、モバイルゲーム市場（18兆円）やＰＣゲーム市場（７兆円）でのシェアは数%に満たないため、市場拡大の余地が大きい。ゲームは、アニメや実写など他分野への波及効果も大きい。くわえて、我が国のソフト・パワー拡大への貢献が期待される。
ⅱ）勝ち筋・方向性
世界的に強みを持つ既存ＩＰのゲームの収益力向上を図りながら、その収入で新規ＩＰのゲームを開発し、世界的ヒット作品を生み出す。国際的なグッズ流通機能の拡大や開発基盤の整備、ＡＩ・ＸＲ等を活用した新しいゲーム開発にも投資する。
ⅲ）主な目標
・2033年に海外売上げ12兆円を目指す。
ⅳ）主な施策
・新市場進出や新規性のある海外向け大規模作品等の製作や新規ＩＰ開発を支援する。ＡＩやＸＲ等の高度技術も活用した開発プラットフォームの構築を支援する。
・海外でのグッズの流通促進や日系流通プラットフォームの普及を通じ、再投資原資の確保を促進するとともに、企画人材や高度制作人材の育成・確保を促進する。
・JETROにおけるコンテンツ分野の拠点数拡大や、データベース、人脈構築等の機能強化、在外公館等の活用を行う。

[57] ＩＰをマンガからアニメ、ゲーム、実写、音楽、グッズまで多角的に展開して利益を最大化する仕組み。

②アニメ

ⅰ）重要性

日本発コンテンツの海外売上げの約３割強（2.1兆円）を占め、年平均成長率15%の高成長分野である。特に海外での認知が高い一方、海外市場からの利益回収率が低く、海賊版被害も大きい。正規版流通を通じた更なる市場拡大の余地が存在する。外国人への認知に寄与しており、我が国の国際的な存在感の強化にも貢献している。

ⅱ）勝ち筋・方向性

海外売上げ拡大に向け、大規模作品製作や、日系配信プラットフォーム等のシェア拡大を通じた国際流通網整備、テーマパーク整備を促進する。製作・制作会社の成果報酬率を高める構造改革で再投資原資確保を促進し、新規ＩＰ開発環境を整備する。

ⅲ）主な目標

・2033年に海外売上げ６兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・製作・制作会社の成果報酬率向上の構造改革と一体で海外向け大規模作品製作や中小規模作品を含む多様なコンテンツ供給確保、新規ＩＰ開発の支援、価値評価等を通じた多様な資金調達環境を整備する。プリンシプル・コード[58]を制定する。
・開発プラットフォームや日系配信プラットフォームの構築、二次利用収入の拡大につながるグッズ等の流通網の整備を支援する。
・高度制作・企画・制作実務を担う人材の育成や就業・取引環境の整備を促進する。

③マンガ

ⅰ）重要性

ゲーム・アニメ・実写分野に原作を供給する日本発コンテンツ全体の競争力を支えるＩＰの源泉である。我が国の文化的な影響力の拡大に貢献している。海賊版による被害額が世界で年間2.6兆円にも及ぶ中、ローカライズによる正規版流通を進めることで、海外市場の更なる拡大が見込まれる。

ⅱ）勝ち筋・方向性

海賊版対策のため、削除要請・訴訟、ＡＩ検知、国際連携等を推進する。ＡＩも活用したローカライズや翻訳人材の育成により供給制約を解消しつつ、紙・電子書籍やマンガ版権グッズの正規流通を促し、ＩＰ収入を多角化し、収益力を高める。

ⅲ）主な目標

・2033年に海外売上げ１兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・海賊版への削除要請・訴訟、ODA、ＡＩ検知、国際連携・執行等を強化する。
・翻訳人材やＡＩも活用したローカライズによる供給制約の解消を支援する。
・電子書籍に加えて紙書籍も含め、流通プラットフォームの拡大を支援する。
・日系配信プラットフォーム間の連携等によりＩＰ収入の多角化を促進する。
・他分野とも連携し、メディア芸術ナショナルセンター構想を官民連携で実現する。
・官民コンソーシアムを通じたマンガ文化の海外発信に取り組む。

[58] 学習データに含まれる著作物等の権利者や生成ＡＩサービスの利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする、生成ＡＩ事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則。

④音楽

ⅰ）重要性

ゲーム・アニメ・実写分野の熱狂創出・魅力向上に大きく貢献している。我が国の発信力向上に寄与しており、日本のアーティストのライブを目的とした高付加価値なインバウンド需要の創出にも資するなど、他産業への波及効果も大きい。

ⅱ）勝ち筋・方向性

海外で認知度の高いアニメソングを起点に、国内外でのライブや大規模イベント、「みる」スポーツ等との連携を通じた海外ファン拡大や他の楽曲も含む音楽配信・グッズ販売拡大、レコード演奏・伝達権の着実な導入による適切な対価還元を図る。

ⅲ）主な目標

・2033年に海外売上げ0.7兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・新規性を有する海外向けライブ・イベントの開催を支援する。
・楽曲やライブ配信、グッズ流通等を担う日系の流通網構築を支援する。
・同業種・異業種の複数社での海外展開や単独での海外展開を支援する。
・グローバル展開に向け、アーティストの育成やライブ等の海外展開を企画できる人材の確保・育成を促進する。
・レコード演奏・伝達権の導入によりイコールフッティングを確保する。

⑤実写

ⅰ）重要性

日本発コンテンツを原作として海外スタジオが製作した実写作品や、海外の配信事業者が巨額な資金を拠出して日本の制作会社が制作した実写作品が世界的にヒットしており、国内事業展開が中心である中において、海外売上げの拡大が見込まれる。

ⅱ）勝ち筋・方向性

成果報酬率向上の構造改革と一体で、競争力あるＩＰを原作に、VFX[59]等の活用や、海外ロケ誘致による知見取得、PPL[60]・融資を含む多様な資金調達、海外向け大規模作品製作を推進する。J-Beauty[61]産業の海外展開との好循環で海外売上げを拡大する。

ⅲ）主な目標

・2033年に海外売上げ0.5兆円を目指す。

ⅳ）主な施策

・成果報酬率向上による再投資原資確保や日系配信プラットフォームの海外展開を強化する。海外向け大規模作品製作や中小規模作品を含む多様なコンテンツ供給確保、新規ＩＰ開発の支援、価値評価等を通じた多様な資金調達環境を整備する。
・VFX等に対応した高度なスタジオの活用、海外スタジオの大規模作品のロケ誘致による制作ノウハウの取得を促進する。
・高度な制作・企画人材の確保・育成、就業・取引環境の整備を促進する。

[59] 実写映像にＣＧ等を合成・加工し、表現を拡張する視覚効果技術。
[60] 作品内に化粧品や食料品といった商品を自然に登場させ、対価を得て宣伝する手法。
[61] 我が国における化粧品、美容家電、美容機器、美容商材、ヘア、ネイル、エステ等の商材・サービス。

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

62 の「主要な製品・技術等」ごとの「官民投資ロードマップ」を策定する過程で、国内投資促進のため解消する必要がある課題を洗い出し、「８つの分野横断的な課題」として、その解決策を検討した。こうして投資を促進する上でのボトルネックを解消することにより、「17 の戦略分野」で先陣が切られる民間企業の国内投資を日本全国に拡げていく環境を整備し、日本経済の更なる成長につなげていく。

１．新技術立国・競争力強化

（１）現状と課題

国内の設備投資・研究開発投資は実質で横ばいであり[62]、資本の生産性も低く[63]、主要産業の国際競争力は低迷している。

ＡＩの価値創出の場がサイバー空間から各産業現場に広がり、世界で企業のビジネスモデル転換や研究開発等のスピードが加速する中、全ての分野の競争力強化の鍵となるのはＡＸであるが、日本はＡＩの活用と供給両面で出遅れている。企業経営から産業構造・就業構造まで、ＡＸを全レイヤーで実現することこそ、最優先の課題である。

さらに、「危機管理投資」・「成長投資」を始めとする投資の拡大に向けたボトルネックを解消し、投資収益に対する企業の予見可能性を高める必要がある。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

「新技術立国・競争力強化」は、８つの分野横断的な課題を結び付け、17 の戦略分野での勝ち筋の実現に向けた産業競争力を底上げする、成長戦略の「結節点」である。

世界市場を獲得するグローバル産業だけでなく、ＡＸによるリープフロッグに勝機があるローカル産業も含め、ＡＸによる経済社会構造の変革を後押しする。

「責任ある積極財政」という政府の行動変容と、企業の経営改革という行動変容により、「危機管理投資」・「成長投資」の拡大を進める。

くわえて、「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国を実現するとともに、「信頼できる経済圏」を構築し、国内投資や、グローバルな「危機管理投資」・「成長投資」を通じた供給力の強化と、輸出促進を含めた海外需要の獲得を循環させることで、グローバル市場の獲得や経済安全保障の強化を図る。

②目標（KPI）

・2040年度250兆円の国内投資目標[64]を実現する。
・官民研究開発投資額[65]について、2026-2030年度合計で180兆円の目標[66]を実現する。

---

[62] 民間企業設備投資額（実質季節調整系列）は、2013年1-3月期の81兆円から2026年1-3月期の107兆円への増加（約1.3倍）（内閣府「国民経済計算」（2026年1-3月期・２次速報））、研究開発投資額（実質）も、2013年の18兆円から2024年の20兆円への増加（約1.1倍）にとどまっている（総務省「科学技術研究調査」）。

[63] 付加価値額を資本ストックで割った資本生産性は、2023年に米・独・英がそれぞれ0.31、0.24、0.20であるのに対し、日本は0.18にとどまる（University of Groningen「Penn World Table version 11.0」）。

[64] 民間企業設備投資額（名目）は、2025年度125兆円（内閣府「国民経済計算」（2026年1-3月期・２次速報））。

[65] 研究開発投資額（名目）は、2021-2024年度合計で86兆円（総務省「科学技術研究調査」）。

[66] 第７期「科学技術・イノベーション基本計画」（2026年３月27日閣議決定）に記載。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるＡＸの推進

ⅰ－１）地方も出発点としたＡＸによる産業構造・就業構造の転換

生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの生産性向上のため、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置について2026年度中を目途に結論を得られるよう、検討を進めるとともに、「ＡＩロボティクス実装ロードマップ」の下でＡＩロボット導入を促進する。また、中堅・中小企業向け補助金においてＡＸ投資を重点支援するとともに、７．（２）③ⅰ）に記載のＡＸ実現のための地域ごとの支援者等のネットワーク作りについても併せて取り組む。

ⅰ－２）ＡＸ実現に向けたデジタル産業基盤の確保などグローバル立地競争力の強化

ＡＸ実現に向け、ＡＩの学習・推論に不可欠な、先端半導体を中心とした計算基盤の整備を推進することに加え、日本が強みを持つ現場（製造・物流・介護・災害・廃炉等）のデータを収集・加工・精製（AI-Ready 化）したデータ基盤を構築するとともに、フィジカルＡＩの開発基盤となるマルチモーダル基盤モデル[67]開発を推進する。

産業クラスター形成などのため、産業立地に必要な工業用水、道路、鉄道[68]、港湾施設等の整備・機能強化に加え、土地利用調整等と連動した分野特有の拠点整備、中堅・中小企業のサプライチェーン形成、産業人材育成を一体的に実施するとともに、産業を支える人材を集め、その活動・交流や生活を支えるまちづくりを推進することにより、「危機管理投資」・「成長投資」につなげていく。その際、対日投資の促進も図る。また、企業版ふるさと納税の活用促進や利便性向上に取り組むとともに、産業用地整備のための、地方公共団体向け長期低利融資などの支援を強化する。さらに、国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。

ＧＸを軸に、コンビナートや脱炭素電源等を核とする産業集積を実現するべく、「ＧＸ戦略地域制度」による支援と規制・制度改革を一体的に措置する。

くわえて、17の戦略分野における投資促進につながる新たな規制・制度改革に向けた国家戦略特区制度の効果的な活用を図る。

ⅱ）「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進

「危機管理投資」・「成長投資」の推進に向けて、Ⅳ．１．及び３．に記載の『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。

令和８年度税制改正において新設した大胆な投資促進税制について、周知・広報を通じて活用を促し、国内における高付加価値な設備投資を促進する。

３．（２）③ⅱ）に記載の改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上のための実務指針となる「成長投資ガイダンス」を普及し、企業の成長投資[69]の質・量の向上や、成長ステージ等に応じた成長

[67] 多様なデータ（言語・音声・画像・動画・センサーデータ等）を扱えるＡＩ基盤モデル。

[68] 都市鉄道を含む。

[69] 将来の成長に向けた人的投資や設備・研究開発投資、知財・無形資産投資。

投資と株主還元の適切なバランスの確保、ベストオーナー原則[70]に基づく事業ポートフォリオ転換といった取組を促すとともに、非事業用資産等の成長投資への活用や、事業者間連携を促進する環境整備を進める。

また、機関設計の見直し等の株式会社の選択肢拡大や、株主提案権の要件見直しを始め、諸外国とのイコールフッティングを図り、迅速果敢な企業経営に資する会社法の改正について、2026 年度中を目途に結論を得る。さらに、知財を戦略的に取得・活用する企業経営を推進し、知財訴訟における証拠収集手続の充実・強化を始め、成長投資のボトルネックとなり得る権利侵害を抑制するための法制上の措置の検討や、17 の戦略分野における国内外の特許等の知財情報を活用したＩＰランドスケープの実施[71]の検討、国等が支援する研究開発投資における権利侵害の有無等についての事前調査及び研究開発投資の成果の適切な知財取得、知財に関する集団的な権利行使を可能とする仕組みの検討を実施するとともに、有価証券報告書での知財・無形資産の開示を促進する制度の在り方について 2026 年度中を目途に方針を示す。

ⅲ）新技術立国の実現とグローバル市場の獲得・経済安全保障の強化

ⅲ－１）「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国の実現

改正産業技術力強化法に基づき、令和８年度税制改正において強化した研究開発税制の活用により、事業者のＡＩ・量子・バイオ等の研究開発投資を促進する。

防衛分野を始めとする政府調達の加速のため、防衛省において、スタートアップに期待する技術分野の定期公表、防衛省版 SBIR 制度の創設、アジャイル型の調達[72]、サイバー等リスク管理の徹底、スタートアップと防衛プライムとのマッチングや伴走支援について 2026 年度中を目途に行う。また、柔軟な契約に基づく研究試作の推進、民間資金の呼び水施策[73]、機動的に支出可能な予算措置を含む積極的な防衛調達のための方策について 2027 年度中を目途に結論を得られるよう、検討する。また、国研・大学等との連携強化を図る。２.（２）③ⅱ）に記載のスタートアップからの調達加速に向けた施策にも取り組む。

規制改革関連制度の活用に向けた法律や技術等の専門家による伴走支援の充実、官民の司令塔である「ハイレベルフォーラム[74]」の機能強化や国際標準活動への助成等の支援を通じた 17 の戦略分野等におけるビジネスに資する国際標準化への取組推進、専門機関等による伴走機能[75]の強化とその活用等を通じた戦略的標準化に向けた取組の「型」の横展開[76]、公共調達における JIS 規格の更なる活用、国内認証

---

[70] 当該事業の価値を中長期的に最大化することが期待される経営主体（「ベストオーナー」）が、当該事業を保有・経営すべきであるという考え方。

[71] 政府においては、成長戦略の推進に際し、事業情報（市場動向、技術・標準化トレンド）等に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果（現状の俯瞰・将来展望等）を関係省庁と共有すること。

[72] スタートアップの迅速性をいかし、極めて短期間に一連のフィードバックサイクルを繰り返すことで、製品・技術を自衛隊の運用ニーズに適合させ、迅速に量産段階への移行を図る調達方式。

[73] 防衛省の支援を受けたスタートアップについてベンチャーキャピタル等の出資判断を誘発するための積極的な広報、J-Startup Defenseの新設等を検討中。

[74] 2026年１月に設置された官民（事業者団体、専門団体、国研・独法、関係省庁等）から成る「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」を指す。

[75] 標準に関する知見を有する専門機関が、国主導の戦略的標準化において、政府の担当部局に対し、専門的知見の提供等を通じて伴走する機能。

[76] 先行分野（量子、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤、ペロブスカイト太陽電池）の取

機関の強化に取り組む。
新技術立国の重要な担い手となるスタートアップについて、成長段階に応じた資金供給や成長に向けた戦略の構築・実行支援、シーズ段階からグローバル市場を見据えた企業の創出、出口（エグジット）まで伴走可能なリードインベスターの育成・呼び込みについて、従来の取組を抜本強化するために必要な措置を検討する。
国研の国家的課題に向けたミッションを明確化し、国家安全保障に資するデュアルユース技術等の研究開発のためのセキュアなオフキャンパス拠点を整備するなど、プラットフォーム機能を強化するとともに、産業技術総合研究所のベンチャーキャピタル（ＶＣ）への出資機能の追加、それも活用した国研の技術シーズの普及に取り組む。また、国研等の研究開発に係る調達手続の運用柔軟化を検討するほか、老朽化した施設・設備の戦略的整備・更新により研究基盤を更に強化する。
17の戦略分野を中心とする産業競争力強化に貢献する、新技術立国の核となる新たな大学群の形成に向け、特定分野において特に高い研究力を有し高度な経営を行う大学を認定し、当該分野での研究開発及び社会実装（研究環境の整備を含む。）を中長期的に支援する新たな制度の創設について検討し、2026年度中を目途に結論を得る。４．（２）③ⅱ）に記載の「新技術の研究及び社会実装を担う科学技術人材育成のための施策の強化」にも取り組む。
我が国が優位性を持つ技術の海外展開や海外の知見の取り込みを外交的に後押しすべく、戦略的科学技術外交の観点からも、外交機会の活用や国際連携を通じ、デュアルユース技術も含む信頼できる先端技術エコシステムの共創やスタートアップの海外展開支援、日本人のＰＩ[77]や在外公館を巻き込んだ産学官ネットワーク強化、世界トップ人材の受入れや日本人研究者の海外派遣等による国際頭脳循環、ODAの戦略的な活用に取り組む。

ⅲ－２）グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化
（グローバル市場の獲得）
「日米戦略的投資イニシアティブ」を含む同志国等との投資案件の具体化に加え、17の戦略分野での投資成果を最大化するグローバル市場の獲得のため、「国・地域別戦略[78]」の実現に向けて、米国関税への対応としても重要性を増すグローバルサウスを始めとする海外市場への展開支援、それを支える高度外国人材を受け入れ、育成する企業への支援や受入れ制度・基盤の戦略的整備に取り組む。
また、コンテンツや農林水産物・食品、ファッション、J-Beautyなど日本が競争力を持つ分野における海外の成長市場獲得に向け、JETROや在外公館を含む支援機関の体制を強化していく。特に農林水産物・食品については、現地系商流の開拓体制の強化等、「日本の食輸出１万者支援プログラム」を推進するとともに、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の機能強化[79]、民間資金の活用等により現地ニーズに対応した供給体制の強化を図る。「官民投資ロードマップ」を踏まえ、量子、

組から得られた知見を基に整理した、戦略的標準化に向けた取組のフレームワークを、他分野にも展開していくこと。
[77] Principal Investigator。大学等における研究主宰者・責任者のこと。
[78] 2026年６月に、信頼できる経済パートナーで在り続けると共に、FOIPの実現や、世界の課題解決を通じて日本の世界における付加価値を最大化することを目的とした「通商戦略2026」を経済産業省が策定・公表。「国・地域別戦略」とは、通商戦略2026における、アジア大洋州、南西アジア、中東、アフリカ、中央アジア・コーカサス等、中南米における地域別戦略の方向性とその詳細を指す。
[79] ロット・品質・価格などの現地系商流ニーズに応えられる産地・事業者間のマッチング機能を強化。

ＡＩ・半導体、創薬・先端医療など17の戦略分野における国際展開を進めていく。さらに、横浜グリーンエクスポ[80]を、グリーン技術の産業見本市とする。

「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具現化、CPTPPの拡充を含むEPAの交渉・利活用の促進、経済安全保障に貢献するものを含めたバイ・マルチODAの活用、ビジネス機会創出のための官民フォーラム開催やアカデミアのネットワーク形成を含むグローバルサウス諸国との連携の強化、OECD、Ｇ７・Ｇ20、国連関連機関等と連携した国際的なルール形成の推進を通じて、「信頼できる経済圏」の構築を図り、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」にも貢献する。

（経済安全保障の強化）

経済安全保障の観点から製造基盤を強化するため、汎用品も含む重要な基盤的物資や循環資源、製造基盤の強靱化を支える鍛造・鋳造等の技術要素群、ヒューマノイドなどの今後更に重要性が高まる物資を支える部素材・技術への支援措置の具体化を図るとともに、製造基盤を支える「エコシステム」（データ、人材、技術、中堅・中小企業）に係る支援等に取り組む。また、デュアルユースの技術・生産基盤等の育成・強化や、経済安全保障重要技術育成プログラムの強化のほか、技術流出対策の強化、貿易救済措置の執行強化を行う。あわせて、「経済安全保障経営ガイドライン」や「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」の普及により、地政学リスクを踏まえた企業の行動変容を促し、それが投資家や金融機関からも評価されるよう促す。経済合理性に委ねると安定供給確保が困難な領域については、国による更なる支援の方策を検討する。

2026年４月には、アジア域内のエネルギー供給力強靱化を目的に、原油・石油製品等の調達などの緊急対応と、エネルギー供給体制の強化やエネルギー源多様化等の中長期の構造的対応に両輪で取り組む新たな協力枠組みとして、「POWERR Asia」を発表したところ。こうした取組について、東アジア・アセアン経済研究センターや国際エネルギー機関（IEA）等の国際機関と連携しながら具体化を進めるとともに、エネルギー安全保障、経済成長、脱炭素化の同時実現を目指すAZECにおいて、経済・エネルギー強靱化の視点を強化し、AZEC2.0を実現していく。くわえて、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」においても、脱炭素ロードマップの策定支援やアジア開発銀行との連携を含むトランジション・ファイナンス普及に向けた取組等を推進しつつ、アジアの実情に即した現実的な脱炭素移行と供給力強靱化を支援していく。

今般の中東情勢も踏まえ、我が国としても、石油及び天然ガスや重要鉱物[81]の上流権益確保、供給源の多角化及び安定的な輸送の確保、適切な備蓄の在り方や燃料供給網の維持・強化に必要な取組を進めていくに当たって、国際協力体制の構築を図っていく。また、Ｇ７を始め同志国等の連携強化による不当な貿易制限への反対、生産国と消費国との連携による威圧行為の無力化、IEAとも連携した備蓄強化支援に取り組んでいく。

[80] ２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）。
[81] ナカラ、ロビト等の回廊開発への協力を含む。

２．スタートアップ

（１）現状と課題

2022年11月に策定した「スタートアップ育成５か年計画」（「５か年計画」）の推進により、我が国のスタートアップ数は25,000社[82]へと増加し、ユニコーン予備軍[83]も約３倍となるなどスタートアップエコシステムは着実に発展している。スタートアップが創出する付加価値はGDPの約４％（2025年）となり、この２年間で32%増加している。

一方、スタートアップへの投資額やユニコーン数については、「５か年計画」の目標にはまだ遠く、スケールアップのための成長資金供給の強化は引き続き大きな課題である。

特に、ディープテック・スタートアップ[84]は17の戦略分野における技術革新や成長投資の先導的な担い手であり、ユニコーンに成長する潜在力を有するが、収益化までに長期間と大規模資金を要するため、その壁を乗り越えるための支援の強化が課題である。

また、日本のスタートアップの資金調達の８割は東京に集中しており、地域からスタートアップを輩出していくエコシステムの強化も課題となっている。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

「５か年計画」を抜本強化するため、以下の３本柱から成る「スタートアップ総力創出パッケージ」を着実に実行する。

ⅰ）スタートアップのスケールアップを加速するため、成長資金の供給を強化するとともに、M&Aを含む多様な出口の確保により、資金と人材と技術の循環を促進する。くわえて、資金・人材・技術が循環するグローバルなエコシステムへの接続を強化する。

ⅱ）ディープテック・スタートアップの研究開発から事業化・社会実装に至るまでを切れ目なく支援するため、特に重要となる初期需要創出に資する政府調達を強化する。また、17の戦略分野を中心に優れた技術を事業化につなげるエコシステムを強化するほか、それを支える経営力の強化と伴走支援体制の充実に取り組む。

ⅲ）地域の経済社会を担うスタートアップを創出・育成するため、全国的に起業家教育を充実させるとともに、地域におけるスタートアップからの調達・実証環境の整備を行い、多様なプレーヤーの連携を通じたエコシステムの形成を図る。

②目標（KPI）

・「５か年計画」で掲げたユニコーン数の目標（将来において100社：2025年10月時点で８社（上場ユニコーン数[85]33社と合計すると41社））とスタートアップ数の目標（将来に

---

[82] ５か年計画策定前（2021年）の16,100社から約1.5倍。過去最多。

[83] 「ユニコーン」は時価総額10億ドル又は1,500億円を上回る未公開企業を指す。ここでいう「ユニコーン予備軍」とは時価総額500億円～1,500億円の未公開企業。

[84] ディープテックとは、人工知能（ＡＩ）、バイオ等、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で取り組むべき経済社会課題の解決等、社会に大きなインパクトを与えられるような潜在力のある技術を指す。

[85] 上場ユニコーンとは、IPO（新規株式公開）した企業のうち、外部調達を行ったことがあり、かつ上場後一度でも時価総額が10億ドル又は1,500億円を上回った企業、として定義。ここでは2016年以降にIPOした企業から算出。

おいて10万社：2025年４月時点で25,000社）、スタートアップへの投資額の目標（2027年度に10兆円規模：2025年（速報値）は7,613億円）を実現する。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）スタートアップのスケールアップ

（内外からの成長資金の供給拡大）

成長資金の供給を強化するため、ディープテック・スタートアップの量産体制整備等のための資金調達に係る中小企業基盤整備機構（中小機構）による債務保証制度の拡充や、日本政策投資銀行（DBJ）や産業革新投資機構（JIC）におけるエクイティ投資の取組の強化を図るほか、民間資金の呼び水としての政府系金融機関等からの更なる資金供給強化の方策について2026年度内に検討し、結論を得る。

また、機関投資家からの資金供給拡大に向け、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の公的機関、企業年金、大学基金等においてＶＣファンドを含めオルタナティブ投資を促進するための投資環境整備[86]等を進めるほか、国内ＶＣへの資金供給を促進する観点から「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」のフォローアップと見直しを2026年度内に行う。

さらに、資金供給拡大に向けた規制改革として、東京証券取引所（東証）の上場ベンチャーファンド市場を活性化すべく、2026年夏までにポートフォリオ構築期間延長などの東証の制度の要件緩和を行い、NISAを含む個人からの資金流入を拡大する。また、金融機関が有限責任組合員（ＬＰ）として出資する場合について、独占禁止法上10年とされる議決権保有制限の例外となる期間を2026年度内に見直す。

（出口の多様化）

スタートアップのM&A活性化に向け、「M&Aガイダンス」[87]を普及させるとともに、オープンイノベーション促進税制の活用を促す。また、会計上の「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、企業会計基準設定主体における検討プロセスが加速されるよう、フォローする。

プライマリー及びセカンダリー取引の活性化に向け、2026年夏までにプロ投資家（特定投資家）への移行要件の緩和・明確化を図る。また、2026年度内に、特定投資家向け有価証券の譲渡に係る開示規制の緩和を図る。

（グローバルネットワークの強化）

起業初期段階から海外展開を志向するスタートアップの育成に向けてJ-StarX[88]を強化する。また、国内の有望なスタートアップが海外市場に進出する際、国際協力銀行始め政府系機関の海外ネットワークを活用して、資金供給を含む金融・ビジネス両面からの支援を推進するとともに、在外公館においてデュアルユース等先端技術に精通した外部専門家による伴走支援やODAによる支援を実施する。

政府系ファンドから海外ＶＣファンドへのＬＰ出資拡大や「Global Startup EXPO」

---

[86] 運用受託機関等との対話を通じて、国内ＶＣ等に対して、公正価値評価（時価評価）の導入や、投資戦略・実績などの運用状況の開示を求める。

[87] スタートアップによる出口戦略としてのM&Aをより加速・活性化していく上で、スタートアップの経営者が留意すべき事項、買手側（大企業等）が留意すべき事項をそれぞれ体系的ガイダンスとして作成。

[88] 海外を目指す起業家の育成や、スタートアップの海外展開支援を目的に、若手起業家や学生を、欧米やアジアの主要都市に派遣する事業。

開催を通じて海外ＶＣからの投資拡大や日本進出を促進する。あわせて、東証等と連携し、海外の有望なスタートアップの日本進出から東証上場までの支援を実施する。

ⅱ）ディープテック・スタートアップの支援

（政府・大企業による調達の強化）

スタートアップの製品・サービスを、政府がアンカーテナンシー型[89]で本格調達することを促進するため、SBIR制度を抜本強化し、スタートアップを研究開発段階から一貫して支援し、売上計上が可能な委託契約の形で実環境における試験導入・運用まで行う新たな枠組みとして「戦略製品・技術等政府実装加速化プログラム」を創設する。さらに、既存の大規模技術実証支援についても見直し・拡充を行い、民間企業の調達ニーズにつなげる枠組みや、地方公共団体などのユーザーに試験的に一定期間利用してもらい、評価・フィードバックを行う仕組みを構築する。くわえて、スタートアップが政府調達に参入しやすくするための契約指針を策定し、各行政機関による着実な運用を図る。

防衛力強化とスタートアップによるイノベーション創出の好循環を生み出すために１．（２）③ⅲ－１）に記載の防衛調達の加速に向けた取組を進めるとともに、大企業によるスタートアップ製品等の本格調達・購買の実現可能性を検証するための実証や研究開発を支援する事業を強化する。

（優れた技術の事業化）

優れた研究成果に基づく大学発ディープテック・スタートアップの創出・育成に向け、科学技術振興機構（JST）による事業化支援や事業化人材の育成、出資の拡大、グローバル展開支援のための海外ＶＣ等との連携を加速する。

NEDO等による伴走支援体制を確立し、研究開発段階から事業化までの一気通貫の支援を17の戦略分野に重点化して強化する。

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、フラッグシップ拠点の開所に先立つ先行的活動を本格的に開始するとともに、先端技術研究成果活用推進機構の設立に向けた法制・予算上の措置を含めた具体化及びフラッグシップ拠点の整備を着実に進める。当該機構には世界トップクラスの研究者やＶＣの招聘（しょうへい）が期待されることから、グローバルレベルの組織運営が可能な多国籍で多様性に富んだ運営体制・事務組織を確立する。

（経営力の強化と伴走支援体制の充実）

起業支援、知的財産戦略、事業戦略等の専門人材チームによるNEDOのワンストップ支援を強化し、有望技術の能動的な探索と事業化支援を行うことで、ディープテック・スタートアップの創出と高度化を行う。

J-Startup制度について、選定基準の明確化や公募導入等の見直しを行うとともに、選定企業への伴走型支援や17の戦略分野での成長に向けた重点支援を推進する。

競争優位性を実現するビジネスモデルとそれに連動した知財戦略の構築の支援、ＶＣ等への知財専門家の派遣を充実・強化する。

[89] 政府が民間企業の製品やサービスを安定的な大口顧客として長期契約で購入・利用することを約束することで、売上計上を可能とし、民間投資を呼び込み、産業を育成する手法。

ⅲ）地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

（次世代を担う起業家の育成）

学校現場への起業家等の派遣等を通じて、あらゆる教育段階でのアントレプレナーシップ教育の受講機会の拡充を図る。

（地域におけるスタートアップの更なる創出に向けた支援）

国立高等専門学校機構本部にスタートアップ支援組織を2026年度中に設置するとともに、各高専への地域連携コーディネータの配置等を促進する。また、地域における高専発スタートアップ支援を強化する。

インパクト投資の手法や市場の確立、ローカル・ゼブラ企業[90]等に対するファイナンスの仕組みの構築等により、地域におけるスタートアップへの資金供給を促進する。

（社会課題解決を牽引（けんいん）するスタートアップの実証・調達）

全国でスタートアップが持つ技術の社会実装を後押しするため、各地方公共団体における「４号随契」[91]に基づく調達の実態に関する調査を毎年度定期的に実施した上で、「４号随契」の積極的な活用を促すための助言等による支援とともに、優れた調達事例について他の地方公共団体への横展開を推進する。あわせて、「地域未来戦略」に基づく産業クラスターの形成に向けた取組との連携による自治体調達の促進を図る。

国家戦略特区制度の更なる活用を促すため、情報発信を強化するとともに、スタートアップに係る規制・制度改革提案を募集し、その実現を後押しする。

（地域における多様なプレーヤーの連携）

「スタートアップ・エコシステム拠点都市」[92]において、海外市場を見据えた事業戦略の具体化や収益性確保に係るハンズオン支援を新たに実施する。

３．金融を通じた潜在力の解放

（１）現状と課題

「強い経済」の実現に向け、官民連携による17の戦略分野等への成長投資を強力に促進するためには、資産運用立国の取組を発展させ、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能を強化することが重要である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

17の戦略分野等への成長投資や、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出し、日本経済の成長と国民の豊かさの向上につなげていくため、企業には、中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促すとともに、国民がその成果

[90] 地域課題を解決し地域経済循環を創出する企業。

[91] 優れた製品・サービスを持つスタートアップ・中小企業等を地方公共団体の首長が認定し、随意契約を例外的に可能とする制度。

[92] 地域ごとに、地方公共団体、大学、産業界によるコンソーシアムの形成を促すため、これらを「スタートアップ・エコシステム拠点都市」として2020年７月に８都市を選定。2025年６月には、第１期の８都市に加え、新たに５都市を第２期スタートアップ・エコシステム拠点都市として選定。

を最大限享受できるよう、アセットオーナーの機能向上や家計の安定的な資産形成を促進する。そして、これらをつなぐ立場にある金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行う。また、物流・商流における効率性向上等に貢献する金融インフラへの投資を促進する。

②目標（KPI）
・2040年度250兆円の国内投資目標を実現する。
・2040年までに、家計金融資産に占める株式・投資信託・債務証券の割合を40%とする（2025年３月末：約23%）。

③講ずるべき施策パッケージ
内閣官房において「成長投資を促進するための金融戦略」を策定し、以下の施策等に取り組む。このうち、施策の具体化が必要なものについては、特段の記載があるものを除き、2026年度末までを目途に結論を得た上で、その後速やかに実施する。

ⅰ）金融機関・市場の機能強化
（金融機関の資金供給・成長支援機能の強化）
預金取扱金融機関（銀行等）には、企業の成長を促し、資金・知見の両面で企業を支える中心的役割を担うことが期待される。17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるため、大規模化するM&Aや新規事業への対応を含め、銀行等の資金供給・成長支援機能の強化を後押しする。
・17の戦略分野への投融資について官民で意見交換を行う「官民戦略投資連携フォーラム（仮称）」の設置、銀行等が政府系金融機関等と共同出資を行う際の所要自己資本の軽減[93]、DBJ（特定投資業務）やJICによる戦略分野への投融資方針の策定・整理など、官民連携により成長資金の供給拡大を図るための方策を検討する。
・大口信用供与等規制[94]に関し、大型M&A融資などについて一定の要件下で特例承認の対象とすることを明確化する。
・株式非公開化やカーブアウト案件への銀行子会社による100%出資を可能とする[95]。他人資本を活用してファンドを運用する際の資本規制を合理化する[96]。
・銀証ファイアーウォール規制[97]等の見直しや、銀行における一般持株会社の仕組みの活用の是非等について2026年度中に研究・検討を開始する[98]。

（厚みのある金融市場の実現）
今後拡大する成長投資の資金需要に対応するため、多様なプレーヤーが参加し、多様な商品が取引される厚みのある金融市場を実現する。
このため、資金供給経路の多様化を図るべく、小口・低格付社債の発行を促す規

[93] 投融資等のリスク量に応じて、一定の自己資本を備える必要があるところ、リスク量を計算する際に出資額に乗ずる比率（リスク・ウェイト）を現行の原則250%から100%に軽減する。
[94] リスク集中を避ける観点から、銀行による同一グループへの融資等を自己資本の25%以下に制限する規制。
[95] 投資専門子会社が100%出資可能な範囲は、現在、事業再生・承継、ベンチャー、地域活性化事業会社のみ。
[96] 他者出資分を資本規制上、非連結とする。
[97] 金融機関グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制。
[98] 前者については、金融機関グループにおける適切な顧客情報管理・利益相反管理・優越的地位の濫用防止、不適切行為に対する厳格なペナルティが、後者については、預金を原資としないなどリスク遮断徹底が前提。

制緩和や社債取得を行う金融機関を支援する制度整備により社債市場を活性化することに加え、貸出債権のうち売買目的のものは、市場リスクによる管理を可能とする制度整備によりローン・セカンダリー市場の活性化を図る。

資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制を見直し、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、日本で銀行免許がない外国銀行の協調融資への参加を促すための制度や、大企業のM&A等への資金供給を円滑に行うための制度を検討する[99]。また、民間ファンドへのJIC等の出資機能等の強化や、金融機関の出資規制・資本規制の合理化[100]を行う。

投資商品の多様化やスタートアップ企業等への成長資金の供給促進を図るため、顧客保護に留意しつつ、プライベート資産に特化した投資信託の枠組みを整備する[101]。

国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、生命保険契約者保護機構に対する不測の事態[102]に備えた政府補助の在り方を検討する[103]。

（地域金融力の強化）

地域金融機関が、地域経済の「要」として地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるよう、投資銀行機能、地域への貢献力、メインバンク機能等から成る地域金融力を強化する。このために、「地域金融力強化プラン」も踏まえ、「地域未来戦略」とも連携しつつ、以下の施策を強力に推し進める。

- 金融機関の経営改善支援や事業性融資等に関する専門性の向上を後押しする[104]。
- 金融機関によるまちづくりへの参画や「ローカル・ゼブラ企業」等への成長支援を推進する。
- 金融機関による中小企業のM&Aや事業承継等の支援に関し、態勢整備を促進するとともに、更なる環境整備を検討する。
- クラスターの中核企業への重点支援の枠組みとも連携し、中小企業支援の課題等を可視化した「地域未来金融アクションプラン（仮称）」を策定・運用する。
- 中小企業支援に資するよう、適時に、正確な会計情報等を企業・金融機関間で共有することを促す。

あわせて、協同組織を含む地域金融機関に対する検査・監督機能を強化するため、財務局を含め、モニタリング手法の高度化等のために必要な人材育成や、外部人材の活用も含めた人員確保を図っていく。

---

[99] 次期通常国会に法案を提出することを目指す。

[100] 信用リスクをより正確に反映する外部格付の在り方の検討や、議決権保有規制の見直しを行う。

[101] あわせて、顧客属性を踏まえた販売・勧誘態勢を確保する。

[102] 保険業法上、業界負担のみで資金援助等を賄うとすると、生命保険会社の財務状況を著しく悪化させ、保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれが認められる場合とされている。

[103] 次期通常国会に法案を提出することを目指す。

[104] 中堅・中小企業が事業戦略・ファイナンス両面を通じた企業価値創造の総合的なサポートを受けられず、「投資銀行難民」化しているとの指摘もある。このため、地域経済活性化支援機構（REVIC）が実施する研修を通じ、地域金融機関の役職員に対して投資銀行・企業価値創造業務に関する知見を提供していく。

ⅱ）企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

（企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革）

企業・機関投資家の双方が、短期主義に陥らず、中長期的な企業価値向上を強く意識し、必要な成長投資が実施されていくよう、改訂した「コーポレートガバナンス・コード」を普及し、経営資源の適切な配分に係る説明や検証の充実を図った上で、企業や投資家の取組をフォロー[105]する。１．（２）③ⅱ）に記載の「成長投資ガイダンスの普及」や「会社法の改正」にも併せて取り組む。

また、企業における役職員への株式報酬の充実に向けた環境整備を進めるほか、企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しすべく、自グループのリスクのみを引き受ける保険会社の制度創設について検討する[106]。

（企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出）

企業のこども・子育て支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進し、地域金融機関と連携した地域の中小企業への取組支援やリスクマネー供給の拡大を図るとともに、人的資本経営の情報開示におけるこども・若者や子育てに係る取組の位置付けを明確化することにより機関投資家等に対する取組状況の「見える化」を推進するほか、財務・人材面のインセンティブ施策とひも付く認定制度を導入するなど、環境整備を進める。

ⅲ）国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

経済成長の成果をアセットオーナーの受益者や家計が最大限享受できるよう、公的アセットオーナー・企業年金・大学等の機能向上に向け、以下の施策等により受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す[107]。

- GPIFにおいて、オルタナティブ投資の上限（資産全体の５%）に向けて取組を進める。具体的には、リスク管理や運用の高度化を進めるほか、毎年度の自己評価を多角的な観点から行う。また、今後のポートフォリオの在り方を検討する[108]。他の公的アセットオーナーにおいても、自らの状況等を踏まえつつ、上記の高度化・評価・検討を進める。
- 厚生年金に係る積立金の運用主体の状況[109]の比較や定期的な検証を実施する。
- 企業年金について、運用状況等を比較可能とするシステムを整備する[110]。アセットオーナー・プリンシプルの受入状況に関する実態調査を実施する。
- 大学における資産運用の促進・高度化に向けたガイドブックの策定・周知や、好事例の横展開、共同運用の促進等を実施する。

また、これらの取組を支える資産運用サービスの高度化を図るため、金融グループによる外国の資産運用会社の買収を容易にする規制緩和を行うほか、2026年４月に発足した資産運用業協会の政策対応力の強化等を後押しするとともに、関係業界

---

[105] 機関投資家向け原則である「スチュワードシップ・コード」の趣旨に沿った対話やスチュワードシップ活動に関する情報提供が適切に行われているかの確認を含む。

[106] 次期通常国会に法案を提出することを目指す。

[107] 結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化につながっていくことも期待される。

[108] 投資確約金額が５%上限に近づくまでに検討する。

[109] 運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項。ただし、比較や検証に当たっては、他と異なる先進的な試みや取組を阻害しないように留意する。

[110] 2027年度中に稼働させるべく、準備を進める。

と連携して資産運用会社や信託銀行の業務効率化・合理化に向けた検討を行う[111]。

くわえて、家計の安定的な資産形成を促進するため、企業型ＤＣ・iDeCo[112]の加入者目線に立った制度改善[113]と制度内容に関する広報の充実化、個人向け国債の商品性の見直しや新たな商品の設計を含む更なる環境整備、実務的な改善を通じたNISAの継続的な利便性向上と更なる普及・定着に向けた広報を実施していく。また、家計における資産形成・管理の重要性が高まる中で、次期学習指導要領において金融経済教育の記載の充実を図ることを含め、各世代・地域に即した金融経済教育を推進する。

さらに、外為特会を始めとする公的部門が保有する資産について、その保有目的等も踏まえつつ、運用改善や有効活用の有用性を検討する。

ⅳ）金融システムを支えるインフラへの投資

金融システムを支える決済基盤について、サイバーセキュリティの確保及び利用者保護を前提とし、物流・商流・決済の一体化を志向する技術革新に対応した高度化を推進する。

具体的には、ＡＩ・オンチェーン時代の金融の在り方について検討を進め[114]、オンチェーンの決済手段（ステーブルコイン・トークン化預金）の実装・普及に向けた環境整備や、決済のリアルタイム化を図りつつ、デジタル決済との連携等も視野に入れた新たな決済システムの構築を促進する。

また、ＡＩ脅威[115]に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化に官民で連携して取り組む。

４．人材育成

（１）現状と課題

国力の基盤となるのは人材力である。人口減少やＡＸの進展の中、不確実で非連続な変化が起こり得る未来に対応できる人材の育成が求められている。特に、ＡＸ時代の産業構造の変化に伴い、2040年にかけて、理工・デジタル系人材や現場人材の不足など人材需要の大きな変化が見込まれる[116]中、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造[117]のままでは、将来の人材需要とのミスマッチが生じる懸念がある。

また、人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足することが懸念され、地域ごとの人材需給ギ

---

111 2027年度中に一定の整理を行うことを目指す。

112 企業型ＤＣとは、企業型確定拠出年金。iDeCoとは、個人型確定拠出年金。

113 「加入者の拠出実態や諸外国の制度等を踏まえたあるべき拠出限度額の水準や枠組み」、「手続の簡素化やコスト低減につなげる制度の大胆な改革」については、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき必要な対応を図る。

114 2027年初に中間整理を行う。

115 フロンティアＡＩは脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、①従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得る、②脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得る、③フロンティアＡＩをスキルの低い攻撃者が悪用することで高度なサイバー攻撃が増加する等が懸念されている。

116 「2040年の就業構造推計（改訂版）について」（2026年３月第30回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会）。

117 義務教育段階終了時には高い数学的・科学的リテラシーを持つにもかかわらず、早期に文系生徒が理数科目から離れてしまう状況にあるとともに、理系選択をしている生徒・学生の割合は、高校で約30％、大学で約35％にとどまっている。

ャップの状況等も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要である。

さらに、17の戦略分野における人材課題[118]を踏まえた戦略的育成も必要である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

17の戦略分野の課題やＡＸ時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成することが重要である。

そのため、「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン」[119]を踏まえ、関係省庁で連携し、教育機関が産業界とも協働しつつ「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成する取組を強力に推進する。

②目標（KPI）

- ③ⅰ）に記載の高校教育改革に関して、2040年時点において、専門高校[120]の生徒数の現在の水準（2025年度：657,457人）を少子化傾向においても維持する。また、普通科高校のいわゆる文系と理系の生徒の割合を2040年にかけて同程度とする[121]。
- ③ⅰ）に記載の高等教育改革に関して、大学全体に占める理工農・デジタル・保健系の定員（2024年度：35%）を2040年までに５割を目指す。また、高専の学生数について、少子化傾向においても2040年にかけて増加させる（2024年度：53,305人）。さらに、大学の工学系学部の女子学生数の割合（2025年：18%）について、2040年までに36%を目指す。
- ③ⅰ）に記載の実践的職業人材の育成に関して、大学・専門学校等におけるリ・スキリング人口[122]を、2030年までに、合わせて１年当たり60万人とする。
- ③ⅱ）に関して、博士課程入学者数・博士号取得者数を、2030年度までにそれぞれ１年当たり２万人[123]とする。また、博士後期課程学生の就職率を2040年までに80%[124]にする。さらに、大学の研究者１人当たりのテクニシャン[125]数を2035年度までに倍増させる。

---

118 各分野の「官民投資ロードマップ」の検討過程では、「各産業を支える理工・デジタル系人材、現場人材の不足」、「高度化する技術や新しい知識・技能への対応」、「新しい価値を生み出すイノベーション人材、技術とビジネスをつなぐ人材、専門知識だけではなく経営判断力も併せ持つ人材の不足」等が課題として挙げられた。

119 2026年４月28日人材育成分科会において取りまとめ。

120 ここでは、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部のうち、農業科、工業科等の職業に関する学科を設置する学校（総合学科を設置する学校を含む。）のことをいう。なお、普通科と職業に関する学科の両方を設置している学校については職業に関する学科の生徒数を計上。

121 2024年度：普通科高校（全日制・定時制課程）の最終学年の生徒のうち、「文系」51.4%、「理系」30.8%、「文理分けなし」17.8%。

122 大学等におけるリ・スキリングプログラム等の受講者数（2023年度：56,390人）及び専門学校における22歳以上の入学者数（2025年度：57,542人）。

123 入学者数：16,212人（2025年度）、取得者数：15,345人（2022年度）。

124 就職率：70.0%（2025年度）。

125 資料収集や検査・測定、観測、試験等に従事し、研究者を補佐する者を指す。2024年度は１人当たり0.05人。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）ＡＸ時代の産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体改革

（社会の変化に応じた高校教育改革）

「高校教育改革に関する基本方針」として示した「N-E.X.T.ハイスクール構想」を踏まえて各都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画の実現のため、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援[126]の仕組みを構築する[127]。これに先立ち、高等学校教育改革促進基金を各都道府県に造成し、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校を支援する。

（高校教育改革と連動した高等教育改革）

社会・地域のニーズを踏まえた高等教育の実現に向け、大都市の私立大学を含め理工農・デジタル系人材育成の強化等を図るため、大学・高専におけるこれらの成長分野への学部再編等の支援や、私学助成の着実な確保を行った上で理工農・デジタル系人材の育成を行う大学等への支援の重点化等に取り組む[128]。また、人文・社会科学系学部のダウンサイジングにより教員１人当たりの学生数を改善することに加え、理数分野併修の促進を通じて教育の質の向上を図るほか、海外留学など国内外の多様性の中で価値を創造する人材育成プログラムを強化する。

また、地域の産官学金の関係者が連携して取り組む、医療・介護・福祉、産業、インフラ等の人材需要を踏まえた高等教育における人材育成やアクセス確保策を支援する。

現在３校にとどまる公立の高専の設置を促進するとともに、国立高等専門学校機構運営費交付金を着実に確保し、地域のインフラを支える人材を育成する。

（新たな技術・知識・技能への対応や、地域基盤を支える実践的職業人材の育成）

17の戦略分野など成長分野のニーズに対応した人材育成を推進するため、５.（２）③ⅰ）に記載のリ・スキリング支援等の取組を進めるとともに、社会人向け教育プログラムの開発や全学的な体制整備・収益化推進等に取り組む大学等への重点的な支援、社会人による奨学金の活用の更なる向上に向けた検討、スキル・学習歴のデジタル化の基盤構築等に取り組む。

地域産業を支える人材育成に強みを有する教育機関である専門学校の教育の質向上を図る取組を支援するとともに、遠隔授業などを柔軟に行うための制度改正に取り組む。また、地域人材育成構想会議の開催等による教育機関と産業界等の連携事例の創出や、地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保、産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」の取組の推進、企業版ふるさと納税等の活用を通じた産業界から地域の人材育成への投資拡大に取り組む。

---

[126] 対象となる取組は、①普通科改革を通じた文理双方の素養を有する人材等の育成、②専門高校の機能強化・高度化を通じたアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成、③地理的アクセス・多様な学びの確保の実現、を基本とする。

[127] 高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、2027年度予算の編成過程で検討する。

[128] 重点分野（17の戦略分野や第７期科学技術・イノベーション基本計画で示された重要技術領域等）に係る大学・高専の体制強化を含む。

ⅱ）「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成
（新技術の研究及び社会実装を担う科学技術人材育成のための施策の強化）
先端技術領域での競争力を強化するため、産学協働の研究開発を通じた研究者・技術者の育成[129]支援や若手研究者を中心とした新興・融合研究の促進、博士課程学生・高度専門人材の処遇向上・活躍促進[130]、優れた科学技術人材の育成に向けた小中高段階からの先進的な理数系教育[131]に取り組む。また、国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図るほか、産学官金が活躍する共創拠点としての国立大学法人等の機能を強化する。
国際共同研究の加速を含め、１．（２）③ⅲ－１）に記載の国際頭脳循環の強化を図るとともに、先端・戦略分野における国際的な枠組み等により、専門人材やビジネスを担う人材の育成に取り組む。

（産業イノベーションを牽引する研究大学群の形成や国研の機能強化）
１．（２）③ⅲ－１）に記載の新たな大学群の形成に向けた制度創設の検討や、17の戦略分野に対応した大学院や国研のプラットフォーム機能の強化に取り組む。

（コンテンツの振興を担う人材の育成や裾野拡大）
マンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ分野とともに、我が国のコンテンツの多様性を生み出す歴史や伝統、地域性等に根差した舞台芸術・美術、文化財等の分野における人材育成や裾野拡大に取り組む。

ⅲ）「人材力」の基盤となる環境整備
固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。
「文理の壁」を越えてイノベーション等を担う女性人材を育成するべく、「理工系女子人材の倍増」に向け、省庁横断で計画を持って取り組むこととし、とりわけ、大学の工学系学部の女子学生数の割合について、直近の状況から2040年に倍増を目指す。それに向けて、女子児童・生徒、保護者及び教員を対象とした、理工系分野に対する興味・関心を産学官・地域一体で喚起することによる女子小中高生の理系進路選択支援の強化[132]や、女子を始め児童・生徒の意欲・能力を伸長するため、高等教育機関と初等中等教育機関による組織対組織での取組[133]等を推進する。また、大学等における理工系分野の女性など学生の多様性の確保のための取組を促進する[134]とともに、女性の理工農・デジタル系人材育成を強化するため、女子大学における理工農・デジタル系学部の新設・拡充を支援する。大学等においても若手の女性研究者がライフイベントがある中でも活躍できるよう研究費や研究環境の整備等を

129 リ・スキリングの取組も含む。
130 優秀な博士後期課程学生の研究者としての雇用の促進や、より実践的で多様なキャリアにつながるインターンシップの推進や次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）によるキャリア開発・育成コンテンツの提供、民間企業・大学等向けのガイドブックの周知等の就職率の向上に向けた取組を含む。
131 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業、次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）等。
132 女子中高生の理系進路選択支援プログラム等を推進。
133 次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）等。
134 理工系分野の女性など入学者の多様性を確保する観点から対象になると考えられる者に関し、合理的な理由なく単に属性のみを理由とした一律な差異を設けることなく、公平性・公正性を確保した大学入学者選抜や環境整備等、学生の多様性の確保に資する取組を実施する大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等による支援を行う。

推進する。
次期学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実装や、「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン」の早期改訂と先進事例の創出・横展開等、ＡＸ時代に向けた教育・研究環境の整備[135]を進めることに加え、特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を最大限伸ばす教育の充実に向けた相談支援体制の構築を図るなど多様性の包摂の実現に向けて取り組む。
また、AI for Scienceの推進やそれを支える研究インフラの構築を進めるほか、物価上昇下においても経済的な理由で学生が学びを諦めることがないよう、修学支援に係る制度を着実に実施することや、成長を支える人材が心身の健康を維持し、高い生産性を発揮できる状態を維持できるよう、運動・スポーツを活用した健康インフラの構築[136]に取り組む。

５．労働市場改革

（１）現状と課題

労働供給制約下にある中、労働生産性の向上を図るとともに、労働者の希望に応じて、労働移動の円滑化や、心身の健康の維持を前提とした労働参加の拡大を図る労働市場改革が必要である。中でも、17の戦略分野における投資を加速し、持続的成長につなげるためには、17の戦略分野にとどまらず、これらを支える建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野を含め、現場人材から高度人材に至る幅広い人材の育成・確保や、省力化を含めた生産性向上に向けた取組を進めることが極めて重要である。そのため、以下のような人材育成の取組を進めるとともに、建設や医療・介護・障害福祉等の分野において、持続的な賃上げを図り、必要な担い手の確保を進めていく必要がある。

（２）対応の方向性

①対応の方向性
労働市場改革と、新たな付加価値を生む投資や事業再編、イノベーションの促進等の産業構造改革とを一体で進める必要がある。こうした観点から、ⅰ）処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上、ⅱ）円滑な労働移動の促進、ⅲ）多様な人材の労働参加の促進の３つの柱に取り組むことで、成長投資を牽引する専門人材と、投資の実行を支える現場人材の育成・確保を図る。

②目標（KPI）
・総合的な指標として、５年間で労働生産性[137]を15%上昇させる（2024年度：5,592.7円）とともに、労働供給量（マンアワーベース）の推移が生産年齢人口の推移を上回るようにする。
・ⅰ）に関して、人的資本投資[138]を2029年度までに2.2万円とする（2024年度：1.9万

[135] 質の高い教師の養成・確保、徹底した伴走支援、情報活用能力の抜本的な向上に向けた取組、創造的な学習環境・教材・研究施設・設備の計画的な整備。
[136] 運動・スポーツ推進企業に対する支援、関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化、地域の運動・スポーツ資源の開放による身近な運動・スポーツの場や機会の拡大及び生涯スポーツにつなげるための子供の頃からの運動・スポーツ基盤の構築等の取組を推進する。
[137] 国内総生産（名目値）を労働投入量（就業者数に１人当たり労働時間数を乗じたもの）で割って算出。
[138] 企業がOFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用（労働者１人当たり平均額）。

円）。
・ⅱ）に関して、パートタイムを除く一般労働者の転職入職率を2029年までに9.0%とする（2024年：8.3%）。また、転職により賃金が増加した者の割合を2029年までに42.3%とする（2024年：40.5%）。
・ⅲ）に関して、第一子出産前後の女性の継続就業率を2030年までに80.0%とする（2021年：69.5%）。また、70歳までの高年齢者就業確保措置の実施率を2029年までに40.0%とする（2025年：34.8%）。

③講ずるべき施策パッケージ
ⅰ）処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上
17の戦略分野や、建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が、業界団体や大学等と連携して、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行う。人材開発支援助成金も含め、効果的にプログラムの開発が進むような支援の充実について検討するとともに、各分野の所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、その適切性を所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する。
各種リ・スキリング・職業関連情報サイトについては、厚生労働省を始め、経済産業省、文部科学省、デジタル庁等の関係省庁で連携し、最終的な一本化を目指し、早期に一体的な提供を実現する。さらに、職業能力開発を効果的に推進するため、教育訓練給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセス等の合理化、実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金及び人材開発支援助成金の見直しや支援の重点化について検討する。
まず、17の戦略分野の投資促進により需要の高まる工場建設等を担う人材の育成・確保を図り、建設産業の供給力を向上させるため、建設分野において上記取組を進めるとともに、労務費の行き渡りの徹底や入職促進、ＤＸ推進に向けた支援を実施するほか、キャリアに応じた技能の向上等につながる資格取得の支援、建設キャリアアップシステムの普及促進を図る建設事業主等への助成等の支援を行う。
さらに、医療・介護・障害福祉分野の現場においても、テクノロジー等を活用して生産性向上を担う人材を育成するため、上記の一連のリ・スキリングに係る取組を推進する。あわせて、これらの分野での生産性向上等に向け、関係省庁で連携して好事例や支援ツールの収集・整理を行い、ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などにおける活用を図る。生産性の向上については、サービスの質の向上や、現場の負担軽減を通じた職場環境の改善につながる点でも重要である。医療分野では、改正総確法に基づく地域医療介護総合確保基金による業務効率化等への支援や国・都道府県による伴走支援を通じた省力化の着実な実行に取り組むとともに、働く環境の基盤整備等を推進する。介護分野では、ＡＩ技術の活用も含め、複数年度にわたる介護テクノロジー等の継続的な導入支援を実施する。障害福祉分野においても、介護分野の取組を踏まえつつ、生産性向上の取組支援を実施する。
その他、建設・物流・交通・宿泊等の社会インフラ関連分野等においても、現場人材の育成・確保に向けた取組を行うほか、生産性向上に資する取組を推進する。
また、あらゆる分野においてニーズが見込まれるデジタル人材の育成については、2027年度以降も、政府として目標を掲げて取り組む。

あわせて、エネルギー等の戦略分野等における人材育成のため、産業界と高齢・障害・求職者雇用支援機構が協働した人材育成プロジェクトを実施する。

企業の職業能力開発を支援するため、生産性向上人材育成支援センター等における人材育成プランの策定支援から訓練の実施まで一貫した企業への伴走支援を強化し、その効果把握も含む支援の方策の検討を進めるほか、産業・地域単位で複数企業が共同で行う訓練を促進する。

また、産業界等と連携した、訓練の中期的な方針の策定や、地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練機会の創出など、国及び都道府県における効果的な公的職業訓練の在り方を検討するほか、全国的なリ・スキリングの機運醸成及び支援策などの情報発信の充実のため、「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開する。

労働者が教育訓練のための時間を確保しやすくなるよう、事業主等に対する教育訓練休暇制度等の周知、人材開発支援助成金の活用による教育訓練休暇制度の導入支援、教育訓練休暇給付金制度の活用促進等を推進する。

このほか、多様な労働者の能力発揮に向け、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンライン職業訓練の推進や、ミドルシニア層を含め、OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせた職業訓練機会の確保を進めるとともに、雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対するリ・スキリングの促進に向け、職業訓練受講への支援の方策を検討する。

ⅱ）円滑な労働移動の促進

生産性の高い成長産業・企業への円滑な労働移動を実現することで、人手不足により成長が阻害されることを防ぐ。特に、17の戦略分野等の成長分野への労働移動を円滑化するため、スキルの情報や、スキルにひも付いた教育訓練プログラム、職業情報といったデータ連携を強化する。

また、外部労働市場の機能を強化するため、厚生労働省が運営する総合的データプラットフォーム「みんなの労働ナビ」について、各支援制度の申請画面への遷移やＡＩ機能装備等、利便性向上の具体策について検討し、2026年度内を目途に結論を得るとともに、経済産業省、デジタル庁を含む関係省庁における情報連携を推進する。あわせて、リ・スキリングの支援等を行う事業主が必要な支援策を活用しやすいよう、雇用関係助成金のＤＸを進める。

医療機関や介護施設等への訪問による求人条件の見直しに係る助言や、就職面接会の開催等のアウトリーチ支援を、全ハローワークの最重点事項として実施するとともに、「課題解決チーム」による求人者・求職者双方への一体的な支援の拡充や、ＡＩを含むデジタル技術の更なる活用等によるマッチングなど、ハローワークの機能強化を図る。あわせて、民間職業紹介事業者について、適正な事業者の「見える化」に取り組む。

労働移動を希望する労働者のニーズを踏まえ、失業中の生活保障など労働者の生活と雇用の安定といった制度の役割を維持した上で、労働力がより希少になる中での雇用保険制度における対応の在り方について、2026年内を目途に結論が得られるよう引き続き労働政策審議会において検討する。

ⅲ）多様な人材の労働参加の促進

（柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等）

心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、

労働時間法制等に係る政策対応について、2026年夏以降の労働政策審議会において議論を行う。

裁量労働制については、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行う。また、変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。また、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、「つながらない権利」の在り方、副業・兼業に当たっての健康確保、テレワークの活用促進などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。

また、労働時間制度の運用については、時間外労働の実態を踏まえた、36協定[139]の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施するとともに、必要な体制整備については2027年度以降も着実に実施を図る。あわせて、労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す。

これらの施策について、実施後の政策効果を検証し確認できるよう、あらかじめモニタリングとデータ収集を行うためのフォーマットを作成し、厚生労働省と地方支分部局において確実にフォローアップを行う。

（更なる労働参加の促進やスキルと能力を十分に発揮できる環境の整備）

働き方にかかわらず、全ての労働者が最大のパフォーマンスを発揮できるよう、メンタルヘルス対策を含む労働者の健康確保を推進していく。

高齢者については、70歳までの就業確保措置や処遇改善、労働災害を防止するための安全衛生対策を更に推進する。また、ハローワークの生涯現役支援窓口の専門性向上や、シルバー人材センターでの職務の切出し支援[140]に取り組む。さらに、地方公共団体や年金事務所等の関係機関の連携等により、引退した高齢者の労働参加の促進・活躍機会の創出に取り組む。

障害者雇用の「質」の向上に向け、就労意欲のある障害者の能力発揮の促進や、正当な評価・処遇反映等を重視していく旨のガイドラインの策定、優良事業主認定制度の大企業への拡大や認定基準見直し、手帳を所持しない難病患者の就労促進を含め、雇用率制度等の在り方について検討を行う。

（女性活躍の推進）

戦略分野における女性活躍は総じて進んでいない状況にあり、「のびしろ」が大きい。特定の産業分野や職種は男性のものであるという思い込み（アンコンシャス・バイアス）が女性の活躍を狭める要因ともなっており、企業の意識や行動を変えていくことが重要である。そのためにも、企業の意思決定層や管理職における女性の増加にも取り組んでいかなければならない。まず、戦略分野における女性活躍の重要性について、官民が明確に認識を共有するとともに、女性、女子学生等にメッセー

[139] 法定労働時間を超える時間外労働又は休日労働をさせる場合に必要な労使協定。

[140] 例えば、介護のフルタイムの職務を、介護補助や事務補助、短日・短時間の職務に切り分けて提供することにより、高齢者と仕事とのマッチングを推進する。

ジを発信していくことが重要である。また、意欲ある女性が能力を遺憾なく発揮できるエコシステムの構築に向けて、官民が連携して取組を強力に進める必要がある。

〇「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成
　４．（２）③ⅲ）に記載の女子小中高生の理系進路選択への支援の強化や、女子大学における理工農・デジタル系学部の新設・拡充支援等に取り組む。
　戦略分野等への転換を希望する女性の人材育成・就業促進のため、各分野のニーズに対応したリ・スキリングを強化する。

〇産業分野、業種、職種の壁を越えて女性が全方位で活躍できる環境整備
　戦略分野ごとの特性・実情等に応じて、女性の若手研究者・技術者向けの研修会等の開催やネットワーク作りなど、人材育成、新規参入、長時間労働の是正を始めとする就業継続等に資する取組の推進や、ロボットの開発や遠隔操作の導入、女性用トイレ・更衣室、事業所内託児所の整備など、体力・性別の壁を越えて活躍できる環境整備の取組を促進する。また、企業からも女性の採用に向けた情報を積極的に発信することも必要である。
　地域において、産業クラスターの形成や17の戦略分野において必要となる女性人材の育成や就業・登用促進等の取組を、目標設定を含めて計画的に行うことが重要である。こうした取組や、地域によっては色濃く残っている固定的性別役割分担意識の解消等に、経済団体、企業、労働組合、大学、当事者である働く女性等と連携して主体的に取り組む地方公共団体を強力に支援する。

〇女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容
　全ての分野における女性活躍の環境整備を底上げし、ライフイベントによりキャリアを諦めることなく、更に活躍できる社会を実現することが不可欠である。企業が女性活躍の重要性を認識し、就業継続、男女間賃金差異の是正、処遇改善、キャリアアップなど女性活躍を加速するため、企業向けアウトリーチ・伴走型支援の方策や、女性の就業環境の改善に資するハラスメント対策・健康支援の取組の更なる周知・啓発の方策について2026年夏までに検討する。また、家事・子育て支援の強化や、男性の育児休業取得の促進に取り組む事業主への支援、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、仕事と子育て・介護等の両立支援や共働き・共育てを推進する。

（外国人の出入国在留管理の一体的な高度化）
　外国人については、適正かつ円滑な受入れや秩序ある共生社会の実現に向け、出入国在留管理行政を担う職員の増員や地方出入国在留管理局の組織の拡充を含めた体制強化を行う。また、入国・在留する外国人の実態把握、分析、関係機関との情報連携のため、2028年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入、2027年３月以降のマイナンバー等による情報連携の実施など、情報の電子化の徹底等のＤＸに取り組み、在留許可手数料の見直しやJESTA導入による手数料収入により確保した財源を継続的かつ安定的に活用しながら、出入国在留管理の一体的な高度化を実現する。

　上記ⅰ）～ⅲ）の施策を進める上で、企業における人材マネジメントへの支援が重要であり、働き方改革推進支援センターを中心として、労働基準監督署やよろず

支援拠点等との連携を強化することにより、労務関係のみならず、生産性向上に向けた様々な経営課題の相談にも対応できる新たなネットワークを構築し、中小企業・小規模事業者に対して総合的な支援を実施する。

６．家事等の負担軽減

（１）現状と課題

女性を始め多様な人材がその能力を十分に発揮して一層活躍できる環境の整備は、成長戦略を推進していく上で重要な原動力となる。

現状では、子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。

仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の１つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。

17の戦略分野を始めとした様々な分野において、子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

家事支援サービスやベビーシッター等の利用を促進することで、子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できる環境整備を図る。

②目標（KPI）

・第一子出産前後の女性の継続就業率を2030年までに80.0%とする（2021年：69.5%）。
・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022年：58.0%）。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）家事支援サービスの普及・広報、品質向上と人材育成・確保

2025年に実施した家事支援サービスに係るニーズ調査を踏まえ、政府のホームページなどの広報チャネルを活用し、サービスを安心して利用できるよう、実際のサービスの提供内容や活用事例等、効果的な広報を実施する。また、複数の家政婦（夫）紹介所が連携して求人情報を発信するモデル事業によってマッチングを促進し、各家庭のニーズに応じた利用に対応する。

サービスの品質・信頼性向上のため、家事支援サービスに係る複数等級の国家資格（技能検定[141]）の創設に向け、需要に応じたサービス提供を確保する観点にも配慮しつつ、関係業界と連携し、職務分析の実施、検定試験の作成、試行試験の実施等

[141] 働く上で身に付ける、又は必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」を名乗ることができる。

の準備を進め、関連審議会における議論を行った上で、2027年秋を目途に第１回の国家資格試験実施を目指す。
　さらに、この新たな国家資格の取得を支援するため、2027年春を目途に受講が開始できるよう、家事支援サービスに係る民間事業者による講習プログラムの開発を促進する。2026年度中については、家政士団体検定[142]を含む制度の周知徹底を行い、受検者数を増加させることで、質を備えた担い手の確保を図る。あわせて、多様な人材の確保に向けた検討を進める。

ⅱ）ベビーシッターの安全・安心の確保と担い手確保
　安全で質の高いベビーシッター事業者の利用促進のため、オンライン上で、保護者等に対し、ベビーシッター事業者に関する、認可外保育施設指導監督基準[143]への適合状況や、こども性暴力防止法上の認定の有無に係る情報提供を実施する。また、民間事業者が実施する、ベビーシッターが指導監督基準に適合するための研修や、更なる研さんのための研修を支援することにより、ベビーシッターの質の向上を図る。さらに、「認可外の居宅訪問型保育に関するガイドライン」[144]について、全国の地方公共団体への周知徹底を図る。あわせて、多様な人材の確保に向けた検討を進める。

ⅲ）税制措置を含む経済的支援策の検討
　今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。

７．賃上げ環境整備

（１）現状と課題

　春季労使交渉での賃上げ率は３年連続で５％台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。
　中小企業は雇用の７割、付加価値の５割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

---

142 家政サービスに関する優れた技能を有する者に資格を付与することにより、利用者がサービスを選択する際の明確な指標となり、安心と信頼を提供することを目的に（公社）日本看護家政紹介事業協会により運営されている団体等検定。なお、団体等検定とは、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として厚生労働大臣が認定した検定のこと（検定の枠組みを認定しているもので、国家資格ではない。）。
143 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（2024年３月29日）。
144 ベビーシッターに関する制度等を分かりやすく示し、その理解の促進を通じて、ベビーシッターの安全の確保及び質の向上を図ることを目的としたガイドライン。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたＡＸに取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
・中小企業の労働生産性[145]（「稼ぐ力」）を2030年度までの５年間で15%増加させる。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ⅱ）に記載の「「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等」を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を

[145] 労働者１人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、ＡＩ活用による成長余地の大きい地域の中小企業のＡＸを推進し、抜本的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

〇日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高１～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのＡＩ活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、５．（２）③ⅲ）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で拡がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

〇持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

〇抜本的な経営改革を目指すＡＸ・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、ＡＩの導入意欲のある中小企業とＡＩサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成ＡＩツールの作成と社会実装に取り組むほか、ⅲ）に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

（M&A・事業承継等の事業再編の推進）

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。

また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI[146]に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証[147]の活用促進や、３．（２）③ⅰ）に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

（賃上げの促進）

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

（経営改革等のための伴走支援体制の強化等）

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

ⅱ）「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[148]の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置[149]が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積

---

[146] M&A前後の事業統合（Post Merger Integration）。

[147] 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

[148] 2026年４月６日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

[149] 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

ⅲ）「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン[150]」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ[151]、各都道府県の生産性向上支援センター[152]等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

ⅳ）同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

ⅴ）実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

---

[150] 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

[151] 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

[152] 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の７割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、ⅰ）に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ⅱ）に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、ⅲ）に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

ⅵ）医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

８．サイバーセキュリティ

（１）現状と課題

サイバー空間は、経済社会の持続的な発展の基盤であるが、昨今、サイバー攻撃は、国家を背景としたものを始め、巧妙化・高度化されており、我が国の経済社会や国家安全保障に対する脅威となっている。また、サイバー空間を利用した認知戦の脅威の増大も懸念されている。

その被害はサプライチェーン等を通じて拡大するため、サプライチェーンを含め社会全体での対応が必要である。

くわえて、我が国は、官民でサイバーセキュリティ人材の不足が課題となっており、サイバーセキュリティに関する技術・産業も多くを海外に依存する状況にある。

足元では、ＡＩを悪用したサイバー攻撃の本格化、量子計算機技術の進展による公開鍵暗号の安全性の低下等、先端技術への対応も急務となっている。

こうした課題を踏まえ、官民連携でサイバー脅威への対応を強化することは、17の戦略分野を始めとした成長投資の成果を享受するための大前提である。

（２）対応の方向性

①対応の方向性

17の戦略分野における成長投資を下支えするため、「サイバーセキュリティ戦略」

に基づき、サイバー対処能力強化法等[153]の着実な実施[154]や関連制度の機動的な見直し等により、サイバー脅威への対応を強化する。その際、この対応が成長に必要な投資との認識を共有した上で、官民が協力した持続可能なサイバーセキュリティ確保の在り方を検討する。

②目標（KPI）

・必要な防護策[155]を実施できている重要インフラ事業者等[156]の割合を2031年度末までに100%とする[157]。

③講ずるべき施策パッケージ

ⅰ）社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上

17の戦略分野のプレーヤーのみならず、経済全体を支える重要インフラやこれらと連結するサプライチェーンを含め、社会全体のセキュリティ水準を底上げし、レジリエンスを強化する。

（17の戦略分野を始めとしたサプライチェーン全体の対策の強化）

企業が取るべきセキュリティ基準を可視化する「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（SCS評価制度）を2026年度末までに構築するとともに、こうした評価制度等について、投資支援策の要件とすること等により活用を促す。また、ＡＩエージェントや、制御系システム等、リスク対応の必要性が高まっている分野におけるサイバー脅威への対応について、ガイドライン等を整備し、活用を促進する。

セキュリティが確保された製品・サービスを利用できる環境を整備するため、IoT製品に対する認証制度を拡充するほか、セキュリティサービスの信頼性を認定する制度を創設し、これらの活用を促進する。

（重要インフラ分野における対策の強化）

重要インフラ事業者等が横断的に講ずべき基本的対策（業務継続計画の整備等）の徹底を図るため、「重要インフラ統一基準」を2026年夏に策定した上で、サイバーセキュリティ戦略本部における各分野の実施状況の評価等によるPDCAサイクルを通じ、対策を推進する。

---

153 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（サイバー対処能力強化法）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

154 サイバー対処能力強化法等の着実な実施のため、内閣官房・内閣府、警察、防衛省・自衛隊が三位一体となって中核的な機能を担う体制整備を行う。

155 2026年夏に策定される、重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準（以下「重要インフラ統一基準」という。）に基づく、重要インフラ事業者等が分野・事業者横断的に講ずべき対策の中でも、セキュリティ対策水準の底上げの観点から確実に実施すべきもの。具体的には、重要インフラ統一基準の詳細事項を記載した、重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定ガイドライン（今後策定）の内容を踏まえて、重要インフラ統一基準に基づく実施計画において確定（サイバーセキュリティ技術の進展に即しその後も適時に見直し）。

156 サイバーセキュリティ基本法第12条第２項第３号に規定する重要社会基盤事業者等として、重要インフラ統一基準に基づき重要インフラ所管省庁において特定する者。

157 重要インフラ統一基準に基づく調査においてフォローアップを実施。初回の調査は、重要インフラ統一基準の施行後（2026年秋～冬頃）の実施を想定。

改正経済安全保障推進法により基幹インフラ制度[158]の対象に医療分野が追加されたことを踏まえ、これまでの点検基準に加え、その対象事業者となる病院のセキュリティ等に関する点検基準を策定した上で、当該基準を利用した点検（2027年度開始予定）を促進する。

（政府機関等における対策の強化）

政府機関等における強靱な情報システムの構築と運用を図ることとし、例えば、政府機関・国研等へのサイバー攻撃検知システム（CYXROSS）の導入や、ガバメントソリューションサービスやガバメントクラウドの利用を拡大する。

また、政府として、自律的な運営・管理を確保した上で、機密性の高い情報を取り扱うために必要な情報保全・秘密保全措置を講じたクラウド（高機密ソブリンクラウド（仮））の導入を進める。そのため、具体的なクラウド技術等の活用の在り方の検討を早急に進め、2026年中に政府として最適な調達・契約・運用方法について一定の結論を得る。

（一層の対策が必要な分野の底上げ）

地方公共団体、中小企業、医療分野、大学等の一層の対策が必要な分野における対策の強化に向け、人材・ノウハウ・基盤等の共有化・集団的対応を推進する。

例えば、地方公共団体については、サプライチェーンリスク対策も含めた高度なサイバーセキュリティ対策に関する相談窓口の設置や、重大インシデント発生時における、国からの専門家チーム派遣の制度化、自治大学校を始めとした研修事業の全国展開や関係機関と連携した研修・訓練及びゼロトラスト基盤の共同調達・共同運用に向けた支援を行うほか、自治体情報セキュリティクラウドの円滑な更新に向けた支援を行う。

中小企業については、SCS評価制度に対応した「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の類型を2026年度内に創設するとともに、セキュリティ専門家とのマッチング促進に向けた取組を拡大させ、サイバー攻撃を迅速かつ面的に検知するためのプラットフォームの構築に向けた実証事業を2026年度から開始する。

医療分野については、特定機能病院等に対して、外部接続点の点検を含む緊急的な対応（2026年度開始）やサイバー人材の育成・養成を行うとともに、段階的にそれ以外の医療機関においても取組を進める。

大学等については、国立情報学研究所の支援による大学等連携によるサイバー攻撃の検知・情報提供やサイバーセキュリティ体制確立の取組を強化するほか、特に技術流出の防止が必要とされる研究開発プログラムを実施する大学等における研究者端末の防護強化やマネジメント監査の試行実施を行う。

ⅱ）国が要となって推進するサイバー脅威に対する防御・抑止

防御側に係る施策と攻撃者に対抗する施策を“車の両輪”とし、サイバー対処能力強化法等に基づく取組を含め、平素から継続的に攻撃者側にコストを賦課することにより、国が要となって、官民全体でサイバー脅威の防御・抑止を推進する。

具体的には、通信の秘密やプライバシーの保護に十分に配慮した上で、インシデ

[158] 基幹的なインフラサービスが安定的に提供されることを確保するため、基幹的なインフラ事業を行う事業者が、特定の重要設備について、導入や重要な維持管理等の委託をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度。

ント対処を高度化するためのインシデント報告等の情報共有基盤の整備の実施や、通信情報等の収集と効果的な分析・活用のための体制の整備を行うとともに、アクセス・無害化措置[159]を始めとする能動的サイバー防御の実施に向けた体制の早期の確立・強化を行うなど、国が要となって実効的な防御・抑止を行うための取組を進める。

また、巧妙化・高度化するサイバー攻撃に官民が連携して対応すべく、サイバー対処能力強化法に基づく協議会（新協議会）を2026年10月に立ち上げ、脅威情報等の相互共有等を行う。さらに、官民における脅威ハンティング[160]の普及促進等に関する基本方針を策定し、各種施策を推進するとともに、アクセス・無害化措置や脅威ハンティング等の能力向上のための演習基盤を整備し、関係機関に提供する。

越境性を有するサイバー攻撃に対応するべく、同盟国・同志国等との情報・運用面での協力強化、ASEANを含むインド太平洋地域における対応能力の構築支援強化を始め、国際連携を推進・強化する。

さらに、家庭用IoT機器を悪用したサイバー攻撃に関して、機器の解析、周知啓発及び注意警告等の官民が一体となった対策を2027年度から開始するほか、サイバー犯罪対策を推進するべく、サイバー空間の匿名性が悪用された事案の捜査や、犯罪の未然防止・拡大防止のための体制・基盤の整備を行う。

ⅲ）我が国のサイバー対応強化と自律性確保のための人材･技術･産業の育成・確保

必要な知識・スキル等を体系的に整理した人材フレームワークの活用を促進するほか、企業等のセキュリティ担当者のスキル向上や、若手技術者の能力向上、大学等におけるセキュリティ教育の強化に向けた教育・訓練機会の提供を行う。

各製品・技術等の「官民投資ロードマップ」に基づく取組と連携しつつ、研究機関・民間事業者等におけるサイバーセキュリティ技術の研究開発プログラム等の推進や、先進的かつ有望なセキュリティ製品・サービスの政府機関等における積極的な活用と評価、SaaS事業者の信頼性確保の推進に資するISMAP[161]の見直しを行うことにより、国内における技術・研究開発や産業育成を推進する。

ⅳ）ＡＩ等の技術進展への対応

デジタル分野の技術革新がサイバーセキュリティにもたらす影響を踏まえ、適時的確な対応が行えるよう、必要な取組を推進する。特に、フロンティアＡＩモデル[162]によるサイバーセキュリティ性能の急速な向上に伴うリスクに備えた対策パッケージ「Project YATA-Shield[163]」に基づき、ＡＩを活用した政府全体の重要システムの脆弱性点検など、必要な対応を速やかに実施する。

また、サイバーセキュリティ関連情報の集約化や、機密性の高いデータを扱う際

---

159 サイバー攻撃の攻撃元であるサーバ等に対し政府機関（警察、自衛隊）がアクセスし、脅威を無害化する措置。

160 侵入・潜伏した痕跡等を各組織が自発的に探索する活動。

161 ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program）：政府情報システムのためのセキュリティ評価制度。

162 現時点で利用可能な極めて高度な水準のＡＩモデル。

163 2026年５月18日に、フロンティアＡＩモデルによるサイバーセキュリティ性能が向上する中においても、我が国のサイバーセキュリティが確保されるよう、重要インフラ事業者等への対応と脆弱性の発見・修正等に関する対応の双方の観点からＡＩ性能の高度化を踏まえた政府全体としてのサイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」を取りまとめた。

のＡＩ活用の考え方等の検討・具体化を行うとともに、ＡＩインシデント情報の収集・評価・共有など、ＡＩを利用したサイバー攻撃への対応に向け、AISIの機能を抜本的に強化する。

くわえて、新協議会の枠組みの下で、IPA[164]・AISIと連携し情報共有等の取組を強化するなど、ＡＩセキュリティ[165]に関する官民連携を強化する。

量子計算機技術の進展に対応するため、政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）[166]への移行を原則として2035年までに行うことを目指して2026年度中に工程表を策定するとともに、産業界の移行を後押しするためのガイドラインの整備や、移行作業の支援に向けた実証を行う。また、量子暗号通信についても、その特徴を踏まえた導入・運用方法のガイドラインの整備や、技術課題の実証を行うことにより、社会実装を促進する。

Ⅳ. 未来への投資拡大の実現

１．政府が一歩前に出た大胆な投資の促進

国際経済秩序の変化や不確実性の高まりを背景に、世界が大胆かつ計画的に財政支出を伴う産業政策を展開し、官民が手を取り合って社会課題の解決を目指す新たな潮流にある中、我が国でも、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一歩前に出て国内投資を強力に後押ししていく。

「未来への投資不足」の流れを断ち切り、技術の社会実装や、新たな市場獲得に向けた挑戦を全力で後押しするために鍵となるのが、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設である。この『「強く豊かな日本」投資枠』は、「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、「官民投資ロードマップ」や分野横断的課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。このうち、経済安全保障上、特に重要な分野などについては、特別会計で別枠管理を行うこととし、複数年度で十分な財源を確保した上で、償還財源の裏付けのあるつなぎ国債の発行により、十分な規模を確保する。『「強く豊かな日本」投資枠』の下で、従来の政策の延長や制約を乗り越え、民間を含めた新たな発想や視点に基づく、真に効果のある政策を引き出し、大胆に投資を拡大する。

２．官民連携の徹底的な強化

国内投資を強力に進める際に重要なことは、経済の主体である産業界、各企業と意思疎通、連携を密にして、具体的成果につながる取組を実現していくことである。官民の連携をこれまでにないほど徹底的に強化し、必要な取組を実行していかなければならない。

経済界においても、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、「投資牽引型経済」へのマインドセットの転換、地方公共団体・地域を担う多様なステークホルダーの

---

[164] 情報処理推進機構（Innovation Platform Agency, Japan）。

[165] ＡＩを活用したセキュリティ確保やＡＩに係る安全性確保に関すること。

[166] 量子計算機及び従来型の電子計算機の双方に対し安全性が確保される暗号。量子計算機でも解読が困難な数学的問題を利用することで、量子計算機による攻撃に耐性を持つ。

主体性に基づく「広域官民連携の推進」への機運が醸成されている。官民の連携をこれまでにないほど徹底的に強化し、必要な取組を実行していく。

これを前提に、国内民間設備投資について、「2040 年度 250 兆円」を新たな官民目標と位置付け、官民一体で実現に取り組む。

３．日本成長戦略の実行に向けた仕組みの構築

この「日本成長戦略」や「官民投資ロードマップ」は、策定で終わらせず、その中で掲げた官民投資を実行していかなければならない。

まず、『「強く豊かな日本」投資枠』では、真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限、いわゆる「シーリング」を設けることなく、事項要求も含めて必要額を適切に要求できる仕組みとする。これにより、「挑戦しない国に未来はない」という考えの下、従来の政策の延長や制約を乗り越え、政府全体として真に必要な政策を躊躇（ちゅうちょ）なく提案するなど、民間を含めた新たな発想や視点に基づく真に効果のある政策を引き出していく。

また、民間の予見可能性を高める観点から、『「強く豊かな日本」投資枠』の予算措置は、複数年度の計画に基づくものを基本とし、併せて、その計画の進捗を定期的に確認し、投資誘発効果の薄い予算は柔軟に見直していくこととする。

こうした新たな仕組みを活用して、政策の着実な実行につなげていくため、誰が、何を、いつまでにといった５Ｗ１Ｈを念頭に置いた上で、今後の概算要求段階を含めた予算編成過程等において、複数年にわたる施策の具体化と施策の実行状況や技術の開発動向等を踏まえたブラッシュアップや見直しを行う「PDCA メカニズム」を、日本成長戦略会議の下で定期的に繰り返していくこととする。

分野横断的課題への対応として講ずるべきとした施策についても、設定した KPI に沿って、PDCA サイクル（EBPM[167]を含む。）を進めていくことで、政策支援が当面重点化される 62 の「主要な製品・技術等」や３類型の産業クラスター計画が直接に対象とする範囲を越えて、日本全国への官民投資の拡大につなげていく。

４．戦略的広報の抜本的強化

真に効果的な施策を立案したとしても、それが民間企業や国民に届き、行動変容につながらなければ、意味をなさない。この「日本成長戦略」における重要な政策の実現には、戦略的かつ効果的な広報が不可欠である。ＡＩの利活用を含めたネット動向の適時の把握、国民に広く訴求できる多彩な動画発信、テレビや新聞等を通じたあまねく情報を発信する取組強化、訴求対象に応じた多様な広報手段の開拓、外国語による正確な発信等、あらゆる手段を尽くして様々な層の方に向けた内外への効果的で戦略的な政策発信・コミュニケーションを抜本強化する。

[167] Evidence Based Policy Making。行政において実施する、証拠に基づく政策立案をいう。

＜法律名一覧＞

法律名につき、以下の略語等を用いている。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）
防衛生産基盤強化法	防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第54号）
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
水素社会推進法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）
温泉法	温泉法（昭和23年法律第125号）
改正産業競争力強化法	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第29号）による改正後の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
会社法	会社法（平成17年法律第86号）
改正産業技術力強化法	産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和８年法律第41号）による改正後の産業技術力強化法（平成12年法律第44号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
保険業法	保険業法（平成７年法律第105号）
改正総確法	健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第31号）による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）
こども性暴力防止法	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）
取適法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）
振興法	受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第42号）
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第43号）
サイバーセキュリティ基本法	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
改正経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和８年法律第38号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）

経済財政運営と改革の基本方針2026について

（令和８年７月21日
閣　議　決　定）

経済財政運営と改革の基本方針2026を別紙のとおり定める。

（別紙）

経済財政運営と改革の基本方針 2026

「責任ある積極財政」元年
～日本の挑戦を起動する！～

令和８年７月 21 日

経済財政運営と改革の基本方針 2026
（目次）

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方 ―――――――――― 1

１．「強い経済」の実現に向けて

２．将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保 ―――――――――― 4

１．「強い経済」の実現

（１）　「日本成長戦略」の推進
（２）　成長基盤の強化
（３）　強い地域経済の構築
（４）　人材力の強化・人材総活躍

２．強い外交・安全保障の確立

（１）　外交力・安全保障・情報力の強化
（２）　経済安全保障の強化

３．国民の安全・安心の確保

（１）　防災・減災・国土強靱化の推進
（２）　東日本大震災・能登半島地震への対応
（３）　治安・安全の確保
（４）　外国人政策の推進

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 ——— 24

１．「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

２．全世代型社会保障の構築
（１） 社会保障と税の一体改革の推進
（２） 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針
（１） 少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進
（２） 公教育の再生、研究活動の活性化
（３） 戦略的な社会資本整備の推進
（４） 持続可能な地方行財政基盤の強化

４．計画推進のための取組の強化

第４章　当面の経済財政運営と令和９年度予算編成に向けた考え方 — 37

１．現下の経済情勢と当面の経済財政運営について

２．新たな予算編成の在り方と令和９年度の基本方針

第１章　マクロ経済運営の基本的考え方

１．「強い経済」の実現に向けて

日本と日本人の底力を活かし、総合的な国力を徹底的に強くしていく。これが高市内閣の使命である。その中核にあるのが「強い経済」の実現であり、従来の延長線上ではない、新たな経済財政運営への抜本的な転換を図る。

我が国は今、人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、ＡＩを始めとする技術革新、国家間の産業・技術競争の激化など、歴史的な構造変化の中にある。こうした時代において、経済社会を発展させて国民生活を守っていくためには、従来の発想のままでは限界がある。

また、景気回復の力をもっと強く、そして、地方や中小・小規模事業者、中・低所得者の皆様に広げ、日本全国で「景気が良くなってきた」と実感していただけるよう、景気の体感温度を高めていかなければならない。

しかし、我が国の潜在成長率は、長年にわたる「未来への投資不足」により、主要先進国と比べて低迷している。その低迷は、単なる生産能力の不足にとどまらず、科学技術力、産業競争力、人材力といった成長の質的基盤の弱体化を伴っている。長年のデフレにより、企業や家計には固定的な物価・賃金観が定着し、国内投資やイノベーションが抑制されてきた。第２次安倍内閣以降のポリシーミックスにより、経済は「デフレではない状況」へ移行したものの、新たな成長型経済への本格的な移行は道半ばである。

なお、主要先進国では、市場に委ねるだけでは解決できない課題に対応するため、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流となっている。これは、経済財政運営の在り方そのものに関するコペルニクス的転回であり、我が国においても、こうした時代の変化を踏まえた国家運営が求められている。

高市内閣は、投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一歩前に出て、官民手を携え、戦略分野への投資を進める。様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や先端技術を花開かせる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図り、中長期的な成長力強化につなげていく。あわせて、民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から、財政単年度主義の弊害を是正し、予算の作り方を根本から改める。

こうした危機管理投資・成長投資を通じた技術革新や資本の質の向上等による生産性向上の取組に加え、教育・人材育成等を通じ、経済力の基盤となる人材力を強化する。また、絶え間ない規制・制度改革により、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備し、我が国の供給構造を強化する。

政府全体に求められるのは、新たな財政運営方針の下、財政単年度主義の弊害を是正し、これまでの慣行や前例を躊躇なく見直して、国力強化と国民生活の向上に真に必要な施策を構想し、具体化し、果断に実行していくことである。国民の力、ピープルズパワーを日本の成長の原動力に変えていくという姿勢が求められている。

「強い経済」の実現に向けては、「安定的な物価上昇」の実現に資する適切な金融政策運営が行われることが非常に重要である。政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、内外の経済情勢等を十分に注視しつつ、日本銀行法[1]、政府・日本銀行の共同声明[2]の趣旨に沿って政府と緊密に連携し、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２％の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する[3]。

２．将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することにより、今を生きている国民と未来を生きる国民への責任を果たしていく。

こうした「責任ある積極財政」の考え方の下で、財政運営の目標としては、債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核と位置付けるとともに、市場の信認確保に向けて各種の経済指標・財政指標を活用した多角的な分析、不確実性を踏まえた分析等を強化する。また、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しの方向性を定める。

このような予算編成の抜本見直しを反映した初めての予算として、令和９年度予算を編成し、令和９年度（2027年度）を「責任ある積極財政元年」と位置付ける。本基本方針の第３章を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」として策定し、計画期間を2027～2040年度とする。同計画については、経済財政諮問会議において、「日本成長戦略」[4]、「地域未来戦略」[5]、全世代型社会保障、その他の分野別の点検を踏まえ、計画全体の実施状況を点検する。

強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化する。現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、給付と負担の見直しの検討、安心して必要なサービスを受けることのできる医療・介護提供体制の構築、ＤＸやＡＩ・ロボティクスの活用を通じたサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組む。

「日本列島を、強く豊かに」していくため、地域における人口減少、インフラ老朽化、担い手不足といった課題を克服し、強い地域経済、持続可能な地域社会を構築する。このため、地域のレジリエンスと「稼ぐ力」を高める危機管理投資・成長投資への予算の重点配分、インフラ整備と産業クラスターの有機的連携を図る。また、デジタル技術の徹底活用、地方公共団体間の連携の加速、人材育成等を通じて、地域を支えるインフラ、行政サ

---

[1] 日本銀行法（平成９年法律第89号）。
[2] 「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（平成25年１月22日内閣府・財務省・日本銀行）。
[3] 日本銀行法第３条（日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない）に基づき、金融政策の具体的な手法については日本銀行に委ねられる。
[4] 令和８年７月21日閣議決定。以下「成長戦略」という。
[5] 令和８年７月21日閣議決定。

ービス、医療・介護等のエッセンシャルサービスの維持・効率化、質の向上に取り組む。

また、「ＡＩを前提」として社会や産業、教育の在り方を再構築する時代に入っている中、一人ひとりが意欲と能力に応じて最大限に活躍できるよう、ＡＩ活用と人材育成・確保・流動化、人材総活躍を一体で進める。

人口減少下においても我が国の成長力と国民の安心が確保されるよう、少子化傾向の反転と人口減少に対応した社会経済の再構築の両面にわたる対策を推進する。省庁間の縦割りを排し、少子化傾向の反転、人材希少社会における社会経済の活力維持、全世代型社会保障の構築、持続可能な地域社会の構築に取り組む。このため、有識者会議を含め人口戦略本部における推進体制を強化し、2026年末を目途に一貫した総合的な戦略（「人口総合戦略（仮称）」）を策定すべく検討を進める。その際、併せて将来必要となる労働力人口の規模についても多角的に検討する。

本基本方針を含む内閣の重要政策の実現には、戦略的かつ効果的な広報が不可欠である。ＡＩの利活用を含めたネット動向の適時の把握、国民に広く訴求できる多彩な動画発信、テレビや新聞等を通じたあまねく情報を発信する取組強化、訴求対象に応じた多様な広報手段の開拓等、あらゆる手段を尽くして内外への効果的で戦略的な政策発信・コミュニケーションを抜本強化する。

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

「強い経済」の実現に向けて、国内投資を拡大し、供給力を強化し、潜在成長率を引き上げる。そのため、危機管理投資・成長投資を「成長戦略」の中核に位置付け、大胆な措置を講ずるとともに、エネルギーや資源安全保障、科学技術・イノベーションを始めとする成長基盤の強化、地域の稼ぐ力、人材力の強化、強い外交・安全保障の確立及び国民の安全・安心の確保を一体的に推進する。個別施策については、官民投資ロードマップや関連する政策パッケージにおいて具体化し、本基本方針においては高市内閣の政策の方向性と重点化の考え方を示す。

１.「強い経済」の実現

我が国は、生産年齢人口の急速な減少、国際秩序の動揺と地政学リスクの高まり、サプライチェーンの脆弱化、ＡＩを始めとする破壊的な技術革新の急速な進展といった構造的かつ複合的な環境変化に直面している。こうした中で、日本経済の生産性を向上させ、付加価値創造力と供給力を高め、潜在成長率を引き上げるためには、これまで圧倒的に不足してきた国内投資を徹底的にてこ入れすることが急務である。「成長と分配の好循環」の実現に向けて、経済界における「投資牽引型経済」へのマインドセットの転換の機運醸成等を踏まえ、2040年度に250兆円の国内投資を実現することを新たな官民目標と位置付け、官民の連携を従前以上に強化し、その実現に取り組んでいく。

17の戦略分野[6]を中心として、危機管理投資や成長投資を官民が一体となって大胆かつ戦略的に進め、日本経済の成長力と国民の安全と安心を確保し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益を上げ、税収が自然増に向かう「強い経済」の好循環の実現を目指す。また、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図るとともに、人材力の強化、絶え間ない規制・制度改革による企業の挑戦を促す環境整備等を通じ、中長期の成長力を引き上げる。

このため、「成長戦略」を強力に推進し、供給力の強化を目的に、先端技術の社会実装の実現を重視しながら、政府も一歩前に出て、事業者の予見可能性を高めるための複数年度にわたる大胆な措置を講じ、官民投資の実現と投資環境整備の具体化を進めていく。また、強い地域経済を構築するための「地域未来戦略」、科学技術力の刷新に向けた第７期「科学技術・イノベーション基本計画」[7]、規制改革の行程を示した「規制改革実施計画」[8]等を始め、関連する政府横断的な政策パッケージを相互に密接に連携させ、官民の総力を挙げた取組や必要となる政策対応を集中的に実施する。

---

[6] ＡＩ・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子、防衛産業、航空・宇宙、海洋、造船、マテリアル（重要鉱物・部素材）、合成生物学・バイオ、創薬・先端医療、資源・エネルギー安全保障・ＧＸ、フュージョンエネルギー、防災・国土強靱化、港湾ロジスティクス、フードテック、コンテンツの17分野。
[7] 令和８年３月27日閣議決定。
[8] 令和８年７月21日閣議決定。

（１）「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

（戦略分野への官民投資の実現）

様々なリスクの最小化と社会課題の解決に資する製品・技術等を強化し、「自律性」を確保するとともに、これを国内外に供給することにより「不可欠性」の確保や成長につなげる危機管理投資。国内における早期のＡＩ・量子など先端技術の社会実装と海外市場への展開を実現し、イノベーション主導の持続的な成長を牽引する成長投資。これら２つを進めつつ、両者を貫く成長の加速装置として、豊富な現場データやものづくり基盤等の我が国の強みを最大限に活かしたフィジカルＡＩの構築を軸とする「ＡＩトランスフォーメーション（ＡＸ）」を全産業で加速し、人口減少下においても高付加価値を生み出す経済構造への転換を図る。

17の戦略分野における62の主要な製品・技術等[9]の官民投資ロードマップに盛り込んだ施策パッケージを着実に実行する。複数年度での予算措置の活用、政府調達や規制改革を通じた初期需要の創出、研究開発から社会実装までの一気通貫の支援、人材・データ・計算資源等の事業基盤の整備、税制・金融面からの大胆な後押し、国際標準化や同志国等・グローバル・サウスとの連携強化等を組み合わせて一体的に進め、自律性・不可欠性の確保と海外市場の獲得を同時に追求する。

なお、これらの官民投資は、足元の収益源の維持、次の稼ぎ頭となる事業の育成、未来に向けた成長の芽の育成という、異なる時間軸を有することを踏まえ、戦略分野全体をポートフォリオとして捉え戦略的に管理し、状況の変化に応じて支援策を調整するなど複線的なアプローチにより、短期・中長期にわたる持続的な成長の実現を図る。

（分野横断的課題への一体的取組）

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

---

[9] フィジカルＡＩ（特にＡＩロボット）、フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体、バーティカルＡＩ（領域特化型ＡＩ）、データプラットフォーム、セキュリティの確保された政府・地方公共団体のＡＸ/ＤＸ基盤、ＡＩ時代に対応した先進的サイバーセキュリティ製品・サービス、クラウド・データセンター、蓄電池、クラウドネイティブに最適化された医療ＤＸ基盤、自動運転技術、オール光ネットワーク（ＡＰＮ：All-Photonics Network）、海底ケーブル、次世代ワイヤレス（非地上系ネットワーク、５G/Beyond ５G（６G）等）、量子コンピューティング、量子通信・ネットワーク、量子センシング、小型無人航空機、艦艇、デュアルユース技術、民間航空機（次期単通路機・次世代航空機）、無人航空機、空飛ぶクルマ、ロケット・射場、人工衛星・サービス、月面探査・低軌道技術、海洋無人機（海洋ドローン）、海洋状況把握（ＭＤＡ）、革新的海底開発技術・システム、次世代船舶、船舶修繕、ＬＮＧ運搬船、永久磁石、グリーン鉄、革新的金属部素材、低炭素金属部素材（鉄鋼以外）、一次原料（鉱石等）及び二次原料（リサイクル材等の循環資源）からの製錬・分離精製、解体選別技術、ＡＩ等を活用した複合新素材、バイオものづくり、バイオ医薬品・再生医療等製品等、ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品（医薬品、再生医療等製品）、感染症対応製品、革新的デバイス（ＡＩ、ロボティクス等）を活用した先端医療、ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス、次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等）、水素等、次世代型地熱、洋上風力、次世代革新炉、ＧＸケミカル、フュージョンエネルギー、防災技術、港湾荷役機械、サイバーポート（港湾物流ＤＸ）、次世代型倉庫、植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写の62個。

そのため、「成長戦略」に記載した８つの分野横断的課題[10]へ対応するための施策パッケージ[11]を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備[12]、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

（官民投資ロードマップを踏まえた予算・財政運営の接続）

日本成長戦略会議で具体化された17の戦略分野における官民投資ロードマップ、８つの分野横断的課題への対応策及び投資額、ＧＤＰ、債務残高対ＧＤＰ比等の試算を踏まえ、危機管理投資・成長投資を政府全体の予算編成及び財政運営に明確に接続する。

そのための措置として、危機管理投資・成長投資の『「強く豊かな日本」投資枠』を創設するとともに、複数年度で予見可能な投資支援策を活用し、各府省庁が、予算の単年度主義や補正依存に縛られることなく、日本の将来を切り拓く大型投資、研究開発、規制・制度改革を中長期視点から構想、提案、実行できるよう促す。

（着実なフォローアップとアップデート）

「成長戦略」の実行に当たっては、必要な政策資源を機動的に投入するとともに、誰が、何を、いつまでにといった５Ｗ１Ｈを念頭に置いた上で、今後の概算要求段階を含めた予算編成過程等において、複数年にわたる施策の具体化と施策の実行状況や技術の開発動向等を踏まえたブラッシュアップや見直しを行う「ＰＤＣＡメカニズム」を、日本成長戦略会議の下で定期的に繰り返していく。

あわせて、規制改革・行政改革を一体的に進めることにより、官民の投資を阻害する制約要因の解消を図るとともに、政策効果の見える化と優良事例の横展開を進める。

（２）成長基盤の強化

（「技術で勝ってビジネスでも勝つ」新技術立国）

科学技術・イノベーションを国家戦略の中核に据え、官民連携の大胆な投資により、「新技術立国」の実現を目指す。まずは、改正産業技術力強化法[13]を事業者の予見性に配慮し、令和８年度税制改正において強化した研究開発税制等の積極的な活用を促すなど円滑に施行する。

---

[10] 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの８つ。

[11] 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

[12] 「成長戦略」においては、「「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

[13] 産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和８年法律第41号）。

17の戦略分野での研究開発・社会実装を中心に、世界の学術フロンティアを先導する取組などを推進し、日本に強みのある技術や人材育成の継続的な支援を行う。基礎研究や若手研究者の挑戦的研究の支援、日本人研究者の海外派遣や国際共同研究を通じた先端研究の推進、高度専門人材等の科学技術人材の育成を進めるとともに、産学共創の拠点の形成など、それらを支える研究インフラ構築を行う。新たな研究大学群に係る制度新設[14]や産学連携した学位プログラムの支援、国立研究開発法人[15]の機能強化によって、先端科学環境と産業競争力強化を実現する。さらに、民間資金の呼び水としての政府系金融機関等からの更なる資金供給強化によるスタートアップ・ファイナンス整備や、防衛調達を始めとする官公庁による調達、規制・規格の導入による新たな需要創出・拡大にも取り組む。

加えて、大阪・関西万博において展示された多数の新しい技術・サービス等について、「万博レガシー」として新たな産業の核となるよう社会実装の実現に取り組む。

（スタートアップ）

「スタートアップ育成５か年計画」[16]を抜本強化した「スタートアップ総力創出パッケージ」[17]に基づき、スタートアップの研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支援する。政府調達におけるスタートアップ比率３％目標の早期達成のための改善計画の策定や、政府がアンカーテナンシー型[18]で本格調達することを促進するためＳＢＩＲ制度[19]を抜本強化するとともに、海外トップベンチャーキャピタル（ＶＣ）などの海外投資家の戦略的な呼び込み、Ｍ＆Ａ市場の活性化など国内外の資金・人材・技術が好循環するグローバルなエコシステムを構築することで、ディープテックを始めとする我が国発のスタートアップの成長を促進し、「強い経済」の実現につなげる。

（ＡＸ／ＤＸの推進、フロンティアの開拓）

「信頼できるＡＩ」で社会全体を駆動するＡＸに国を挙げて取り組む。

このため、デジタル行財政改革会議を改組し、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、ＡＩの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行うなど、省庁横断でＡＸ／ＤＸを実行する。改定「人工知能基本計画」[20]等を踏まえ、リスクの適正な管理の下、ＡＩ開発・利活用を強化し、開かれたＡＩ主権を確立しながらＡＩ・データ基盤を整備する。ＡＩに係る法制度、技術や国際連携も含めた対応を強力に推進するための体制の抜本拡充に取り組む。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」[21]に基づき、技術革新に対応した自動運転社会の早期実現に向けた環境整備、信頼性あるデータの利活用に関する環境整備、政府のデジタル基盤の強靱化・自律性向上やデジタル行財政改革を進める。

---

[14] その際、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業も含めた、３つの制度の体系化（適切な役割分担や制度間連携）についても検討する。
[15] 以下「国研」という。第７期「科学技術・イノベーション基本計画」においては、国立健康危機管理研究機構を含む。
[16] 令和４年11月28日新しい資本主義実現会議決定。
[17] 令和８年５月20日に、内閣官房が策定・公表。
[18] 政府が民間企業の製品やサービスを安定的な大口顧客として長期契約で購入・利用することを約束することで、売上計上を可能とし、民間投資を呼び込み、産業を育成する手法。
[19] Small/Startup Business Innovation Research。
[20] 令和８年７月14日閣議決定。
[21] 令和８年７月21日閣議決定。

地理空間（G空間）情報の充実や利活用に向け、第５期「基本計画」[22]を2026年度内に策定し、ＡＩ技術の活用など「新たな共通基盤」構築に向けた重点戦略を策定・推進する。こうしたG空間情報を活用して、宇宙・海洋分野の取組を推進する。宇宙分野では、「宇宙基本計画」[23]や「宇宙技術戦略」[24]に基づき、宇宙戦略基金、準天頂衛星、ＪＡＸＡの施設設備整備を推進する。また、宇宙輸送、通信及びデータ利活用の推進や、関連法令の制度検討・審査体制の整備に取り組むとともに、司令塔機能を担う宇宙開発戦略本部の下で事務局の組織体制の充実を図り、「宇宙基本計画」の改定に着手する。海洋分野では、第４期「海洋基本計画」[25]や「海洋開発等重点戦略」[26]等に基づき、低潮線保全等の取組[27]を総合的に推進するとともに、「我が国の北極政策」[28]の改定に着手する。また、司令塔機能を担う総合海洋政策本部の下で事務局の組織体制の充実を図る。領海等の保全の活動拠点としての重要な役割を果たしている有人国境離島地域について、改正法[29]を踏まえ、滞在型観光の促進や先端技術の実証・実装など、その保全及び地域社会維持のための施策を更に充実し、推進する。

（規制・制度改革の徹底）

「規制改革実施計画」を強力に推進する。同計画に盛り込まれた全ての規制改革事項を着実かつスピード感を持って実行することで、民間投資と技術革新を促進し、企業等が将来にわたって挑戦できる環境を整備する。

ＡＩ時代に対応する規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携体制を強化しながら、情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、各規制改革関連制度の積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化に取り組む。規制改革推進会議において、事務局の組織体制の充実を図るとともに、成長戦略に資する新たな議論を行いながら、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせた利用者目線の規制・制度改革を徹底する。ＡＩやドローンなどの新たな技術の社会実装、医療等データの一次利用及び二次利用の一体的制度設計、ローカルルールの見直しなどを推進するとともに、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。特に、自動運転の特性に対応した関連法令の見直しなどに取り組む。

（企業の経営力向上）

コーポレートガバナンスを成長志向型へと転換し、企業と機関投資家の双方が中長期的な企業価値向上を意識し、必要な成長投資や事業ポートフォリオの見直しが促されるよう、改訂「コーポレートガバナンス・コード」と「成長投資ガイダンス」の普及・実装を促す。

---

[22] 地理空間情報活用推進基本計画。
[23] 令和５年６月13日閣議決定。
[24] 「宇宙技術戦略」（令和７年度改訂）（令和８年２月24日宇宙政策委員会）。
[25] 令和５年４月28日閣議決定。
[26] 令和６年４月26日総合海洋政策本部決定。
[27] 北極域研究船「みらいⅡ」による国際連携、「しらせ」後継船による南極輸送体制構築及び超深海探査母船の建造を含む。
[28] 平成27年10月16日総合海洋政策本部決定。
[29] 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和８年法律第54号）。

諸外国とのイコールフッティングを図るとともに、企業の果敢な経営判断を後押しする制度環境整備を進める観点から、株主総会の在り方等会社法制の見直しの検討を行う。

「知的財産推進計画2026」[30]に基づき、知的財産・無形資産の活用・保護・標準化の国家戦略や経営における活用を促進するとともに、コンテンツと連携した日本の魅力の発信、農林水産物・食品、ファッション、J-Beauty[31]など一体的なブランディングによる価値創出等による新たなクールジャパン戦略を推進する。また、司令塔機能を担う知的財産戦略本部の下で標準施策を府省庁横断的に統括する体制の整備を含め、事務局の組織体制の抜本的充実を図る。

（成長を支える資金供給の促進）

「資産運用立国」の取組を更に発展させ、17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再編・再構築を金融面で支えるため、「成長投資を促進するための金融戦略」[32]を策定する。金融機関の資金供給・成長支援機能の強化や、厚みのある金融市場の実現、地域金融力の強化を図る。また、アセットオーナーの機能向上や、家計の安定的な資産形成促進、オンチェーン金融[33]の推進を図る。個人向け国債の魅力向上による国内投資家層の拡大を図る。

（資源・エネルギー安全保障・ＧＸの強化）

エネルギーは、国民生活及び国内産業の基盤であり、立地競争力強化のためにも、安定的な供給と価格の抑制の両立が不可欠である。中東情勢も踏まえ、資源・エネルギーの対外依存度の高さや調達先の集中から生じる脆弱性を克服し、備蓄を含むエネルギー需給構造の強靱化を図る。モビリティ・インフラの活用や省エネを推進しつつ、我が国の石油等の上流権益の確保や供給源の多角化、安定的な輸送・流通体制の確保を図る。

2050年カーボンニュートラル目標の実現に向け、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆なＧＸ投資を進め、脱炭素電源の最大限活用や天然ガス等への燃料転換[34]を進める。再エネについては、地域の理解やＳ＋３Ｅ[35]の原則を前提に、ペロブスカイト太陽電池や次世代型地熱発電設備に係るサプライチェーンを強靱化し、導入を拡大する。

安全性の確保や地域の理解を大前提に、原子炉の再稼働加速や次世代革新炉の開発・設置に取り組む。世界に先駆けたフュージョンエネルギーの早期社会実装を目指す[36]。避難道路の整備を含め、地域の実情に応じた原子力防災体制の充実を図るとともに、最終処分に係る調査地域の拡大等に取り組む。また、安全規制の見直しや、再処理施設稼働を見据え独立行政法人の設置等保障措置枠組みの強化を検討し、次期通常国会への法案提出を目指

---

[30] 令和８年６月12日知的財産戦略本部決定。
[31] 我が国における化粧品、美容家電、美容機器、美容商材、ヘア、ネイル、エステ等の商材・サービス。
[32] 令和８年７月21日に、内閣官房が策定・公表。
[33] ブロックチェーン上で、トークン化預金、ステーブルコイン等による資金決済が、商流・物流等のデータ管理ともプログラムによって連動・一体化される金融。例えば、製造業における受発注や納品に関するデータ管理、貿易実務における書類管理、金融分野における証券決済等において活用が見込まれる。
[34] 水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン、ＬＰガスへの燃料転換も含む。
[35] 安全性、安定供給、経済効率性、環境適合。
[36] ＩＴＥＲ計画等の国家プロジェクトで培ったトカマク型に加え、ヘリカル型・レーザー型など世界トップレベルの技術力を活かしつつ、スタートアップの革新的技術も取り込む。

す。

アジア・ゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ）を通じ、アジアにおける脱炭素化に貢献するとともに、アジアの成長力を取り込んでいく。「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（パワー・アジア）」により、アジア各国等との協力等を通じ、経済・エネルギー強靱化を進化させていく。

重要鉱物の供給源多角化の支援、国家備蓄強化に取り組む。南鳥島周辺の海底レアアース資源など、海洋資源の確保に向けた取組を加速する。また、「循環経済行動計画」[37]に基づくメタルリサイクル推進戦略等を通じ、再生資源に係る供給サプライチェーンの強靱化等に取り組む。

（３）強い地域経済の構築

（「地域未来戦略」の推進等）

47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を目指す。これが、高市内閣が目指す日本の姿である。そのために何より重要なことは、強い地域経済を構築することである。そのため、これまでの地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進する。同戦略に基づく投資については、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、国が一歩前に出て、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる。地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を作るため、各地に産業クラスターを戦略的に形成する。あわせて、豊かな生活環境や、若者や女性に選ばれる地方を実現することにより強い地域経済を下支えしていく。

強い地域経済の構築に向けて、「地域未来戦略」に基づき、積極的な支援を行う。

「戦略産業クラスター計画」においては、官民投資ロードマップに記載された都道府県を超えた地域ブロック単位で行う、危機管理投資・成長投資を起爆剤として、それを支えるインフラ整備や、鉄道、造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、クラスターを構成するサプライチェーン上の関連企業への投資支援を大胆に進める。

また、地域発のアイデアに基づく「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」を強力に推進するため、「地域未来交付金」を拡充し、成長資金の供給、企業支援、インフラ整備、特区制度[38]等を活用した規制・制度改革、産業人材の育成を一体的に進める。さらに、販路拡大支援や経営力向上に向けたソフト支援を進めるとともに、国の中堅・中小企業向け設備投資補助金や人材育成支援策を積極的に活用し、地域企業の成長投資、事業拡大、付加価値向上を支援する。人口減少下においても、成長分野へのリソース配分が可能となるよう、地域基盤の再構築に取り組む。

地域の中堅・中核企業におけるＡＩ導入を進め、地域ＡＸを推進する。さらに、地方大学・産業創生法[39]の施行状況を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進を支援する。

---

[37] 令和８年４月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定。
[38] 国家戦略特区（スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等）、構造改革特区及び総合特区をいう。
[39] 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）。

47都道府県全体で投資が着実に進んでいるかを確認し、必要な対策を講じていくため、各地域で投資がどの程度進んだかをきめ細かく把握し、公表する「国内投資マップ」を定期的に改定し、示していく。その際、個別計画において数値目標の達成に向けて５Ｗ１Ｈ（施策の意義・中身・期限・担当部署・検討の場・進め方等）を明確化した上でＰＤＣＡサイクルを徹底する。また、地方機関も含めた政府を挙げて、地方公共団体のニーズに即した助言をする体制を構築する。

各地域の特色を踏まえ、日本経済の成長のエネルギーにすべく、「対日直接投資促進プログラム（2026）」[40]に基づく取組[41]を強化し、特区制度や「地域未来交付金」も活用する。海外のスタートアップやベンチャーキャピタル（ＶＣ）の投資誘致を進める。

横浜グリーンエクスポ[42]の成功に、官民が緊密に連携したオールジャパン体制で万全を期すとともに、グリーン技術の産業見本市とする。その開催を契機とし、自然と共生し、持続可能な社会の日本モデルを提示する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025[43]）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」[44]に基づき、100億企業や中堅企業から売上高１～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」[45]を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」[46]により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

---

[40] 令和８年７月２日対日直接投資推進会議決定。
[41] 法令外国語訳を加速化し、外国企業等から要望が多い法令を中心に、公布から１年以内の英訳公開を目指すことを含む。
[42] ２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）。
[43] 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定）。
[44] 令和８年６月24日に、中小企業庁が策定・公表。
[45] 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定）等において策定。
[46] 令和８年４月６日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

（個性を活かした地域づくり）

強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」[47]の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策やWell-being実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。

「地域未来戦略」の推進に向けて重要な役割を担う北海道開発を推進する。食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、ＧＸやＡＩ・ＤＸ産業の集積促進、北方領土隣接地域一体での安定振興を進める。ウポポイの充実などアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

（持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消）

持続可能で活力ある日本列島を実現するため、二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る[48]。

総合的なインフラマネジメントを推進する。メンテナンスは予防保全型へと転換し、見える化を進める。老朽化対策とまちづくりを連携させ、優先度を踏まえた対策や集約・再編、新技術等による分散を推進する。インフラマネジメントを支える主体間の広域的・分野横断的な連携・協働を進める。まちづくりの高度化に向け、建築・都市のＤＸやジオＡＩの取組を進展させる。

防災等に資する空き家対策と所有者不明土地等対策[49]を一体的・総合的に推進する。優良な不動産ストックの形成・流通・利活用[50]、住宅ストック価値の最大化と住生活を支える基盤の再構築に取り組む。住宅ローンの金利リスクの普及啓発を含め総合的に取り組む。健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進める。ハード・ソフト一体となった流域総合水管理を推進し、流域治水の加速化・深化、渇水対策、発電等の水利用、流域環境の保全・創出に取り組む。

地域の成長を阻む移動制約の打破に向け、集中対策期間[51]の先も見据え、地域輸送資源の最大活用等による「交通空白」解消の取組の深化・加速化や、地域交通ＤＸ、規制改革等

---

[47] 沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。
[48] 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）。
[49] 地籍調査・法務局地図作成、相続登記等を含む「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和８年６月５日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に基づく取組。
[50] 公的土地評価を支える不動産鑑定業の担い手確保を含む。
[51] 2025～2027年度。

を通じて、自動運転社会の早期実現と移動の足不足の解消に取り組む[52]。

成長投資を支える基盤であり、国土軸ともなる高規格道路、整備新幹線[53]、リニア中央新幹線[54]、また、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、渋滞対策、モーダルコネクトの強化、航空・海運ネットワークの維持・活性化[55]を推進し、担い手の確保・育成に取り組む。成田空港の機能強化、道路・鉄道アクセス整備、周辺の産業集積、農林水産物輸出拠点化を府省庁横断的に進める。その他国際空港アクセス鉄道、在来線の高速化、基本計画路線のケーススタディを通じた検討の深化、ローカル鉄道の再構築、鉄道ネットワークの財源確保、バスのキャッシュレス化、良好な自転車利用環境の整備・活用を進める。陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送、自動物流道路の推進等の物流効率化、脱炭素化等を加速化する[56]。

（持続可能な観光立国の実現）

2030年訪日客数6,000万人・消費額15兆円等の目標達成に向け、地方誘客推進等インバウンドの戦略的な誘客、国内交流・アウトバウンド拡大、宿泊業等観光産業の強靱化に取り組む。同時に、オーバーツーリズム対策を強化し、住民生活の質の確保との両立を図る[57]。

（農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化）

我が国経済は国民生活の安定があってこそ成り立つものであり、生産者の急減が見込まれる中で、国民がいかなるときにも安全で栄養面でも良質な食料を確保できるよう、食料安全保障の強化と、その基盤となる農林水産業の振興に取り組む。

国内外の需要拡大と供給力の強化を図るため、農林水産業分野への投資を促進する。世界トップレベルの技術を誇る植物工場や陸上養殖等のフードテックへの投資及び国内外市場への展開、スマート技術や新品種の開発・実装、輸出産地の育成等を促進するとともに、政府一体となった海外の商流開拓体制の強化等により、米やノングルテン米粉、和牛肉を含めた国産農林水産物・食品の国内外の需要創出・拡大に取り組む。

農業構造転換集中対策期間（令和７～11年度）において、機動的・弾力的な対応により別枠での必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方を含む施策の推進体制を確保した上で、農地の大区画化や中山間地域におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化等を集中的・計画的に進め、生産性の向上を図る。また、「食料・農業・農村基本計画」[58]に基づき、令和９年度から新たな水田政策を創設し、水田・畑に関わらず、収量に応じた単価での支援により生産性向上を進めるとともに、中山間地域等直接支払の対象農地の拡大やプッシュ型の取組により、地域の営農や共同活動の継続を図る等の見直しを行う。これらと地域計画の見直しや農地バンクの機能発揮、経営安定

---

[52] 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第35号）及び「「交通空白」解消に向けた取組方針2026」（令和８年６月10日国土交通省「交通空白」解消本部決定）。
[53] 必要な調査等を進め、未着工区間の早期整備に向けて取組を進める。
[54] 沿線自治体と連携して、最速2037年の全線開業に向けた財政投融資による支援も踏まえ、できる限り早期の全線開業に向けて、必要な指導や技術的支援を行う。
[55] 「国内航空のあり方に関する有識者会議報告書」（令和８年５月29日）も踏まえる。
[56] 「総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）」（令和８年３月31日閣議決定）。
[57] 「観光立国推進基本計画」（令和８年３月27日閣議決定）。
[58] 令和７年４月11日閣議決定。

対策の実施を併せ、新規就農者や法人等の担い手の確保と田畑のフル活用を進める。

さらに、土地改良の推進、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食文化産業の振興、食品アクセスの確保、食育の推進、家畜疾病対策、気候変動適応策や肥料の安定供給対策等のみどりの食料システム戦略の加速化、種子・種苗生産対策、鳥獣被害対策、都市農業振興に取り組む。農山漁村と地域企業等との共創の促進や里業、森業、海業の振興により関係人口の創出を図る。

「森林・林業基本計画」[59]の下、森の国・木の街を目指し、循環利用の促進のため、森林集約や境界明確化、林業適地での重点的な路網整備や再造林、スマート林業、多様な人材・経営体[60]育成、サプライチェーン強靱化、国産材転換・木材や木質系新素材の利用拡大を集中的に進める。

水産業の強靱化を図るため、資源調査・評価の改善、協業化等の推進、新操業形態への転換、経営体・人の確保、スマート水産業、漁港漁場整備、産地市場の集約・機能強化、加工流通の振興、種苗・餌の開発も含め総合的・戦略的な養殖業の成長産業化を進める。

（文化芸術・スポーツの振興）

文化・スポーツが持つ力を、経済活性化の強力な原動力とする。文化資源を活用した地域活性化や次世代継承に向け、文化財の保存・修理・高付加価値化[61]、伝統行事・芸能、食文化等の生活文化の振興とともに、首都圏の劇場不足対応を含む舞台芸術の振興、新国立劇場を始めとするバレエ等のグローバル展開、博物館・劇場等の機能強化のほか、方言の保存・継承や書店の活性化等も含め、文化芸術政策[62]を推進する。現在のコンテンツの源流である、明治・大正・昭和時代を含むマンガ、映画を含む実写、レコードを含む音楽等を消滅・散逸させず、後世に残すべく、デジタルアーカイブ化[63]を進めていく。こどもや障害者の鑑賞・体験機会を充実する。

官民連携によるメディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点整備、2033年度再開場に向けた国の責任による国立劇場再整備を行う。国立公文書館の新館開館に向け取り組む。

クリエイターの製作・発信の過程を通した育成や関連人材育成を推進し、海賊版対策を抜本的に強化する。

運動・スポーツを活用した健康インフラ構築に向け、従業員の健康維持に取り組む企業の支援や、身近な運動の場の確保に取り組む。

スポーツの成長産業化や武道・スポーツツーリズム振興に向け、スポーツコンプレックス、ｅスポーツの活用を含むＤＸ等を推進する。大規模国際大会の招致・開催への各般の支援、国際競技力向上とインテグリティ確保、視聴機会の確保、パラスポーツ振興、国際交流に取り組む。

---

[59] 令和８年６月５日閣議決定。
[60] 自伐型林業を含む。
[61] 「文化財の匠プロジェクト」（令和３年12月24日文部科学大臣決定、令和４年12月16日改正）の着実な継続、国立文化財修理センターの整備及び人員体制の構築、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備の推進、日本遺産の活性化を含む。
[62] 「日本博」の推進、国際共同製作を含む日本映画やアートの振興を含む。
[63] 例えば、出版物、ＳＰレコード等については国立国会図書館が、映画については国立映画アーカイブがデジタルアーカイブ化を行っている。

（４）人材力の強化・人材総活躍

全世代の国民一人ひとりが活き活きと活躍することで、日本人の底力を解き放つ。誰もが、年齢や性別、障害や疾病の有無、生まれた年代や住んでいる地域、家族の状況などによって不公平がなく、活躍できる社会を目指していく。

（人材の育成・能力発揮）

17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。教育政策、産業政策と雇用政策を始めとする関係政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。人づくりの礎である教育の質を向上させる。産学官が連携し、必要なスキルや処遇の明確化、プログラム開発、費用負担の軽減や情報提供の充実、大学の体制強化、社会人による奨学金の活用の更なる向上に向けた検討を通じて、リ・スキリング機会を拡充する。アドバンスト・エッセンシャルワーカー[64]の育成に取り組む。これらにより、処遇や生産性の向上を図る。

こうしたスキルアップや技能尊重の機運醸成に向けた「全世代型リ・スキリング国民運動」を展開するとともに、2028年技能五輪国際大会の日本開催の準備を進め、技能士・業界団体等の連携による人材育成の取組を推進する。

労働力供給制約下での雇用保険制度における対応の在り方について、2026年内を目途に結論が得られるよう検討する。心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会において議論を行う[65]。

国家公務員が持てる能力を遺憾なく発揮し、国民生活と国益を支える役割を果たせるよう、採用活動を幅広く強化するとともに、民間企業等に伍する職場環境の整備、人材マネジメントの強化、人事管理機能の高度化、処遇改善を進め、公務を選ばれる仕事とする。

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を

---

[64] デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

[65] 「成長戦略」から抜粋。
裁量労働制については、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行う。また、変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。また、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、「つながらない権利」の在り方、副業・兼業に当たっての健康確保、テレワークの活用促進などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。
また、労働時間制度の運用については、時間外労働の実態を踏まえた、36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施するとともに、必要な体制整備については2027年度以降も着実に実施を図る。あわせて、労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す。
これらの施策について、実施後の政策効果を検証し確認できるよう、あらかじめモニタリングとデータ収集を行うためのフォーマットを作成し、厚生労働省と地方支分部局において確実にフォローアップを行う。

阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等[66]に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」[67]の実施に取り組む。

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むＮＰＯ等を支援する[68]。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策[69]など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策[70]に取り組む。旧優生保護法補償金等[71]の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じたＮＰＯ法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、ＰＦＳ[72]の普及に取り組む。

２．強い外交・安全保障の確立

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が流動化するとともに、中国の一層の軍事力強化や北朝鮮の核・ミサイル開発の継続等によって、我が国を取り巻く安全保障環境は加速度的に変化し、複雑かつ深刻になっている。ロシアによるウクライナ侵略等の教訓は、「新しい戦い方」への対応や持続的な対応能力の確保の重要性を浮き彫りにした。平素からの安全保障上の課題も多様化している。米国は同盟国に対してより大きな役割を求めており、ＮＡＴＯ諸国、韓国、豪州等は、中長期的に国防費を増額する目標[73]を掲げるなど、安全保障関連の取組を強化している。こうした中、我が国としては、第一に外交力を強化し、主体的に防衛力を強化するとともに、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を有機的に連携させ、総合的な国力を強化していく必要がある[74]。

（１）外交力・安全保障・情報力の強化

前述の認識の下、新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」

---

[66] 「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月13日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（令和８年６月25日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）、「地域未来戦略」、「高齢社会対策大綱」（令和６年９月13日閣議決定）、「「地域働き方・職場改革」の今後の方向性について」（令和８年６月４日第５回地域働き方・職場改革等推進会議）。

[67] 「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和８年４月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）。

[68] 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和６年６月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和８年７月10日一部改定）に基づき、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、いわゆる孤独・孤立状態を予防する観点からの取組を実施。

[69] 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（令和４年10月14日閣議決定）に基づく取組。

[70] 「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（令和６年12月27日障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部決定）、「障害者基本計画（第５次）」（令和５年３月14日閣議決定）、手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第78号）等に基づく施策。

[71] 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和６年法律第70号）に基づく補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金。

[72] 成果連動型民間委託契約方式。

[73] ＮＡＴＯ諸国は2035年までに中核的国防支出を対ＧＤＰ比3.5%とする目標（2029年に見直し予定）に合意し、韓国は可能な限り早期に国防費を対ＧＤＰ比3.5%に、豪州は2033年度までに国防費を対ＧＤＰ比３%に引き上げる旨を表明した。

[74] 連立政権合意書（令和７年10月20日）を踏まえた施策の在り方についても検討していく。

（以下「三文書」という。）の検討を加速し、５年以内に防衛力の変革を実現する。その際、我が国の独立と平和を守り抜く上で必要不可欠な経費を積み上げて「防衛力整備計画」を作成し、その実現に向けた財源の確保と併せて、国民に対して丁寧に説明する。また、海上保安能力、研究開発、公共インフラ整備、サイバーセキュリティ、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力、エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化[75]を始め、政府横断的な取組[76]を明確にする。このような様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜くための抑止力・対処力を総合的に強化し、我が国の安全保障に万全を期す。同時に、安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤強化に不断に取り組む。

本年中に改定する三文書を踏まえて編成される令和９年度予算については、同文書に係る議論を経て結論を得る必要があることから予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

（外交力の強化）

外交と防衛を車の両輪として、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を図り、分断と対立の進む世界を開放と協調へ導くため、「平和と繁栄を創る『責任ある日本外交』」を展開[77]し、外交力を抜本的に強化する。日米同盟を基軸に、Ｇ７、ＡＳＥＡＮ、豪、印、韓、ＥＵ、ＮＡＴＯを含む同志国・機関等、また、グローバル・サウスとの連携を強化する。あわせて、進化した「自由で開かれたインド太平洋（ＦＯＩＰ）」の取組を推進する。政府安全保障能力強化支援（ＯＳＡ）及び安全保障・経済安全保障に資するＯＤＡの規模を拡大し、地域の平和と安定に貢献する。

経済外交では、ルールに基づく自由貿易体制の維持・拡大[78]に取り組むとともに、「信頼できる経済圏」を構築する。ＣＰＴＰＰの国内対策を進めつつ、締約国の拡大及び協定改定、価値を共有する域外パートナーとの連携強化、体制・機能強化を進める。グローバル・サウスを始めとする地域に、インフラシステム[79]を含め、企業の海外展開支援を進める。日米間の合意の一環として、日米の戦略的投資イニシアティブを着実に実施するため、国際協力銀行・日本貿易保険に必要な措置を講ずる。

ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、ＪＩＣＡ海外協力隊等の活用、人道危機と復興ニーズへの対応、地球規模課題の解決に向け、国際金融機関との連携も含め、様々な形でＯＤＡを拡充する。また、「核兵器のない世界」に向けた取組、安保理改革・邦人職員増等の国連機能強化、文化外交の充実、和平調停機能の強化等に取り組む。日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を実現する。外交・領事実施体制の抜本的強化のため、合理化・効率化を図りつつ人的体制の強化、在外公館の強靱化等に取り組む。

---

[75] エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた関係閣僚会議。
[76] 経済安全保障上特に重要な分野の危機管理投資・成長投資等の扱いについても引き続き検討を行う。
[77] 令和７年10月28日の日米首脳会談において、両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」を力強く推進するために、緊密に連携していくことを確認。中国をめぐる諸課題について意見交換を行い、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対し、日米で緊密に連携していくことを確認し、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて確認。
[78] ＥＰＡやＷＴＯ改革の推進を含む。
[79] 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和６年12月24日経協インフラ戦略会議決定）。

（安全保障の強化）

高度に自律的で強靱な能力の発揮のため、装備・体制の両面で５年以内に防衛力を変革する。データとＡＩの活用、無人アセット導入、反撃能力にも活用し得るスタンド・オフ防衛能力の強化等により、「新しい戦い方」に適応する。激化する人材獲得競争も見据え、給与体系の改定を始め、自衛官の処遇改善や長期活用等を推進するとともに、退職自衛隊員・家族への支援について、新たな庁の設置を含め取組の強化を検討する。また、防衛省の組織を抜本的に強化する。

持続的な対応能力の確保に向けた取組を強化し、それを支えるため、防衛生産基盤強化法[80]の見直しも視野に、安定供給が困難な重要装備品のＧＯＣＯ[81]等による国の関与、平素における民生品や装備移転での活用を前提とした増産能力強化等の検討を行う。装備移転において、官が正面に立つ移転[82]、融資、伴走支援等の検討や関係機関との連携を進める。スタートアップの更なる活用を進めるとともに、国研・大学等への防衛研究基盤整備等を通じ、防衛力を支える研究開発を促進することで、最先端技術を迅速に取り込む。これらを一体的に推進するため、国の関与を担保した法人の設置の検討を進める。

日米同盟の抑止力と対処力を高めるとともに、実効性の高い形で同志国等との連携を強化する。在日米軍再編及び基地対策等を推進し、地域社会の理解等を得る施策を推進する。

あわせて、海上保安庁の巡視船等の増強更新、運航費の確保、情報通信機能強化、無人機・無人船等の新技術の活用推進、国内外機関との連携、人材確保や処遇向上等を進める。

「シェルター方針」[83]に基づき様々なシェルターの確保を図るほか、先島諸島の住民避難に係る国民保護訓練を実施し受入れ基本要領を作成する等、国民保護の体制を強化する。

宇宙安全保障の強化に向け、衛星コンステレーションの構築等に取り組む。

サイバー対処能力強化法等[84]を着実に実施するための体制整備[85]を行うとともに、国家安全保障の観点からサイバー空間での情報収集や対処の在り方を検討する。ＡＩ性能の高度化を踏まえ、政府内の情報セキュリティ体制を強化する。自律的な運営・管理を確保した上で、機密性の高い情報を扱うために必要な情報保全・秘密保全措置を講じたクラウドの導入を進める。そのため、2026年中に最適な調達方法等について一定の結論を得る。国家安全保障戦略の改定に係る議論を踏まえ、所要の措置を検討する。

（情報力の強化）

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中、健全な民主主義の維持、政府の円滑な意思決定、対外発信を支えるインテリジェンス機能を抜本的に強化する。

国家情報会議・国家情報局の設置に伴う情報収集・分析能力の強化のため、対外情報収集機能の充実強化、ＡＩ等を活用した情報通信基盤の整備、人材育成等を推進するとともに、人的情報の収集体制を含めこれら活動を支える関係省庁の体制を可及的速やかに強化

---

[80] 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第54号）。
[81] Government-Owned, Contractor-Operated（国有施設民間操業）の略称。
[82] 移転時における独自収入の確保を行うことを含む。
[83] 「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」（令和８年３月31日閣議決定）。
[84] 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和７年法律第42号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第43号）。
[85] 内閣官房・内閣府、警察、防衛省・自衛隊が三位一体となって中核的な機能を担う体制整備を行う。

する。対外情報を収集するための有効な組織の在り方について検討を進める。情報収集衛星の機数増を着実に実施することで、更なる機能の拡充・強化を図る。

選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹を脅かす、偽情報の拡散を含む外国からの影響工作に関する情報収集・分析能力を強化する。

認知戦対応のためにも、多言語による正確な発信や国内外の有識者・有力シンクタンク等と連携した効果的で戦略的な発信を抜本的に強化する。歴史認識や領土・主権の調査研究・内外発信を抜本的に強化する。

（２）経済安全保障の強化

経済安全保障は、危機管理投資・成長投資と表裏一体である。「成長戦略」を大胆に推進し、経済安全保障を確保する。加えて、国家及び国民の安全を経済面から確保すべく、我が国経済社会の自律性の向上、優位性・不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化を図る。これらのため、国家安全保障局を司令塔とする政府全体の推進体制を強化する。

経済安全保障上の面から懸念されるあらゆる事態を念頭に、エネルギー・食料・医薬品・医療機器・生活必需品等の国民生活・産業活動の維持に必要な物資、海上輸送等の物流も含めた社会インフラ基盤についてリスクの総点検を包括的なアプローチで行い、その結果明らかとなる脆弱性を解消するための措置を講ずる。我が国のサプライチェーン・製造基盤を上流から下流まで強靱化するため、汎用品も含む重要な基盤的物資や、将来更に重要性が高まる物資を支える部素材、資源循環等へ支援対象を拡大するとともに、包括的な取組を進める。経済合理性に委ねると安定供給確保が困難な領域については、国による更なる支援の方策について検討する。

改正経済安全保障推進法及び国際協力銀行法[86]に基づき、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援を含めた重要物資の安定供給確保、経済安全保障上重要な海外事業への支援（ＯＥＳＡ[87]）に取り組む。ＯＥＳＡは国際秩序の維持・強化を主導していく上で重要であることも踏まえ、ＪＢＩＣの財務基盤・専門人材の確保を含む体制強化に取り組む。人材確保及び環境整備を進め、2026年度中の総合的な経済安全保障シンクタンク機能の構築を目指す。特定重要技術[88]の研究開発を促進すべく「経済安全保障重要技術育成プログラム」の強化に向けた制度設計を進めるとともに、国際共同研究を推進する。

安全保障上重要な個人機微データの防護に関する法案の早期提出を目指すとともに、データセンター・クラウドの安全性等を確保するために必要な措置を講ずる。ＡＩ性能の高度化を踏まえ、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティを強化するとともに、ベンダによるソフトウェアの脆弱性に対する早期発見・対応能力を向上させる。

機微技術流出等の経済安全保障上のリスクへの対応を強化するため、対日外国投資委員

---

[86] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和８年法律第38号）。
[87] Overseas Economic Security Arrangement。
[88] 将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合等において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第61条）。

会を通じた省庁横断的な審査体制の抜本的強化を始め、改正外為法[89]に基づく投資審査の高度化に取り組む。経済安全保障の観点から重要な技術の管理を強化すべく、制度的措置を講ずる。研究セキュリティ・インテグリティの確保、留学生・外国人研究者の受入審査を強化する。経済的威圧や各種制裁への対応を強化する。輸出管理の強化に取り組むとともに、貿易救済措置の実効性向上のため、迂回防止や手続迅速化等の不当廉売関税制度の高度化、調査体制の強化等を図る。

３．国民の安全・安心の確保

（１）防災・減災・国土強靱化の推進

（令和の国土強靱化対策、防災対策の推進）

激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。

「国土強靱化基本計画」[90]が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」[91]及び「国土強靱化年次計画2026」[92]に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

防災庁を設置し、徹底的な事前防災の推進及び発災時から復旧・復興まで一貫した政府全体の司令塔機能を強化する。併せて設置する地方機関の防災局により、地域の防災力向上を支援する。また、シミュレーションを通じた災害リスク評価を活用するなど、企業や地域の防災力を強化する。

迅速な初動体制の確保に資する緊急参集職員の処遇改善を含む防災分野の人材確保・育成に関する検討、危機管理用宿舎の整備を始め、地方支分部局等を含む国の災害支援体制・機能の充実・強化を進める。船舶活用医療の提供体制の整備を推進する。災害廃棄物処理体制を充実させる。

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の対策を推進するとともに、富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。

衛星・ＡＩ技術による消防・防災ＤＸ、防災気象情報の高度化を推進する。林野火災対応を始め消防防災力の充実・強化を進める。危機管理投資・成長投資を活用し、防災技術の研究開発及び防災産業の育成・海外展開を促進する。

被災者支援体制を強化し、避難生活環境を抜本的に改善する。官民連携による担い手確保や物資・資機材の整備・運用体制確保を進める。被災者の心のケア、避難所等の耐災害性の強化や有事の際の機能発揮にも取り組む。

---

[89] 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和８年法律第30号）。
[90] 令和５年７月28日閣議決定。
[91] 「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）。高規格道路のミッシングリンクの解消、無電柱化、大雪対策等を含む。
[92] 令和８年７月３日国土強靱化推進本部決定。令和８年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和９年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。

防災・減災には、災害教訓の伝承による行動変容やフェーズフリー[93]の取組が重要である。防災教育を推進し、実践的な普及啓発を推進する。

首都直下地震を始めとした大規模災害時においても政府が必要な意思決定機能を維持し、経済安全保障上のリスクを始め災害時の諸課題に適切に対応するため、政府の代替拠点及び首都中枢における防災性能を強化するための環境整備を進める。その際、新たな財政負担が生じないよう、官民連携・規制緩和により民間資金・民間活力を最大限活用する。

（副首都等の整備）

国家社会機能の継続性の確保及び多極分散型経済圏を形成する観点から、法案[94]が成立することを前提に、首都中枢機能代替地域及び副首都の整備のための取組を進める。また、規制改革等を含む各種制度等を活用しつつ、経済成長に資する施策の展開を図る。

（２）東日本大震災・能登半島地震への対応

（東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生）

福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし。「復興の基本方針」[95]に基づき、まずは今後５年間[96]で何としても解決していくとの強い決意で、様々な課題に取り組む。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生を推進する。原発事故の収束に向けて、ＡＩ・ロボット技術の開発・実証も行い、廃炉を安全かつ着実に進める。同時に、輸入規制撤廃や水産業支援、風評・偽情報対策等に取り組む。除去土壌等について、理解醸成を通じた復興再生土の利用を促進するとともに、県外最終処分に向けた2030年以降の道筋を具体化する。住民の帰還・移住に向けて、特定帰還居住区域の除染・インフラ整備、帰還困難区域内の森林整備の再開や活動の自由化の検討を進め、営農再開等による生活や生業の再建に取り組む。福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構（Ｆ-ＲＥＩ）の取組を、「地域未来戦略」等と連携して進め、産業発展を促進する。地震・津波被災地域の心のケア等の課題に政府全体の施策も活用して対応する。

（能登半島地震からの復旧・復興）

令和６年能登半島地震及び豪雨災害からの創造的復興を遂げなければならない。インフラの復旧・整備、災害公営住宅の整備、復興まちづくり、被災者の生活や生業の再建、地場産業・伝統産業の復活・振興、地籍調査・法務局地図作成の加速を推進する。

（３）治安・安全の確保

（犯罪対策、被害者支援）

---

93 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
94 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案。
95 「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和７年６月20日閣議決定）。
96 令和８年度から令和12年度までの「第３期復興・創生期間」。

良好な治安を確保するため、新技術を悪用した犯罪やＣＢＲＮＥテロ[97]等の抑止・対処[98]、トクリュウ[99]撲滅に向けた「国民を詐欺から守るための総合対策２．０」[100]の推進、ストーカー対策、不正薬物対策、金密輸・キャッシュクーリエ[101]対策、警察・税関・地方厚生局麻薬取締部・検察の体制整備、防犯カメラの増設に向けた働き掛けを強化する。マネロン対策や経済安全保障等への対応に向け、法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める[102]。

安全・安心な社会の実現に向け、保護司支援を含む再犯防止[103]、司法アクセスの充実[104]、司法ＤＸ、司法外交[105]、過去の反省を踏まえた再審制度の適切な運用、犯罪被害者等支援、交通安全対策に取り組む。

（安全・安心な暮らしの確保、環境リスクへの対応・気候変動適応策）

悪質商法対策や食品安全の確保、デジタル取引の拡大等の社会変化に合わせた対応を進める。地方消費者行政を継続的に強化するほか、食品ロス削減や消費者教育を推進する。

健康で安心な暮らしを守るため、次なる感染症危機への対応に万全を期すとともに、危機管理投資・成長投資も活用し、医薬品・医療機器の研究開発・確保、新型コロナウイルス感染症のり患後症状やワクチン副反応の研究、ワンヘルス[106]による人獣共通感染症対策等を推進する。

社会・経済の持続可能性を高めるため、熱中症対策等の気候変動適応策の社会実装やネイチャーポジティブの実現を通じた生物多様性保全に取り組むとともに、クマ被害[107]、外来生物、花粉症、ＰＦＡＳ[108]、土壌汚染等、生活環境・自然環境・生業に係るリスクへの対応を進める。

（４）外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」[109]に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

---

97 Ｃ（Chemical：化学）Ｂ（Biological：生物）Ｒ（Radiological：放射性）Ｎ（Nuclear：核）Ｅ（Explosive：爆発性）物質を使用したテロの総称。
98 警察・消防・自衛隊等の装備資機材の充実、危機対応医薬品の製造体制・備蓄の強化を含む。
99 匿名・流動型犯罪グループの略称。
100 令和７年４月22日犯罪対策閣僚会議決定。
101 犯罪収益の疑いのある現金等の携帯による国外への持出し及び国内への持込み。
102 令和10年夏のＦＡＴＦ（金融活動作業部会、Financial Action Task Force）第５次対日相互審査を見据えた対応。
103 更生保護施設への支援の充実、犯罪をした者等の就労支援の強化、地方公共団体との連携強化を含む。
104 総合法律支援の充実、地域司法人材・施設の整備、公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援等の質の高い法曹人材の確保を含む。
105 法制度整備支援を含む。
106 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む考え方。
107 「クマ被害対策ロードマップ」（令和８年３月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、クマ出没時の緊急対応、人の生活圏への出没防止、個体数管理の強化等に引き続き取り組む。
108 ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。
109 令和８年１月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、ＪＥＳＴＡの 2028 年度中の導入に向けた準備作業やＤＸの推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」[110]を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026 年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を 2026 年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法[111]の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

---

110 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」（令和８年５月 22 日公表）。

111 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号）。

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

１．「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（「成長戦略」による投資拡大等によって目指す経済・財政の姿）

低迷する潜在成長率を引き上げていくためには、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切る必要がある。民間投資の拡大による供給力の強化を、経済規模の拡大、税収基盤の強化につなげ、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。

供給力強化に向けて、危機管理投資・成長投資を中核とする「成長戦略」を強力に推進し、政府も一歩前に出て、官民投資の実現と投資環境整備の具体化を進める。また、強い地域経済の構築に向けた「地域未来戦略」を実行し、地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を構築するなど、様々な政策パッケージを相互に密接に連携させて実行する。

「挑戦しない国に未来はない」という考え方の下、従来の政策の延長や制約を乗り越え、民間を含めた新たな発想や視点に基づく、真に効果のある政策が引き出せるよう、政府の予算の作り方を根本から改めていく。官民投資ロードマップに基づき、危機管理投資・成長投資を推進することで、62の主要な製品・技術等において2040年度までの累計で370兆円を超える官民投資が想定される。こうした官民投資に加えて、研究開発投資や生産資源配分の効率化等、「成長戦略」の効果が十分に発現した場合には、2040年度には、ＧＤＰは1,100兆円に迫る経済成長が実現できること、また、一定の追加的な財政支出の下で、債務残高対ＧＤＰ比が、おおむね安定的に低下する姿となり、「経済成長」と「財政の持続可能性」の双方が実現できるとの見通しが示された[112]。こうした経済・財政の姿の実現を目指すこととし、２％の物価安定目標の実現の下で、できるだけ早期に、実質で１％を上回る、名目で３％を上回る経済成長を定着させ、更に引き上げていく。

このため、「経済・財政新生計画」を刷新し、本章を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」として定め、目指す経済・財政の姿の実現に向けて取り組む。本計画は、2027～2040年度を計画期間とし、財政運営目標の設定、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設、補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直しといった予算編成の在り方、分析・検証の強化等による市場の信認確保といった、新たな財政運営の仕組みを一体で示す。

（財政運営目標の設定）

本計画における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付ける。これは、政府が負う債務と、その返済の原資となる税収を生み出す元となる国の経済規模との関係を示す指標であり、Ｐ

112　「日本成長戦略の下での中長期的な経済・財政の姿に関する試算」（令和８年６月24日内閣府）。財政支出については、予算の上限といった意味ではなく一つの試算として、経済成長に必要な財政支出が、財源を確保した上で別枠管理する予算のほかに、毎年度実質10兆円、追加的に支出した場合を想定。

Ｂに純利払い費を加味した財政収支を踏まえて、財政運営を評価するものである。

ＰＢについては、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向を踏まえ、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な低下に向けて、改善・管理していく。

また、ＰＢ、ＧＤＰ、純利払い費、財政収支等が債務残高対ＧＤＰ比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組む。

その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配意しつつ、通年の国債発行額などを具体化する[113]。

（経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換）

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和８年度当初予算[114]から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。

このため、租税特別措置や補助金等の点検・見直し[115]を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する。危機管理投資・成長投資を強化するとともに、予算編成プロセスにおいて、成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、我が国の予算を成長力強化に資するものに変革していく。

社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続していく。非社会保障関係費については、物価・賃金上昇を適切に反映しつつ、上記の方針を踏まえ、ＰＤＣＡ・ＥＢＰＭに基づき、既存事業

---

[113] 財政規模については、中期的な債務経路と整合的な形で柔軟に管理する。令和９年度の通年の国債発行額は、市場の信認確保に配意しつつ、「日本成長戦略の下での中長期的な経済・財政の姿に関する試算」などを踏まえ、経済動向や税収動向等を見極めながら、予算編成過程で検討する。

[114] 令和８年度地方財政計画を含む。

[115] 見直しに当たっては、各府省庁は自己点検を反映して概算要求を行うとともに、見直し内容を予算編成プロセスにおいて精査した上で、具体化する。

の見直しと政策効果の高い分野への重点化を徹底する。

（『「強く豊かな日本」投資枠』の創設）

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする。

前年度の予算措置額に関わらず真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けず、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。

これにより、官民投資ロードマップの着実な実行に必要な規模と期間を確保し、民間投資を引き出し、供給力と税収基盤の強化につなげる。あわせて、戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、状況変化に応じて効果的に予算を活用する。

『「強く豊かな日本」投資枠』の規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する[116]。このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」の発行により、特別会計において別枠管理する[117]。

（補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し）

従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する。補正予算と当初予算の区分の考え方を検討し、2026年内に改定する予算編成の基本方針に反映する。なお、今般の補正予算は、中東情勢が不透明である中で、経済活動や国民生活に支障が生じないよう必要な額を措置するとともに、市中への国債発行額にも配慮しつつ対応したものである。今秋以降に補正予算が必要となる場合であっても、真に緊要性の高い施策に限定する。

基金や複数年度にわたる予算措置については、長期投資に必要な予見可能性と、柔軟で効率的な資金管理を両立させる観点から見直す。基金については、補正予算に依存した財政運営からの脱却とあいまって国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるようにする。事業の進捗や政策効果の発現の状況を一定の期間で確認するなど、成果管理を徹底するとともに、資金効率の向上、資金管理の透明化・適正化等を通じてガバナンスを強化し、投資としての成果を最大限、効果的・効率的なものとすることを前提に、一律・機械的な期間設定にとらわれない予算措置が可能となるよ

---

[116] 財源は、前述の（財政運営目標の設定）における債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模の精査に沿って対応。

[117] ＧＸやＡＩ・半導体に続き、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理する。追加的な税外収入を中心として複数年度の財源を確保した場合には、償還財源の裏付けのある「つなぎ国債」を発行可能とすることにより、必要な資金を前倒しで調達可能とする。こうした「つなぎ国債」については債務残高対ＧＤＰ比やＰＢ等の指標において、経費及び財源の金額を除いて別枠で管理する。

う、「予算措置は原則３年以内」とする現行ルールの不適用を含め、令和９年度予算編成に向けて、基金ルールの抜本的な見直しを具体化する。

国家戦略上重要な長期投資等について、複数年度にわたり安定的に支援するに当たり基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融資、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用する。これにより、企業、大学、研究機関、地方公共団体による中長期の投資、研究開発、人材育成を促進する。

（市場の信認確保と分析・検証の強化）

コミュニケーションの強化を通じ、市場の信認を確保していくため、国民や国内外の市場関係者に、上記の見直しを含め、財政運営について透明性高く、一貫した説明を行う。また、財政運営に当たっての前提となる、将来の経済・財政の姿、想定するリスク、必要な政策対応等を示していく。

市場の信認確保については、経済成長、金利、部門別収支等の経済動向と、債務残高対ＧＤＰ比、ＰＢ、財政収支、利払い費、公債依存度、国債発行額、税収等の財政指標を多角的に分析・検証する。

将来の経済・財政の姿を推計する際には、外部有識者の知見を活用するとともに、経済・物価・金利動向や政策効果をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえた分析を行い、経済財政運営の点検に活用する。

２．全世代型社会保障の構築

（１）社会保障と税の一体改革の推進

（税制改革）

「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

（「給付付き税額控除」とそのつなぎ）

「給付付き税額控除」とそのつなぎ（飲食料品の消費税率等）については、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、本年８月上旬までを目途に、その方針を決定する。

（２）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

「強い経済」では、経済成長によって、物価と賃金が上昇していく。我が国の社会保障

制度も、成長型経済に合わせて、持続可能な設計に変えなければならない。

国民皆保険・皆年金を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築することによって、国民の命と健康、生活を守り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤を整備する。働き方の多様化や女性・高齢者の就労増加に対応し、働くことが報われる社会保障制度を目指す。給付と負担の全体像を含む全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め国民に分かりやすく情報提供する。

連立政権合意書（令和７年10月20日）に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子[118]に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

具体的には、経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する[119]。

（医療・介護等）

医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、ＤＸ／ＡＸ、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する[120]。

その際、経済・物価の動向が2026年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和９年度予算編成過程で診療報酬上の加減算を含む更なる必要な調整を行う。次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

2040年に向けて、病床数の適正化を着実に実施した上で、2027年度以降の地域医療構想

---

118 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和８年７月７日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）。

119 特に、高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対ＧＤＰ比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

120 具体的には、社会保障関係費については、給付と負担の改革努力を継続しつつ、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。

を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化[121]を促進するとともに、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制を構築する。妊娠・出産の経済的負担軽減と安心・安全な小児・周産期医療提供体制の両立、救急医療体制の確保、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保、看取りなど人生の最終段階における患者中心の適切な医療・ケア、精神医療に関する地域医療構想を踏まえた取組、訪問看護の適切な実施、中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む。歯科専門職の偏在対策等[122]の歯科医療提供体制の構築を図る。医療人材の実効的な養成・確保の方策について検討する[123]とともに、看護職員の質の向上[124]や潜在人材の活用を含む偏在対策等を推進する。介護・福祉分野の人材の養成・確保・定着に取り組み[125]、業務効率化や、安全対策を始め勤務環境改善、経営の協働化・大規模化を支援する。医療分野においては、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討する。介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。

医療保険制度では、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則３割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。そのための改革工程表を2026年末までに策定する[126] [127]。介護保険制度では、２割負担の判断基準の見直しについて2026年度中に結論を得る。さらに、医療・介護保険における金融所得・資産の扱い、ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの施行とその状況等を踏まえた2027年度以降の対象範囲の拡大に向けた検討など、「改革工程」[128]等に基づく取組を進める。先行バイオ医薬品について、バイオ後続品の普及促進に向けた環境整備の状況を踏まえ、保険給付の在り方の見直しを検討する。長期処方やリフィル処方箋の活用、地域フォーミュラリの全国展開、休薬・減薬などの効果的・効率的な治療の促進等により、給付の効率化や適正化を図りつつ、質の高いサービスを提供する。セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチＯＴＣ化に向けた実効的な方策を検討し、必要な措置を行う。

医療情報化推進方針を策定し、医療機関の情報システムの刷新、特定機能病院等の緊急的な対応を含めたサイバーセキュリティ対策を進め、電子カルテ・電子処方箋の普及と情

---

121 有床診療所も含めて医療機関の役割分担の明確化を図ることを含む。
122 医歯薬連携等の推進、障害者等への歯科保健医療の充実、歯科技工所の質の向上・連携強化、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策を含む。
123 その際、医療人材の専門性の維持・向上につながる育成の在り方についても検討する。
124 特定行為研修の推進を含む。
125 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方の検討を含む。
126 その際、高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸、医療費水準や受診状況の動向、高齢者に低所得が多いといった家計の状況等も踏まえ、必要な受診が確保されるよう適切な配慮措置を講じつつ、外来特例の在り方や、負担割合の区切りとなる所得の見直し、年齢の引き上げなど窓口負担の抜本的な見直しについて、現役世代の負担軽減の観点からの公費負担のあり方とともに総合的に検討を行い、その速やかな実現について令和８年末までに一定の結論を得る。また、マイナンバー制度を活用した所得・資産情報の把握基盤の整備を早急に進め、制度への反映を進める。
127 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和８年７月７日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）による。
128 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和５年12月22日閣議決定）。

報連携、医薬品等のデータベースの構築、公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築し、切れ目なく最適なサービスを効率的に提供する。

長期的に賃金上昇率を上回ることを目標に年金積立金を運用し、将来の年金給付水準を確保する。生活保護における医療扶助の適正化[129]や就労支援の推進を図る。次期生活扶助基準の見直しでは、定期検証の結果に基づく一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して改定を行う。

（創薬・先端医療イノベーション）

創薬・先端医療への官民投資を拡大し、健康医療安全保障を実現する。「健康・医療戦略」[130]等を踏まえ、革新的な医薬品・医療機器等の創出、例えば、米国の医薬品に係る最恵国待遇（ＭＦＮ）価格政策など、足元、諸外国の医薬品をめぐる政策の動きがある中でも必要な医薬品等が確実に上市される環境整備、特定重要物資を含む供給確保の必要性が高い医薬品等の国産化等による安定供給、先端技術の実用化を目指す。バイオ後続品の国内生産体制の整備等を着実に進める。産業構造改革の推進による後発医薬品等の安定供給を図る。

創薬・先端医療を成長経済の牽引役として、研究開発力や製造・供給の強化、流通体制の強靱化、スタートアップ支援、人材育成、先進医療の対象拡大、国際展開を総合的に推進する。全ゲノム解析[131]やｉＰＳ細胞等を活用した再生・細胞医療・遺伝子治療、免疫治療、小児・希少疾病用医薬品やＲＩ[132]、薬剤耐性菌を含む感染症対応の医薬品等の研究開発・生産等[133]とともに、創薬・医療機器開発・診断へのＡＩ利活用を推進する。国際水準の治験・臨床試験体制を整備し、国際共同治験の倍増を目指す。血しょう分画製剤の国内自給と小中学生を含めた献血への理解促進に取り組む。

経済・物価動向等の影響を受ける市場実勢価格を薬価調査等により的確に把握した上で、創薬イノベーション、医薬品の安定供給と国民負担の軽減の観点から、2027年度薬価改定を実施する。その際、費用対効果評価制度について、客観的な検証を進め、これも踏まえ、制度の発展に向けた更なる見直しについて具体的に検討し、一定の結論を出す。我が国の医薬品市場の魅力を高める観点から、医薬品の画期性に対する初収載時における適切な評価や特許期間中の薬価の在り方[134]を含め、革新的新薬のイノベーションの更なる評価について検討を進める。

（攻めの予防医療と疾病対策）

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍でき

---

[129] 都道府県のガバナンス強化の検討を含む。
[130] 令和７年２月18日閣議決定。
[131] 日本ゲノム医療推進機構（GeMJ）による全ゲノムデータ・マルチオミクスデータ・臨床情報等を搭載した質の高いゲノム情報基盤の整備と、解析データの利活用の取組を進める。
[132] ＲＩ（ラジオアイソトープ）については、「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」（令和４年５月31日原子力委員会決定）を踏まえ、開発・製造・安定供給・医療提供体制等の整備に必要な取組を進める。
[133] 「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和８年３月24日閣議決定）を踏まえた必要な法制度等の在り方の検討。
[134] 市場拡大再算定及び特続可能性特例価格調整等。

る日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し[135]、予防接種、ＨＩＶや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理[136]、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション[137]、ＰＨＲの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進５か年計画」[138]の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等[139]、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等[140]を図る[141]。

がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策[142]や移植医療対策を推進する。

（国際保健の推進）

日本に設置されたＵＨＣナレッジハブ等を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（ＵＨＣ）の実現、ＣＥＰＩ[143]やGHIT Fund[144]等と連携した国際的な感染症対策や保健システムの強化に取り組む。健康・予防・医療・介護関連の国際展開を推進する。

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（１）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進

少子化対策とこども・若者・子育て支援は、相互に関連するため、「こども未来戦略」等[145]に基づき、一体的かつ総合的に、力強く推進する。こども家庭センターにおける相談支援の一元的な対応や、産後ケアを始めとした母子保健政策を含む妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、不妊症等への支援を進める。保育料負担軽減を始め、幼児教育・保育の支援について、人材や財源の確保の課題を踏まえつつ検討し、取組を進める。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や地域区分を含む公定価格の見直し、幼児教育・保育に係る要領

---

135 小児期からの切れ目のない予防医療の観点を含む。
136 オーラルフレイル対策等を含む。
137 効果的な訪問リハビリテーションの充実を含む。
138 令和７年５月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、５か年計画を決定。
139 運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、睡眠等のデータを活用したサービス創出のためのエビデンス構築支援など睡眠関連の市場拡大や企業支援も併せて一層取り組む。
140 いわゆる「統合医療」の研究及び普及啓発を含む。
141 「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和８年５月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進する。
142 先進医療で実施しているがん遺伝子パネル検査の標準治療開始前からの受診機会の拡大を含む。
143 感染症流行対策イノベーション連合。
144 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金。
145 令和５年12月22日閣議決定。なお、あわせて、「こどもまんなか実行計画2026」（令和８年６月９日こども政策推進会議決定）に盛り込まれた各種施策を推進する。

等の共通化、こども政策ＤＸを進める。仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシッター・家事支援サービスの利用促進、企業等の活力も活かした放課後の居場所や病児保育などの充実、子育て世帯向けの住宅供給の促進など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。企業の支援と成長の好循環を創出するため、「こどもとともに成長する企業構想」[146]を推進する。

こども・若者の命と安全を守り抜くため、地方公共団体との連携の下、協議会[147]の設置促進やＩＣＴ・ＡＩ活用の在り方の検討など、抜本的な支援体制の強化を主導し、こども・若者の自殺対策のギアを一段上げる[148]。また、こどもを性暴力から守る措置を着実に講ずる。多様なリスクからこどもを守るため、Ｇ７の合意等も踏まえ、関係省庁が連携し、青少年インターネット環境整備法[149]改正案の次期通常国会への提出等を目指す。

若者が希望を持ち選択できる環境の整備のため、大規模調査を踏まえた若者政策の基本設計を行い、地域での包括的なモデル事業の創設や全てのこどもの豊かな体験機会の充実に取り組む。「強い経済」の実現により子育て世代の所得を増やす。審議会委員への登用等、若者が参画した政策実施を推し進める。

逆境からこどもを守り抜くための支援を強化する。潜在的に支援が必要なこども等の情報を早期に把握できるようにするとともに、居場所づくりを進め、こどものいる貧困世帯、ひとり親家庭や離婚前後の家庭[150]、ヤングケアラー、困難な状況にある妊産婦の支援、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策、里親委託を含む社会的養護や特別養子縁組、発達障害児・医療的ケア児等の障害児支援やインクルージョン、多様な背景の児童への取組、こどもの死亡検証を推進する。

国と地方の連携、財政力の低い地方公共団体への支援を強化する。研究機能を強化し、予算執行を「全部見える化」し、国民の理解を得ながら政策を進めるよう努める。

（２）公教育の再生、研究活動の活性化

人づくりをおろそかにして良い社会は招来しない。高市内閣は人づくりの礎である公教育を再生し、教育の質を抜本的に高める。

ＡＩの社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたＡＩ活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。学校向けＡＩ指針を速やかに改定する。国策としてＧＩＧＡスクール構想を推進し、安全かつ主体的なＡＩ活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。

高校から大学・大学院等までの人材育成システムを一体的に改革し、産業構造の変化に対応した人材基盤を強化する。2030年までを第１期とし、大学等の機能強化と18歳人口の

---

[146] 民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組めるよう支援と環境整備を行う構想。
[147] 自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和７年法律第64号）により法定化（令和８年４月１日施行）。
[148] 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和５年６月２日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）の早期の見直しを含む。
[149] 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）。
[150] 共同養育計画の作成の促進や養育費・親子交流の履行確保等の支援を含む。

減少[151]を踏まえた規模適正化を総合的に推進し、高等教育の分野・地域のリバランスや18歳中心主義からの脱却を図る。理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や実需に応じたリ・スキリング、高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上、大学生・高校生での海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める。教育成果や質に係る情報提供を強化する。規模適正化と地域を支える人材育成のため、大学の経営体力がある段階での撤退を進めつつ、各地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、専門高校・短大等の一貫課程編成、専修学校教育の高度化を進める。高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。また、引き続き教育費負担の軽減に取り組む。

教師の働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教員免許改革等の育成支援を一体的に進め、喫緊の教師不足対応を含め、教師のなり手を確保する。2029年度までの時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とし、教師・学校の業務の適正化や校務ＤＸ等を進める。教職調整額を2030年度までに10%に引き上げる。定数改善計画を着実に推進するとともに、働き方改革に資する外部人材を拡充する。奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討を行う。学校と地域の連携・協働、部活動の地域展開等[152]を全国的に進める。

多様性の包摂、情報活用能力の抜本的向上や興味・関心を踏まえた質の高い探究等、次期学習指導要領等が目指す学びの環境を整備[153]する。幼児教育・保育の質向上を図る。いじめ・不登校等の対策を総合的に進める[154]とともに、特別支援教育の充実、学校安全の取組[155]を進め、安心して通える学校づくりを進める。学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育や歯科保健教育、近視予防を推進する。在外教育施設の特色を活かした機能強化を図る。

物価上昇下においても修学支援新制度、授業料後払い制度を着実に実施する。

新たに策定された「科学技術・イノベーション基本計画」[156]を着実に推進するとともに、科学技術政策のＥＢＰＭを強化する。大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実など[157]、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。

---

[151] 18歳人口は令和８年の約111万人から2040年に約74万人へと約３割の減少が見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）（出生低位・死亡低位）」に基づく。）。なお、令和７年度の大学数は812校。
[152] 地域展開に係る指導者や生徒の移動手段の確保等を含む。
[153] ＡＩの活用を含む英語教育、特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を伸ばす教育の充実を含む。
[154] スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに相談できる環境の整備や、校内外教育支援センターの設置促進等、教育機会の確保を進めることを含む。また、夜間中学の全国的な設置等を促進する。
[155] 修学旅行や部活動を含む、学校外で行われる学校教育活動に係る安全の推進を含む。また、当該活動における政治的中立性の確保の重要性について学校設置者や学校等に引き続き周知する。さらに、地域住民や保護者、地域の関係機関等と連携した持続可能な学校安全を確保するセーフティプロモーションスクールの取組を推進する。スクールバスの活用を含む通学時の安全対策を推進する。
[156] 令和12年度までの研究開発投資目標（政府：60兆円、官民：180兆円）。
[157] 国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保を含む。

あわせて、運営費交付金の拡充等により国研の研究開発基盤の強化を図る。また、ムーンショット型研究開発（より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発）の推進による重要技術領域への支援の充実を図る。

科研費の全面基金化に向けた取組を速やかに推進し、研究者の煩雑な事務負担を軽減し、研究時間を確保する。先端研究施設[158]・設備等の整備・共用・高度化を促進する。ＡＩを科学研究に適用し、新たな発見や理解を加速する「AI for Science」を推進する。

大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援に取り組む。

ＡＩ等の最先端の科学技術を学ぶ機会の継続的な提供等、女子中高生の理工系進路選択に向けた産学官・地域一体での取組や、ライフイベントに関わらず研究が継続できるよう若手女性研究者への支援等を促進する。

（３）戦略的な社会資本整備の推進

「強い経済」の実現には、危機管理投資・成長投資を支える社会資本を戦略的に整備することが重要である。

社会資本の整備に不可欠な建設産業における、フィジカルＡＩの導入を始めとする生産性の向上や、賃上げ等の処遇改善、多様な人材の確保・活躍環境の整備等を通じ、地域のインフラの整備力を強化する。中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、効率的・重点的な取組を進める。「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和８年改定版）」[159]に基づき官民連携投資等を促進する。公共事業評価について、費用便益比等に過度に依拠せず、国家戦略、防災・減災、国土強靱化、地域の命と暮らしを守る基盤機能等を踏まえた総合評価へ見直すとともに、近年の金利状況等を踏まえ社会的割引率を見直す。

（４）持続可能な地方行財政基盤の強化

人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して[160]、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。

地方制度調査会の調査審議を踏まえ、国・都道府県・市町村の役割分担の新たな考え方、

---

158 大型放射光施設 SPring-8、NanoTerasu、富岳ＮＥＸＴ等を含む。
159 令和８年６月11日民間資金等活用事業推進会議決定。
160 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。

大都市地域における行政体制等について検討する。また、地方公共団体間の連携や広域リージョン連携を強化する。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に沿って、自治体ＡＸ／ＤＸ、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化、標準準拠システムへの移行・運用最適化を進める。改正行政書士法[161]を踏まえ、適切な対応を図る。

地方からの提案を踏まえつつ、行政サービスの生産性を高めるための改革を進める。

４．計画推進のための取組の強化

「責任ある積極財政」を実効あるものとするためには、必要な危機管理投資・成長投資を確保しつつ、歳出の質を高め、財政の持続可能性と市場の信認を確保することが不可欠である。このため、これまで経済・財政一体改革推進委員会が担ってきた改革の進捗管理・点検機能を発展させ、「責任ある積極財政」の下で、単年度の予算配分や形式的な進捗管理にとどまらない、歳出改革、危機管理投資・成長投資、政策効果、財政指標を一体的に点検する新たな枠組みに再編・高度化する。

この新たな枠組みにおいては、重要政策の着実な実行に向けて、本基本方針に盛り込まれた「成長戦略」、「地域未来戦略」、予算編成の抜本見直し、社会保障と税の一体改革等、国民生活の基盤となる中長期の重要政策について、経済財政諮問会議の下で毎年度進捗を点検する。

各分野の改革の進捗については、各推進主体が、政策の内容や進捗段階に応じて、危機管理投資・成長投資の実行状況、民間投資誘発効果、供給力強化、制度改革の進捗、ＫＰＩの達成状況、財政指標への影響等を継続的に点検する。本章に示した中長期の重要施策については、歳出改革だけでなく、中長期的な成長効果、国民生活への波及等の観点から点検を行い、各施策について、目的、対象、成果指標、実績データ、費用対効果を明確化し、政策効果を継続的に把握する。また、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」を通じ、補助金等が歳出に見合う社会的価値を生んでいるのか等の視点で政策の費用対効果を検証し、歳出改革に取り組むほか、ガイドライン[162]改正など官民ファンドの効果的な活用や収益改善に向けた取組を進める。

中長期の経済財政試算[163]については、「責任ある積極財政」の前提、政策効果、リスクを国民や市場に分かりやすく示す基盤として位置付け、半年ごとの試算公表時に、計画が目指す経済・財政の姿の実現に向けた道筋を確認し、危機管理投資・成長投資等の民間投資、潜在成長率、名目ＧＤＰ、経済成長率、税収や債務残高対ＧＤＰ比等の指標が、これまでの想定に沿って進捗しているか分析し、適切なマクロ経済財政運営を行う。

また、日本成長戦略会議による、「成長戦略」の政策効果のミクロ・マクロでの実績把握、検証等も踏まえつつ、中長期の経済財政試算において、投資、経済成長、税収等の関係の

---

[161] 行政書士法の一部を改正する法律（令和７年法律第65号）では、デジタル化を踏まえた行政書士の使命・職責規定の創設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の明確化等が行われた。
[162] 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年９月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定、令和４年12月21日一部改正）。
[163] 「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）。

より整合的な把握など、分析手法・モデルの不断の改善を進める。

こうした点検を踏まえ、本計画全体について、経済財政諮問会議において、原則として５年ごとに包括的な検証を行うこととし、経済・物価・金利・税収動向、政策効果、財政指標の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直す。

これらの取組により、メリハリある資源配分を実現するなど、「強い経済」と「財政の持続可能性」を実現することで、市場の信認を確保しつつ、国民が政策効果を実感できるよう、本計画を推進する。

以上の点検を進めるに当たり、ＥＢＰＭを単なる事後評価や歳出削減の手段にとどめず、予算編成、執行、点検、翌年度以降の予算への反映を一体として進めるツールとして活用する。また、経済学、財政、金融、データサイエンス、産業政策等の専門性を有する政府内外の人材を積極的に活用し、政策効果分析、費用対効果分析、データ分析を担う政府内の能力を強化する。あわせて、リアルタイムデータや高頻度データの活用を進め、経済の実態把握の精度を高める。こうした分析の前提や政策効果の考え方を分かりやすく示し、経済財政諮問会議における議論や点検、検証に活用する。

防災、科学技術、重要なインフラ等の分野の点検に当たっては、費用便益分析だけでなく、国家機能の維持、供給力の維持、戦略的自律性の観点も重視するほか、国民生活の視点からは、関連する基本計画等でのＫＰＩの設定など、日本社会に根差したWell-being実現に向けた取組を広げ、国際的な議論への貢献や発信[164]を行う。

これらの取組により、「責任ある積極財政」を単なる理念にとどめず、成長力の強化、国民生活の安心、財政の持続可能性を一体で実現する政策運営として具体化する。

[164] 令和10年に日本で開催を予定しているＯＥＣＤ Well-being世界フォーラムの場などを活用。

第４章　当面の経済財政運営と令和９年度予算編成に向けた考え方

１．現下の経済情勢と当面の経済財政運営について

政府は、物価高、世界経済の不確実性、地政学リスク、金融資本市場の変動、自然災害等のリスクに機動的に対応しつつ、デフレに後戻りしない「成長型経済」への移行を確実なものとする。

我が国経済の現状をみると、2025年度の名目ＧＤＰは４％超の増加となり、物価高に押されながらも実質ＧＤＰは0.8%増加した。世界経済を取り巻く環境が大きく変動する中、企業所得は堅調に推移、雇用者所得も名目・実質共に増加しており、所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の循環が生まれつつある。

しかし、中東情勢を始めとして、我が国経済の先行きに大きな影響をもたらし得る海外のリスク要因は引き続き存在し、同時に、少子化と人口減少といった国内の構造的な課題も残っており、「成長型経済」への本格的な移行には、更なる取組強化が必要である。

当面の経済財政運営については、令和８年度予算に加え、リスクの最小化の観点から万全の対応を図るものとして編成した令和８年度補正予算を、情勢の変化に応じて適切かつ機動的に執行する。民需の下支えを図ると同時に、今般の中東情勢に対し、代替調達や必要に応じた備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。引き続き、我が国の経済・物価に与える影響を分析し、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずる。

こうした当面の経済財政運営は「強い経済」の実現を目指しており、そのためにも「安定的な物価上昇」の実現に資する適切な金融政策運営を伴うことが非常に重要である。日本銀行には、日本銀行法第４条及び政府・日本銀行の共同声明の趣旨に沿って政府と緊密に連携し、賃金と物価の好循環を確認しつつ、２％の物価安定目標の持続的・安定的な実現に向けて適切な金融政策運営を行うことを期待する。

２．新たな予算編成の在り方と令和９年度の基本方針

政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和９年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

その上で、事業別フルコスト情報も活用しつつ、ＰＤＣＡやＥＢＰＭに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化する。

なお、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保等の観点から、医療、介護、保育、福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。前年度の予算措置額に関わらず、真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けることなく、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。その際、成長力の強化に資する有効な政策アイデアと必要な予算を、前例にとらわれず、諸外国と伍して国際競争に打ち勝つことも念頭に置きつつ、概算要求に盛り込む。

補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずる。

令和９年度予算編成においては、上記を踏まえ各府省庁において適切に概算要求を行う。予算編成過程において、本基本方針に沿った歳出・歳入両面の取組の具体化、『「強く豊かな日本」投資枠』の具体化、補正予算と当初予算の区分の考え方の明確化とともに、長期投資に必要な予見可能性と柔軟で効率的な資金管理の観点から、投資の性質に応じて適切な手段を活用しつつ、「予算措置は原則３年以内」とする現行ルールの不適用も含めた基金ルールの抜本的な見直しを行う。危機管理投資・成長投資を始めとする『「強く豊かな日本」投資枠』については、「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。その規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する。その上で、歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。

経済財政諮問会議において、本節（予算編成の基本方針）を踏まえた取組について検証・評価を行うとともに、年後半において、令和９年度予算への反映状況や経済見通しを始めとする経済社会情勢の変化などを踏まえ、予算編成の基本方針について必要な改定を行う。

さらに、こうした新たな予算編成の在り方により令和９年度予算を編成した上で、その成果を踏まえ、更なる改善に向けた検討を行っていく。

令和８年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　16,541 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和５年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

４．集計労働者　33,528 人
（うち、令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者は 27,828 人（83.0%））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和８年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和８年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和８年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和６年度分、令和７年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和８年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和８年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和７年６月分、令和８年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和７年６月分、令和８年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和７年６月分、令和８年６月分〕

6．利用上の注意

（1）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（2）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（3）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（4）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	52.3	0.8	25.5	21.3	100.0	49.5	0.4	34.9	15.2	100.0	51.2	1.4	24.7	22.8	100.0	58.3	0.2	22.6	18.9
B	100.0	51.8	0.3	26.1	21.7	100.0	50.5	0.1	22.4	27.0	100.0	52.0	0.5	23.9	23.6	100.0	69.0	0.0	13.7	17.3
C	100.0	55.9	0.6	20.7	22.9	100.0	49.8	0.4	17.2	32.6	100.0	54.9	0.3	21.4	23.4	100.0	63.3	1.2	16.2	19.3
計	100.0	52.5	0.5	25.2	21.7	100.0	50.0	0.3	27.1	22.7	100.0	52.1	0.8	23.8	23.3	100.0	63.1	0.2	18.4	18.3
R7年	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	40.3	0.5	29.3	29.9	100.0	38.1	0.9	44.8	16.3	100.0	72.8	0.4	7.4	19.4	100.0	53.8	1.6	21.3	23.2
B	100.0	34.7	0.0	41.3	24.0	100.0	44.0	0.3	34.9	20.8	100.0	74.9	0.6	8.5	16.0	100.0	44.9	0.2	37.7	17.2
C	100.0	46.2	0.0	27.7	26.0	100.0	46.4	0.6	27.4	25.6	100.0	76.6	0.3	9.2	13.8	100.0	56.6	2.5	22.4	18.5
計	100.0	38.5	0.2	34.8	26.5	100.0	41.9	0.6	38.0	19.5	100.0	74.2	0.5	8.1	17.2	100.0	49.7	1.0	29.8	19.5
R7年	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R7年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.2%	3.0%	4.6%	0.57	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.9%	3.2%	5.8%	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
R７年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数	第１・四分位数（Q１）	中位数（Q２）	第３・四分位数（Q３）	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.0%	0.63	1.3%	3.0%	5.3%	0.67	1.5%	2.8%	5.0%	0.63	1.5%	3.4%	4.8%	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
R７年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
男女計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
男	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	-0.5	-1.1	1,907	1,926	1.0	-0.3	1,941	1,912	-1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	-0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
	計	1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	-0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
女	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
	計	1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
一般パート計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性		産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
就業形態		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
ランク		Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年	Ｒ７年６月	Ｒ８年６月		Ｒ７年
計	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
男	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
女	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
一般	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
パート	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
	計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9

（資料注）第４表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク		１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
			変わらない	早　い	遅　い	その他
A		100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B		100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C		100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計		100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
	R7年	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R7年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R7年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和７年	令和８年
40.2	41.1

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和７年	令和８年
男性	41.3	41.3
女性	58.7	58.7

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和６年度	令和７年度
247.4	247.1

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②　※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③　※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

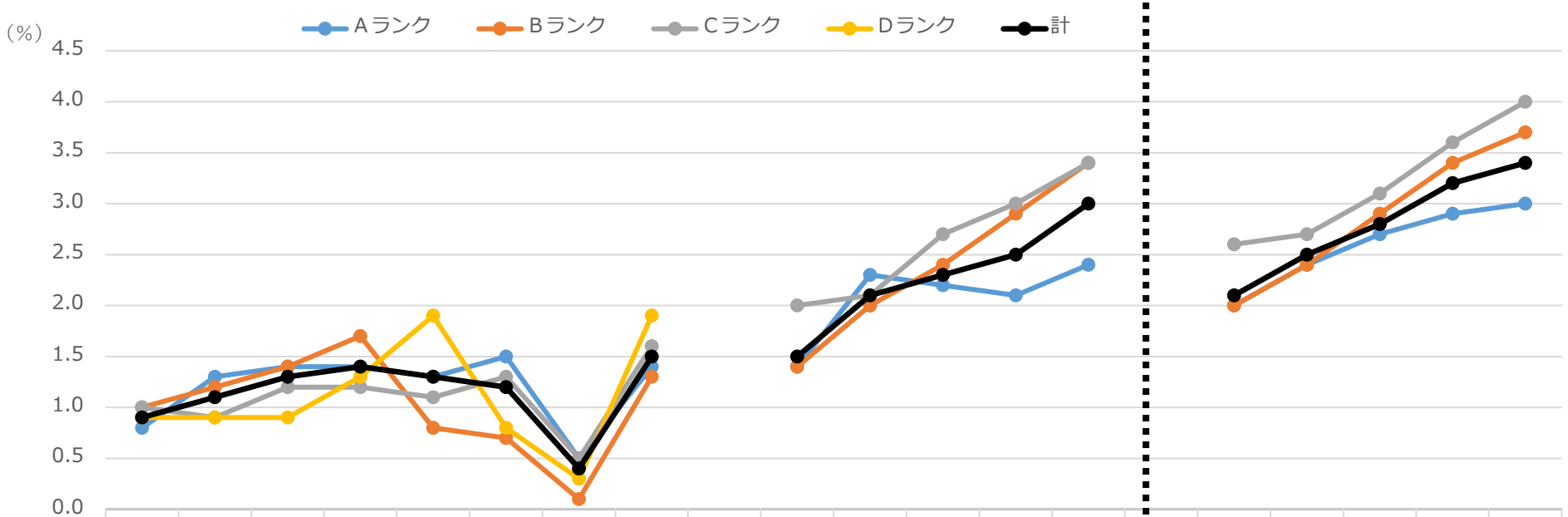

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025	2026		2022組替集計	2023	2024	2025	2026
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1	2.4		2.0	2.4	2.7	2.9	3.0
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9	3.4		2.0	2.4	2.9	3.4	3.7
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0	3.4		2.6	2.7	3.1	3.6	4.0
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9												
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5	3.0		2.1	2.5	2.8	3.2	3.4

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

資料№６

地域別最低賃金に関する基礎調査結果（特性値-抜粋-）の推移
（地域別最低賃金改正の推移）

地域別最低賃金	合　計						規模別															
							1～９人						１０～２９人						３０～９９人					
	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
人　　数	701,491	622,740	596,233	678,267	679,051	685,281	272,698	237,203	216,589	248,196	251,878	257,342	379,158	336,572	331,359	379,455	373,982	375,419	49,635	48,964	48,286	50,616	53,192	52,520
時間当平均賃金額	1,415	1,485	1,435	1,523	1,598	1,642	1,445	1,574	1,447	1,555	1,624	1,626	1,374	1,400	1,425	1,474	1,560	1,623	1,554	1,647	1,450	1,728	1,742	1,854
第1・二十分位数	925	953	984	1,026	1,076	1,140	925	953	984	1,026	1,076	1,140	930	953	984	1,026	1,076	1,140	925	970	986	1,062	1,080	1,140
第1・十分位数	930	960	990	1,030	1,080	1,140	930	960	990	1,030	1,080	1,140	930	958	990	1,030	1,080	1,140	925	970	1,000	1,124	1,100	1,155
第1・四分位数	980	1,000	1,015	1,100	1,120	1,178	993	1,000	1,010	1,100	1,130	1,200	980	988	1,010	1,100	1,110	1,160	1,052	1,200	1,084	1,255	1,187	1,235
中　位　数	1,150	1,206	1,200	1,267	1,311	1,379	1,200	1,250	1,204	1,309	1,302	1,398	1,100	1,148	1,160	1,220	1,300	1,338	1,441	1,518	1,305	1,553	1,638	1,580
最低賃金	953	984	1,026	1,076	1,140		953	984	1,026	1,076	1,140		953	984	1,026	1,076	1,140		953	984	1,026	1,076	1,140	

＊分位数・中位数・・・・賃金額の低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて４分の１の順位に当たる数値を当該分布の第１・四分位数、同様に２分の１の順位（即ち中央）に当たる数値を当該分布の中位数という。

資料№７

令和８年千葉県最低賃金改定の影響率

（基礎調査 総括表（1）地域最賃適用全産業-抜粋-）

	時間当り所定内賃金額	労働者数（影響率）
	1,139 - 1,139	16,040 (2.3)
現行	1,140 - 1,140	105,107 (15.3)
+1円	1,141 - 1,141	105,605 (15.4)
+2円	1,142 - 1,142	106,463 (15.5)
+3円	1,143 - 1,143	107,440 (15.7)
+4円	1,144 - 1,144	107,444 (15.7)
+5円	1,145 - 1,145	110,770 (16.2)
+6円	1,146 - 1,146	110,874 (16.2)
+7円	1,147 - 1,147	111,266 (16.2)
+8円	1,148 - 1,148	111,837 (16.3)
+9円	1,149 - 1,149	111,847 (16.3)
+10円	1,150 - 1,150	140,215 (20.5)
+11円	1,151 - 1,151	140,224 (20.5)
+12円	1,152 - 1,152	140,234 (20.5)
+13円	1,153 - 1,153	140,989 (20.6)
+14円	1,154 - 1,154	141,228 (20.6)
+15円	1,155 - 1,155	143,023 (20.9)
+16円	1,156 - 1,156	144,301 (21.1)
+17円	1,157 - 1,157	144,517 (21.1)
+18円	1,158 - 1,158	144,539 (21.1)
+19円	1,159 - 1,159	145,596 (21.2)
+20円	1,160 - 1,160	157,251 (22.9)
+21円	1,161 - 1,161	157,944 (23.0)
+22円	1,162 - 1,162	157,944 (23.0)
+23円	1,163 - 1,163	158,217 (23.1)
+24円	1,164 - 1,164	158,221 (23.1)
+25円	1,165 - 1,165	159,708 (23.3)
+26円	1,166 - 1,166	160,404 (23.4)
+27円	1,167 - 1,167	160,504 (23.4)
+28円	1,168 - 1,168	161,402 (23.6)
+29円	1,169 - 1,169	161,597 (23.6)
+30円	1,170 - 1,170	167,901 (24.5)
+31円	1,171 - 1,171	167,914 (24.5)
+32円	1,172 - 1,172	168,566 (24.6)
+33円	1,173 - 1,173	168,577 (24.6)
+34円	1,174 - 1,174	168,820 (24.6)
+35円	1,175 - 1,175	169,910 (24.8)
+36円	1,176 - 1,176	170,027 (24.8)
+37円	1,177 - 1,177	170,145 (24.8)
+38円	1,178 - 1,178	172,156 (25.1)
+39円	1,179 - 1,179	172,177 (25.1)
+40円	1,180 - 1,180	179,760 (26.2)
+41円	1,181 - 1,181	180,767 (26.4)
+42円	1,182 - 1,182	180,890 (26.4)
+43円	1,183 - 1,183	180,911 (26.4)
+44円	1,184 - 1,184	181,294 (26.5)
+45円	1,185 - 1,185	182,444 (26.6)
+46円	1,186 - 1,186	183,008 (26.7)
+47円	1,187 - 1,187	183,670 (26.8)
+48円	1,188 - 1,188	183,852 (26.8)
+49円	1,189 - 1,189	183,856 (26.8)
+50円	1,190 - 1,190	189,172 (27.6)
+51円	1,191 - 1,191	189,327 (27.6)
+52円	1,192 - 1,192	189,505 (27.7)
+53円	1,193 - 1,193	189,873 (27.7)
+54円	1,194 - 1,194	189,881 (27.7)
+55円	1,195 - 1,195	190,759 (27.8)
+56円	1,196 - 1,196	190,883 (27.9)
+57円	1,197 - 1,197	191,010 (27.9)
+58円	1,198 - 1,198	192,798 (28.1)
+59円	1,199 - 1,199	192,804 (28.1)
+60円	1,200 - 1,200	229,802 (33.5)
+61円	1,201 - 1,201	230,219 (33.6)
+62円	1,202 - 1,202	230,749 (33.7)
+63円	1,203 - 1,203	230,949 (33.7)
+64円	1,204 - 1,204	231,216 (33.7)
+65円	1,205 - 1,205	233,100 (34.0)
+66円	1,206 - 1,206	233,355 (34.1)
+67円	1,207 - 1,207	233,360 (34.1)
+68円	1,208 - 1,208	234,065 (34.2)
+69円	1,209 - 1,209	234,074 (34.2)
+70円	1,210 - 1,210	235,234 (34.3)
+71円	1,211 - 1,211	235,486 (34.4)
+72円	1,212 - 1,212	236,231 (34.5)
+73円	1,213 - 1,213	236,234 (34.5)
+74円	1,214 - 1,214	236,631 (34.5)
+75円	1,215 - 1,215	236,987 (34.6)
+76円	1,216 - 1,216	236,987 (34.6)
+77円	1,217 - 1,217	237,257 (34.6)
+78円	1,218 - 1,218	237,432 (34.6)
+79円	1,219 - 1,219	238,027 (34.7)
+80円	1,220 - 1,220	243,693 (35.6)
+81円	1,221 - 1,221	243,790 (35.6)
+82円	1,222 - 1,222	244,199 (35.6)
+83円	1,223 - 1,223	244,390 (35.7)
+84円	1,224 - 1,224	244,500 (35.7)
+85円	1,225 - 1,225	245,228 (35.8)
+86円	1,226 - 1,226	245,324 (35.8)
+87円	1,227 - 1,227	245,490 (35.8)
+88円	1,228 - 1,228	245,951 (35.9)
+89円	1,229 - 1,229	245,957 (35.9)
+90円	1,230 - 1,230	247,677 (36.1)
+91円	1,231 - 1,231	247,801 (36.2)
+92円	1,232 - 1,232	247,991 (36.2)
+93円	1,233 - 1,233	248,180 (36.2)
+94円	1,234 - 1,234	248,290 (36.2)
+95円	1,235 - 1,235	249,678 (36.4)
+96円	1,236 - 1,236	250,895 (36.6)
+97円	1,237 - 1,237	251,122 (36.6)
+98円	1,238 - 1,238	251,122 (36.6)
+99円	1,239 - 1,239	251,240 (36.7)
+100円	1,240 - 1,240	255,739 (37.3)
+101～109円	1,241 - 1,249	257,369 (37.6)
+110～119円	1,250 - 1,259	276,236 (40.3)
+120～129円	1,260 - 1,269	280,029 (40.9)
+130～139円	1,270 - 1,279	284,216 (41.5)
+140～149円	1,280 - 1,289	288,171 (42.1)
+150～159円	1,290 - 1,299	293,214 (42.8)
+160～259円	1,300 - 1,399	351,394 (51.3)
+260～359円	1,400 - 1,499	400,068 (58.4)
+360～459円	1,500 - 1,599	441,864 (64.5)
+460～559円	1,600 - 1,699	475,190 (69.3)
+560～659円	1,700 - 1,799	504,805 (73.7)
+660～759円	1,800 - 1,899	530,217 (77.4)

資料№８

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1　地域別最低賃金

(1)　件　　名　千葉県最低賃金

(2)　最低賃金額　時間額１,076 円

(3)　発　効　日　令和６年 10 月１日

2　生活保護水準

(1)比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2)対象年度

令和６年度

(3)生活保護水準

生活扶助基準(第１類費＋第２類費（冬期加算を除く）＋特例加算＋経過的加算＋冬期加算＋期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額　**109,528 円**

3　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の(2)に掲げる金額の１か月換算額（注）と上記２の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

（注）千葉県最低賃金１か月換算額

1,076 円（千葉県最低賃金）×173.8（１か月平均法定労働時間数）

×0.824（可処分所得の総所得に対する比率※）＝**154,095 円**

※　0.824 は、秋田県の令和６年度最低賃金額 951 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

資料No.3

生活保護と最低賃金

単位：円

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

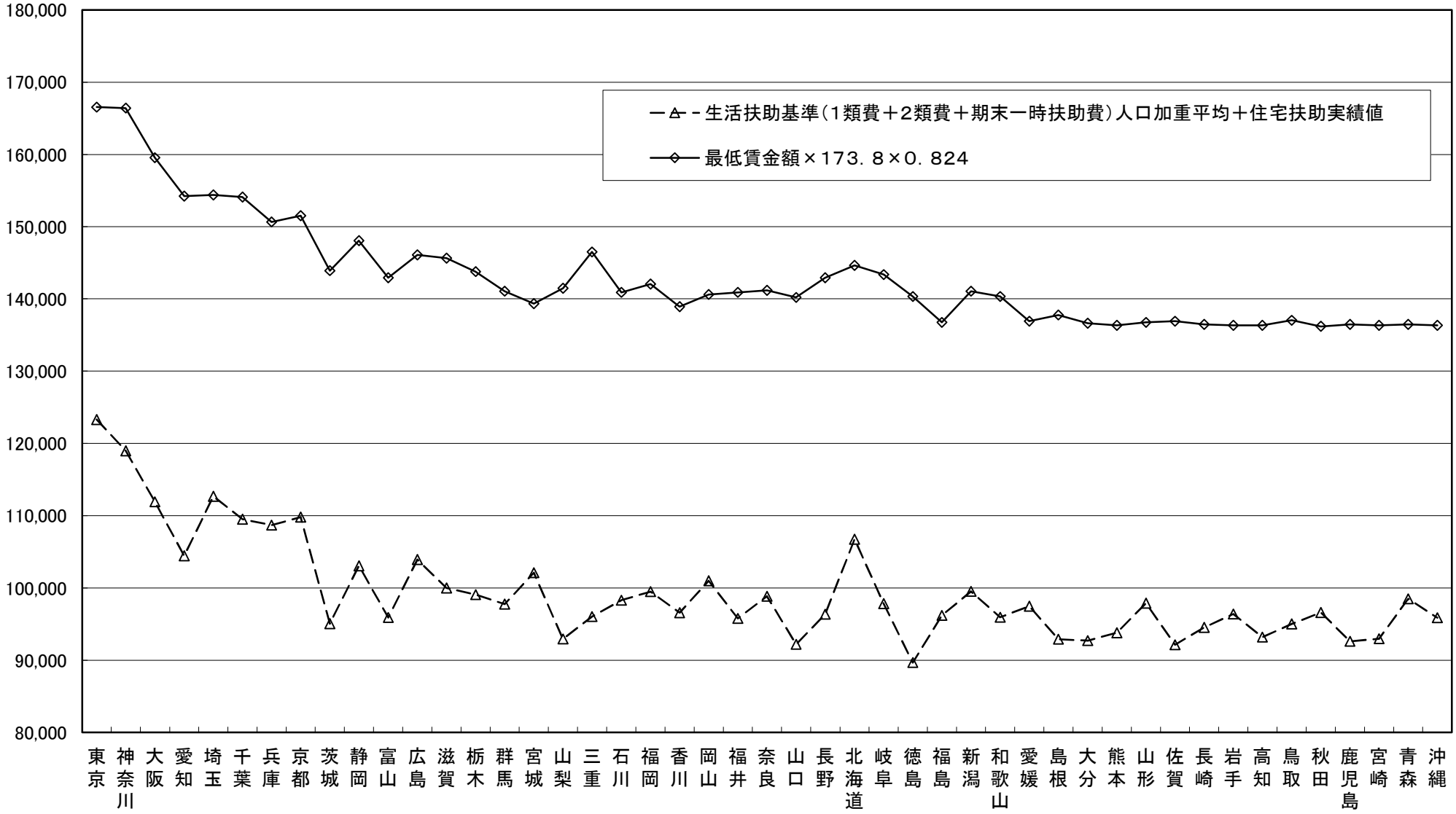

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

2025年度最低賃金
改定額反映

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

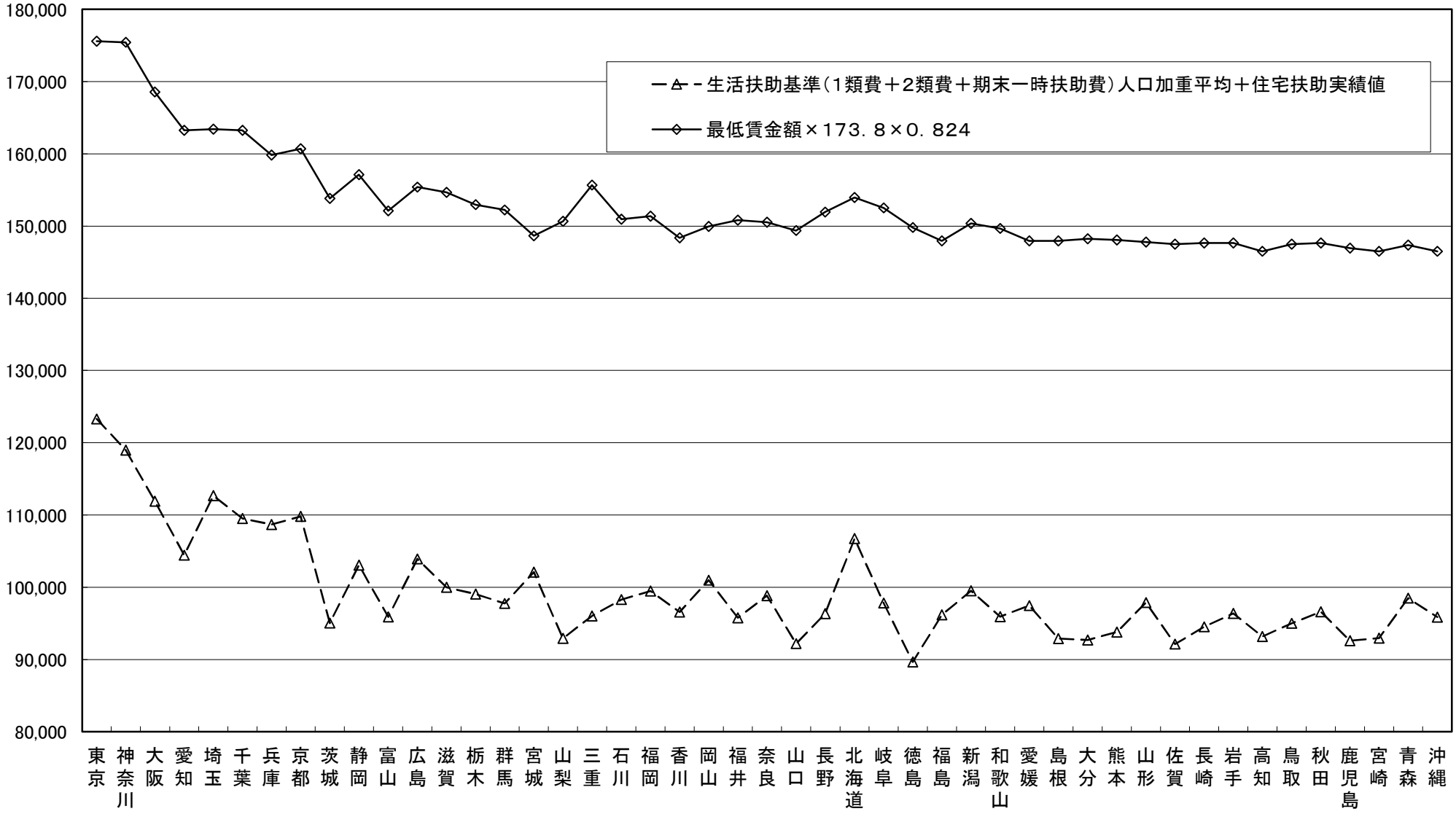

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものである。
注4）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。
なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2024年度データに基づく乖離額（A）	2025年度地域別最低賃金引上げ額（B）	最新の乖離額（C）（＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額（D）	乖離の変動額（E）（＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率の変動（0.807→0.824）による影響額（e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△265	65	△330	△250	△80	△65	△16	0	1
青森	△265	76	△341	△251	△90	△76	△14	0	0
岩手	△279	79	△358	△266	△92	△79	△14	0	1
宮城	△260	65	△325	△246	△79	△65	△15	0	1
秋田	△276	80	△356	△264	△93	△80	△14	0	2
山形	△272	77	△349	△258	△91	△77	△14	0	1
福島	△283	78	△361	△274	△87	△78	△14	0	5
茨城	△341	69	△410	△328	△82	△69	△14	0	1
栃木	△312	64	△376	△299	△78	△64	△15	0	1
群馬	△302	78	△380	△289	△92	△78	△14	0	1
埼玉	△291	63	△354	△276	△78	△63	△17	0	1
千葉	△311	64	△375	△295	△80	△64	△16	0	0
東京	△302	63	△365	△286	△79	△63	△18	0	2
神奈川	△331	63	△394	△315	△79	△63	△17	0	1
新潟	△290	65	△355	△278	△78	△65	△15	0	2
富山	△328	64	△392	△318	△74	△64	△14	0	4
石川	△298	70	△368	△283	△84	△70	△14	0	0
福井	△315	69	△384	△303	△81	△69	△14	0	2
山梨	△339	64	△403	△324	△79	△64	△14	0	△1
長野	△325	63	△388	△313	△76	△63	△14	0	1
岐阜	△318	64	△382	△305	△77	△64	△14	0	1
静岡	△314	63	△377	△301	△76	△63	△15	0	2
愛知	△348	63	△411	△333	△78	△63	△15	0	0
三重	△352	64	△416	△338	△78	△64	△14	0	0
滋賀	△319	63	△382	△307	△74	△63	△15	0	3
京都	△291	64	△355	△276	△79	△64	△16	0	1
大阪	△332	63	△395	△316	△79	△63	△16	0	0
兵庫	△293	64	△357	△279	△78	△64	△16	0	2
奈良	△296	65	△361	△282	△79	△65	△15	0	0
和歌山	△310	65	△375	△297	△78	△65	△14	0	1
鳥取	△294	73	△367	△278	△88	△73	△14	0	△1
島根	△313	71	△384	△301	△83	△71	△14	0	2
岡山	△277	65	△342	△264	△78	△65	△15	0	2
広島	△294	65	△359	△280	△80	△65	△15	0	1
山口	△335	64	△399	△322	△77	△64	△14	0	0
徳島	△354	66	△420	△341	△79	△66	△13	0	1
香川	△296	66	△362	△281	△81	△66	△14	0	△1
愛媛	△275	77	△352	△263	△90	△77	△14	0	2
高知	△301	71	△372	△289	△84	△71	△14	0	1
福岡	△297	65	△362	△284	△79	△65	△15	0	1
佐賀	△313	74	△387	△301	△85	△74	△14	0	2
長崎	△293	78	△371	△281	△90	△78	△14	0	2
熊本	△297	82	△379	△285	△94	△82	△14	0	1
大分	△307	81	△388	△293	△95	△81	△14	0	0
宮崎	△303	71	△374	△291	△83	△71	△14	0	2
鹿児島	△306	73	△379	△294	△86	△73	△14	0	1
沖縄	△283	71	△354	△268	△86	△71	△14	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

千葉県における特定最低賃金の申出一覧表（令和8年度）

1. 決定

特定最低賃金の件名	申出者	適用される労働者数（A）	※① 1/2	申出者が代表する労働者数（人）				申出組合数	(a) 労働協約等の賃金の最低額（円）	(b) 現在の特賃額（円）	申出ケース
				（B）	（B）／（A）	労働協約	その他				
総合スーパーマーケット	千葉県小売産業別最賃労組連絡会議	12,953	6,477	10,456	80.7%	10,456		1	1,185		労働協約

※ 適用される労働者数（A)について、次頁「総合スーパーマーケットの適用使用者数及び適用労働者数について」参照

2. 改正決定

特定最低賃金の件名	申出者	適用される労働者数（A）	※② 1/3	申出者が代表する労働者数（人）				申出組合数	(a) 労働協約等の賃金の最低額（円）	(b) 現在の特賃額（円）	申出ケース
				（B）	（B）／（A）	労働協約	その他				
調味料製造業	日本食品関連産業労働組合総連合会千葉地区協議会	3,062	1,021	1,210	39.5%	429	781	5	1,140	889	公正競争
鉄鋼業	基幹労連千葉県本部	16,511	5,504	7,890	47.8%	7,890		15	1,348	1,210	労働協約
一般機械器具製造業	JAM東京千葉　千葉県連ほか2団体	14,940	4,980	4,396	29.4%		4,396	21	1,180	922	公正競争
電気機械器具製造業	全日本電機･電子･情報関連産業労働組合連合会千葉地方協議会ほか1団体	13,138	4,379	4,832	36.8%	4,832		17	1,265	1,169	労働協約
精密機械器具製造業	JAM東京千葉 千葉県連絡会	2,521	840	760	30.1%		760	3	1,169	887	公正競争
各種商品小売業	千葉県小売産業別最賃労組連絡会議	16,207	5,402	10,456	64.5%	10,456		1	1,185	848	労働協約
自動車（新車）小売業	自動車総連千葉地方協議会	11,118	3,706	4,749	42.7%		4,749	6	1,142	922	公正競争

※① 新しく決定する場合の申出の要件：基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること。

※② 改正する場合の申出の要件：
（労働協約ケース）基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること。
（公正競争ケース）適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

総合スーパーマーケットの適用使用者数及び適用労働者数の推算について

1. 改正または新設の申出要件に関して

事務局にて経済産業省が公表している『**経済センサス-活動調査**』を根拠として、適用使用者数及び労働者数を推算。

※ 現在の『経済センサス-活動調査』は令和3年度調査。

2. 経済センサス‐活動調査を母集団とした労働者数などの推算

		適用使用者数（人）	適用労働者数（人）（年齢、業務等による適用除外労働者数）
旧 産業分類 I561 百貨店，総合スーパー		70	13,558 （2,412）
	新 産業分類 I5611 百貨店	センサスによる推算はできない	センサスによる推算はできない
	新 産業分類 I5621 **総合スーパーマーケット**	センサスによる推算はできない	センサスによる推算はできない

3. 経済センサス‐活動調査による推算が出来ないため

上記2で推算した人数から事務局で把握した百貨店の人数を控除し推算

		適用使用者数（人）	適用労働者数（人）（年齢、業務等による適用除外労働者数）
旧 産業分類 I561 百貨店，総合スーパー **（経済センサス A）**		70	13,558 （2,412）
	新 産業分類 I5611 百貨店（**事務局で把握した数 B**）	3	605 （107）
	新 産業分類 I5621 **総合スーパーマーケット （A-B）**	**67**	**12，953** **（2，305）**

千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係　(単位:円)

(過去20年)

	千葉県最低賃金額	引上げ額(A)	目安額(B)	引上げ額と目安額との差(A-B)
平成17年	682	4	3	1
平成18年	687	5	4	1
平成19年	706	19	19	0
平成20年	723	17	15	2
平成21年	728	5	5	0
平成22年	744	16	10	6
平成23年	748	4	4	0
平成24年	756	8	6	2
平成25年	777	21	19	2
平成26年	798	21	19	2
平成27年	817	19	19	0
平成28年	842	25	25	0
平成29年	868	26	26	0
平成30年	895	27	27	0
令和元年	923	28	28	0
令和2年	925	2	示されない	2
令和3年	953	28	28	0
令和4年	984	31	31	0
令和5年	1,026	42	41	1
令和6年	1,076	50	50	0
令和7年	1,140	64	63	1

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（全国と千葉県）

	最低賃金額（円）	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最低賃金未満労働者の状況		
		監督実施事業場数（件）	最賃支払義務違反事業場数（件）	違反率	適用される最低賃金額を知っている	金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている	最低賃金が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数（人）	最低賃金未満労働者数（人）	最低賃金未満労働者数の比率
平成28年度	823	12,925	1,715	13.3%	39.4%	51.7%	8.9%	166,570	5,590	3.4%
	842	206	54	26.2%	37.0%	55.6%	7.4%	2,414	206	8.5%
平成29年度	848	15,413	2,166	14.1%	41.8%	52.3%	5.9%	196,039	6,853	3.5%
	868	195	54	27.7%	37.0%	57.4%	5.6%	2,610	210	8.0%
平成30年度	874	15,602	1,985	12.7%	47.3%	48.2%	4.6%	195,606	6,386	3.3%
	895	200	42	21.0%	35.7%	57.1%	7.1%	2,426	156	6.4%
令和元年度	901	15,671	2,145	13.7%	52.4%	42.6%	5.0%	198,108	7,213	3.6%
	923	202	49	24.3%	53.1%	44.9%	2.0%	2,542	239	9.4%
令和2年度（※）	902	9,308	751	8.1%	53.0%	41.0%	6.0%	96,730	1,680	1.7%
	925	23	12	52.2%	50.0%	33.3%	16.7%	268	53	19.8%
令和3年度	930	14,965	1,607	10.7%	56.2%	36.7%	7.1%	164,525	4,389	2.7%
	953	199	40	20.1%	40.0%	52.5%	7.5%	1,864	133	7.1%
令和4年度	961	15,105	1,558	10.3%	59.6%	35.2%	5.2%	163,175	3,786	2.3%
	984	192	31	16.1%	51.6%	35.5%	12.9%	2,675	154	5.8%
令和5年度	1,004	15,485	1,633	10.5%	61.9%	32.2%	5.9%	173,558	4,053	2.3%
	1,026	198	35	17.7%	60.0%	31.4%	8.6%	2,517	154	6.1%
令和6年度	1,055	20,281	2,034	10.0%	64.7%	30.0%	5.4%	220,060	4,756	2.2%
	1,076	292	67	22.9%	62.7%	29.9%	7.5%	4,131	194	4.7%
令和7年度	1,121	20,685	2,063	10.0%	69.8%	25.4%	4.8%	223,187	5,021	2.2%
	1,140	295	50	16.9%	64.0%	28.0%	8.0%	3,356	143	4.3%

上段：全国計　最低賃金額は加重平均額
下段：千葉計

※　緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

資料№12

千葉県最低賃金(引上率・影響率）の推移

年度	時間額(円)	採決状況	引上率	影響率
平成13年度	676 （＋4円）	▲	0.60%	0.51%
平成14年度	677 （＋1円）	●	0.15%	1.45%
平成15年度	677 （据え置き）	▲	0%	0.60%
平成16年度	678 （＋1円）	⦿	0.15%	0.57%
平成17年度	682 （＋4円）	●	0.59%	0.74%
平成18年度	687 （＋5円）	⦿	0.73%	1.07%
平成19年度	706 （＋19円）	●	2.77%	1.26%
平成20年度	723 （＋17円）	●	2.41%	1.27%
平成21年度	728 （＋5円）	●	0.70%	0.87%
平成22年度	744 （＋16円）	●	2.20%	3.49%
平成23年度	748 （＋4円）	○	0.54%	0.93%
平成24年度	756 （＋8円）	●	1.07%	2.14%
平成25年度	777 （＋21円）	●	2.78%	3.9%
平成26年度	798 （＋21円）	●	2.70%	3.9%
平成27年度	817 （＋19円）	○	2.38%	9.5%
平成28年度	842 （＋25円）	●	3.06%	8.7%
平成29年度	868 （＋26円）	●	3.09%	11.3%
平成30年度	895 （＋27円）	●	3.11%	12.3%
令和元年度	923 （＋28円）	●	3.13%	13.9%
令和２年度	925 （＋2円）	○	0.22%	4.2%
令和３年度	953 （＋28円）	⦿ 使用者棄権１	3.03%	19.6%
令和４年度	984 （＋31円）	●	3.26%	21.3%
令和５年度	1,026（＋42円）	●	4.27%	27.5%
令和６年度	1,076（＋50円）	○	4.87%	19.0%
令和７年度	1,140（＋64円）	●	5.95%	29.2%

○全会一致
●全使側反対
▲全労側反対
⦿使側一部反対

千葉地方最低賃金審議会　事業場視察概要報告（令和８年７月１４日実施）

１　視察先

介護施設：サービス付き高齢者向け住宅

（訪問介護・通所介護（デイサービス）・居宅介護支援）（船橋市所在）

２　業種

介護事業

事業場従業員数４９名　　正社員２６名、パート２３名

３　適用最低賃金

千葉最低賃金　時間額１，１４０円

４　視察参加委員

公益委員　　村上会長、大越委員

労働者委員　　中島委員、田中委員、髙野委員、戸田委員、

使用者委員　　本村委員、坂元委員

５　面接者

使用者側　　本社１名、施設支配人１名

労働者側　　訪問介護サービス提供責任者１名

（経験１６年、固定給）

介護ヘルパー１名（経験１０年、固定給）

パート労働者（清掃）１名（時給）

生活相談員１名（経験１０年、固定給）

６　視察内容

事業概要等について

使用者及び労働者からのヒアリング

事業場内視察（デイサービス、コンシェルジュ待機室、お風呂、居宅部屋等）

【使用者からの意見】

・年間売上約２億２千万円、従業員は４９名、人件費は７５％となっている。介護事業全体としては、人件費が８割を占めている。

・正社員２６名、その他２３名は時給制で勤務している。

・最低賃金を意識している。東京都最低賃金を意識して設定している。入浴介護であれば時給１，８００円程度、洗濯支援であれば１，３００円程度である。

・春闘の影響を受けて毎年４月に賃金改定を実施し、４月に昇給実施をしている。１０月に追加で賃金改定を行うこともある。

・人件費負担が大きいことから、生産性を向上するためにロボットや見守りセンサーの導入も考えるが、入居者の自由度を奪うことになるので、当施設では難しい。人を減らすとサービス品質が維持できなくなる。

・処遇改善加算２２％支給している。清掃職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）は対象外であったが少し払えるようになってきている。

・物価高やエネルギー高の影響は受けている。特にデイサービスは車送迎であるため、ガソリンを使用することが一番影響を受ける。昨年、入居者負担の食費を値上げした。９年目で初めてであった。

・介護保険制度の上限額があり、介護報酬で収入が決まるため、大幅な増収、価格転換は難しい。

・高齢者住宅や介護施設が増加しているため、価格競争と人材確保の両立が課題である。

・東京都では独自に介護職員や介護支援専門員に対して居住支援特別手当を支給して介護保険サービス事業所を支援する住宅支援制度がある。このように事業者向け助成制度の拡充を求める。

・賃金を上げることも考えなければならない。退職者の補充ができない状況から、８月、９月の内定者が入職するまでの間は、介護職向けのスポットワークサービスを利用している。

【労働者からの意見】

・介護業務は、事務職より体力を使う仕事であるわりに賃金が低いと感じている。

・増員を求めているものの、応募者が少ないと聞いている。
短時間勤務を希望する応募者がほとんどであるようだ。

・最低賃金が上がっても、物価上昇が早く生活が楽になっている実感はない。

・介護業務の内容は地域によって大きく変わらないにもかかわらず、地域間で最低賃金に差があることに疑問を感じる。

・重度者と軽度者との間で介護負担に差があるかという点については、全然ないとは言えない。また、夜勤は看護師がいないため、急変対応は救急車要請となるため大変である。

・介護業務は大変であり、賃金額も十分とは言えないが、自宅から勤務地が近いことや、資格・経験を活かせること、介護業務へのやりがいなどを理由に勤務を継続している。